

なぜ基礎自治体の政策システムの機能性に差異が生じたのか

松山大学大学院社会学研究科 博士後期課程

氏 名 : 大久保 武

目次

| | |
|---|-----------|
| 序章 研究の目的と意義 | 4 |
| 第1章 戦後地方自治制度発展から見た行政格差 | 8 |
| 第1節 行政格差とは何か | 8 |
| 第2節 中央集権体制下に置かれ続けた終戦後の基礎自治体 | 10 |
| 第3節 1960年代を機に発展の過程が分岐した基礎自治体 | 14 |
| 第4節 革新自治体退潮の背景に何があったのか | 17 |
| 第5節 1980年代以降の基礎自治体をめぐる動向 | 21 |
| 第6節 第1章の結論 | 22 |
| 第2章 基礎自治体の政策システム機能性の差異 | 25 |
| 第1節 基礎自治体の公共政策の枠組み | 25 |
| 第2節 基礎自治体のパフォーマンス測定に関する考察 | 28 |
| 第3節 代表的な政策システムの基礎理論 | 32 |
| 第4節 政策システムの事例から特徴を整理 | 38 |
| (1) 政策システムへの二つのインプット | 38 |
| (2) 政策への変換とアウトプット | 40 |
| (3) 政策システムからのフィードバック・ループ | 41 |
| 第5節 「支持 support」の本質 | 42 |
| 第6節 筆者が描く基礎自治体の政策システム | 44 |
| 第7節 第2章の結論 | 46 |
| 第3章 政策システムの機能性と「環境インプット」の関係性 | 48 |
| 第1節 調査対象とする基礎自治体 | 48 |
| (1) 東海地方（静岡県、愛知県、三重県、岐阜県） | 49 |
| (2) 近畿地方（大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県） | 49 |
| (3) 中国・四国・九州地方 | 50 |
| 第2節 政策システムの機能性を測定 | 52 |
| (1) 組織運営規範 34.5点満点 | 53 |
| (2) 透明化政策 34.5点満点 | 56 |
| (3) 効率化政策 32点満点 | 58 |
| 第3節 「環境インプット」の傾向を可視化する観点 | 63 |
| 第4節 政策システムの機能性と「環境インプット」の関連 | 72 |
| (1) 東海地方（静岡県、愛知県、三重県、岐阜県） | 74 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (2) 近畿地方（大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県） | 80 |
| (3) 中国・四国・九州地方 | 86 |
| (4) 第4節まとめ | 92 |
| 第5節 第3章の結論 | 95 |

第4章 事例検証を通じた政策システムの機能性の考察 97

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第1節 岐阜県多治見市と静岡県島田市の比較検証 | 97 |
| (1) 両市の比較検証のポイント | 97 |
| (2) 両市の概要 | 98 |
| (3) 両市の代表的な政策とその背景 | 102 |
| (4) 両市の住民構成の特徴 | 108 |
| (5) 両市の住民の投票行動とその背景 | 111 |
| (6) 両市の比較検証のまとめ | 116 |
| 第2節 大阪府箕面市と大阪府門真市の比較検証 | 119 |
| (1) 両市の比較検証のポイント | 119 |
| (2) 両市の概要 | 119 |
| (3) 両市の代表的な政策とその背景 | 124 |
| (4) 両市の住民構成の特徴 | 131 |
| (5) 両市の住民の投票行動とその背景 | 134 |
| (6) 両市の比較検証のまとめ | 144 |
| 第3節 政策システムの機能性調査から見えてきたポイント（第4章の結論） | 147 |
| (1) 基礎自治体の政策システムの機能性の差異の存在 | 147 |
| (2) トップダウン方式による自治体政策の限界 | 149 |
| (3) 市民活動活性化による公共的ガバナンス成熟の重要性 | 151 |

終章 これからの基礎自治体を持つべき視点 153

資料編 158

参考文献一覧 185

統計資料一覧 189

序章 研究の目的と意義

1999年7月の市町村合併特例法改正を機に始まった平成の大合併が、10年もの長い期間を経て、2010年3月31日に終了した。平成の大合併によってわが国の基礎自治体の数は、1999年と比較して約半数となる1727へと再編された。平成の大合併は、政府主導による半強制的な合併手法が用いられ、基礎自治体は半ば自らの意向とは関係なく、合併を選択せざるを得なくなることが特徴であった。この平成の大合併で政府が目的として強調してきたポイントは、「1.分権時代に向けた自治の受け皿としての基盤強化」と「2.財政難に伴う地方行政改革」の2点である。しかし、このような理想的な目的を掲げたとしても、当時はバブル崩壊後の財政難が深刻さを増していた社会環境からも推察できるとおり、実際のところは基礎自治体を取り巻く厳しい財政状況が基礎自治体を合併の道へと追い込み、自治の受け皿としての基盤強化というもう一つの目標は二の次とされる傾向を生み出していたのである。

このように、本来は平成の大合併の目的の一つとして掲げられていた自治体規模の拡大による自治の受け皿としての基盤強化であったが、当時の政府は自治体規模の拡大と自治の受け皿としての基盤強化との関係について、どのように考えていたのだろうか。この点については、2000年6月に小泉内閣のもと発表された「今後の経済財政運営および経済社会の構造改革に関する基本方針（以下「骨太の方針」）」¹から読み取ることが可能である。骨太の方針第4章3によると、「人口数千の団体と数十万の団体が同じように行行政サービスを担うという仕組みを見直し、団体規模等に応じて仕事や責任を変える仕組みをさらに検討する」としている。つまり、基礎自治体の人口規模によって異なる行政サービスの差別化を肯定した上で、受け皿となる基礎自治体の自立能力を向上させていくため、すみやかな市町村の再編を促すべきだとしているのである。以上の流れから当時の政府の考え方を推察すると、基礎自治体の規模を拡大することが基礎自治体の財政力強化のみならず自治の受け皿としての基盤強化へと繋がるものとして考え、平成の大合併を推進する道を選択したということになるのである。

当時の政府は、このような考え方のもとで平成の大合併を推進したが、基礎自治体の規模を拡大することと、自治の受け皿としての基盤を強化することの双方は、本当に相関関係にあると言えるのだろうか。筆者がこの研究を通じて得た結論はNoである。

ここで、基礎自治体の規模拡大と自治の受け皿としての基盤強化の双方が相関関係にならないことについて少し触れておきたい。図序-1は、日本経済新聞社と産業地域研究所が行っている「全国市区の行政比較調査」²について、それぞれの調査年度における全国トップに位置付けられた基礎自治体と、逆に最下位に位置付けられた基礎自治体の間に存在する偏差値の差を示したものである。この調査は、主に行政改革に関する指標に特化しているという特徴を有している。本論文中でも触れているが、当該調査は比較的多くの研究者が基

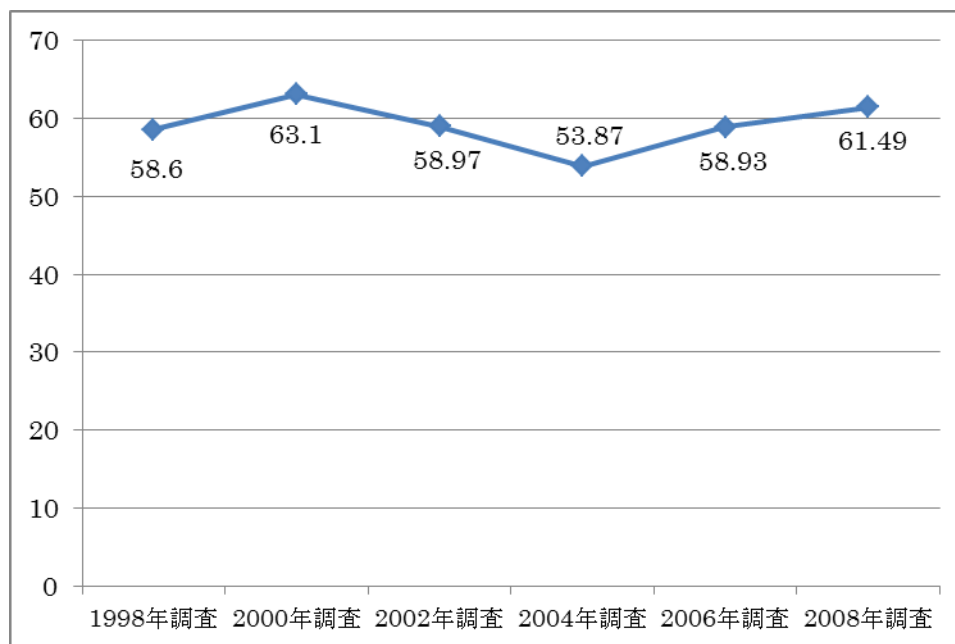
¹ 「今後の経済財政運営および経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」閣議決定（2001.6.26）

² 日本経済新聞社と産業地域研究所が2年に1度実施している調査。行政革新度の調査項目は、①透明度②効率化・活性化度③市民参加度④利便度の4つの要素に分けて計78項目の指標にて全体評価を行い、偏差値として数値化している。

礎自治体のパフォーマンス測定を行う上で活用しており、全国の基礎自治体に対する長期に渡った継続調査を行っている貴重なデータとして評価されている。したがって、筆者は本論文においても、基礎自治体の動向をとりまとめた貴重な資料として活用することとしている。

図序-1によると、地方分権一括法が施行された2000年以降、全国トップに位置付けられた基礎自治体と最下位に位置付けられた基礎自治体との間の偏差値の差は、わずかな数値ではあるが、一貫して縮小傾向を示していたことが理解できる。しかし、平成の大合併のピークを越えた2006年以降を見ても、全国トップに位置付けられた基礎自治体と最下位に位置付けられた基礎自治体との間の偏差値の差は再び拡大し、2008年には61.49と2000年当時と同じ水準まで差が広がっていることが理解できる。2008年の調査では、全国で最も上位となった東京都三鷹市の偏差値87.99、最も下位となった北海道赤平市の偏差値26.50との間に、実に61.49もの差が開いているのである。

図 序-1 基礎自治体間の能力差の推移



出所：「全国市区の行政サービス調査 行政革新度(下)」『日経グローバル』No. 114,
日本経済新聞社・産業地域研究所, 2008年, pp43
※調査年ごとに、全国トップに位置付けられた基礎自治体と最下位に位置付けられた
基礎自治体との間の偏差値の差を算出

このような結果が得られたことについて、どのように受け止めればいいのか。平成の大合併のピークが過ぎ去った直後の2006年の基礎自治体が合併直後の混乱状態にあったことを想像すると、2006年の全国トップに位置付けられた基礎自治体と最下位に位置付けられた基礎自治体との間の偏差値の差が拡大したことについて、一定程度の理解を示すことも可能である。しかし、その2年後の2008年を見ても、2006年と比較して全国トップに位置付けられた基礎自治体と最下位に位置付けられた基礎自治体との間の偏差値の

差が拡大していることが理解できる。これらの事実は、平成の大合併のピークであった 2004 年から 2008 年まで連続して基礎自治体間の能力差が拡大し続けている可能性があることを証明している。つまり、平成の大合併によって基礎自治体の規模が拡大して基礎自治体の基盤強化が促進され、基礎自治体の能力差の縮小へと繋がるという当時の政府の考え方に対し、疑問を抱かざるを得なくなるのである。本論文に先立って筆者があえて言っておきたいことは、財政的な基盤強化の見地を除き、単に基礎自治体の規模を拡大することが、自治の受け皿としての基礎自治体の基盤強化に繋がるとは言い難いのである。

ここまでの流れから、筆者が本論文を通じて明らかにすべき課題が 2 点浮上してくる。1 点目は、基礎自治体の間に存在する自治の受け皿としての能力差は、どのような形で存在するのかという点である。この点について筆者は、それぞれの基礎自治体が自らの政策課題を解消するために有している機能である政策システムの機能性に着目した。政策システムは、基礎自治体の人口規模や財政規模に関係なく、全ての基礎自治体が有している機能である。この政策システムの機能性について、人口規模や財政規模などの諸条件が同一である基礎自治体同士を比較して政策システムの機能性に差異が見られるようであれば、それが基礎自治体の間に存在する自治の受け皿としての能力差ということになる。この点に関する詳しい内容は、第 1 章および第 2 章を中心に論じていきたい。

2 点目は、基礎自治体間に存在する自治の受け皿としての能力差は、何を理由に存在するのかという点である。ここで、松下圭一や佐々木信夫など、戦後地方自治制度の確立から今日分権改革への流れを研究する地方自治学者の先行研究から、革新自治体が台頭した 1970 年前後を契機に、基礎自治体の行政格差が拡大したのではないかとこの点に気づかされる。彼らが指摘する 1970 年前後に生じた行政格差の拡大が、筆者が指摘する現代における基礎自治体間の政策システムの機能性の差異へと繋がっているのであれば、わが国の基礎自治体の間には、実に 50 年もの長期に渡り、政策システムの機能性に差異が生じていることになる。この点について筆者は、イタリア地方政府の公共政策におけるパフォーマンスを比較分析し、共同体主義の伝統がない地域では政治の改革は深まらないと指摘したロバート・D・パットナム(Robert D. Putnam)による調査研究を参照している。パットナムは、たとえ公式の諸制度、資源、相対価格、個々人の選好が同じ二つの社会でもパフォーマンスに関しては差異が永遠に無くならない二つの社会を生み出す可能性があるとした「経路依存性 (Path Dependence)」の理論を提唱している。パットナムは、1970 年代以降のイタリア州政府のパフォーマンスの差異の起源を 11 世紀まで遡って検証している。わが国の地方自治制度は第二次世界大戦前後で大きく変化するなど、パットナムによるイタリア州政府の調査研究をそのままわが国へ当てはめることは難しい。しかし、パットナムが用いた手法は、筆者が仮説を証明する上で重要なヒントとして用いることが可能だと考えている。この点に関する詳しい内容は、第 1 章および第 3 章を中心に論じていきたい。

また、第 4 章では、実際の基礎自治体の比較検証を通じ、第 3 章までの筆者の論述内容について、基礎自治体の実例の中にいかに当てはめることができるかという点を証明していく。

本論文を通じ、基礎自治体の自治の受け皿としての基盤強化を強化するためには、単に自治体規模を拡大するだけで解決へ繋げるのは難しいことを理解いただけるであろう。さらには、自治の受け皿としての基礎自治体の基盤を強化することは、単に優秀なトップリ

ーダーが登場することによって基盤が強化されるような単純なことではなく、長い基礎自治体の歴史の中で市民の意識が成熟し、市民が主体となった社会を形成することがいかに重要であるかという点についてもお気付きいただけるだろう。

本論文は、安易な自治体規模拡大論に対する疑問を提起すると共に、自治の受け皿として基礎自治体の基盤を強化するためには、複雑化する地域情勢の中で、自治体の統治体制のあり方そのものから再考する必要性があることを証明しているのである。

第1章 戦後地方自治制度発展から見た行政格差

1999年7月の市町村合併特例法改正を機に始まった平成の大合併が終了した今日、それぞれの基礎自治体間の行政格差の問題が着目されている。平成の大合併では、自治体規模の拡大による自治の受け皿としての基盤強化が、政府が掲げる合併推進の目的の一つとされていた。しかし、筆者は今日の基礎自治体間の行政格差の問題は、単に自治体規模が拡大すれば解決するという単純なものではないと考えている。また、これまで研究者の間で行われてきた基礎自治体間の行政格差に関する先行研究は、主に財政的な見地からの行政格差を論じるもの³が多く見られる。筆者の考えは、行政格差は決して財政的な見地のみで語れるものではなく、たとえ基礎自治体間の人口規模や財政状況が類似するとしても、個々の基礎自治体が置かれる社会環境からの影響を受けて、政策システムの機能性に差異が生じているのではないかというものである。地方分権改革が進展し、基礎自治体の独自性が問われる機会が多くなった現代では、筆者が指摘する政策システムに着目した基礎自治体間の行政格差こそが、基礎自治体が置かれる状況を的確に把握する上で注目されるべき視点であると考えている。

しかし、地方分権改革がスタートして20年程度しか経過していない今日では、当分野に関する先行研究は決して多いとは言えず、筆者が指摘する政策システムに着目した基礎自治体間の行政格差を主張する研究者は決して多くない。本論文で筆者が進めようとする研究内容は、基礎自治体間に存在する行政格差の存在を証明した上で、その背景を明確にしようとするものである。

第1章では、第1節で筆者が指摘する基礎自治体間の行政格差とは何かを説明する。第2節では、主に終戦直後に中央集権体制下へ置かれ続けた基礎自治体のあり方について考察する。第3節では、革新自治体が登場し始めた1960年代の基礎自治体を巡る動きについて考察する。第4節では、革新自治体が退潮した背景から現代の基礎自治体が置かれる状況を考察した上で、行政格差がどのように生じたのかという背景を考察する。第5節では、1980年代以降の基礎自治体がどのような状況に置かれているのかを考察する。

第1節 行政格差とは何か

行政格差を論じる際に参照すべき論者として、戦後地方自治制度発展の過程を研究し、1960年代を機に基礎自治体の行政格差が拡大したと指摘する松下圭一や佐々木信夫などの地方自治学者があげられる。果たして、彼らはいかなる視点から基礎自治体間の行政格差の拡大を指摘したのだろうか。彼らに共通するポイントは、1960年代から1970年代に一部の基礎自治体で発生した市民レベルからの民主主義確立や自治体の自己改革の動きが、全国の基礎自治体間の行政格差を拡大させるきっかけになったという点である。

松下圭一は、1960年代以降に国の通達や補助金などに頼らず自己革新の成果を積み上げてきた自治体を「先駆自治体」、1960年代以降も明治期からの国への依存体質が続く自治体を「居眠り自治体」として区別し、両者には追いつかないほどの行政格差が存在すると指

³ 例えば日本都市センター(2008)『自治体における財政格差の諸相』日本都市センター

摘している(松下 1996 ,P158-168)。また、松下は「先駆自治体」の条件として、①わが自治体の政策・計画の構想を基準に、国の通達・補助金から許認可・行政指導などに頼らず、一步距離を置いてこれらを批判・選択しうる自治体であること、②市民に開かれた自治体であること、③政策・制度の開発ができる創意・責任のある自治体であること、の三点を掲げている(松下 1996 ,P86-95)。1960年代以降のわが国において、これらの「先駆自治体」としての条件を満たす代表的な存在として着目されるのが、1960年代の地方自治の特徴となった革新自治体である。革新自治体が誕生した背景は、当然ながら個々の基礎自治体によって異なるものである。それらの革新自治体の中でも、特に市民運動の発展を機に誕生した大都市近郊の基礎自治体は、市民が主体となった政策・制度開発に取り組んできた傾向が強い。この点については、特に第4章の事例検証の中で説明していくが、それぞれの革新自治体が誕生した背景を分析することで、革新自治体の中でも「先駆自治体」として位置付けることが可能となる基礎自治体と、革新勢力の退潮によって再び保守勢力の流れに巻き込まれていった基礎自治体に分類することが可能である。したがって、松下の定義する「先駆自治体」と革新自治体の存在とを全く同一のものとして整理することは難しい。しかし、当時の革新自治体の中には、他の基礎自治体と比較して住民ニーズの高まりを受けて先進的な政策に取り組んできた基礎自治体が多く存在していたことから、当時の革新自治体が、松下が示す「先駆自治体」の存在に近かったものとして整理することは可能である。

佐々木信夫は、仮に60万人から1200万人という都道府県間の規模格差、1000人から330万人という市町村規模格差を除いたとしても、個々の自治体の能力が問題となるとして、基礎自治体間の行政格差と自治体規模は相関関係にはないとしている。また、これからの基礎自治体は、地方政府と呼べるような自治体像を構築していくことが課題であり、「政策体⁴」という側面が加わらなければならないとしている(佐々木 1999 ,P43)。

これらの松下圭一と佐々木信夫の視点には共通点が存在する。それは、1960年代を機に発生した基礎自治体間の能力差は自治体の人口規模とは無関係なものであり、先進的な基礎自治体には、市民に開かれて自らの責任のもと新しい政策の開発に取り組むことができる「政策体」としての能力が備わっているというものである。自治体規模の拡大が基礎自治体間の自治能力の格差是正へと繋がらないという筆者の主張は、まさに松下圭一と佐々木信夫の考え方と共感できるものである。

では、1960年代を機に生じた基礎自治体間の行政格差は、今日も引き続き残存しているのだろうか。この点について筆者は、イタリア地方政府の公共政策におけるパフォーマンスを比較分析し、共同体主義の伝統がない地域では政治の改革は深まらないと指摘したロバート・D・パットナム(Robert D. Putnam)の研究を参考としている。パットナムは、1970年代以降のイタリア州政府のパフォーマンスの差異の起源を11世紀まで遡って検証している。パットナムの研究を参考とするにあたり、その前提条件として、イタリアとわが国の基礎自治体では制度発展の性格が異なるため、イタリア地方政府間の比較を行ったパットナムの研究をそのまま当てはめることは難しいという点に注意しなければならない。しかし、パットナムが用いた研究手法自体は、筆者が本論文で行おうとする手法とイメージが

4 中長期の視点から分権時代に対応した足腰の強い政策官庁として目指すべき自治体の姿

似ていることから、重要なヒントとして用いることが可能である。また、たとえ公式の諸制度、資源、相対価格、個々人の選好が同じ二つの社会でもパフォーマンスに関しては差異が永遠に無くならない二つの社会を生み出す可能性があるという「経路依存性 (Path dependence)」の理論は、松下圭一や佐々木信夫が指摘する 1960 年代以降に生じた基礎自治体間の行政格差は、縮小することなく今日まで拡大し続けているという考え方と似通った側面を有している(Robert D. Putnam 2001 ,P177-181,P220-226)。わが国の地方自治制度は第二次世界大戦の前後で大きく制度が変化するなど、パットナムが示す「経路依存性 (Path dependence)」の理論をそのまま当てはめることは難しい。しかし、筆者は、松下圭一や佐々木信夫が指摘する 1960 年代を機に生じたわが国の基礎自治体間の行政格差は、現代の基礎自治体に受け継がれているものとして考えられることから、パットナムの先行研究を大いに参照することが可能となるのである。この点については、主に第 3 章でデータの検証を行った上で、第 4 章で事例検証を用いて証明していくこととなる。詳細については、章を改めて論ずることとしたい。

ここまでの内容から、基礎自治体間の能力差については、松下圭一や佐々木信夫が指摘するように、自治体の人口規模とは関係無く存在するものであることから、同一の人口規模の基礎自治体を比較した場合にも見られるものとして捉えている。また、1960 年代以降の基礎自治体は「政策体」としての側面が問われるようになり、今日に至っては、それらは縮小することなく一層広がり続けていることから、パットナムによる「経路依存性 (Path dependence)」と似通った側面を有していることとなる。したがって、本論文で用いる行政格差の定義については、「同一の人口規模のもとで比較した場合に見られる、長い歴史の中で形成された個々の基礎自治体が置かれる社会環境の影響によって生じる政策システムの機能性の違い」とすることとしたい。

第 2 節 中央集権体制下に置かれ続けた終戦後の基礎自治体

前節では、現代の基礎自治体間の行政格差の原点は、1960 年代を中心とするわが国の地方自治制度発展の過程の中から生じたものであることを説明した。ここからは基礎自治体間に行政格差が生じた背景を詳しく知るため、わが国の戦後地方自治制度発展の過程を考察していく。

わが国の地方自治制度は、戦前・戦後を通じて中央集権体制化を図ろうとする力と、それに反して地域民主化を図ろうとする力が対立することで発展を成し遂げてきた。しかし、第二次世界大戦下に作り上げられた強固な中央集権体制は、戦前の自由民権運動や大正デモクラシー、無産運動などの地方自治の発展をめぐる活動がもたらした地方民主化の流れを一度リセットする形になってしまっているのが実情である。このような理由からも、わが国の地方自治制度発展の過程を見る場合には、第二次世界大戦の前後で分断して考察することが重要となる。本論文では、現代まで残っている基礎自治体の行政格差が第二次世界大戦後の地方自治制度発展の過程から生じたものであることから、第二次世界大戦後を研究対象として考察することとしたい。

第二次世界大戦の終結後、わが国の新しい地方自治の歴史がスタートした。1946 年に公布された日本国憲法には「第八章 地方自治」の規定が設けられ、翌年には地方自治法が制定された。そのような地方自治制度改革が進展することで、市町村長の公選制など一定の

制度が整いつつある反面、地域住民自らが自治体政府をコントロールして主体的に地域課題の解消に向けて取り組むという、本当の意味での地方民主化の動きは決して活発な状況にあるとは言える状況になかった。

では、中央政府が主体となった地方自治制度改革が進む中で、なぜ地方民主化の動きが活発化しなかったのか。わが国の戦後の自治体改革史を研究する鳴海正泰は、戦後わが国の地方民主化が進まなかった理由について、以下の三点の理由を掲げている(鳴海1982 ,P71-130)。一点目の理由としては、戦前から根強く残る中央集権体制を脱することができなかったことがあげられる。戦後改革の中、わが国の特徴である中央から地方末端までの統制体制を是正しようとした連合国軍最高司令官総司令部(以下、「GHQ」と称す)は、戦前の中央集権体制をもう一度再構築しようとした内務省の方針と衝突した。GHQ が地方自治制度改革を進める一方で、当時の内務省は、戦前は市町村に対してだけ行われていた機関委任事務について、その範囲を都道府県まで拡大させるなど、GHQ による地方自治制度改革の抜け穴を探しては、戦前の中央集権体制を復活させようとしたのである。その結果、表向きは地方自治制度改革が進展したようには見えていたものの、中央政府による地方支配体制は実質的に維持されるという奇妙な現象をもたらしたのである。

二点目の理由としては、地方自治の担い手となるべき肝心の地方自治体に財政的な余裕が無く、分権を素直に喜べない状態にあったことがあげられる。表 1-1 は、終戦直後の 1951 年度から 1954 年度までのわが国の基礎自治体における実質赤字状況を示している。表 1-1 によると、1951 年度から 1954 年度までの期間中、あらゆる区分の基礎自治体において赤字額が大幅に上昇している。特に、規模の小さい町村レベルでは、赤字額が実に 9 倍近くまで上昇しているのである。以上の状況からも、終戦直後のわが国では、特に規模の小さい基礎自治体を中心に財政赤字が急拡大したことで、基礎自治体が権限委譲を望むような状況とはなっていなかったことが理解できる。

表 1-1 1951 年度～1954 年度の全国基礎自治体における実質赤字状況 (単位：百万円)

| 区 分 | 1951 年度 | | 1952 年度 | | 1953 年度 | | 1954 年度 | | 赤字額 増加率 |
|------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|------------|
| | 団体数 | 赤字額 | 団体数 | 赤字額 | 団体数 | 赤字額 | 団体数 | 赤字額 | |
| 5 大市 | 4 | 1,311 | 4 | 3,510 | 4 | 4,721 | 4 | 6,625 | 505% |
| 市 | 142 | 5,091 | 201 | 8,838 | 231 | 14,614 | 360 | 21,536 | 423% |
| 町村 | 600 | 1,152 | 2,389 | 3,910 | 1,449 | 4,400 | 1,880 | 10,270 | 891.5% |
| 特別区 | 3 | 15 | 2 | 29 | 1 | 10 | 3 | 42 | 280% |
| 合 計 | 764 | 10,159 | 2,632 | 30,094 | 4,724 | 46,224 | 2,281 | 64,881 | 639% |

出所：『戦後自治体改革史』鳴海正泰, 日本評論社, 1982 年, p192

三点目の理由としては、戦前から組織される町内会・部落会の解散に失敗するなど、地域末端の民主化改革に事実上失敗したことがあげられる。GHQは、1946年4月に行われた戦後初の衆議院議員選挙において、有力者や組織の影響が町内会や部落会を通じて地域末端にまで及んでいる実態を疑問視し、民主化を進めるためにはその根を断ち切る必要があると考えた。そこで、1946年11月には特定の関係者が公職に就くことを禁止する公職追放の

枠組みを町内会長、部落会長にまで拡大させ、さらに、1947年5月にはポツダム政令が公布されたことによって、町内会・部落会を強制的に解散へと追い込んだのである。しかし、それまで町内会や部落会は多くの行政事務を担ってきた事情もあり、町内会・部落会の解散は、これらの行政事務を基礎自治体自らが抱え込む結果へと繋がった。そのため、行政事務を抱え込んだ基礎自治体は、それらを補うことができる何らかの地区組織を必要としていた。その一方で、地域住民は行政の貧弱さを補うため、自らの手で地域の課題を解決する仕組みを必要とした。こうして、皮肉なことに両者の必要性が絡み合うことで、一度は解散へと追い込んだはずの町内会・部落会が復活して存続する結果へと至ったのである。実際のところ、ポツダム政令から3ヶ月後には実に約8割もの町内会が復活しており、GHQによる地域末端の民主化改革が失敗に終わったことを証明している(鳴海1982 ,P131)。

ここで、戦後の地方民主化がどれほど進まなかったのか、当時の人々の投票行動から考察する。表 1-2 は、終戦から約 2 年後の 1947 年 4 月に行われた衆議院選挙および参議院選挙の結果である。表 1-2 からは、両選挙とも無所属を除いて革新勢力である社会党が第一党へと躍進していることが理解できる。

表 1-2 1947 年 4 月に行われた衆議院選挙および参議院選挙における党派別当選者

| | 民主党 | 自由党 | 社会党 | 国協党 | 共産党 | 諸派 | 無所属 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 衆議院 | 121 | 131 | 143 | 29 | 4 | 25 | 13 | 466 |
| 参議院 | 28 | 37 | 47 | 9 | 4 | 12 | 113 | 250 |

出所：『戦後自治体改革史』鳴海正泰, 日本評論社, 1982 年, pp. 70-71 を参考に筆者作成

その一方で、表 1-3 は同じ 1947 年 4 月に行われた第 1 回統一地方選挙における市町村長の党派別当選者の一覧を示している。表 1-3 によると、市長および町村長ともに、無所属の当選者が多くを占めているが、この時代における無所属の当選者の大半は保守系であった(鳴海 1982 ,P75)。表 1-2 と表 1-3 の傾向を比較することで、当時の国政選挙と地方選挙とは正反対の傾向を示していることが理解できる。

表 1-3 1947 年 4 月選挙における市町村長党派別当選者

| | 民主党 | 自由党 | 社会党 | 国協党 | 共産党 | 諸派 | 無所属 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|--------|
| 市長 | 20 | 19 | 9 | | | 7 | 156 | 211 |
| 町村長 | 316 | 360 | 253 | 63 | 11 | 96 | 9,111 | 10,210 |

出所：『戦後自治体改革史』鳴海正泰, 日本評論社, 1982 年, p75

以上の内容から、終戦直後のわが国では地方自治制度改革が進められていたとはいえ、その体質は戦前から続く古い政治構造や官僚制の影響を大きく受け、革新勢力が第一党へと躍進した国政とは反対に、戦前に引き続いて一部の保守系の有力者が、地方政治の舵取り役を握り続けていたのである。つまり、国民は国政レベルでの戦後改革に大きな期待を寄せていた一方で、地方では住民自らが主体的に地方政府をコントロールするような自治意識が芽生える環境にはなかったのである。府県の事例ではあるが、戦後まもなく地方民

主化の流れから府県知事の選出にも公選制が導入されたにもかかわらず、その公選知事を補佐する全国の副知事 48 人のうち、実に半分以上の 25 人が旧内務官僚出身者であったとされている(鳴海 1982 ,P73)。

戦後混乱期の時代に引き続き、1950 年頃から逆コースの時代へと突入する。この時代の特徴は、未だ安定的な基盤が整わない地方自治体へ国からの機関委任事務が次々と押し寄せ、財政難に苦しむ地方自治体を一層窮地へと追い込んだことである。また、機関委任事務と同様に、国庫負担金の増大が地方自治体を浸食していった。1950 年には義務教育費国庫負担金などの一部の補助金が地方財政平衡交付金に吸収されて一般財源化されたものの、1953 年には再び国庫補助金として独立している。そのような状況からも、いかに国が国庫補助金を活用することで地方を中央から統制しようとしていたのかという様子がうかがえる。国が地方を浸食する道具として位置づけることが可能である国庫補助金の総額は、その後も段階的に増え続けているのである。

さらには、当時の米ソ間の緊張拡大や中国・北朝鮮などアジア近隣諸国での共産勢力の台頭などの様変わりする国外情勢の影響を受け、アジアにおける共産勢力の進出を抑制することを目的に、アメリカは占領政策の基本であった非軍事化路線を修正する。このような国際情勢についても、わが国が再び中央集権化を推し進めることに対して追い風となり、1951 年に実施された第二回統一地方選挙では、革新勢力が大幅に後退する結果を招くこととなった。この選挙結果を受け、マッカーサー司令官の後任であるリッジウェイは、1951 年 5 月に占領政策の転換を声明した。このことが事実上、戦後の分権化改革へブレーキをかけることとなった。こうして新中央集権体制化に向けた基礎が構築されたのである。

それからの基礎自治体は、新中央集権体制の構築に向けて、徐々に国の傘下へと組み込まれていった。1952 年には地方自治法が改正され、東京特別区の区長公選制度が廃止された。1953 年からは、市町村の体制強化を目的とした昭和の大合併が開始されるが、実際には行政効率化を目的とした国主導による強引な合併が促進されることとなった。また、全国総合開発計画(全総)による工業化は行政広域化の必要性を高め、全国各地に存在する国の地方出先機関の機能強化へと繋がっていった。それらが進行する中で、地方を統制するための機関委任事務や国庫補助金は、ますます増大していった。

松下圭一は、この時代のわが国の市民は、市民自治という政治の考え方を形作ることができなかったとしている(松下 1996 ,P130)。多くの基礎自治体では有力者が地方政治を支配しており、住民は選挙に対する関心が薄かった。また、各政党のスローガンも、保守・革新ともに地方自治に対する明確な認識が欠けていることから、政党・住民ともに地方民主化に対するアプローチが弱かったといえる。終戦直後から逆コースの時代までは、特別市制度創設の問題など一部の例外を除き、明確な地方自治に対する考え方は形作られてなかったのである。

第3節 1960年代を機に発展の過程が分岐した基礎自治体

60年安保を経て転換期に入り、ようやく地方自治が着目されることとなった。1960年代には急速な都市化に伴い、大都市や周辺都市で公害などの生活環境の悪化や福祉サービス不足の都市問題が発生し、新中間層を中心とする新たな市民運動が出現した。それらの都市では、自由民主党の支持基盤の急速な弱体化や多党化、脱政党化が進み、その動きは地方都市へと広がっていった。

そのような状況の中で行われた1963年の第五回統一地方選挙では、横浜・京都・大阪・北九州などの大都市や地方中核都市で革新首長が誕生した。革新自治体の誕生を研究する横山桂次は、革新自治体誕生の背景には3つの条件が考えられるとしている(横山1990, P3-5)。一点目は、都市問題と環境破壊の深刻化が住民の生活に大きな影響を与えたばかりではなく、その生活すら脅かすまでに至り、これらの問題に対する地域住民の関心が高まらざるをえなかったことである。二点目は、革新首長の「市民本位」「市民との対話」などに示される政治姿勢と、住民の福祉を優先させる施政方針が住民の気持ちをとりえたことである。三点目は、首長選挙における野党共闘が可能となったことで、様々な共闘のパターンを作って勢力を拡大させたことである。

革新自治体は市民運動に起因する爆発的エネルギーを源に、その勢力を全国へと広げていった。1967年には革新都政が誕生することで革新自治をめぐる動きは大衆化し、わが国の地方自治制度は一挙に実践の場へと滑り出た。かつて1947年から1959年の期間にも革新自治体は存在していた。しかし、当時の革新自治体の担い手であった革新首長は、その大半が地方民主化や自治体改革に対する具体的な構想を持っておらず、当時の革新政権の支持基盤であった革新政党や労働組合も、政権を維持するための具体的な方策を有していなかったのである。そのため、1950年代の逆コースの時代への突入に伴い、当時の革新自治体の大半が保守系首長に取って代わられてしまうこととなったのである。

1960年代の革新自治体の登場は、当時の地方自治をめぐる代表的な動きとして取り上げられることが多い。しかし、その情勢を詳しく見てみると、決して革新自治体が当時の地方自治の中心勢力であった訳ではない。この時代の革新勢力は、それ以前と比較して確実に力を増していた。しかし、革新勢力が力を増すその一方で、保守勢力も安定的な勢力を保っていたのである。つまり、保守勢力が力を保ったまま革新勢力が力を増したことで、保守勢力との間の亀裂はより明確となり、保守と革新の二極化による社会的亀裂(cleavage)⁵が強固なものとなったのである。

ここで、革新自治体が出現する前の1950年代における政治構造を考察する。わが国では、1955年に成立した保守系勢力を中心とする「55年体制」が、1993年の細川内閣成立までの38年間もの長期にわたって一貫して政治を支配してきた。終戦直後の冷戦構造を背景に、保守勢力と革新勢力の対立によって生じた社会的亀裂の存在が、長期に渡る安定的な保守政権を支える大きな要因となってきた。図1-1および図1-2は、1940年代後半から1960年代前半までの保守政党と革新政党の支持率の推移を示している。図1-1および図1-2によると、朝鮮戦争が始まった1950年代前半には、保守政党および革新政党ともに支持率が上昇

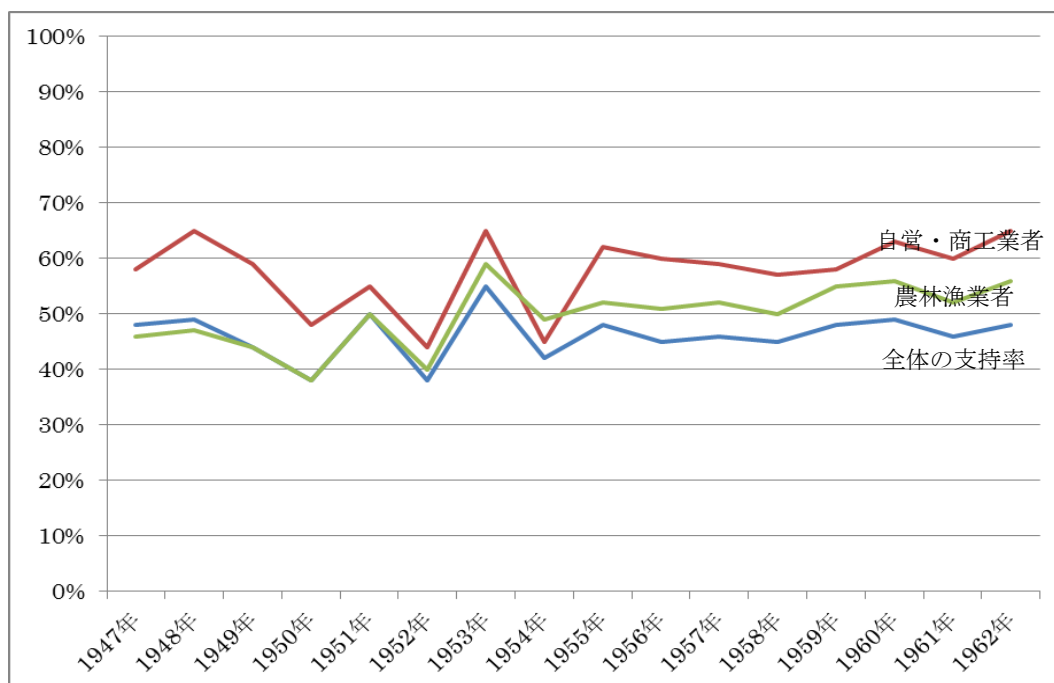
⁵ 利害の異なる集団が併存して生じる亀裂構造。西欧では、階層や宗教などによって集団が形成されるが、日本では保守勢力と革新勢力との間に生じる亀裂を示すことが多い。

している。これは、終戦後の冷戦構造がわが国の政治構造にも影響を与え、保守勢力と革新勢力の対立軸を生じさせ、国民の政治的関心を呼び起こしたことが大きな要因である。1950年代の保守政党の支持率を見てみると、1950年代半ばに一時低下するものの、1960年代まで引き続いて安定的な支持を得ている。中でも、自営・商工業者と農林漁業者農林漁業従事者から圧倒的な支持を受けているのである。これは、戦後改革期に保守政党が中心となって創り出した各種バラマキ諸制度が1950年代に入って機能し始めたことで、政党支持率へ影響を及ぼしたことを示しているということが想定される。

その一方で、産業労働者や給料生活者を主な支持基盤とする革新政党は、1950年代半ばまでは安定的な支持を得ることができなかった。前述したとおり、産炭地など一部地域で革新自治体を登場させるに至る。しかし、その勢力は決して強力なものとは言えず、この時期に誕生した当時の革新自治体は衰退していった。

1950年代半ば以降、大都市部やその周辺地域を中心とする工業化や都市化の影響を受け、革新政党は着実に支持を伸ばしてきた。工業化の進展は、開発拠点地域に多くの労働者層を登場させ、革新政党の支持基盤である労働組合の強化へと繋がった。都市化の進展は、人口が集中した大都市および周辺地域に専門職や事務職を中心とする高学歴の新中間層を増加させ、労働者層と同様に革新政党の支持基盤となった。このような政治構造の変化を受けて誕生したのが、1960年代の革新自治体である。

図 1-1 保守政党支持率の推移 (1947年～1962年)



参考：『～朝日新聞世論調査の30年～日本人の政治意識』朝日新聞社世論調査室，朝日新聞社，1976年を参考に筆者作成，図 1-2 も同じ

図 1-2 革新政党支持率の推移 (1947 年～1962 年)



さて、松下圭一は1960年代以降、自治体としての自己革新を積み上げてきた「先駆自治体」と、明治以来の国依存が続く「居眠り自治体」との間には、行政格差が追いつかないほどに拡大したと指摘している(松下 1996, P48)。松下圭一によると、「先駆自治体」とは、市民参加による自治体計画を基本に自治・分権政治を切り開いていく自治体であるとし、「居眠り自治体」とは、明治以来の官治・集権政治に自らを閉じ込めて国の施策基準どおりに行い、市民に対する責任をとらない自治体を意味するとしており、目が覚めればいつでも「先駆自治体」に変わりうるという意味も含むとしている(松下 1996, P82)。

1960年代前後に革新自治体であった基礎自治体の全てが「先駆自治体」としての要素を有し、その他の基礎自治体の全てが「居眠り自治体」の状態であると言い切ることは難しい。しかし、当時の革新自治体が誕生した背景から推察するに、当時の革新自治体の中には、自らの都市問題の解決を図るために、自治・分権政治を切り開こうとした基礎自治体が存在することは明らかである。1960年代の革新自治体は、松下圭一の言う「先駆自治体」を代表する存在として捉えることが可能であろう。

逆に、1960年代以前の守りの体質を受け継いだ基礎自治体は、1960年代以前の基礎自治体の特徴であった国の下請け機関としての待ちの姿勢の性格を受け継いだ「居眠り自治体」を代表するものとして捉えることが可能であろう。当時の保守勢力と革新勢力との間には社会的亀裂が存在するが、完全には一致しないものの、その境界は革新勢力の台頭によって都市問題を自らの力によって解決しようとする「先駆自治体」と、保守勢力による国依存体質が残る「居眠り自治体」へ二分する境界として捉えることも可能なのである。

第4節 革新自治体退潮の背景に何があったのか

1970年代に入って革新自治体は急激に姿を消していく。わが国は1973年の二度に渡るオイルショックの影響から低成長時代へと転換し、革新自治体をめぐる政治状況が大きく変化したのである。1975年に行われた第8回統一地方選挙では、東京都と大阪府はかろうじて革新知事を維持することができたが、都市部で革新市政がほとんど増加していない。このような選挙情勢からも、それまでの革新自治体を取り巻く状況とは大きく異なっていることが理解できる。

では、なぜ革新自治体は姿を消してしまったのか。革新自治体退潮の背景を研究する大矢野修は、革新自治体退潮の背景は、内部からの要因と外部要因の両面から見ておく必要があるとした上で、内部からの要因と外部要因を次のとおり示している(大矢野2007, P92-107)。

【内部からの要因】

- (1) 革新陣営（社共）の足並みの乱れが露呈した
- (2) 社共両党とも日本の社会構造の変化に体制を合わせることができなかった
- (3) 支持母体かつ圧力団体としての職員労働組合との関係を改善できなかった
- (4) 保革の対立構造がなくなり、保革の「対立」から「競争」の時代に突入した
- (5) 革新自治体が市民から見て珍しい存在ではなくなってきた
- (6) 市民参加の中でより高次の実質をともなった内容が要求されはじめた
- (7) 政権の長期化により後継者問題が浮上した

【外部要因】

- (1) 自由民主党と自治省による革新自治体つぶしが始まった
- (2) 人件費攻撃をはじめ、マスコミによる革新自治体批判が強行われた

出所：「革新自治体時代の終焉 分権改革の礎の時代を振り返る」『都市問題第98巻・第6号』

大矢野修, 東京市政調査会, 2007年, pp. 96-99を参考に筆者作成

上記内容から、革新自治体が退潮した大きな理由として、社会構造の変化などによって、社会党と共産党の地位が低下したことがあげられる。表1-4は、1975年以降に各政党が首長選挙に関与した比率を示している。表1-4によると、1975年以降において社会党と共産党が首長選挙に関与した比率が大きく低下している反面、公明党と民社党が首長選挙に関与した比率が大幅に上昇している。これらの状況から、1975年以降に社会党と共産党の地方政治に対する影響力が低下していたことが理解できる。その一方で、公明党と民社党の地方政治に対する影響力が高まってきたことが理解できる。これらの流れは、まさに地方政治における革新政権の地位低下に繋がったものとして推察することが可能である。

表 1-4 各政党の首長関与率の推移

| | 1975 年 | 1979 年 | 1982 年 | 1983 年 | 1984 年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 社会党 | 65.2% | 51.3% | 42.9% | 39.6% | 38.3% |
| 公明党 | 41.3% | 49.7% | 63.3% | 71.9% | 74.5% |
| 民社党 | 42.6% | 55.0% | 69.1% | 70.7% | 70.3% |
| 共産党 | 42.2% | 31.0% | 24.5% | 20.0% | 18.9% |

出所：『自治体選挙の 30 年』辻山幸宣 今井照 牛山久仁彦, 公人社, 2007 年, p7 より引用

この時代の首長選挙をめぐるもう一つの特徴として、多党型の首長が増加したことがあげられる。表 1-5 は、1975 年以降の政党組み合わせ数別自由民主党相乗り状況の推移を示している。表 1-5 によると、1975 年以降に自由民主党の推薦が無い首長数が減少していると共に、自由民主党相乗りによる首長数が大幅に増加している。つまり、この時代に多党型の首長が増加した背景には、地方政治における自由民主党の相乗り戦略が大きく影響を与えていることになる。

特に、自由民主党との相乗り戦略を用いたのが、この時期に政党関与率を高めた公明党と民社党である。この両党と自由民主党との相乗り戦略は、1980 年代に入って確実に実を結び始め、支持基盤が不安定化した革新自治体の首長を一層窮地へと追いやることとなった。社会党も自由民主党との相乗りによる首長数を増加させてはいるものの、その数は公明党や民社党との相乗りによる首長数と比較して決して多くはない。

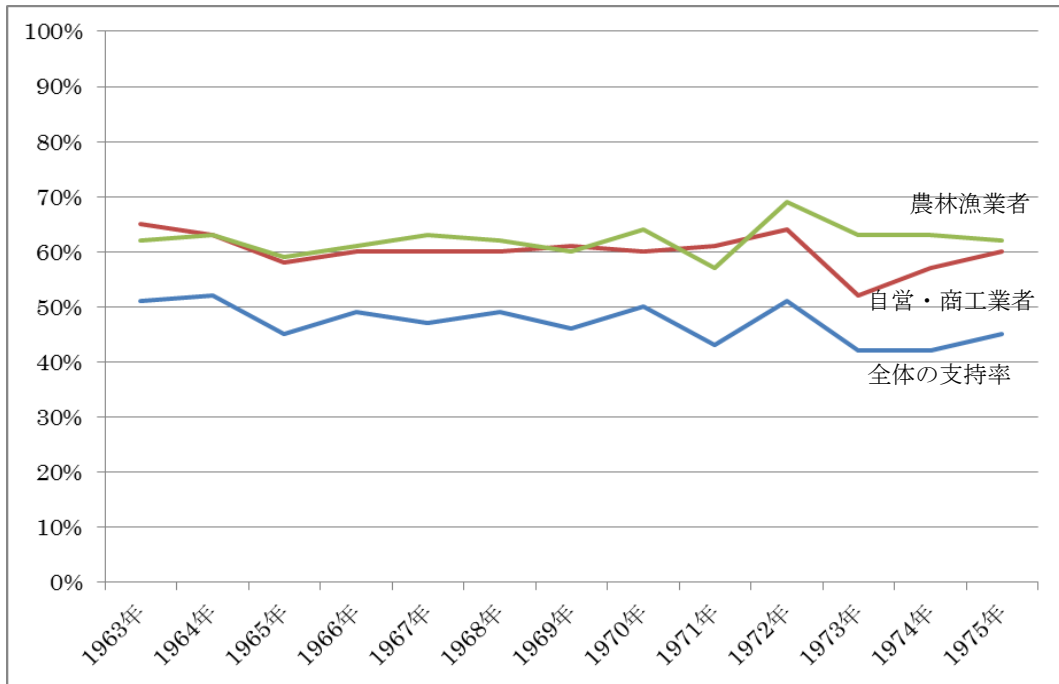
表 1-5 政党組み合わせ数別自由民主党相乗り状況の推移

| | | 1975 年 | 1979 年 | 1982 年 | 1983 年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2 党 | 自民党相乗り | 28 | 60 | 69 | 72 |
| | 自民推薦なし | 71 | 62 | 57 | 47 |
| 3 党 | 自民党相乗り | 5 | 50 | 99 | 131 |
| | 自民推薦なし | 37 | 33 | 31 | 27 |
| 4 党 | 自民党相乗り | 6 | 24 | 42 | 58 |
| | 自民推薦なし | 18 | 11 | 16 | 13 |

出所：同上書, p9

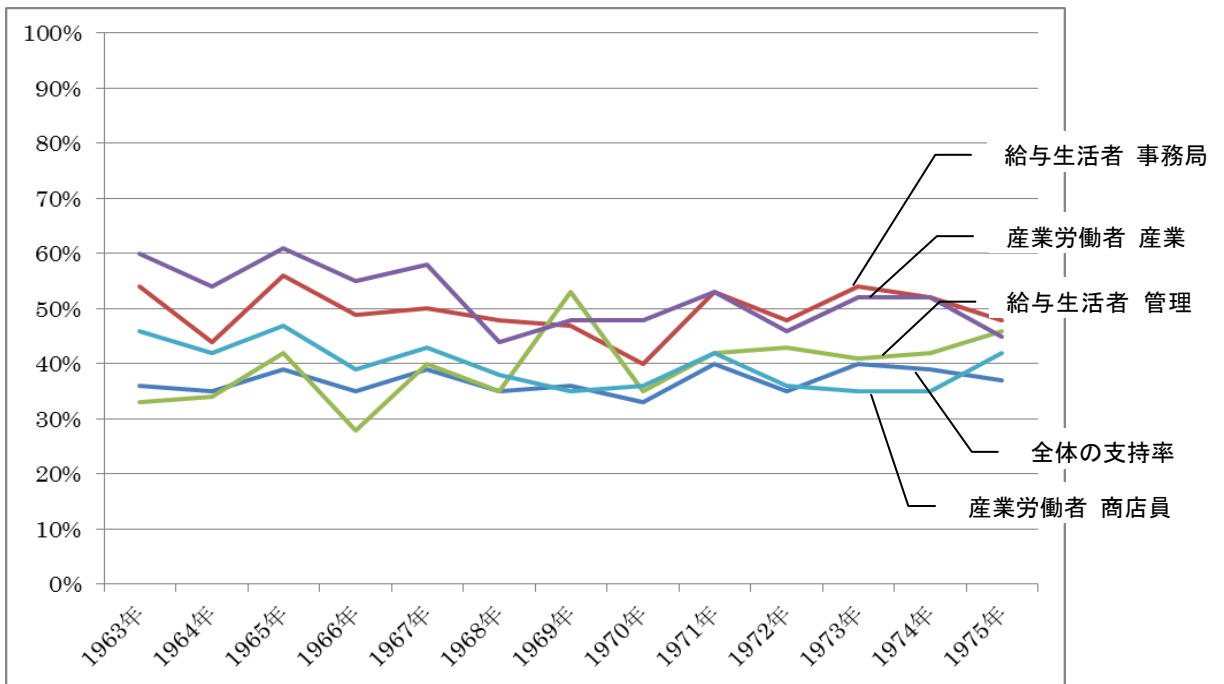
このような状況を背景に、革新自治体は徐々に支持基盤を失っていった。では、この時代の保守政党と革新政党との支持率はどのように推移していたのだろうか。図 1-3 および図 1-4 は、1960 年代半ばから 1970 年代半ばまでの保守政党と革新政党の支持率の推移を示している。図 1-3 および図 1-4 によると、1950 年代前半に勢いのあった保守政党は、支持基盤の中心である旧中間層が工業化・都市化の影響を受けて縮小したとはいえ、自営・商工業者や「農林漁業者」による安定的な支持を受け続けている。その一方で、革新政党は 1960 年代には産業労働者（産業）や給料生活者（事務職）による支持を受けていたが、1970 年前後から支持率が安定していない。特に、産業労働者（産業）は支持率が急低下する傾向にあり、ピーク時の 1965 年と比較し、10 年後の 1975 年には約 15% も下落している。

図 1-3 保守政党支持率の推移 (1963 年～1975 年)



参考：『～朝日新聞世論調査の30年～日本人の政治意識』朝日新聞社世論調査室，朝日新聞社，1976年を参考に筆者作成，図1-4も同じ

図 1-4 革新政党支持率の推移 (1963 年～1975 年)



以上の内容からも、1970年代に入ってから革新政党の支持基盤は不安定化してきたことが理解できる。その中でも、特に産業労働者からの支持が不安定化し、1965年から10年間で支持率を約15%も低下させているのである。

では、産業労働者による革新政党の支持が大幅に低下した背景には何があったのだろうか。それは、それまで金銭面などの条件を重視してきた産業労働者が生活の質を重視するようになったにもかかわらず、当時の革新政党であった社会党と共産党が具体的な政策の方向性を示すことができなかつたことである。これらの点については、前述した大矢野修による革新自治体退潮の背景の中でも述べられている。(大矢野 2007 ,P92-107)。これらの革新政党への産業労働者の支持率が著しく低下したことが、1970年代のわが国にとって大きな影響を与えたのである。

1970年代の産業労働者の価値観の変化は、財団法人社会経済生産性本部が発行する昭和53年度版労使関係白書の中からその様子がうかがえる。白書によると、当時の労働組合組織は、生活環境が成熟化したことによって産業労働者の価値観が多元化し、そのことが「投票の逆理（投票のパラドックス）」を生み出す危険性があるとして警戒している様子をうかがうことができる。

< 6. 意識の成熟化—価値の多元化と社会的合意形成 >

成熟化は人間の意識の面でも進行して、これがまた労使関係にも影響する。

意識の成熟化の一つの兆候は人々の価値観の多元化である。貧しい未成熟社会では、金銭的誘因と制裁が多く、社会問題を解決する。たとえば単調労働や肉体的苦痛や不快の大きい労働に従事する労働者の不満も、特別手当を多くすれば解決する。労働規律を乱す者は減給、解雇、配転で制裁できる。しかし、ゆたかで寛容な社会では、このような金銭的誘因と制裁の有効性が弱まる。たとえ有効でも経済的に引き合わなくなり、かえって職業環境の快適化とか労働の人間化という労働者の多元的要請にこたえるほうが、働く人々の福祉にとっても経済性からも好ましい場合が生じてくる。

< 中略 >

こうして価値が多元化してくると、単純多数決原理による政治の決定は、「投票の逆理」のような矛盾を生んだりして、合理的決定が行われぬ。また、賃上げ時だけの労使間の団体交渉による決定も同様の問題を生む。ここにも恒常的参加体制によって議会制民主主義や団体交渉の機能を補完しなくてはならない理由がある。生活の量だけでなく質が問題となる。生活の質社会ないし成熟した社会では、いろいろな理由から社会的合意のための参加制度の導入が要請されるのである。

出所：「昭和53年版労使関係白書～成熟経済社会の労使関係～」,
日本生産性本部労使協議制常任委員会, 1978年, pp. 28-29

第5節 1980年代以降の基礎自治体をめぐる動向

1980年代に入り、わが国の地方政治では相乗り型の首長が登場し、存在感を増していった。表1-5によると、それらの相乗り型の首長の大半は自由民主党が推薦する首長であったことが理解できる。つまり、1970年代の革新自治体退潮後の地方政治では、再び保守政党が力を増していったのである。

そのような状況の中、1970年代には大都市近郊の基礎自治体を中心に無党派層と呼ばれる層が誕生した。無党派層は、それまで革新政党の支持者であった人々が革新政党の支持から離れ、彼らの受け皿となる政党が存在しなかったことから、その多くが無党派層となったのである。また、1990年代には、それまで自由民主党を支持していた人々が自由民主党支持から脱却し、無党派層となっていった。無党派層は、高学歴で政治的関心が高いにもかかわらず、普段は積極的に政治へ関わろうとしないことが特徴である。また、彼らは普段から政治的関心が高いことに加え、行政への市民参加や市民活動に対して熱心であることも特徴である。彼らの存在が、少なからず政治へと影響を及ぼすようになっていったのである。無党派層については、第3章で詳しく後述する。

1990年代に入って地方分権の推進やバブル経済崩壊の流れを受け、全国各地で積極的な行政改革の推進を念頭に掲げ、「改革派首長」と呼ばれる新しいタイプの知事や市町村長が出現した。これらの首長は、政党や有力な団体に縛られることなく、これまで閉鎖的であった行政情報の公開を徹底するなど、旧来の行政とは異なる改革路線を目指すという共通点を持っているのが特徴である。代表的な改革派知事としては、岩手県の増田寛也、宮城県の浅野史郎、三重県の北川正恭、鳥取県の片山善博、高知県の橋本大二郎などがあげられる。これらの改革派知事の特徴は、旧来の行政からの脱却が共感と呼び、無党派層からの圧倒的な支持を受けたことである。無党派層からの支持を受ける彼らの存在は、いわば1980年代から増加してきた保守系相乗り型の首長とは対局的なものであった。彼らが無党派層の共感を得るに至った理由の中で筆者が注目するのが、地方政治におけるマニフェストの活用である。地方政治でのマニフェスト活用の動きは、これらの改革派知事らによる活用を機に広がりを見せはじめ、現在ではわが国の地方選挙に必要不可欠なものとしての位置付けを持ちつつある。

改革派知事の誕生とともに、基礎自治体でも改革派と呼ばれる首長が誕生していった。これらの改革派首長を誕生させた基礎自治体は、既存の枠組みにとらわれない新しい観点からの政策を生み出し、それらを全国へ波及させていったことが特徴である。現在は全国の基礎自治体へと波及し始めている自治基本条例についても、北海道ニセコ町が全国の基礎自治体としては初めて制定したことで、そこから全国の基礎自治体へと波及していったものである。また、第4章で後述する事例研究の中で筆者が調査対象としている岐阜県多治見市では、西寺雅也がマニフェストの導入に積極的であった三重県の北川正恭の影響を受けたことを機に、多治見市の公職選挙でもマニフェストが積極的に活用されるようになってきている。このように、先進的な政策へ取り組もうとする基礎自治体は、市民と共に新しいアイデアを基礎自治体へ反映させようとしていると同時に、首長や職員のネットワークなどを通じた情報交換によって、新しい政策を同じ志を有する基礎自治体へと伝達しているのである。

これらの先進的な政策は、決して何も無いところから生み出したものとは限らないのも

特徴である。自治基本条例は2000年に北海道ニセコ町が全国で初めて制定しているが、第4章で後述する大阪府箕面市では、それよりも3年前の1997年に、「箕面市市民参加条例」を制定している。この全国で初めての市民参加条例となった「箕面市市民参加条例」は、自治基本条例と比較すると具体的要素が少なく市民憲章に近い内容となっているが、箕面市への聞き取りによると、後々の北海道ニセコ町をはじめとする多くの基礎自治体が自治基本条例を制定する際の参考事例になったということである。このように、現代の基礎自治体の政策は、たとえ形が違うものであっても、それらが先進的な政策を取り入れようとする基礎自治体同士のネットワークを通じてイノベーションを繰り返し、形を変えながら進歩し続けているのである。

ここまでの流れからも、今日の基礎自治体の中には、首長や職員などのネットワークを通じて政策イノベーションの流れに乗り遅れることなく、先進的な政策の実現に取り組んでいるのである。その一方で、政策イノベーションの流れに乗り遅れ、旧来からの行政から抜けきれない基礎自治体も存在している。つまり、革新自治体の時代に発生した「先駆自治体」と「居眠り自治体」との間の行政格差は、形を変えながら今日も存在し続けているのである。

第6節 第1章の結論

前述したとおり、1970年代を機に、革新自治体の時代は徐々に幕を閉じていった。革新自治体の時代が終焉した後には、自由民主党、公明党、民社党などを中心とした多党相乗り型の首長が主導権を握り、悪化した財政状況を改善するための積極的な行政改革路線が敷かれることとなった。また、1960年代から70年代を代表する現象として、新中間層を中心に無党派層と呼ばれる新たな層が誕生したことを忘れてはならない。現代の基礎自治体では、彼らの動向が重要となる場合が多く見られるようになってきている。特に、新中間層を中心とした古い行政体制からの脱却を望む動きが、前述した改革派首長を誕生させたことは、現代の基礎自治体を語る上で重要なポイントとなってきている。これらの新中間層に関する論述は、第3章で稿を改めて論じることとする。

第1章の結論では、革新自治体の退潮から現代に至るまでの時代背景から、現代の基礎自治体がどのような状況に置かれているのかという点に重点を置いて論じることとしたい。はたして革新自治体は完全に衰退してしまったのか。革新自治体が衰退した後にはどのような時代が訪れ、現在の基礎自治体に何を受け継がせているのか。これらの点について、第1章の結論として、第2章以降で引き続いて論述する以下の2点を仮説として示すこととしたい。

筆者が示す1点目の仮説は、革新自治体に代表される「先駆自治体」は、自治体の政策形成力を向上させるきっかけとなったことである。革新自治体は、1960年代以前の自由民主党一党支配による中央集権体制を打ち破り、基礎自治体自らの課題を解決しようとする「先駆自治体」を代表するものとして機能していた。この点について、大矢野修は革新自治体の時代が残した成果を以下のとおり示している(大矢野2007, P100-102)。

- (1) 革新市長会に集まった市長集団はゆるやかな「政策集団」であり、各自治体が抱えている固有の課題に見合った具体的な解決策をそれぞれの自治体が編み出した
- (2) 革新自治体が横断的に繋がって政策交流を行うことで、新しい政策開発の運動スタイルをつくってきた
- (3) 工夫する自治体が前に前進し、それが全体を引っ張るという構図が生まれた
- (4) 補佐する職員の政策形成能力、法の自主解釈能力が育ってきた

出所：「革新自治体時代の終焉 分権改革の礎の時代を振り返る」『都市問題第 98 巻・第 6 号』

大矢野修, 東京市政調査会, 2007 年, pp. 100-102 を参考に筆者作成

上記の中で大矢野修は、革新自治体が地方自治体の政策形成力を向上させるきっかけとなり、政策交流を通じて他の地方自治体へ波及していったことを強調している。それぞれの革新自治体の誕生した背景などを追求することで、全ての革新自治体が決して松下圭一の言う「先駆自治体」ではなかったことが明らかとなってくる。しかし、革新自治体は、わが国の地方政治において、それぞれの政策分野で先進的な政策へ取り組んだ最初の基礎自治体を代表するものに違いはない。革新自治体は後の地方自治体に対し、政策レベルの差を拓げるきっかけとなったのである。

革新自治体が退潮した後、それまで革新政党を支持していた人々が無党派層となっていた。彼らは市民活動などに積極的に取り組んだが、時には団結して地方政治の場で旧来からの保守支持の流れを打ち崩す原動力ともなった。そのような流れの中で誕生したのが「改革派首長」であった。それらの先進的な政策へと取り組もうとする基礎自治体を中心としたネットワークによって他の基礎自治体地方自治体へと政策が波及し、「先駆自治体」は政策イノベーションを繰り返していったのである。そのような流れの中で「先駆自治体」と「居眠り自治体」との間に政策レベルの亀裂が生じたのである。

筆者が示す 2 点目の仮説は、革新自治体の時代に発生した「先駆自治体」と「居眠り自治体」との行政格差は、革新自治体の時代が終焉して 40 年以上が経過した今日も存在し続けていることである。革新自治体の時代に誕生した「先駆自治体」では、市民参加による市民が主体となった政策文化が根付いたことが特徴でもある。その後、市民参加の政策文化は無党派層によって受け継がれ、それらは行政への市民参加など、新たな行政スタイルを求めるようになっていった。こうして誕生した代表的なものが「改革派首長」である。先進的な政策に取り組む基礎自治体では、市民が主体となることによって政策イノベーションを繰り返し、安定的にその地方自治体の自治レベルを向上させてきたのである。

その反面、市民が主体となった政策文化が根付かなかった「居眠り自治体」では、1980 年代以降において、主に首長主導によるトップダウンによる自治体経営が行われる傾向が強くなる。このようなトップダウン方式による自治体経営は、自治体の政策決定に対する市民からのアプローチが弱いため、自治体政策が首長の長期政権化や首長交代による方向性の変化などの影響を受ける易くなる。その成長は安定的なものとは言い難い。これらの流れから、1960 年代を機に「先駆自治体」と「居眠り自治体」との間に生じた行政格差は、その差が縮まることなく現在も存在し続けることになるのである。

第 1 章は「地方自治制度発展の過程から見た行政格差」という限られた視点からの論述であった。地方自治制度発展の歴史からわが国の基礎自治体を見てきたが、わが国の基礎自治体が革新自治体の時代を機に「先駆自治体」が誕生し、「居眠り自治体」との間に格差を存在させてきたことは確かな事実であることが確認できた。しかし、第 1 章で筆者が述べた 2 点の仮説については、あくまでわが国の地方自治制度発展の過程から見えてきた仮説という位置付けに過ぎない。それらについては、あくまで第 3 章でのデータ分析、並びに第 4 章での事例検証の中で、具体的に結論づけていくこととする。

引き続き、第 3 章のデータ分析、並びに第 4 章の事例検証へ入る前段階として、行政格差の本質に関する分析、データ検証方法の設定など、論述しなければならない課題が複数存在している。これらの点については、それらは第 2 章以降で対応することとしたい。

第2章 基礎自治体の政策システム機能性の差異

前章では、地方自治制度発展の過程から見た基礎自治体間の行政格差の存在について論述してきた。その中で筆者は行政格差について、「同一の人口規模のもとで比較した場合に見られる、長い歴史の中で形成された個々の基礎自治体が置かれる社会環境の影響によって生じる政策システムの機能性の差異」と定義した。筆者の考えは、地方自治制度発展の過程から基礎自治体を見た場合、基礎自治体間には人口規模や財政規模などの諸条件とは無関係に行政格差が存在するというものである。1960年代には、革新自治体をはじめ、それまでの自由民主党一党支配による中央集権体制を打ち破り、政策形成力を向上させようとする「先駆自治体」が誕生した。逆に、1960年代以前の守りの体質を受け継いだ地方自治体は、それまでの地方自治体の特徴であった国の下請け機関としての性格を受け継いだ「居眠り自治体」として残り続けた。このようにして生じた「先駆自治体」と「居眠り自治体」との間に生じた行政格差は、革新自治体の時代が終焉して40年以上が経過した現在まで存在し続けることとなったというのが、第1章で導き出した仮説である。ここからは、第1章で設定した仮説を証明する作業を進めていくこととなる。

第2章では、主に行政格差を定義する上で筆者が機能性に差異が生じていると指摘した政策システムに着目している。第1節では、現代の基礎自治体の公共政策の枠組みを説明した上で、行政格差の存在について考察する。第2節では、基礎自治体のパフォーマンス測定に関する先行研究について考察する。第3節では、代表的な政策システムの先行研究を考察する。第4節では、第3節で考察した代表的な政策システムの先行研究から、基礎自治体の政策システムの特徴を導き出す。第5節では、基礎自治体の政策システムの特徴の中から、本論文の中で最も重要なポイントとなる、政策システムの機能性に差異を生じさせる要因である「支持 support」の本質について考察する。第6節では、それまで論じてきた内容をもとに、筆者が本論文で使用する基礎自治体の政策システムについて位置付けることとする。

第1節 基礎自治体の公共政策の枠組み

革新自治体退潮の背景を研究する地方自治学者の大矢野修は、革新自治体の時代がわが国の地方自治制度発展の過程にもたらした最も大きな成果として、個々の地方自治体がそれぞれの置かれる社会環境に応じた独自の政策を立案するようになったため、地方自治体の政策形成力が向上したことを掲げている(大矢野 2007, P100-102)。また、地方自治学者の佐々木信夫は、これからの基礎自治体は、地方政府と呼べるような自治体像を構築していくことが課題で、「政策体」という側面が加わらなければならないとしている(佐々木 1999, P43)。

大矢野修や佐々木信夫に共通する考え方は、わが国では革新自治体が誕生した1960年代を機に、一部の地方自治体を中心とする地方自治「政策化」の時代が到来したということである。1960年代以降、大都市やその周辺都市では急速な都市化に伴う生活環境の悪化や福祉サービス不足などの都市問題が発生し、新中間層を中心とする新たな市民運動が出現した。それらの動きを象徴するものが、市民運動などの動きに下支えされて誕生した革新自治体の存在である。前章で論じたとおり、それぞれの革新自治体の誕生した背景などを

追求していくことで、全ての革新自治体が「先駆自治体」としての要素を満たしていないということが見えてくる。しかし、革新自治体は、個々の自治体が有する固有の課題に対する解決策の検討行為を通じ、政策課題への対応能力を身につけてきた地方自治体を代表する存在に違いはない。革新自治体が登場した 1960 年代を機に、それまでの自由民主党一党支配による中央集権体制下では重要視されることが少なかった個々の地方自治体の政策形成力が、一部の地方自治体を中心として求められるようになったのである。それらの地方自治体を代表する存在であった革新自治体は、1970 年代から衰退の道を迎えることとなるが、この時代が生み出した個々の地方自治体の政策形成力が重視されるという地方自治「政策化」の流れは、それから 40 年以上も経過した現代へ確実に受け継がれているのである。

ここからは、革新自治体が衰退の道を迎えることとなった 1970 年代以降の基礎自治体が、主にどのような政策の枠組みで公共経営に携わってきたのかを推察していく。筆者は、現代の基礎自治体の公共政策の枠組みを推察するにあたり、公共経営の国際的潮流について研究するトニー・ボベール(Tony Bovaird)とエルク・ラフラー(Elke Löffler)を参照することとした。ボベールとラフラーは、公共政策の枠組みは 1980 年代以降の 20 年間でめざましく変化し、それまで公共政策の枠組みを形成してきた「古い行政執行管理」を部分的に淘汰することで「ニューパブリック・マネジメント (以下「NPM」と称す)」を登場させ、それらはさらに「公共的ガバナンス」運動の登場によって部分的に置き換えられたとしている。また、これらの公共政策の枠組みが推移する結果、近年の多くの国々が、「古い行政執行管理」「NPM」「公共的ガバナンス」の三つの要素を有することとなったとしている(Tony Bovaird, Elke Löffler 2008 ,P17-33)。これらのボベールとラフラーによる公共政策の枠組みの研究は国政レベルに関するものである。しかし、前章で論じたとおり、1960 年代以降にはわが国の基礎自治体の中にも「古い行政執行体制」から脱却し、新しい公共政策の枠組みを目指そうとする基礎自治体が誕生し、「NPM」「公共的ガバナンス」を取り入れる動きが見られるようになってきた。そのような流れからも、筆者はボベールとラフラーが示す公共政策の枠組みについては、現代のわが国の基礎自治体に対しても当てはめることが可能であると考えている。今日のわが国の基礎自治体の公共政策の枠組みは、「古い行政執行管理」「NPM」「公共的ガバナンス」の三つの要素が入り交じっていると考えることが可能である。

ここで、現代のわが国の基礎自治体が有するであろう「古い行政執行管理」「NPM」「公共的ガバナンス」の三つの要素について説明する。「古い行政執行管理」とは、現代の基礎自治体の公共政策の枠組みの中心となっている「NPM」や「公共的ガバナンス」が登場するまでに主流となっていた行政執行体制のあり方を示している。1960 年代以降のわが国の基礎自治体は、固有の課題に対する解決策の検討行為を通じ、政策課題への対応能力を身につけてきた基礎自治体と、1960 年代以前の守りの体制を受け継いできた古い体質の基礎自治体へと大きく二分することが可能である。この 2 つの基礎自治体には、市民運動の活発化などの影響を受け、自ら都市問題の解決に取り組もうとした先進的な体質と、国依存の体質が依然として残り続ける古い体質との間に相違点が見られる。しかし、1960 年代までの基礎自治体の特徴としては、現代の基礎自治体の主流となっている「小さな政府」を目指そうとしている訳ではなく、「大きな政府」を基本とする行政執行体制であった。実際に「小さな政府」へと流れが移るのは、1970 年代のオイルショックを契機とした財政危機

の流れから、1980年代の「NPM」や「公共的ガバナンス」が登場する時点である。したがって、「NPM」や「公共的ガバナンス」が登場するまでのわが国の基礎自治体の公共政策のあり方は、一括りに「古い行政執行管理」とするのが望ましいと考える。

1980年代に入り、多くの西欧諸国の保守勢力を中心に、行政に民間の力を導入することで公共セクターを贅肉の無いものに転換させ、さらには公共サービスの提供や選択の多様性、情報公開などによって市民ニーズを向上させようとする動きが見られるようになった。これが、民間の力を行政に取り入れることで新しい公共管理を行おうとする「NPM」である。1980年代に西欧諸国で誕生した「NPM」は、わが国でも中曽根康弘による行財政改革以後、1990年代を中心にその動きが見られるようになった。その動きは地方自治体も例外ではなく、近年では基礎自治体でもその動きが見られるようになっている。1999年には、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」が制定され、公共施設の建設、維持管理並びに運営などについて、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行おうとするPFI制度が導入された。また、2003年には地方自治法が改正され、体育施設、文化施設並びに社会福祉施設などの公共施設の管理について、市議会の議決を経ることで、地方自治体が指定した幅広い外部団体に委ねることができる指定管理者制度が導入された。今日のわが国の基礎自治体において、「NPM」はまさに代表的な公共政策の一つへと位置付けられるようになったのである。

「公共的ガバナンス」については、地域が抱える政策課題の解決を行政機構の力だけで図ろうとするのではなく、多様な関係主体がネットワークを形成することで市民と行政との協働を図り、市民統治による「新しい公共」の力で課題解決を図ろうとする自治体統治のあり方である。「公共的ガバナンス」の形成は、地方分権が進む今日の基礎自治体が目指すべき統治体制のあり方とされる傾向にあり、市民の力が最も活かされる自治のあり方だと捉えることが可能である。なお、「NPM」と「公共的ガバナンス」については、ともに現代の基礎自治体の主流となっている「小さな政府」を目指そうとする公共政策である。

ここまでの流れを総括すると、現代のわが国の基礎自治体は、行政に民間企業の効率化の観点を取り入れた「NPM」に加え、関係主体が多様化して協働する「公共的ガバナンス」の領域が拡大して「小さな政府」を実現することで、複雑かつ多様化した政策課題へ効果的かつ効率的に対応することが可能となっている。現代の基礎自治体が置かれる状況は「古い行政管理」の枠組みが基本となっている。現在において、1970年代以前の「大きな政府」の流れから抜け切れていない基礎自治体は、依然として「古い行政執行管理」の枠組みに強く規定される状況にあると考えることができる。その一方で、1980年代以降に積極的な改革路線を敷いた基礎自治体が存在する。それらの基礎自治体では、「古い行政執行管理」の枠組みから脱却するために積極的な企業原理の導入を図ってきたことから、「古い行政執行管理」の枠組みが弱まり、「NPM」の枠組みに強く規定される傾向にあると考えることができる。また、今日の基礎自治体では、市民の自治意識の高まりから、市民が単なるサービス受給者という立場からまちづくりの主体者へと変化してきたことから、「古い行政執行管理」の枠組みが弱まり、「公共的ガバナンス」の枠組みに強く規定される傾向にあると考えることができる。

これらの内容からも、1960年代以前の国の傘下に置かれていた基礎自治体では、「古い行政執行管理」の枠組みが基本となっていたものの、現在の基礎自治体では、それぞれの基

礎自治体が置かれる状況によって、志向する公共政策の枠組みが異なっていると考えることができる。したがって、それぞれの基礎自治体間で公共政策の志向の違いが生じている今日では、基礎自治体間に行政格差が生じていると考えることが可能なのである。

筆者は第 1 章で行政格差について、「同一の人口規模のもとで比較した場合に見られる、長い歴史の中で形成された個々の基礎自治体が置かれる社会環境の影響によって生じる政策システムの機能性の差異」と定義していた。わが国の基礎自治体は、1960 年代以降、急速な経済成長などの影響により個々の基礎自治体が置かれる周辺環境が異なった結果、個々の基礎自治体が目指す公共政策の方向性が異なるという結果を生み出すこととなった。それらの違いについては、地方分権が叫ばれる今日において更に基礎自治体独自の意思が反映されるものとなり、今日に残り続けているのである。この点が正しいのであれば、「先駆自治体」と「居眠り自治体」との間に行政格差が生じた 1970 年代から 80 年代の基礎自治体の社会環境と現在の基礎自治体の公共政策のあり方を比較すると、両者の間には何らかの関連性が見られるという仮説を得ることができる。この点については、第 3 章でデータを用いて証明することとしたい。

第 2 節 基礎自治体のパフォーマンス測定に関する考察

基礎自治体の政策システムのパフォーマンスを測定した先行研究が存在する。ここからは、基礎自治体の政策システムについて、先行研究の中から本論文の方向性と類似するモデルについて考察していくこととする。

筆者がはじめに参照したのが、イタリア州政府の公共政策におけるパフォーマンスを比較分析し、共同体主義(communitarianism)の伝統がない地域では政治の改革は深まらなないと指摘したロバート・D・パットナム(Robert D. Putnam)の研究である。イタリアとわが国の基礎自治体では性格が異なるため、イタリア州政府を比較したパットナムの研究をそのまま適用することは難しい。しかし、パットナムは実際に 12 の指標を設定した上で、イタリア州政府のパフォーマンスを測定している。パットナムの手法が本論文の方向性と類似していること、並びにパットナムの研究を参照している研究者が多く存在することなどを理由に、筆者はまさにパットナムの研究が本論文の道標になると考えている。なお、パットナムがイタリア州政府の公共政策におけるパフォーマンスを測定するために設定した指標は、①内閣の安定性、②予算の迅速さ、③統計情報サービス、④改革立法、⑤立法でのイノベーション、⑥保育所、⑦家庭医制度、⑧産業政策の手段、⑨農業支出の規模、⑩USL（地域保健機構）の支出、⑪住宅・都市開発、⑫官僚の応答性の 12 指標である。これらのパットナムが設定した指標の内容については、これから筆者が設定しようとしている指標のイメージと比較すると、特定分野のアウトプットそのものへ偏りすぎている感が否めない。本論文の中で筆者が設定しようとしている政策システムの機能性を数値化する指標については、これらのパットナムによる先行研究を参照しながらも、パットナムとは異なる筆者独自の視点をもって設定作業を進めることが重要だと考える。

パットナムによるイタリア州政府を対象とした調査研究のほかに、わが国においても独自に指標を設定して地方自治体のパフォーマンス測定を行った先行研究が存在する。地方自治学者の金宗郁は、「政策目標に対する成果あるいは政策を含めた一連の自治体の活動」として政策システムからのアウトプットについて「政策パフォーマンス」と定義し、地方

自治体の「政策パフォーマンス」に影響を与える要因について研究している。また、金宗郁は近年のわが国の地方自治体について、行政における効率性と民主制を高めようとする政策を目指すため行政改革を積極的に推進しているとして、地方自治体の「政策パフォーマンス」に影響を与える主要因として、近年の地方自治体で行っている改革政策に主眼を置いて分析を進めている（金 2006 ,P158-168）。

金宗郁による「政策パフォーマンス」の研究は、パットナムによるイタリア州政府を対象とした調査研究と手法が類似しているように見ることができる。しかし、パットナムが設定した指標は特定分野のアウトプットそのものへ近かったことに対し、金宗郁が設定した指標は、地方自治体が進める改革政策に主眼を置いて指標を設定している点で異なっている。また、金宗郁は地方自治体のパフォーマンス調査について、公共サービスの受給者である市民の主観的な評価によるパフォーマンスも存在するとしながらも、公共サービスに対する市民の主観的な評価（満足度）によるアプローチは、客観的指標（サービス水準）との関係について経験的な実証が不足しているとして、主観的な評価を用いず客観的な評価に重点を置いていることが特徴である。その上で、政府活動のパフォーマンスは、民間企業とは異なり売り上げなどの明確な指標を設定することが難しいため、自治体の改革に関わる政策全般を考慮した「政策パフォーマンス」の定義を活用することで、地方自治体のパフォーマンスを測定するとしている（金 2009 ,P160-161）。

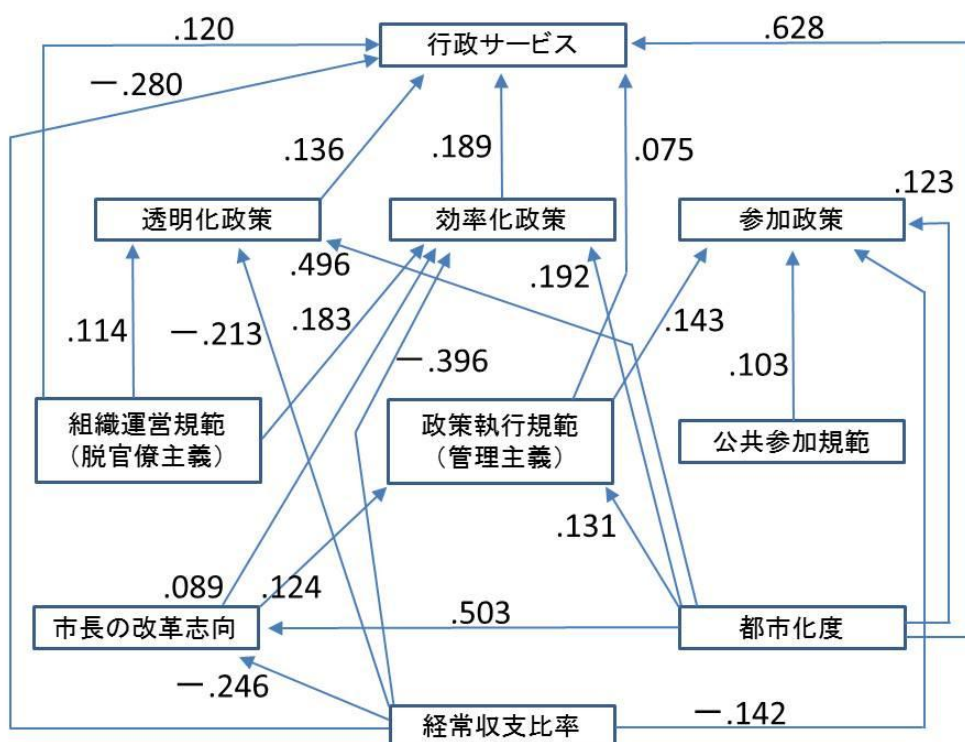
図 2-1 は、金宗郁が基礎自治体の行政サービスをアウトプットと位置付けた上で、基礎自治体の行政サービスを従属変数に、基礎自治体の政策と個々の要因を投入して共分散構造分析を行ったものである。図 2-1 によると、金宗郁が説明変数として用いたものとして、「透明化政策」「効率化政策」「参加政策」「組織運営規範」「政策執行規範」「公共参加規範」「市長の改革志向」「都市化度」「経常収支比率」の 9 項目があげられる。これらの 9 項目において、矢印の示すものが、それぞれの要因に対して直接影響を与えていることを示している。また、それぞれの数値は与えている影響度の方向性と強弱を示している。金宗郁は、図 2-1 の結果から行政サービスに対して直接プラスの影響を与えている項目は、「都市化度」「経常収支比率」「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」の 5 項目として、この 5 項目をパフォーマンス指標として設定している。

図 2-1 の中で、ポイントとなるいくつかの点を説明する。1 点目は、市長の改革志向が、直接行政サービスの向上へ影響を与えていない点である。図 2-1 によると、市長の改革志向は、行政職員の管理主義的な政策執行規範に影響を与えながら、効率化政策を活性化させるという結果が得られている。つまり、市長の改革志向は行政サービスに対して直接影響を与えているのではなく、あくまで執行機関である行政職員を通じることで、行政サービスに対して影響を与えていることとなる。首長によるトップダウン方式による自治体経営の場合においても、あくまで行政サービスに与える影響は、執行機関である行政職員を通じた影響に限られてくるのである。

2 点目は、公共参加規範は参加政策に対して影響を与えてはいるが、他の政策活動および行政サービスに対して影響を与えていない点である。一般的には、公共参加規範が行政機構の執行体制を活性化させ、行政サービスに対してプラスの影響を与えていると捉えられがちである。しかし、少なくとも図 2-1 の結果によると、公共参加規範と参加政策は、行政サービスとは一線を置いて位置付けられていることが理解できる。この点について金宗郁

は、今日の基礎自治体の行政サービスの現場が、地方自治の本旨である団体自治（効率性）と住民自治（民主制）のうち効率的な行政運営に偏った状況にあり、住民参加政策が自治体の全体運営と絡み合っていない点を指摘している。しかし、それと同時に金宗郁は、自らが行った住民意識の調査の中で、地域住民は基礎自治体の政策や行政サービスから基礎自治体の影響力を感じていないものの、住民参加政策を積極的に進めている基礎自治体ほど、自治体活動が自らの生活を改善すると感じている住民が多いことを指摘している。（金 2006 ,P163-165）。これらの流れからも、今日の基礎自治体では、参加政策が行政サービスに対して直接影響を与えてはいないものの、住民は参加政策を身近に感じている事実も存在することから、それらを繋ぎ合わせていく具体的な制度を確立していくことが課題となっていることを理解することが可能である。

図 2-1 基礎自治体の政策パフォーマンスに対するパス分析結果



出所：金宗郁「地方自治体の政策パフォーマンスと組織規範」『選挙研究 21号』
日本選挙学会, 2006年, p. 163

なお、金宗郁は地方自治体のパフォーマンスの分析を行う上で、2001年に行われた「日米韓 FAUI プロジェクト」調査データ、並びに2002年に行われた日本経済新聞社と日経産業消費研究所による「全国市区の行政比較調査」⁶データを用いている。また、それぞれの項目を規定するため、金宗郁が用いた要因は以下のとおりである。

⁶ 日本経済新聞社と日本産業地域研究所が1998年から隔年で実施する調査。行政革新度調査は、透明度、効率化・活性化度、市民参加度、利便度の4つの側面から比較。

- ①都市化度 . . . 持ち家率
- ②経常収支比率 . . . 経常収支比率
- ③組織運営規範 . . . 全国市区の行政比較調査の「組織運営規範」に関する調査
- ④透明化政策 . . . 全国市区の行政比較調査の「透明化政策」に関する調査
- ⑤効率化政策 . . . 全国市区の行政比較調査の「効率化政策」に関する調査

地方自治学者の横山麻季子は、金宗郁と同様にアウトプットをパフォーマンスとして位置付け、基礎自治体のパフォーマンス測定を行っている（横山 2010 ,P189-204）。横山麻季子は金宗郁の研究を基礎理論としているため、金宗郁の研究と方向性が類似している。金宗郁の研究の方向性と異なっている点は、金宗郁がパフォーマンス指標として「都市化度」「経常収支比率」「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」の5項目を設定しているのに対し、横山麻季子は「制度的革新度」「サービス充実度」「業務委託度」「透明度」の4項目をパフォーマンス指標として設定している。基礎自治体のパフォーマンスを測定する指標を設定することは非常に難易度が高いことである。つまり、たとえ金宗郁や横山麻季子のように研究の方向性が類似する研究者同士であったとしても、その視点の置き方の違いによって相違点が生じてしまうのである。また、横山麻季子は金宗郁が行政サービスに対して直接影響を与えていないとした参加政策について、制度的革新度の中で、具体的に市民参加、情報公開、行政評価、事業委託、その他という項目群を設けることで、参加政策を内在させていることも特徴である。

横山麻季子も金宗郁と同じく、日本経済新聞社と日経産業消費研究所による「全国市区の行政比較調査」を用いている。金宗郁と異なるのは、横山麻季子は金宗郁が「全国市区の行政比較調査」を直接的に基礎自治体のパフォーマンスを測定することへ用いたのに対し、横山麻季子はあくまで指標を設定するための参考資料として用いている点である。それぞれの項目を規定するため、横山麻季子が用いた要因は以下のとおりである。

- ①制度的革新度 . . . 先進的・革新的な制度の整備状況の調査を実施
- ②サービス充実度 . . . 7分野にわたってサービス提供の調査を実施
- ③業務委託度 . . . 委託業務と委託先をチェックして単純加算
- ④透明度 . . . 情報公開制度の整備状況の調査を実施

金宗郁や横山麻季子の研究以外にも、自ら指標を設定して基礎自治体のパフォーマンス測定を行った研究が存在する。坂本治也によるソーシャル・キャピタルが地方政府へ与える影響に関する調査研究の事例（坂本 2005 ,P141-153）などが該当する。これらの研究に共通する点は、パットナムによるイタリア州政府の研究を基礎理論としている点や、指標設定に日本経済新聞社と日経産業消費研究所による「全国市区の行政比較調査」のデータを用いている点などがあげられる。これらの共通点は、本論文に取り組む筆者の考え方も共通するものである。しかし、前述したとおり、基礎自治体のパフォーマンスを測定する指

標を設定することは非常に難易度が高く、たとえ方向性が類似するような研究者同士であったとしても、その研究者の視点の置き方が多少異なることによって、設定する指標の項目が異なってしまうのが実情である。

本論文の方向性を整えるため、筆者の研究と最も方向性が近い先行研究をピックアップするならば、それは金宗郁による「政策パフォーマンス」の研究ということになる。筆者は前章で行政格差について、「同一の人口規模のもとで比較した場合に見られる、長い歴史の中で形成された個々の基礎自治体が置かれる社会環境の影響によって生じる政策システムの機能性の差異」としていた。つまり、筆者は人口規模を均等化するだけでなく財政規模の条件についても均等化した上で、基礎自治体の政策システムには機能性の差異が生じるとして定義付けている。金宗郁による「政策パフォーマンス」の研究は、基礎自治体の財政規模と関係性が薄く、主に基礎自治体の積極性によって進展度が異なってくる改革政策へ比重を置いている。そのため、金宗郁による「政策パフォーマンス」の研究は、人口規模と財政規模を均等化して基礎自治体の政策システムの機能性を比較検証しようとする本論文の方向性と類似するものとして捉えている。

この点についてももう少し詳細に見てみると、筆者が定義する政策システムの機能性は、金宗郁や横山麻季子が定義している「政策パフォーマンス」と少し視点が異なっている。それは、金宗郁や横山麻季子の研究では、基礎自治体の財政力の違いなどによって異なるアウトプットの総量、つまり自治体活動の結果そのものを「政策パフォーマンス」として定義している。その一方で、筆者は基礎自治体の人口規模と財政規模の条件を均等化した上で、政策システムの機能性そのものを比較検証するという観点を有している。つまり、本論文では、アウトプットの総量ではなく、政策システムに入力された同じ量のインプットに対し、それぞれの基礎自治体の政策システムがどのようなアウトプットを排出することができたかという機能性の違いについて着目している。筆者はアウトプットの量ではなく、アウトプットの質を比較しようとしているのである。

現代の基礎自治体は、限られた地域資源を有効活用することで基礎自治体の実力を問われる場面が増えてきている。したがって、アウトプットの量ではなく質に着目することで、時代の流れに応じた研究を進めることが可能になるのである。

第3節 代表的な政策システムの基礎理論

ここからは、「先駆自治体」と「居眠り自治体」との間に行政格差が生じた1970年代から80年代の基礎自治体の周辺環境と、現代の基礎自治体の公共政策の枠組みの間には何らかの関連性が見られるという仮説を証明する過程へと入っていく。その第一歩として、基礎自治体の政策システムの基礎理論について考察し、基礎自治体の政策システムと周辺環境からの影響との関連性について考察する。

政策システムは、研究者によって政治過程や政策過程とも表現される。政策システムについては、これまで多くの政治学者や行政学者の間で議論されてきたが、その理論的な位置付けは研究者の視点によって異なっている。そのため、筆者が本論文を進めていく上で、筆者が用いる政策システムを理論的に定義する必要性に迫られるのである。

筆者が基礎自治体の政策システムを定義するために用いた基礎理論が、政治学の視点か

ら「政治システム（政治システム） political system」⁷のあり方を研究した政治学者のデービッド・イーストン（D.Easton）の政治システム論である（D.Easton 2002）。イーストンは政治学者であるため、その視点は主に政治システムへの「インプット input」と「アウトプット output」へ注がれ、行政システムに対する注目度が低いのが特徴である。しかし、イーストンの政治システム論は、政治システムと行政システムの両面を考慮した政策システムを描く行政学者の村松岐夫が自らの理論の基礎とするなど、多くの研究者が重要な基礎理論として参照している（村松 1999 ,P21）。筆者も村松岐夫と同じく、政治システムと行政システムの両方の役割を考慮することが重要であると考えていることから、イーストンの基礎理論をベースに基礎自治体の政策システムを定義するものの、そこへ行政システムに関する理論を付け加えることとしたい。

イーストンは、これまでの政治学では、政治システムを何か特別な生成物を産出するシステムとして把握した例はほとんど無かったとした上で、政治システムは「支持 support」と「要求 demand」との特殊な結合をアウトプットに変換する手段だと定義している（D.Easton 2002 ,P8）。イーストンによると、「要求 demand」とは、特定の問題に関連した価値配分が行われるべきである、あるいは行われるべきではないとする意見の表明で、苦情や不平が表明される場合のように、極めて限定的、具体的で内容的にも単純であることが少なくないとしている。その一方で、「支持 support」とは、大量の環境的な諸変化が形成する統一的な環境的影響で、諸組織の形成や暴動、革命など具体的な方法による市民自らの意思表示から市民による心的態度の表明まで、非常に多くの活動が考えられるとしている。

なお、イーストンは、自らの著書の中で政治システムについて次のとおり表現している。

政治システム（政治システム）は、総括的な意味での欲求という形の原材料を取り込み、それに処理をほどこして諸要求という名の第一次産品に変換する巨大で複雑な工場に見立てることができる。さらに諸要求のごく一部が幾多の中間的作業を経て一層の処理を加えられ、やがては拘束的決定とその実施行為と呼ばれる完成品ないしはアウトプットに変換される。この完成品は、システムを離れて社会全体に作用を及ぼし、このことがまたシステムへの進入を目指す新たな諸要求を発生させ、かくしてシステムのアウトプットから生じた影響がシステム自体にはねかえる。

出所：D. Easton, 片岡寛光訳『政治生活の体系分析（上）』早稲田大学出版部, 2002年, p103

図 2-2 は、イーストンによる政治システムの単純化モデルを示している。イーストンの政治システムは国政レベルを示しているが、地方分権改革の推進により、今日のわが国の基礎自治体は、これまでの中央からの統制に基づいて決められた政策を実施するのではなく、中央政府と同じ立場に立って直面する政策課題に対して自らの意志で対応しなければならない地方政府としての要素を有している。また、イーストンの政治システムは、行政学者

⁷ 従来は「政治システム」という訳語が当てられていたが、ここでは「政治システム」として

表現を統一したい

である村松岐夫や村山皓が自らの基礎理論として政策システムを描いているなど、基礎自治体へ適用させようとする研究者も出てきている。このような流れからも、筆者はイーストンの政治システムを軸として、基礎自治体の政策システムを論じていくことは可能だと考えている。

イーストンの政治システムは、その内容から、①政治システムへの二つのインプット（要求インプットと支持インプット）、②政策への変換とアウトプット、③インプットへのフィードバック・ループの三段階に分類することができる。

一段階目は、政治システムへの二つのインプットである。この段階は、前述した「要求 demand」と「支持 support」の二種類のインプットが中心部に位置する政治システムへ入力される段階を示している。

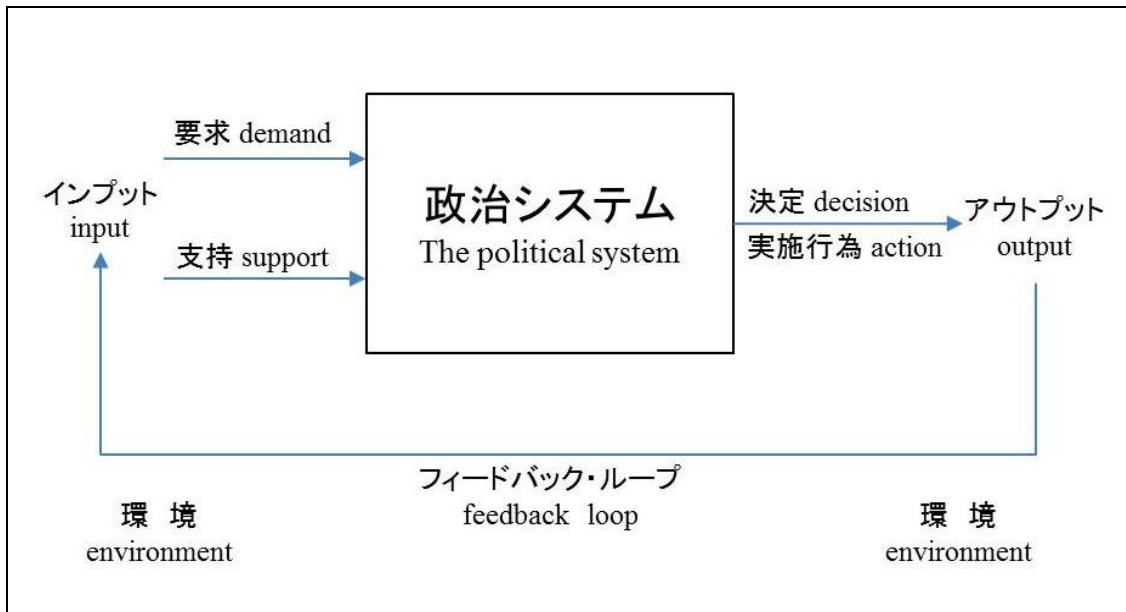
二段階目は、政策への変換とアウトプットである。この段階は、政治システムへ入力された「要求 demand」が政策へと変換され、実施行為のアウトプットとして出力されることを示している。

三段階目は、インプットへのフィードバック・ループである。ここで言うフィードバック・ループとは、フィードバック情報が流れ結びついている回路のことであり、入力された「要求 demand」と「支持 support」への対応を通じて得た情報を再びインプットへフィードバックする役割を示している。また、イーストンは大規模なシステムでは実に多様なフィードバック・ループが見られるとしており、具体的に以下の 6 通りの経路を示している(D.Easton 1980 ,P522-527)。

- ① 「要求」および支持インプットの産出者間での間で見られる経路
- ② ループ①の産出者と利益集団との間で見られる経路
- ③ ループ②の利益集団と政党との間に見られる経路
- ④ 政党と行政機関との間に見られる経路
- ⑤ 政治システムの決定執行者と行政機関との間に見られる経路
- ⑥ 総体系フィードバック・ループ

イーストンの政治システムからは、筆者が本論文で用いる政策システムを定義する上で多くのヒントを得ることができる。しかし、前述したとおり、イーストンは行政システムの役割については深く触れておらず、特に行政システムが大きな役割を果たす政策変換に関する内容に乏しい。そこで、本論文を進めていく上で、筆者が用いる政策システムを定義するためには、イーストンの政治システムに加え、行政システムの役割を取り入れた別の政策システムの理論を参照し、行政システムに関する内容を補完することが必要となってくる。そこで筆者は、イーストンの政治システムを自らの基礎理論とした上で、行政システムの役割を取り入れて政策システムを定義している村松岐夫や村山皓の政策システム論に着目したのである。以下、イーストンの政治システム基礎理論とした、村松岐夫と村山皓の政策システムを論じていくこととする。

図 2-2 イーストンが示す政治システムの単純化モデル



出所：D. Easton, 片岡寛光訳『政治生活の体系分析（上）』早稲田大学出版部, 2002年, p46

村松岐夫は、イーストンやI・シャーカンスキー (I. Sharkansky) を自らの理論の基礎とした上で、自らの行政学の視点を取り入れて政策システムを描いた行政学者である。村松岐夫もイーストンと同じく国政レベルの政策システムを描いているが、この点については、現代の基礎自治体が直面する政策課題に対して独自に対応する必要性に迫られるなど、自らの意志を持った地方政府としての要素を有していることから、イーストンの政治システムと同様に基礎自治体に対してもあてはめることができるものとして整理しておきたい。

イーストンの政治システムは、「要求 demand」や「支持 support」といった政治システムへのインプットや、政策供給といった政治システムからのアウトプットに重点を置いていた。その一方で、村松岐夫の政策システムは、行政学の視点から入力と出力との間に存在する政策への変換過程を明示し、行政システムの役割を明確に位置付けていることが特徴である。村松岐夫は、政策システムの流れの区切り方やスケジュールの説明の仕方は各人各様であるということを前提とした上で、自らの政策システムを環境変化、変化問題の認知、政治的争点、政策、行政事務、執行の6段階に区切っている（村松 1999 ,P20-22）。図 2-3 は村松岐夫による政策システムのモデルを示している。以下、各段階の特徴について詳しく説明する。

一段階目は、環境変化である。この段階では、人口数の変化、経済状況の変化、国政の動向変化など、基礎自治体を取り巻く周辺環境変化が発生することで、基礎自治体の政策システムに対して新たな課題を与えることを示している。

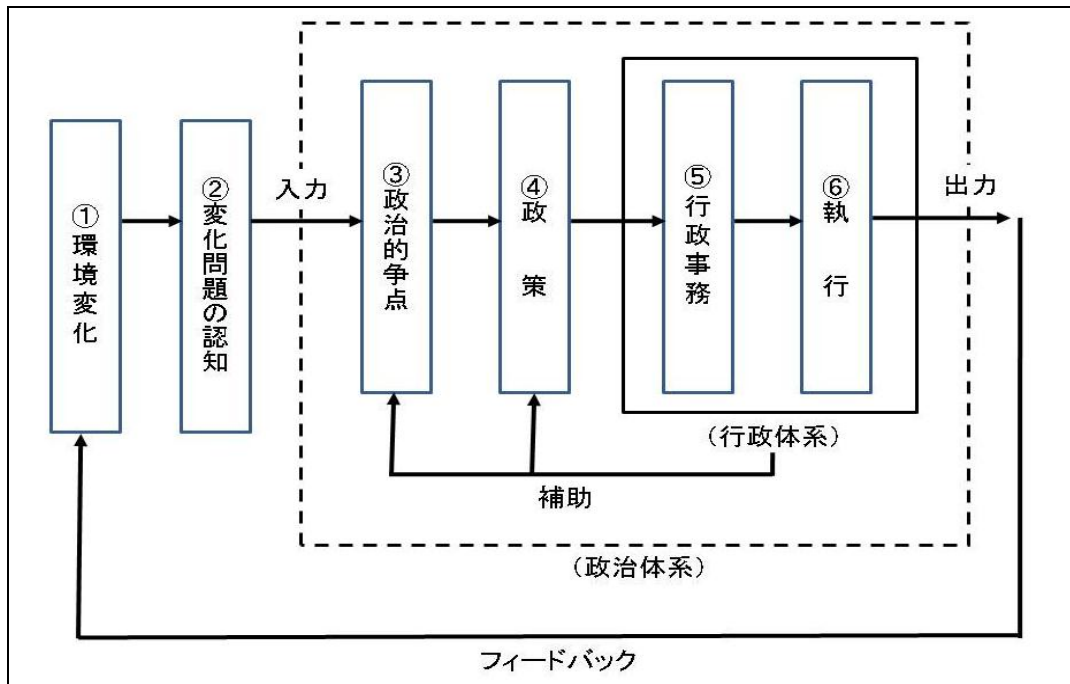
二段階目は、変化問題の認知である。この段階では、どのような課題が取り上げられ、入力されるかがポイントである。「要求 demand」が政策課題として入力されるためには、市民集団・市民が環境変化をいかに認知するかが重要である。また、市民自身の政策力の強弱が、政治システムへの入力内容と入力方法に影響を与える段階でもある。

三段階目は、政治的争点である。この段階では、政治や行政システムに期待する多様な「要求 demand」の中から政治的決定権者がこれを取り上げ、かつ討論の場に引き出すことを示している。また、この段階では行政担当者の活動は活発である。

四段階目は、政策である。この段階では、政治的争点に優先順位が定められ、数多くあった政治的争点が政治過程の中で少なくなり、単に問題や争点であったものが具体的に政策に転換されることを示している。また、この段階では行政担当者は三段階目よりも大きな働きをする。

五段階目は、四段階目に具体的となった政策を受けて行政が実施する行政事務であり、六段階目は、政策を社会に向かって実行していく執行である。五段階目と六段階目の特徴は、ともに行政システムがその役割の中心を担うことである。また、六段階目と一段階目の間には、出力から得られた情報を再度入力へと戻すフィードバックが存在している。

図 2-3 村松岐夫が示す政策システム



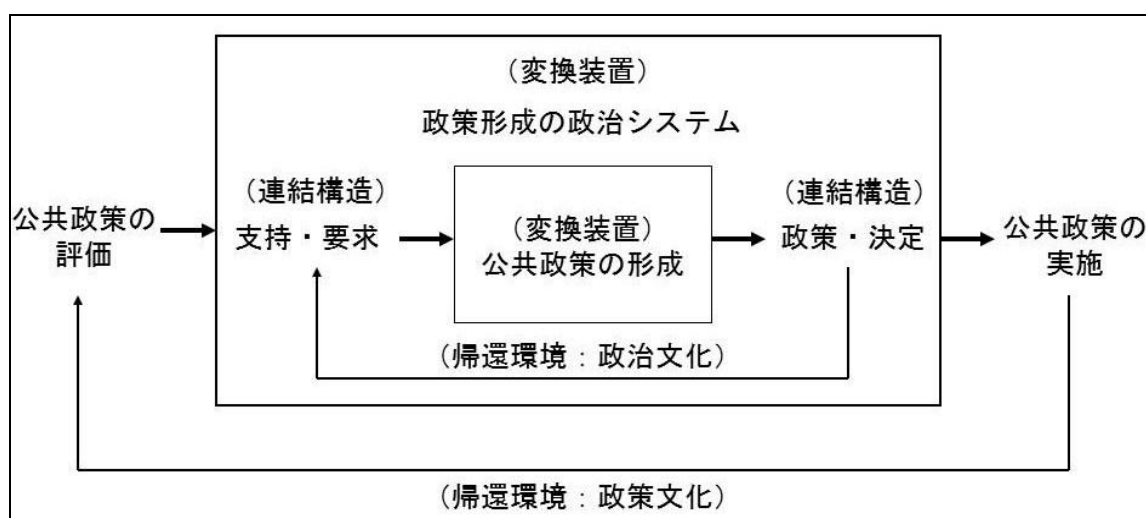
出所：村松岐夫『行政学教科書～現代行政の政治分析～』有斐閣, 1999年, p21

村山皓は、村松岐夫と同じくイーストンを自らの理論の基礎とした上で、自らの行政学の視点を取り入れて政策システムを描いた行政学者である。村松岐夫と異なる村山皓の特徴は、村松岐夫がイーストンと同じく国政レベルの政策システムを示しているのに対し、村山皓は自らが示す公共政策システムについて、個々の異なる基礎自治体に当てはめることが可能だとしている点である。

村山皓の公共政策システムの特徴は、政治文化と政策文化から成る帰還環境を背景に、それらがフィードバックとして出力から入力へと帰還している点を描いていることである。ここで言う政治文化とは、民主的な市民の考え方、感じ方、行動の仕方など「民主的な市

民」を念頭に置いた概念であり、公的領域に関わる市民の民主性が、フィードバックのあり方に影響を与えているのである。また、ここで言う政策文化とは、「その他大勢」の考え方、感じ方、行動の仕方などを念頭に置いた概念であり、さほど積極的に公的領域に関わることがない人々の公共性が、フィードバックのあり方に影響を与えているのである。(村山 2009 ,P14-18)。村山皓は、政策形成の具体的なアクターを「民主的な市民」、実施される政策に直接の利害を持たない人々を「その他大勢」として切り分けているが、公共政策の公共性は「その他大勢」がどれだけ了解できる政策であるかによって左右されるとしている。図 2-4 は、村山皓による公共政策システムのモデルを示している。

図 2-4 村山皓が示す公共政策システム



出所：村山皓『政策システムの公共性と政策文化～公民関係における民主性パラダイムから公共性パラダイムへの転換～』有斐閣, 2009年, p. 15

村山皓の公共政策システムの特徴は、二つのフィードバックが存在することである。この点についてはイーストンも、政治システムには「要求 demand」に対して具体的にアウトプットされた行為に対するフィードバック過程が存在することに加え、政治システムそのものに対するフィードバック過程が存在するとして、政治システムには二つの異なるフィードバックが存在することを指摘している。その一方で、村松岐夫の政策システムでは、出力から得られた情報を再度入力へと戻すフィードバックは存在するものの、政治システムそのものに対するフィードバック過程が見られず、異なる二つのフィードバックが表現されていないことが理解できる。村松岐夫と村山皓は、自らの政策システムを描く上で、共にイーストンの政治システムを自らの基礎理論としている点では共通点を有しているが、異なる二つのフィードバックに着目した場合には、両者の着目点の違いに気付くことが可能となる。

第4節 政策システムの事例から特徴を整理

ここまでイーストン、村松岐夫、村山皓が示す異なる3つの政策システムを考察してきた。村松岐夫と村山皓は、共にイーストンを理論の基礎としていることから、これらの3つの政策システムには多くの共通点を見出すことが可能である。その一方で、村松岐夫と村山皓は、イーストンの政治システムへ自らの行政学の視点を付け加えることで、独自の政策システムを描いている。この点については、政治学の視点に重点を置いたことで、行政システムに関する視点に乏しくなったイーストンの政治システムとは異なる特徴である。これらの3つの政策システムは、それぞれを比較検証して共通点や相違点を整理することで、より実態に即した基礎自治体の政策システムをイメージすることが可能となるのである。

ここからは、基礎自治体の政策システムについて、ここまで比較検証してきた3つの政策システムの共通点などの特徴について、①政策システムへの二つのインプット（「要求 demand」と「支持 support」）、②政策への変換とアウトプット、③政策システムからのフィードバック・ループの三段階に分割して整理することで、本論文を進める上で筆者が用いる基礎自治体の政策システムのモデルを明確にする作業へと繋いでいくこととする。

（1）政策システムへの二つのインプット

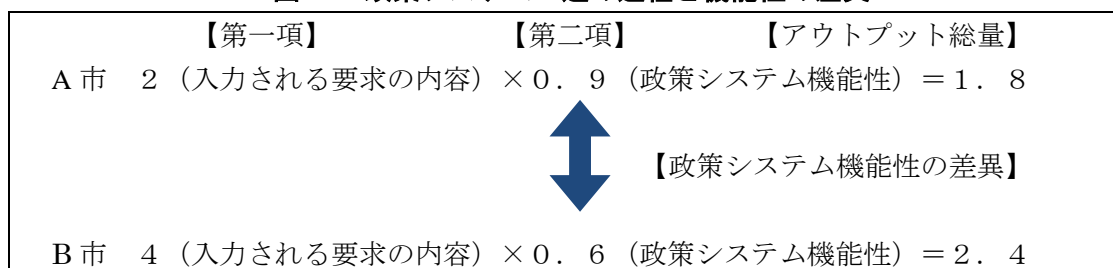
基礎自治体の政策システムは、置かれる基礎自治体の周辺環境から様々な影響を受けている。これらを全て網羅することは困難であるが、イーストンの政治システムをもとに周辺環境から受ける影響を整理すると、極めて重要な影響を示す「要求 demand」と「支持 support」の二種類のインプットへ大別することが可能である。この二種類のインプットは、イーストンの政治システムでは、それぞれ「要求 demand」「支持 support」と表現されている。この点については、村山皓の公共政策システムでも、変換装置への入力前に「要求 demand」と「支持 support」の二種類のインプットを見ることが可能である。その一方で、村松岐夫の政策システムでは、示されているインプットは主に「要求 demand」と考えられ、そこに「支持 support」を見ることはできない。これは、村松岐夫は村山皓と同じくイーストンを自らの理論の基礎としているものの、研究者の視点の置き方の違いから、村松岐夫は行政システムによる「要求 demand」の処理に重点を置いたことが理由として想定される。

ここからは、「要求 demand」と「支持 support」の二種類のインプットが何を示すのか詳しく見ていくこととする。一点目のインプットは、「要求 demand」である。前述したが、「要求 demand」について、イーストンは特定の問題に関連した価値配分が行われるべき、あるいは行われるべきではないという意見の表明で、苦情や不平が表明される場合のように、極めて限定的、具体的で内容的にも単純であることが少なくないとしている。また、「要求 demand」は言葉による直接的な表現に加え、候補者への投票や組織への加入など、しばしば何らかの行動を通じて間接的に表現されるものだとしている(D.Easton 2002 ,P53-69)。つまり、具体的な政策課題に対する市民からのニーズなどは、「要求 demand」に位置付けることが可能である。

それぞれの基礎自治体の政策システムが「要求 demand」に対してどの程度対応することができたかという政策システムの機能性を測定する場合、この「要求 demand」が政策シ

テムへ入力されて出力されるまでの過程を観察することで検証することが可能である。図 2-5 は、「要求 demand」が政策システムへ入力されて出力される過程について、政策システムの機能性を数式で示したものである。基礎自治体はそれぞれ周辺環境が異なることから、第一項である入力される「要求 demand」の内容と第二項である政策システム機能性については、それぞれの基礎自治体で異なるものと考えられる。図 2-5 によると、一見、アウトプット総量の差（A 市が 1.8、B 市が 2.4）が基礎自治体の政策システムの機能性の差異であると勘違いしがちである。しかし、前述したとおり政策システムの機能性は、同じインプットに対する政策システムの応答能力の違いであることから、実際に筆者が測定しようとしている政策システムの機能性は第二項ということになる。つまり、基礎自治体の政策システムを把握しようとする場合には、単に政策システムからのアウトプット総量だけに着目してしまうと、筆者が測定しようとする政策システムの機能性を見落としてしまうことになるのである。実際のところ、図 2-5 では、A 市と B 市では入力される要求の数値（A 市が 2、B 市が 4）が異なっているため、たとえアウトプット総量では B 市の方が高い数値となったとしても、政策システムの機能性では、逆に B 市よりも A 市の方が高くなっている。以上の内容からも、基礎自治体の政策システムの機能性の差異を比較検証する場合には、入力される「要求 demand」の内容を統一しておくことが重要となるのである。

図 2-5 政策システム一連の過程と機能性の差異



二点目のインプットは、「支持 support」である。イーストンは、大量の環境的な諸変化が形成する統一的な環境的影響によるインプットは、「要求 demand」ではなく「支持 support」として捉えられるとしている。また、イーストンは、「支持 support」が政策システムへ与える影響として、①行政システムに対して「支持 support」が調達されることで、「要求 demand」からアウトプットへの変換が可能となる、②「支持 support」が調達されると、「要求 demand」からアウトプットへの変換に用いられる諸規則や構造（政策システムの体制）の安定性が保証される、③「支持 support」が調達されると、成員間の最低限度の凝集力（政治的共同体）が維持される、の 3 点を掲げている(D.Easton 2002)。これらの点を踏まえて考察すると、「支持 support」は、「要求 demand」が政策システムに入力されて出力されるまでの過程そのものに対して周辺環境からの影響を伝えているということになるのである。

筆者は、基礎自治体の政策システムの機能性を検証する上で、この「支持 support」の存在こそが政策システムの機能性に対して差異をもたらす重要なポイントであると着目している。「支持 support」の本質は、組織の成員数や民意が表明される頻度、政治運動による選好表明などである。これらはそれぞれの基礎自治体によって条件が異なるため、「支持

support」が政策システムへ与える影響は、それぞれの基礎自治体によって異なるということになる。つまり、政策システムへ与える影響が基礎自治体ごとに異なることが、基礎自治体の政策システムの機能性に差異を生じさせている可能性が高いのである。

（２）政策への変換とアウトプット

ここでは、主に行政システムが中心的な役割を果たす政策変換とアウトプットについて考察する。イーストンは、この段階をアウトプットの一部として位置付けている。イーストンは自らの政治システムの中で政策変換を明確に図示していないが、イーストンも行政システムが重要な役割を果たすことについて認識していることには違いはない。その一方で、行政学者である村松岐夫と村山皓は、イーストンの政治システムへ行政学の視点から行政システムの役割を取り入れることで、行政システムの役割を明確に位置付けている。これらの研究者の見解と同様に、筆者もわが国の基礎自治体では行政システムが重要な役割を果たすと考えている。

イーストンは、行政システムが産出するアウトプットの種類として、拘束的で受容せざるを得ないような権威的アウトプットと、権威的なアウトプットと何らかの結びつきを持ち、その結びつきによって効果を生み出す関連アウトプットが存在するとしている。また、権威的アウトプットしか存在しない場合には、要求を満足させて支持を獲得することは不可能であるとし、その一方で関連アウトプットについても、権威的なアウトプットと何らかの結びつきを持たなければ効果をもたらすことはできないとしている(D.Easton 1980)。それらを具体的に示したものが、表 2-1 である。

基礎自治体が産出する主な権威的アウトプットとしては、条例や規則などの自治体法務によって社会的価値のあるものの配分を調整したり維持したりする活動があげられる。また、基礎自治体が産出する主な関連アウトプットとしては、首長が作成するマニフェストの表明や、自治体政策を実現するための長期計画の策定と公表などの言明や実施行為があげられる。わが国の基礎自治体のアウトプット産出には、権威的アウトプットと関連アウトプットの両面が存在し、そこには行政システムの役割が大きく関与しているのである。しかし、アウトプットは決して行政システムが単独で産出できるものではなく、政治システムと行政システムが互いに連動し合うことで成り立っていることを忘れてはならない。これらのアウトプットは、政治システムと連動することで機能を高めることが可能となり、その主体は政治システムである。したがって、村松岐夫の政策システムでは、行政システムは政治システムの補助的役割として位置付けられているのである。

以上の内容を踏まえ、「政策への変換とアウトプット」の段階の特徴としては、政策システムでは政治システムと行政システムが互いに連動し合っていることを念頭に置いた上で、主に重要役割を果たすこととなる行政システムの働きについても着目しなければならない。

表 2-1 イーストンのアウトプット分類

| 質 | 形式 | |
|-----------|---------------------------------|--------|
| | 言 明 | 実施行為 |
| 権威的アウトプット | 拘束的決定 法, 布告, 規則, 命令 司法的決定 | 拘束的行為 |
| 関連アウトプット | 政策, 理論的説明 公約 | 恩典, 愛顧 |

参考 : D. Easton, 片岡寛光訳『政治生活の体系分析 (下)』早稲田大学出版部, 1980 年, p495

(3) 政策システムからのフィードバック・ループ

アウトプットという言葉は、政策システムの終着点をイメージさせるかもしれない。アウトプットの最も直接的な意味は、入力された「要求 demand」を充足させる政策を出力することである。しかし、アウトプットは単に「要求 demand」を充足させる役割を果たすだけでなく、結果として得られた情報を再び政策システムへフィードバックする重要な役割を担っている。フィードバック・ループとは、フィードバック情報が流れ結びついている回路のことで、政策システムが入力された「要求 demand」と「支持 support」への対応を通じて得た情報を再びフィードバックする役割を担っているのである。

フィードバック・ループは、入力された「要求 demand」に対する政策の出力行為に係るフィードバックと、政策システムのあり方そのものに対するフィードバックの二つに分類することができる。一点目の入力された「要求 demand」に対する政策の出力行為に係るフィードバックについては、村松岐夫の政策システムでは、図中に描かれたフィードバックそのものが該当する。村山皓の公共政策システムでは、政治文化を帰還環境とするフィードバックが該当する。このフィードバックは、出力された政策が「要求 demand」を充足させることができただろうかという点をチェックする役割を有している。「要求 demand」を十分充足させることができていない場合には、フィードバックされた情報をもとに、再び「要求 demand」を充足させるための異なる政策が出力される。

二点目の政策システムのあり方そのものに対するフィードバックについては、村松岐夫の政策システムでは明確に示されていない。村山皓の公共政策システムでは、政治文化を帰還環境とするフィードバックと、政策文化を帰還環境とするフィードバックの双方が該当するものと考えられる。このフィードバックは、政治が「支持 support」を拡大しようとする場合などに重要となる情報が多く含まれ、広く市民の意思や政治的態度に対して政策システムが機能的な役割を果たしているかという点をチェックする役割を有している。そのため、政策システムの機能性が不十分な場合には、フィードバックされた情報をもとに、政策システムのあり方そのものを変化させることへと繋がるのである。

以上の内容を踏まえ、「政策システムからのフィードバック・ループ」の段階の特徴としては、フィードバックは異なる二つのフィードバックに分類することができ、これらのフィードバックが果たす重要な役割を十分に認識する必要があるということになる。

ここまで異なる 3 つの政策システムの比較検証を通じ、政策システムの特徴を考察して

きた。ここで、本論文で用いる政策システムを定義する上での筆者の考え方を整理する。筆者は、「政策システムへの二つのインプット」「政策への変換とアウトプット」「政策システムからのフィードバック・ループ」の三段階に分割して、政策システムの特徴を説明してきた。これらの三段階は、共に政策システムが機能する上で重要なポイントである。これらの三段階は、いずれかの段階で何らかの障害が発生したとしても、その影響はアウトプット総量の低下へ繋がってくる。

また、これまで見てきたイーストン、村松岐夫、村山皓の3つの政策システムは、イーストンが政治システムの機能に重点を置いているのに対し、村松岐夫と村山皓は、政治システムの機能に加えて行政システムの機能に対しても重点を置いていた。同じイーストンを理論の基礎としている村松岐夫と村山皓の間でも、その政策システムの特徴には違いがある。村松岐夫は「要求 demand」の流れに重点を置いているのに対し、村山皓は「要求 demand」と「支持 support」の双方に対して重点を置いた上で、その流れの中に二つのフィードバック・ループを位置付けている。しかし、それらの違いは決して根本的に異なるものではなく、研究者それぞれの視点の置き方によって異なるものなのである。

筆者は「政策システムへの二つのインプット」「政策への変換とアウトプット」「政策システムからのフィードバック・ループ」の三段階の中でも、「政策システムへの二つのインプット」が最も重要だと考えている。この段階が他の段階と比較して異なる点は、他の段階が政策システムの循環の一部であるのに対し、この段階は政策システムが周辺環境から影響を受けていることである。つまり、政策システムの機能性の差異を検証するにあたり、周辺環境からの影響を受けているこの段階は、差異を生じさせている要因となっている最も重要な段階として位置付けられるのである。

第5節 「支持 support」の本質

前節までの議論では、基礎自治体の政策システムは、それぞれの基礎自治体の異なる周辺環境から「支持 support」の影響を受けることで、その機能性に差異が生じているとしていた。イーストンによると、その「支持 support」の本質は、組織の成員数や民意が表明される頻度、政治運動による選好表明などであるとしていた。ここでは、次章以降で具体的な検証作業を進めていくことを目的に、イーストンが示す「支持 support」の本質について少し詳しく整理しておく。

筆者は、「支持 support」の本質を整理するにあたって松下圭一の市民文化論を理論の基礎とすることとした。松下圭一は、1970年代から80年代の地方自治のあり方について、市民運動がシビル・ミニマム⁸の量の整備から質の整備へと発想のレベルを一段飛躍させ、行政ないし施策のみすぼらしい文化水準を問うようになり、地域ないし自治体の戦略課題は、シビル・ミニマムの量をめぐる第一段階から質をめぐる第二段階へ入ったとしている（松下1985 ,P7）。また、第1章で筆者は、わが国では1960年代に革新自治体の台頭に代表される市民運動の噴出を機に、自ら政策課題の解消に取り組もうとする「先駆自治体」が誕生し、従来の体質から脱却することができない「居眠り自治体」との間に政策システムの機能性の差異を生じさせたとしていた。この点については、松下圭一の見解をもとに、1970

⁸ 都市型社会において市民が生活していくのに最低限必要な生活基準。

年代前後に「先駆自治体」と「居眠り自治体」との間に政策システムの機能性に差異が生じたとする本論文の方向性は、わが国の基礎自治体は、シビル・ミニマムの量をめぐる第一段階から脱却できない基礎自治体と、シビル・ミニマムの質をめぐる第二段階へと移った基礎自治体の二つのタイプに分岐したと筆者の考え方を再整理することが可能である。

このように、わが国の一部の基礎自治体は、シビル・ミニマムの量をめぐる第一段階からシビル・ミニマムの質を求める第二段階へ入ったとしている。では、その変容の背景にあるポイントは何なのだろうか。この点について松下圭一は、シビル・ミニマムの量から質への飛躍をめぐる問いは「市民文化」への問いとしてみなければならないとして、「市民文化」の重要性について指摘している。ここで言う「市民文化」について松下圭一は、「私文化」の「私」には、官治・集権型のオカミ・オオヤケとしての「公」が対応していたが、「私文化」が「市民文化」へと変容するとき、公も国家統治から市民自治へと連動して変わるとしている（松下 1985 ,P188）。つまり、松下圭一は「市民文化」について、個々の市民による「私文化」が成熟することで生み出される市民自治の根幹となるものとしており、「市民文化」が成熟することで政治システムや行政システムを統治型から自治型へと変化させていくことへと繋がるのである。

筆者は「支持 support」の本質について、松下が示す「市民文化」と類似するものとして捉えている。基礎自治体の主体はそれぞれの市民である。市民が「私文化」を脱却して基礎自治体の「市民文化」を成熟させるためには、それぞれの市民がまちづくりについて深く考え、市民活動を通じて政策立案・執行へ参画しようとする市民が必要となる。市民が成熟して自ら考えて行動する風土が情勢されていなければ、たとえ首長が基礎自治体の政策経営上でリーダーシップを発揮したとしても、そこには「市民文化」は存在せず、そのことが政策システムの機能性の向上へ直接的には繋がらないのである。この点については松下圭一も、市民レベルでの市民文化活動が活性化することは、自治体レベルでの行政文化の成熟を促し、基礎自治体について、地域特性を活かす政策システムの主体へと変え始めるとしている（松下 1985 ,P178）。つまり、松下圭一は「市民文化」の成熟こそが、基礎自治体の政策システムの機能性の向上へ繋がるとしているのである。

また、前述した村山皓の公共政策システムでは、公共政策システムを取り囲む文化として、民主的な市民の考え方、感じ方、行動の仕方などの「民主的な市民」が念頭にある政治文化と、「その他大勢」の考え方、感じ方、行動の仕方などが念頭にある政策文化の二つが存在するとしていた。まさに「民主的な市民」の位置付けこそが、基礎自治体の政策システムを向上させる市民の存在そのものを示している。つまり、「市民文化」は村山皓が示す政治文化と類似するものとして捉えることが可能なのである。

これまでの流れから「支持 support」の本質について、以下とおりに整理することが可能となる。

～「支持 support」の本質～

個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているか

この「支持 support」の本質をもとに、基礎自治体の政策システムの機能性に影響を与えるまでの流れを捉えると、第一段階としては、基礎自治体の中で個としての「考える市民」が成熟するところから始まる。1960年代の市民運動が活性化し基礎自治体が「先駆自治体」として自らの政策課題の解決に向けて動き始めたことは、まさに個としての「考える市民」が成熟したことによる市民活動の活性化であったということが可能であろう。第二段階としては、「考える市民」が成熟した後、基礎自治体の情報公開制度や政策立案への市民参加制度などの各種制度の充実が見られ始め、そこから公共的ガバナンスの成熟へと繋がっていくのである。つまり、個としての「考える市民」が基礎自治体の根幹となることで、政策システムの機能性が高くなることへと繋がり、最終的には民意に沿った効率的な政策がアウトプットされることになるのである。

第6節 筆者が描く基礎自治体の政策システム

ここまで異なる3つの政策システムの比較検証を通じ、筆者が本論文を進めていく上で、筆者が用いる政策システムを理論的に定義する作業を進めてきた。その中で、特に「支持 support」が重要な役割を果たすという結論へと辿り着いていた。

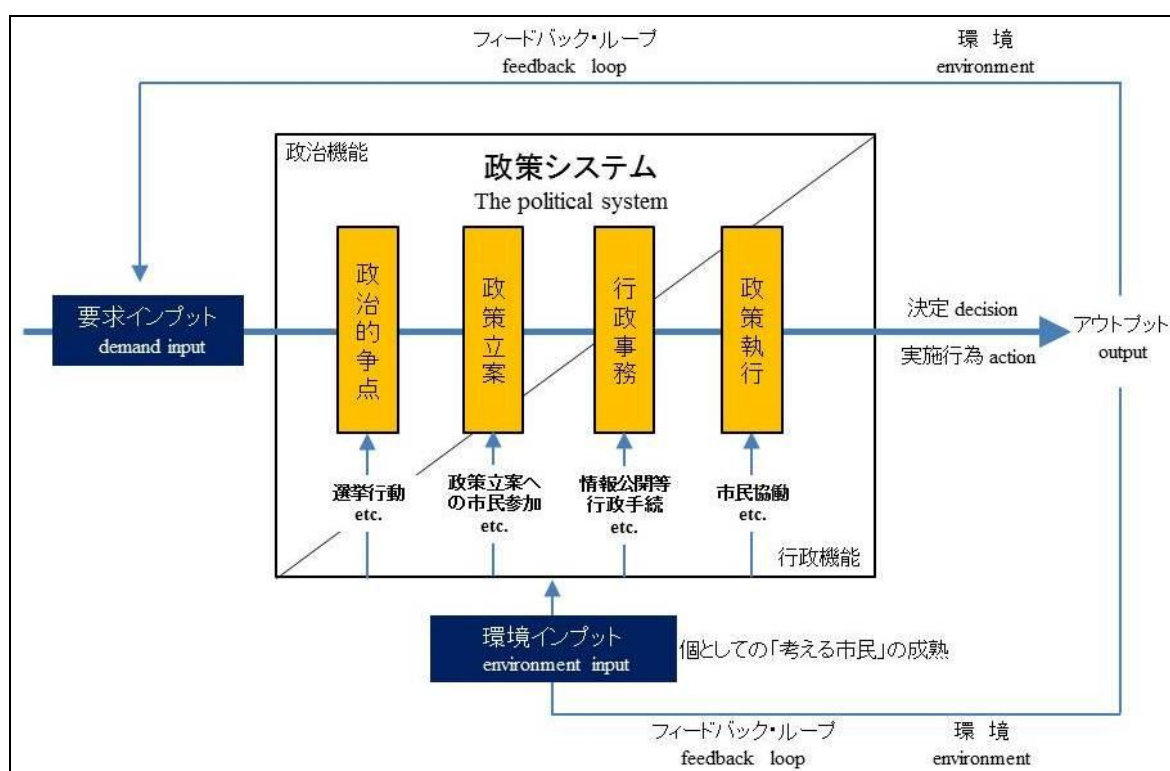
ここで、ここまで議論してきた基礎自治体の政策システムの特徴を踏まえ、本論文で筆者が用いる基礎自治体の政策システムの概念図を描くこととする。図2-6は、本論文で用いるために筆者が描いた基礎自治体の政策システムの概念図である。図2-6では、政策システムに内在する「政治的争点」「政策立案」「行政事務」「政策執行」などの各種段階を具体的に描き、そこへ基礎自治体の周辺環境をもとに、関係する政治機能と行政機能を位置付けている。現代の基礎自治体では、政策立案プロセスの中で政治機能と行政機能の位置付けを明確に分割することが難しくなっている。そのため、政策システムでは政治機構と行政機構の両者の位置付けを一本の斜線で示すこととした。

また、筆者が最も重要だとしていた「要求 demand」と「支持 support」の二つのインプットについては、「要求 demand」をもととしたインプットをそのまま「要求インプット」として示し、「支持 support」については、イーストンが示す「支持 support」と本論文上での基礎自治体独自の周辺環境からのインプットを区別するため、新たに「環境インプット」として示すこととした。イーストンは「支持 support」について、大量の環境的な諸変化が形成する統一的な環境的影響で、諸組織の形成や暴動、革命など具体的な方法による市民自らの意思表示や市民による心的態度の表明としていた。イーストンによる「支持 support」の概念は、イーストンが国政レベルの政治システムを意図して概念図を描いていたことから、概念図を基礎自治体へ応用することが可能となる一方で、「支持 support」の定義が暴動・革命から市民による心的態度の表明まで非常に広がっていることが特徴である。本論文の対象はあくまで基礎自治体であることから、イーストンが示す「支持 support」とは少し異なった視点から定義を狭め、基礎自治体独自の周辺環境から政策システムへ与える影響について具体的に表現することとした。それが「環境インプット」である。「環境インプット」の本質については、前節で論じた「支持 support」の本質から『「個としての「考える市民」の成熟』とした。周辺環境から政策システムへ与える影響は、あくまで「環境インプット」に限られる。

政策システムへ入力された「環境インプット」は、政策システムに内在する「政治的争

点」「政策立案」「行政事務」「政策執行」の各段階へ影響を与える。各段階に対して影響を与えている要因は、「政治的争点」に対しては選挙行動、住民投票制度、パブリックコメント、「政策立案」に対してはワークショップなど政策立案過程や審議会や懇談会などへの市民参加、「行政事務」に対しては情報公開手続き、公聴制度（パブリックコメント制度など）、「政策執行」に対しては市民協働による政策執行が該当する。また、政策システム全体を通じ、自治基本条例や議会基本条例が影響を与えているのである。

図 2-6 筆者が描く基礎自治体の政策システム（概念図）



筆者が描いた政策システムは、村松岐夫や村山皓が描いた政策システムと比較し、「環境インプット」という表現を用いることでイーストンの政治システムにあった「支持 support」の存在を際立たせたことが特徴である。このことにより、第 4 章の事例検証の際に、実際に基礎自治体が周辺環境から「環境インプット」を通じて受けた影響を具体的に論述することが可能となるのである。

また、筆者は第 2 章第 2 節で、参加政策は行政サービスに対して直接的にプラスの影響を与えておらず、行政サービスとは一線を置いて位置付けられ、公共参加規範と参加政策は、行政サービスとは一線を置いて位置付けられるとしていた。これらは、「要求インプット」が政策システムを通じて政策へと転換され、政策システムからアウトプットされる行政サービスに対する影響について、参加政策の位置付けはあくまで間接的であるということ論じていた。基礎自治体の周辺環境が「環境インプット」を通じて政策システムそのものに対して与える影響は別物である。こちらについては、基礎自治体の周辺環境からシステムそのものに対する影響ということで、選挙行動、住民投票制度、パブリックコメン

ト、ワークショップなど政策立案過程や審議会や懇談会などへの市民参加、情報公開手続き、オンブズマン制度、市民協働など、市民の声を反映させるための参加政策が直接的な影響力を持っている。つまり、参加政策は行政サービスの提供に対しては間接的な影響力に止まるものの、政策システムへの影響に対しては直接的な影響力を有するのである。「環境インプット」の本質に踏み込んだことで、それらの点を明示できたことも、筆者が描く政策システムの特徴である。

これらの特徴を有する筆者が描いた政策システムについては、第 4 章の事例検証で活用していく。

第 7 節 第 2 章の結論

ここまで、3 つの異なる政策システムの基礎理論を考察することを通じ、本論文で用いる基礎自治体の政策システムの特徴を整理してきた。また、基礎自治体の政策システムの特徴から、政策システムの機能性の差異とは何かを定義し、さらには政策システムの機能性に差異が生じる要因としてイーストンが示す「支持 support」に着目した上で、本論文で用いる基礎自治体の政策システムの概念図を描いてきた。

ここで、改めて筆者の考え方を整理しておく。本論文において、筆者は、政治学者であるイーストンの政治システムに加え、イーストンの理論を基礎とした行政学者の村松岐夫と村山皓の合計 3 つの政策システムを検証してきた。村松岐夫と村山皓は、共にイーストンを理論の基礎としているため多くの共通点が存在する反面、それぞれの研究者の視点の違いから相違点が生じていた。イーストンの政治システムは、主に政治システムの機能に重点を置いていたが、村松岐夫と村山皓政策システムは、イーストンの政治システムの特徴を有していることに加え、行政システムの機能についても重点を置いていた。また、村松岐夫の政策システムは、「要求 demand」の処理過程に視点を置いて描いていたが、村山皓の公共政策システムは、村松岐夫と同じく「要求 demand」の処理過程に視点を置いていることに加え、「支持 support」が政策システムに与える影響にも視点を置いて描いていた。

しかし、視点の置き方によってそれぞれの研究者の政策システムには相違点が生じるとはいえ、これらの政策システムの共通点からは、基礎自治体の政策システムを定義する上で重要となるポイントを発見することができる。本文中では、これらのポイントについて、①政策システムへの二つのインプット（「要求 demand」と「支持 support」）、②政策への変換とアウトプット、③政策システムからのフィードバック・ループの三段階に分けて説明してきた。これらの三段階の中で最も着目すべき段階は、「政策システムへの二つのインプット」である。この段階は、他の段階が政策システムの中で「要求 demand」の処理過程の一部としての機能を果たしているのに対し、政策システムに影響を与える「支持 support」の影響を周辺環境から直接に受けていることが特徴である。「支持 support」は、基礎自治体の政策システムのあり方そのものに対して影響を与えることが特徴である。つまり、「政策システムへの二つのインプット」の段階では、「要求 demand」の入力に加えて「支持 support」の入力によって政策システムが周辺環境からの影響を受け、それぞれの基礎自治体の政策システムの機能性に差異が生じるという現象へと繋がっているのである。

また、本章では、松下圭一の市民文化論を理論の基礎とし、「支持 support」の本質について検証を進めた。その結果、「支持 support」の本質については、松下圭一が示す「市民

文化」と類似しているという結論へと至りつくことができた。その中で、筆者が示した「支持 support」の本質は以下のとおりである。

～「支持 support」の本質～
個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているか

ここまでの流れをもとに、第 6 節では本論文で活用する基礎自治体の政策システムの概念図を描いている。それが図 2-6 である。筆者が描いた政策システムは、村松岐夫や村山皓が描いた政策システムと比較し、「環境インプット」という表現を用いることでイーストンの政治システムにあった「支持 support」の存在を際立たせたことが特徴である。また、基礎自治体の周辺環境が「環境インプット」を通じて政策システムそのものに対して与える影響について、市民の声を反映させるための参加政策が直接的な影響力を持つものとして描いたことも特徴である。

第 2 章までの流れから、基礎自治体の政策システムの機能性に差異が生じている背景が見えてきた。引き続き、実際にデータや事例を用いて基礎自治体間の政策システムの機能性の差異を検証する作業に入っていくこととする。どのような方法で政策システムの機能性の差異の存在を検証していくのか、政策システムの機能性の差異と「環境インプット」との関係をいかに証明していくのかなど、引き続きいて深く追求していかなければならない課題が存在している。これらの課題については、第 3 章以降で対応していくこととする。

第3章 政策システムの機能性と「環境インプット」の関係性

前章までは、基礎自治体間に政策システムの機能性に差異を生じさせている背景を考察し、さらには基礎自治体の政策システムの機能性に差異を生じさせる要因を明らかにしてきた。筆者が特に重要なポイントとしたのが、政策システムへの2つのインプットのうち「環境インプット」が、基礎自治体の政策システムの機能性に差異を生じさせる要因だという点である。ここからは、実際にデータや事例を用いて基礎自治体の政策システムの機能性の差異を検証する作業を進め、さらには政策システムの機能性の差異と「環境インプット」との関係について検証していくこととする。

第3章では、第1節で調査対象とする基礎自治体を設定する。第2節では、政策システムの機能性を可視化するために必要となる指標を設定し、第1節で調査対象として設定した基礎自治体の政策システムの機能性を数値として可視化する。第3節では、前章で政策システムの機能性に差異を生じさせる要因とした「環境インプット」について、その本質から「個」としての市民の民意の表れや政治運動による選好を可視化する観点から社会階層へ着目し、その数値を算出する。第4節では、第2節で可視化した基礎自治体の政策システムの機能性と、第3節で可視化した「環境インプット」との関係を比較検証し、政策システムの機能性と「環境インプット」の間にどのような繋がりがあるのかを考察する。

第3章は、基礎自治体間の政策システムの機能性に差異が生じた背景には、基礎自治体によって異なる「環境インプット」の存在があることをデータの的に証明することが目的である。

第1節 調査対象とする基礎自治体

はじめに、筆者が本論文の中で調査対象とする基礎自治体を設定する。筆者は、本論文の中で調査対象とする基礎自治体を、西日本エリアに位置する人口10万人以上15万人未満（2009年3月31日現在）の基礎自治体とすることとした。調査対象とする基礎自治体を西日本エリアに限った理由は、たとえ調査対象から東京などの首都圏周辺地域の基礎自治体を除いたとしても、西日本には大阪、名古屋という複数の大都市圏が存在することからも、大都市圏近郊などの基礎自治体を含む様々なタイプの基礎自治体を比較検証することが可能となるからである。

また、筆者は西日本エリアを「東海地方」「近畿地方」「中国・四国・九州地方」の3つのエリアへ分割して調査することとした。調査対象とする基礎自治体を「東海地方」「近畿地方」「中国・四国・九州地方」と3つのエリアへ分割する理由としては、先進的な取組を行う基礎自治体の政策が近隣の基礎自治体へと伝わる政策波及の効果を想定したものである。政策波及は、基礎自治体間の距離などの条件によって、その伝わり方や伝わるスピードが異なってくる。したがって、西日本の中でもエリアを3つに区切って近隣の基礎自治体を比較検証することで、基礎自治体間の距離による政策波及の影響を排除することができると考えたからである。

また、調査対象とする基礎自治体の人口規模を10万人以上15万人未満へと限定した理由としては、調査対象とする基礎自治体の政策システムの機能性に差異が見られた場合に、その要因から基礎自治体の規模（都市化度）による影響を排除するためである。前章で述

べたが、筆者は同一の人口規模かつ財政状況のもとで、基礎自治体の政策システムの機能性には差異が生じることを仮説として設定している。したがって、基礎自治体の規模を統一することは、本論文上の比較検証を進める上で重要なポイントとなってくるのである。また、10万人以上15万人未満の基礎自治体は全国各地に点在しているため、たとえ人口規模を限定したとしても、多くの都道府県の基礎自治体を調査対象へ含めることが可能となってくる。さらには、10万人以上15万人未満の人口規模であれば、大半の都道府県で県庁所在地の基礎自治体が調査対象から外れてくるため、国の出先機関や県庁などの行政機関の立地による影響を考慮する必要が無くなってくる。今回の調査対象としたエリアの中で県庁所在地の基礎自治体は、鳥取県米子市のみである。

ここからは、調査対象とする基礎自治体をエリアごとに振り分け、比較検証のポイントなどを細かく見ていくこととする。

(1) 東海地方（静岡県、愛知県、三重県、岐阜県）

図3-1は、三重県を含む東海地方の調査対象とする18の基礎自治体を示している。法律上の明確な定義は存在しないが、三重県は東海地方と近畿地方のどちらへ属するのか判断するのが難しいところである。しかし、三重県では、県外への通勤・通学者のうち6割以上が東海地方へ通勤・通学するなど、実質的な経済圏域は東海地方と一体化している。本論文では、実際の生活圏がどちらの地域と密接であるかが重要となってくるため、東海地方との強い繋がりを考慮して、本論文では三重県を東海地方と位置付けることとした。

また、調査対象とする基礎自治体の人口規模を10万人以上15万人未満としたことで、岐阜県の調査対象とする基礎自治体が、各務原市と多治見市という愛知県と隣接する2つの基礎自治体に絞られた。そのため、筆者が考える東海地方の比較検証のポイントとしては、他県と比較して農林水産業従事者の比率が高い静岡県の基礎自治体と、名古屋市に近い岐阜県、愛知県、三重県の基礎自治体との間で何らかの違いが見られるのではないかと想定している。その点に注目した上で比較検証を進めていきたい。

(2) 近畿地方（大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県）

図3-2は、三重県を除く近畿地方の調査対象とする17の基礎自治体を示している。本論文では、前述したとおり三重県を東海地方として位置付けることとしている。また、京都府と和歌山県では、2009年3月31日現在において、人口規模が10万人以上15万人未満という条件を満たす基礎自治体が存在しなかった。したがって、近畿地方では、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県の4府県の基礎自治体を調査対象とすることとした。

近畿地方では、調査対象とする基礎自治体の大半が大阪府の基礎自治体である。しかし、同じ大阪府内の基礎自治体であったとしても、その特徴は様々であることから、同じ大阪府内の基礎自治体の中でどのような違いを見ることができるといった点に注目した上で比較検証を進めていきたい。

(3) 中国・四国・九州地方

図 3-3 は、中国・四国・九州地方の調査対象とする 22 の基礎自治体を示している。東海地方や近畿地方と比較してエリアが広く設定されているが、中国・四国・九州地方には名古屋市や大阪市などの大都市圏が存在しないなど、比較的良好似た特徴が見られる。対象とする基礎自治体数を増加させる観点からも、3つの地域を一括りにして比較検証することとした。この中で、徳島県と高知県では、2009年3月31日現在において、人口規模が10万人以上15万人未満という条件を満たす基礎自治体が存在しなかった。したがって、中国・四国・九州地方では、徳島県と高知県を除いた県の基礎自治体を調査対象としている。

中国・四国・九州地方では、東海地方や近畿地方とも比較して、全体的に農林水産業従事者の比率が高くなっている。農林水産業従事者の構成比率が高い中国・四国・九州地方が、東海地方や近畿地方と比較してどのような特徴が見られるのかという点に注目した上で比較検証を進めていきたい。

図 3-1 東海地方の調査対象となる基礎自治体一覧

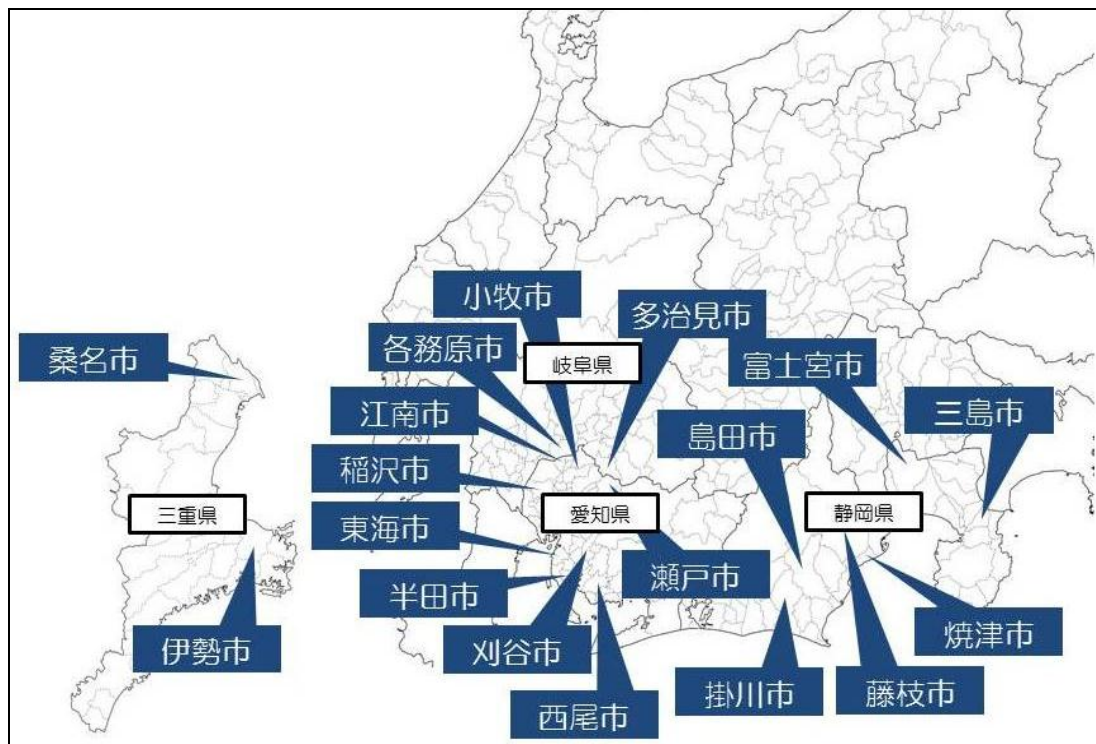


図 3-2 近畿地方の調査対象となる基礎自治体一覧

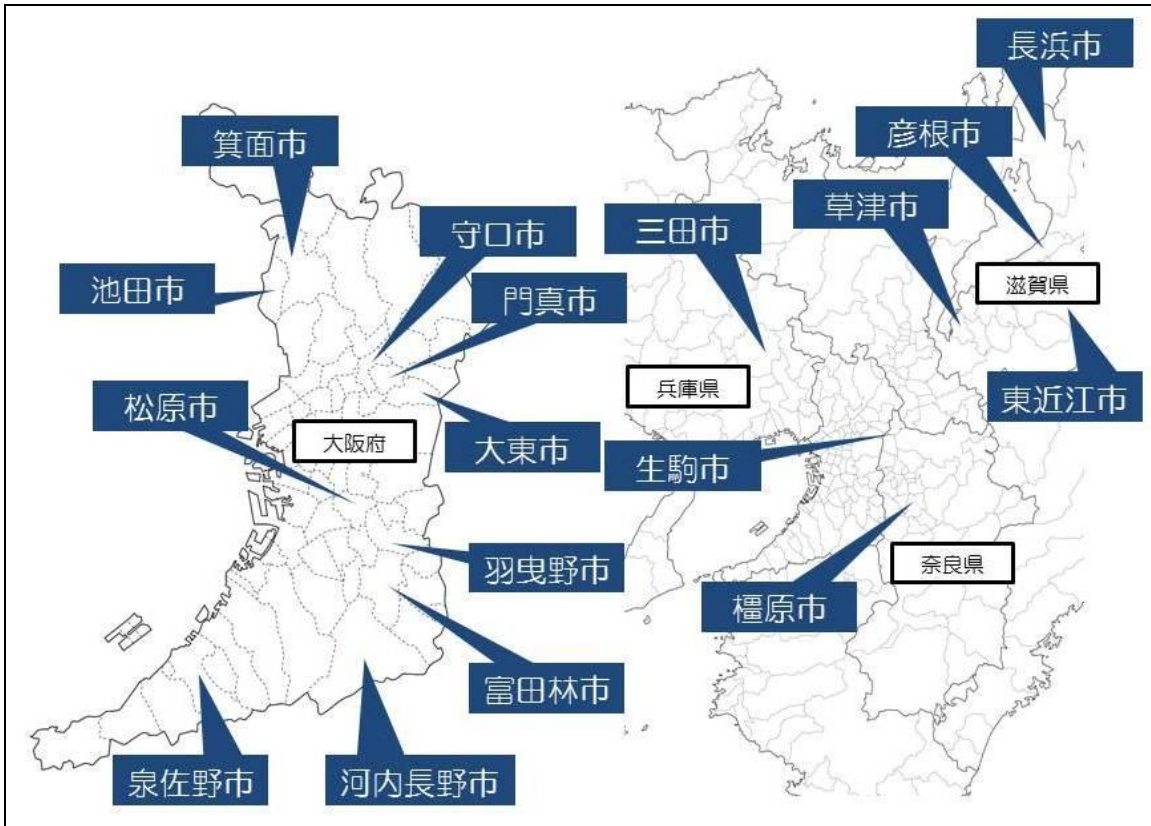


図 3-3 中国・四国・九州地方の調査対象となる基礎自治体一覧



第2節 政策システムの機能性を測定

ここからは、基礎自治体の比較検証を可能とするため、調査対象とする基礎自治体の政策システムの機能性を数値化するための指標を設定する。第2章で筆者は、わが国における指標を用いた基礎自治体のパフォーマンス測定を行った先行研究について考察していた。これらの先行研究のうち、筆者の研究の方向性と類似し、指標を設定するために最も参照したのが、金宗郁による地方自治体の「政策パフォーマンス」に関する研究である(金2006,P158-168)。金宗郁は、急変する行政環境に対応しながら、行政における効率性と民主制を高めようとする政策を目指すため、近年のわが国の自治体は行政改革を推進しているとし、自治体の「政策パフォーマンス」に影響を与える要因として、近年の基礎自治体が推進している改革政策について分析を行っている。

筆者は、同じ量のインプットに対する政策システムの応答能力の違いである政策システムの機能性を測定しようとしている。したがって、指標設定を行う上にあたり、基礎自治体の人口規模や財政規模に関係なく、主に基礎自治体の積極性によって進展度が異なる改革政策を中心とした指標を設定することがポイントだと考えている。これらの改革政策を中心とする指標に、現代の基礎自治体が政策経営上必要とする指標を付け加えることで、基礎自治体の政策システムの機能性を測定する指標の全体像ができあがってくる。

ここからは、金宗郁を理論の基礎とした上で、本論文で用いる具体的な指標の設定作業に入っていく。金宗郁が政策のパフォーマンスを測定するために設定した指標の項目は、「都市化度」「経常収支比率」「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」の5項目である(図2-1参照)。なお、金宗郁は参加政策について、行政サービスに対して直接的にプラスの影響を与えておらず、行政サービスとは一線を置いて位置付けられるとしている。一般的には、公共参加規範が行政機構の執行体制を活性化させ、行政サービスに対してプラスの影響を与えていると捉えられがちである。しかし、少なくとも金宗郁による検証結果によると、公共参加規範と参加政策は、行政サービスとは一線を置いて位置付けられていることが理解できる。この点について金宗郁は、今日の基礎自治体の行政サービスの現場が、地方自治の本旨である団体自治(効率性)と住民自治(民主制)のうち効率的な行政運営に偏った状況にあり、住民参加政策が自治体の全体運営と絡み合っていない点を指摘している。同じく金宗郁が行った住民意識調査の中で、地域住民は基礎自治体の政策や行政サービスから基礎自治体の影響力を感じていないものの、住民参加政策を積極的に進めている基礎自治体ほど、自治体活動が自らの生活を改善すると感じている住民が多いという結果が得られるなど、参加政策は地方自治の本旨を実現する上で確かに重要な視点である。(金2006,P163-165)。しかし、前述したとおり、今日の基礎自治体では、参加政策と行政サービスを繋ぎ合わせていくための具体的な制度を確立していくことが課題となっていることを考慮すると、本論文において政策システムの機能性を数値化する上での参加政策の位置付けは、あくまで間接的なものとなってくる。

また、横山麻季子は参加政策について、制度的革新度の中に市民参加、情報公開、行政評価、事業委託、その他という項目群を設けることで、制度的革新度の中に参加政策を内在させている(横山2010,P189-204)。この点については、筆者が指標設定を行うにあたり、実際に市民参加に関連する指標が複数含まれている。これらの流れから、本論文において

参加政策は、政策システムの機能性を測定する上で間接的な位置付けではあるものの、「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」などの各項目に内在しているものとして捉えることが可能となるのである。勘違いしてはならないのは、このことは参加政策があくまで行政サービスに対して直接的な影響を及ぼしていないということを示しているだけであり、決して参加政策が自治体政策と無関係であることを示している訳ではない。

また、金宗郁が行政サービスに対して直接プラスの影響を与えているとしていた「都市化度」「経常収支比率」「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」の5つの要因のうち、筆者は「都市化度」と「経常収支比率」を指標項目から外すこととした。その理由は、筆者が着目する政策システムの機能性の差異は、同じ量のインプットに対する政策システムの応答能力の違いを示しており、基礎自治体の豊かさの違いなどによって異なるアウトプット総量の違いとは異なるからである。詳しく説明すると、「都市化度」については、調査対象とする基礎自治体を全国各地に幅広く存在する10万人以上15万人未満の基礎自治体へ絞り込むことで、政策システムに対して与える影響を統一している。また、「経常収支比率」については、基礎自治体にどの程度の財政的な余裕があり、それらの財政力を用いてどの程度新しい政策を生み出したかという量の視点に着目してはおらず、財政力とは無関係に、政策システムそのものがどの程度質の高い政策を打ち出すことができたかという点に着目している。これらの理由から、筆者は「都市化度」と「経常収支比率」を指標項目から外すこととした。

なお、指標や配点のバランスなどを設定するにあたり、金宗郁やその他の基礎自治体のパフォーマンス測定を行っている研究者が活用している、日本経済新聞社と日経産業消費研究所が実施する「全国市区の行政比較調査」のデータを活用している。また、それぞれの項目ごとの配点については、全体のバランスを考えて1つの設問を概ね3点満点として設定し、他の設問と一部内容が重なるものを概ね1.5点満点として設定している。

ここからは、「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」の項目ごとの指標について、それぞれの内容と点数配分を詳細に説明する。

(1) 組織運営規範 34.5点満点

地方分権時代にある現代の基礎自治体は、従来の官僚制におけるコスト意識の不足や責任所在の曖昧さ、形式主義から脱却し、「自己決定・自己責任」による結果志向への転換が求められている。また、「組織運営規範」は官僚の個人行動をコントロールしながら組織行動に変換することで、政策システムの機能性に対してプラスの影響を与えることとなる。これらの「組織運営規範」に関連して、基礎自治体の公共政策の枠組みの中へNPMや公共的ガバナンスを推進しようとする施策を組み込み、主に小さな政府を目指そうとする取組を中心に指標を設定した。

「組織運営規範」に関する指標のうち、筆者が用いたものは以下のとおりである。

1. 自治基本条例など、自治の基本や住民主体の自治を包括的に定めた「自治体の憲法」である条例を制定しているか。(いずれかを選択)
 - 3点 制定している
 - 2点 来年度末までに制定の予定である
 - 1点 制定へ向け検討中である
 - 0点 制定していない

2. 1にて回答した条例にどのような規定が盛り込まれているか。(複数選択可)
 - 0.5点 住民と行政の責務・役割規定
 - 0.5点 議会の責務・役割規定
 - 0.5点 情報公開や説明責任の規定
 - 0.5点 パブリックコメントの規定
 - 0.5点 住民投票の規定

3. 公職選挙法の改正により地方選挙におけるマニフェスト配布が可能となった 2007年以降にて、首長当選者が自らの掲げたマニフェストを公開し、市政運営を行っているか。(いずれかを選択)
 - 3点 制定し、公開している
 - 1.5点 制定しているが、公開していない
 - 0点 制定していない

4. 地方議会の運営をどのように行うのかを定めた議会基本条例を制定しているか。(いずれかを選択)
 - 3点 制定している
 - 2点 来年度末までに制定の予定である
 - 1点 制定へ向け検討中である
 - 0点 制定していない

5. 成果重視の行財政確立へ向けて、市長と各部局長が各部局の目指す成果について約束する「成果契約」をシステムとして導入しているか。(いずれかを選択)
 - 3点 導入している
 - 2点 来年度末までに導入する予定である
 - 1点 導入する方向で検討中である
 - 0点 導入していない

6. 施策・事務事業改善を目的にした職員提案制度を設けているか。(いずれかを選択)
 - 3点 設けている
 - 2点 来年度末までに設ける予定である
 - 1点 設ける方向で検討中である
 - 0点 設けていない

7. 職員の人事で、職員自ら希望する部署・ポストに応募できる制度（庁内公募制）を設けているか。（いずれかを選択）

- 3点 設けている
- 2点 来年度末までに設ける予定である
- 1点 設ける方向で検討中である
- 0点 設けていない

8. 行政評価システムを導入しているか。（いずれかを選択）

- 3点 本格導入している
- 2点 試行段階である
- 1点 導入に向けた検討組織を設置している
- 0点 導入していない

9. 行政評価の評価対象はどの範囲か。（複数選択可）

- 0.5点 全事務事業
- 0.5点 一部事務事業
- 0.5点 施策
- 0.5点 政策
- 0点 いずれにも該当しない

10. 行政評価システムでは目標やその達成度合い（成果）を示す指標を数値化しているか。（いずれかを選択）

- 1.5点 数値化している
- 1点 来年度末までに数値化する予定である
- 0.5点 数値化する方向で検討中である
- 0点 数値化していない

11. これまでに行政評価の結果を組織改正や人事改革に反映させているか。（いずれかを選択）

- 1.5点 査定段階で積極的に反映している
- 1点 査定段階で参考程度に反映している
- 1点 来年度末から何らかの形で反映する予定である
- 0.5点 何らかの形で反映させる方向で検討中である
- 0点 一切反映させていない

12. 行政サービス（窓口サービス等）に対象を特化した住民満足度調査（包括的な市民意識調査は除く）を実施しているか。（いずれかを選択）

- 3点 毎年実施している
- 2点 隔年の割合で実施している
- 1点 3,4年に1回の割合で実施している
- 0点 実施していない

（2）透明化政策 34.5点満点

行政情報に対して透明性を担保させることは、基礎自治体の政策が市民のニーズと大きくかけ離れることを防止する。また、行政情報が市民と共有化されることで、市民の政策力を向上させ、基礎自治体の政策立案に対してプラスの影響を与える。これらの「透明化政策」に関連して、基礎自治体が主体的に取り組む取組を中心に指標を設定した。

「透明化政策」に関する指標のうち、筆者が用いたものは以下のとおりである。

13. 条例に基づく情報公開制度（要綱は除く）を制定しているか。（いずれかを選択）

- 3点 制定している
- 2点 来年度末までに制定の予定である
- 1点 制定へ向け検討中である
- 0点 制定していない

14. 情報公開条例に「知る権利の尊重」（またはそれに準じた規定）を明記しているか。（いずれかを選択）

- 3点 明記している
- 2点 来年度末までに明記する予定である
- 1点 明記へ向け検討中である
- 0点 明記していない

15. 情報公開条例に、公開請求資格者に当該市区住民など制限を設けず、「何人」も請求できることを明記しているか。（いずれかを選択）

- 3点 明記している
- 2点 来年度末までに明記する予定である
- 1点 明記へ向け検討中である
- 0点 明記していない

16. 個人情報保護条例を制定しているか。（いずれかを選択）

- 3点 制定している
- 2点 来年度末までに制定の予定である
- 1点 制定へ向け検討中である
- 0点 制定していない

17. 議会の議事録をホームページまたは文書で公開しているか。(いずれかを選択)
- 3点 全部(委員会を含む)公開している
 - 2点 本会議のみ公開している
 - 1点 来年度までに公開する予定である
 - 0点 公開していない
18. 議会の審議をインターネット中継しているか。(いずれかを選択)
- 3点 全部(委員会を含む)を生放送でネット配信している
 - 2.5点 本会議のみ生放送でネット配信している
 - 2点 生放送はせず、録画した映像と音声のみを配信している
 - 1点 来年度までに生放送でネット配信を実施する予定
 - 0点 今のところネット配信(録画も含む)する考えは無い
19. 審議会・委員会など附属機関の会議公開制度(ガイドラインを含む)を設けているか。(いずれかを選択)
- 3点 設けている
 - 2点 来年度末までに設ける予定である
 - 1点 設ける方向で検討中である
 - 0点 設けていない
20. 手紙や電話、電子メールなどで受け付けた住民の意見・要望に必ず回答する旨の規定を設けているか(いたずらや誹謗中傷に対する回答を除く)。(いずれかを選択)
- 3点 設けている
 - 2点 来年度末までに設ける予定である
 - 1点 設ける方向で検討中である
 - 0点 設けていない
21. オンブズマン制度(条例または要綱)を設けているか。(いずれかを選択)
- 3点 設けている
 - 2点 来年度末までに設ける予定である
 - 1点 設ける方向で検討中である
 - 0点 設けていない
22. 基本構想策定・改訂、各種重要条例など、重要な政策形成の過程で素案を公表しているか。(いずれかを選択)
- 3点 公表している
 - 2点 来年度末までに公表する予定である
 - 1点 公表する方向で検討中である
 - 0点 公表していない

23. 重要な政策に関する素案に対し、一般市民が手紙や電子メールなどで自由に意見を述べる機会（パブリックコメント）が保証されているか。（いずれかを選択）

- 3点 条例で保証している
- 2点 運用面で保証しており、来年度中に条例制定を予定している
- 1点 運用面で保証しているが、来年度中に条例制定の予定は無い
- 0点 保証していない

24. 監査委員に議員・自治体OB以外の民間人を登用しているか。（いずれかを選択）

- 3点 登用している
- 2点 来年度末までに登用する予定である
- 1点 登用する方向で検討中である
- 0点 登用していない

25. 行政評価の結果を一般市民に公開しているか。（いずれかを選択）

- 3点 公開している
- 2点 来年度末までに公開する予定である
- 1点 公開する方向で検討中である
- 0点 公開していない

（3）効率化政策 32点満点

基礎自治体の効率性を向上させることは、限られた資源をもとに有効な政策をアウトプットしようとする基礎自治体の根幹を築くこととなる。行政が効率性を意識することにより、限られた資源の価値を再認識することができるほか、限られた条件下でも高い政策効果を創出しなければならないという意識が行政機構へと浸透することで、政策システムにおいて創意工夫がされやすくなる効果が想定される。これらの「効率化政策」に関連して、基礎自治体が主体的に取り組む取組を中心に指標を設定した。

「効率化政策」に関する指標のうち、筆者が用いたものは以下のとおりである。

26. 品質管理の国際規格（ISO9000シリーズ）の認証を取得しているか。

（いずれかを選択）

- 3点 取得している
- 2点 審査機関の認定を受けず、自己宣言でノウハウを維持している
- 2点 過去に取得したことがある
- 1.5点 来年度末までに取得する予定である
- 1点 取得する方向で検討中である
- 0点 取得していない

27. 26にて取得している場合、その認証対象はどこか。(いずれかを選択)
- 1.5点 本庁の全てと出先機関の双方
 - 1点 本庁の全て
 - 0.5点 本庁の一部もしくは出先機関
28. 環境管理の国際規格（ISO14000 シリーズ）の認証を取得しているか。
(いずれかを選択)
- 3点 取得している
 - 2点 審査期間の認定を受けず、自己宣言でノウハウを維持している
 - 2点 過去に取得したことがある
 - 1.5点 来年度末までに取得する予定である
 - 1点 取得する方向で検討中である
 - 0点 取得していない
29. 28にて取得している場合、その認証対象はどこか。(いずれかを選択)
- 1.5点 本庁の全てと出先機関の双方
 - 1点 本庁の全て
 - 0.5点 本庁の一部もしくは出先機関
30. 庁舎内で電子文書決裁システム（決済の電子化）を導入しているか。
(いずれかを選択)
- 3点 導入している
 - 2点 来年度末までに導入する予定である
 - 1点 導入する方向で検討中である
 - 0点 導入していない
31. 30にて取得している場合、対象としている事務はどれか。(複数選択可)
- 0.5点 総務事務（休暇・出張申請等）
 - 0.5点 財務会計
 - 0.5点 起案文書作成
 - 0.5点 その他
32. 普通会計決算におけるバランスシート（貸借対照表）を作成しているか。
(いずれかを選択)
- 3点 独自方式で作成している
 - 3点 総務省方式にて作成している
 - 2点 来年度末までに独自方式にて作成する予定である
 - 2点 来年度末までに総務省方式にて作成する予定である
 - 0点 作成していない

33. 出資（出えん）法人や公営企業などまで含めた「連結バランスシート」を作成しているか。（いずれかを選択）
- 3点 一般会計とそれ以外の全ての会計を対象に作成している
 - 2.5点 一般会計とそれ以外の一部の会計を対象に作成している
 - 2点 来年度末までに作成する予定である
 - 1点 作成する方向で検討中である
 - 0点 作成していない
34. 行政コスト計算書を作成しているか。（いずれかを選択）
- 3点 作成している
 - 2点 来年度末までに作成する予定である
 - 1点 作成する方向で検討中である
 - 0点 作成していない
35. 行政評価に行政コスト計算書の数字を反映させているか。（いずれかを選択）
- 3点 反映させている
 - 2点 来年度末までに反映させる予定である
 - 1点 反映させる方向で検討中である
 - 0点 反映させていない

以上が基礎自治体の政策システムの機能性を測定して数値化するために設定した指標である。これらの指標を用いて調査対象とした57の基礎自治体の2006年と2008年の政策システムの機能性を数値として算出したものが、表3-1、3-2、3-3である。

本論文では、日本経済新聞社と日経産業消費研究所が実施する「全国市区の行政比較調査」のデータを活用することで、過去にさかのぼって点数を算出している。しかし、調査対象とする基礎自治体の中には、未回答としている基礎自治体も存在する。幸いにも2006年、2008年ともに調査データが存在しない基礎自治体は存在しなかった。表3-1、3-2、3-3の中で黒く塗りつぶしているところが、調査データが存在しないところである。

表 3-1 基礎自治体の政策システムの機能性（東海地方）

| | 2006 組織運 営規範 | 2006 透明化 政策 | 2006 効率化 政策 | 2006 小計 | 2008 組織運 営規範 | 2008 透明化 政策 | 2008 効率化 政策 | 2008 小計 | 平均値 |
|------|--------------------|-------------------|-------------------|------------|--------------------|-------------------|-------------------|------------|-------|
| 多治見市 | 19.5 | 28.5 | 19 | 67 | 21 | 31 | 19 | 71 | 69 |
| 刈谷市 | 15.5 | 19.5 | 16.5 | 51.5 | 19.5 | 21.5 | 16.5 | 57.5 | 54.5 |
| 稲沢市 | 16.5 | 20.5 | 15 | 52 | 18 | 21.5 | 15 | 54.5 | 53.25 |
| 桑名市 | 15.5 | 21 | 18.5 | 55 | 15 | 21.5 | 14.5 | 51 | 53 |
| 小牧市 | 11 | 22.5 | 12 | 45.5 | 15.5 | 28.5 | 16 | 60 | 52.75 |
| 瀬戸市 | 15 | 23.5 | 10 | 48.5 | 15 | 26 | 12.5 | 53.5 | 51 |
| 各務原市 | 11 | 16.5 | 19.5 | 47 | 11 | 16.5 | 21 | 48.5 | 47.75 |
| 江南市 | 15 | 19.5 | 9 | 43.5 | 16 | 19.5 | 9 | 44.5 | 44 |
| 三島市 | 9.5 | 17.5 | 11.5 | 38.5 | 13.5 | 19.5 | 16 | 49 | 43.75 |
| 富士宮市 | 8.5 | 19.5 | 13 | 41 | 14 | 21.5 | 10 | 45.5 | 43.25 |
| 伊勢市 | 4 | 21 | 12 | 37 | 12.5 | 20 | 12 | 44.5 | 40.75 |
| 掛川市 | 7 | 16 | 14.5 | 37.5 | 16.5 | 15.5 | 11 | 43 | 40.25 |
| 西尾市 | 15 | 23.5 | 2 | 40.5 | 12 | 23.5 | 4 | 39.5 | 40 |
| 焼津市 | 9 | 25 | 6 | 40 | 6.5 | 24 | 8 | 38.5 | 40 |
| 東海市 | 14.5 | 22.5 | 3 | 40 | 9.5 | 21.5 | 8 | 39 | 39.5 |
| 藤枝市 | 11.5 | 18.5 | 5 | 35 | | | | | 35 |
| 半田市 | 7.5 | 16.5 | 9.5 | 33.5 | 6 | 17 | 11.5 | 34.5 | 34 |
| 島田市 | 3 | 18 | 0 | 21 | 5 | 18 | 8 | 31 | 26 |

表 3-2 基礎自治体の政策システムの機能性（近畿地方）

| | 2006 組織運 営規範 | 2006 透明化 政策 | 2006 効率化 政策 | 2006 小計 | 2008 組織運 営規範 | 2008 透明化 政策 | 2008 効率化 政策 | 2008 小計 | 平均値 |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|------------|--------------------|-------------------|-------------------|------------|-------|
| 箕面市 | 19.5 | 25.5 | 8 | 53 | 20.5 | 28 | 7 | 55.5 | 54.25 |
| 草津市 | 13 | 22.5 | 10.5 | 46 | 15 | 24 | 16.5 | 55.5 | 50.75 |
| 池田市 | 17.5 | 23.5 | 7.5 | 48.5 | 15.5 | 25 | 8 | 48.5 | 48.5 |
| 彦根市 | | | | | 10.5 | 23.5 | 13.5 | 47.5 | 47.5 |
| 三田市 | 13.5 | 25.5 | 9 | 48 | 9.5 | 28 | 9 | 46.5 | 47.25 |
| 大東市 | 18 | 21 | 7 | 46 | 17.5 | 25.5 | 5 | 48 | 47 |
| 生駒市 | 9 | 14.5 | 8.5 | 32 | 16 | 27 | 11.5 | 54.5 | 43.25 |
| 河内長野市 | | | | | 11.5 | 25.5 | 6 | 43 | 43 |
| 富田林市 | 13 | 22 | 6 | 41 | 8 | 22.5 | 7 | 37.5 | 39.25 |
| 長浜市 | 2 | 18 | 10 | 30 | 10.5 | 26 | 11.5 | 48 | 39 |
| 松原市 | 9 | 22 | 5 | 36 | 12.5 | 23.5 | 6 | 42 | 39 |

| | | | | | | | | | |
|------|---|------|-----|------|------|------|------|------|-------|
| 泉佐野市 | 9 | 19.5 | 6 | 34.5 | 10.5 | 25 | 7 | 42.5 | 38.5 |
| 東近江市 | 3 | 21 | 9.5 | 33.5 | 8 | 22 | 7 | 37 | 35.25 |
| 橿原市 | 1 | 19 | 8 | 28 | 7.5 | 25 | 7 | 39.5 | 33.75 |
| 羽曳野市 | 8 | 16.5 | 6.5 | 31 | 8 | 11.5 | 10.5 | 30 | 30.5 |
| 守口市 | 6 | 15 | 9 | 30 | | | | | 30 |
| 門真市 | 4 | 18 | 4 | 26 | 8 | 18.5 | 5 | 31.5 | 28.75 |

表 3-3 基礎自治体の政策システムの機能性（中国・四国・九州地方）

| | 2006 組織運 営規範 | 2006 透明化 政策 | 2006 効率化 政策 | 2006 小計 | 2008 組織運 営規範 | 2008 透明化 政策 | 2008 効率化 政策 | 2008 小計 | 平均値 |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|------------|--------------------|-------------------|-------------------|------------|-------|
| 新居浜市 | 13 | 21 | 10 | 44 | 16.5 | 28 | 11 | 55.5 | 49.75 |
| 米子市 | 10 | 21.5 | 11 | 42.5 | 14.5 | 21.5 | 14 | 50 | 46.25 |
| 大牟田市 | 12.5 | 24.5 | 11.5 | 48.5 | 11 | 22.5 | 8.5 | 42 | 45.25 |
| 防府市 | 14 | 17 | 8 | 39 | 17 | 25 | 8 | 50 | 44.5 |
| 岩国市 | | | | | 9 | 21 | 12 | 42 | 42 |
| 春日市 | 16 | 27.5 | 4 | 47.5 | 8.5 | 21.5 | 6.5 | 36.5 | 42 |
| 薩摩川内市 | 8 | 12 | 10 | 30 | 16 | 19 | 13 | 48 | 39 |
| 津山市 | 12 | 17 | 9.5 | 38.5 | | | | | 38.5 |
| 丸亀市 | 5.5 | 21.5 | 10 | 37 | | | | | 37 |
| 三原市 | 8 | 19.5 | 7 | 34.5 | 9 | 16.5 | 12 | 37.5 | 36 |
| 鹿屋市 | 2.5 | 14 | 9.5 | 26 | 10.5 | 21.5 | 9.5 | 41.5 | 33.75 |
| 尾道市 | 3 | 20.5 | 7 | 30.5 | 4.5 | 23.5 | 8.5 | 36.5 | 33.5 |
| 出雲市 | 8 | 15 | 9 | 32 | 6 | 18 | 8.5 | 32.5 | 32.25 |
| 廿日市市 | 2 | 14.5 | 7 | 23.5 | 6.5 | 23 | 10.5 | 40 | 31.75 |
| 別府市 | 4 | 14 | 5 | 23 | 12.5 | 18 | 8 | 38.5 | 30.75 |
| 唐津市 | 7.5 | 18 | 2 | 27.5 | 11.5 | 17.5 | 5 | 34 | 30.75 |
| 八代市 | 1 | 22 | 7.5 | 30.5 | | | | | 30.5 |
| 飯塚市 | 5 | 20 | 5 | 30 | | | | | 30 |
| 霧島市 | 1 | 24 | 5 | 30 | | | | | 30 |
| 延岡市 | 3 | 9 | 9.5 | 21.5 | 11 | 11 | 6.5 | 28.5 | 25 |
| 西条市 | 5.5 | 17 | 2 | 24.5 | 4 | 15 | 6 | 25 | 24.75 |
| 諫早市 | 3 | 10 | 3 | 16 | 6 | 14 | 9 | 29 | 22.5 |

第3節 「環境インプット」の傾向を可視化する観点

ここまで調査対象とする基礎自治体の政策システムの機能性を数値化し、可視化する作業を行ってきた。ここからは、政策システムの機能性と「環境インプット」との関係と比較検証するため、「環境インプット」を可視化する観点について考察する。

第2章で筆者は、基礎自治体の政策システムの機能性に差異が生じるのは、「環境インプット」を通じて政策システムが基礎自治体の周辺環境からの影響を受け、政策システムが周辺環境に合わせて形作られることが要因であるとの仮説を設定していた。基礎自治体の周辺環境はそれぞれの基礎自治体によって異なることから、政策システムへ入力される「環境インプット」も、基礎自治体によって異なることとなる。つまり、基礎自治体によって異なる「環境インプット」の影響を受けた政策システムは、それぞれの基礎自治体の周辺環境に合わせて形作られ、機能性に差異を生じさせているのである。

また、第2章で筆者は「環境インプット」について、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという点が重要だとしていた。つまり、政策システムの機能性が高くなる基礎自治体では、この点を満たすことで政策システムに対して影響を与える「環境インプット」が存在し、より民意に応えることができる政策がアウトプットされているのである。第3章では、「環境インプット」の本質から、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点に着目して、データを用いた比較検証を行っていく。

では、ここからは個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点とはどのようなものなのか考察していく。筆者は、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点を可視化する手段として、政党支持と密接な繋がりのある社会階層に着目した。かつて「社会階層」は、社会学あるいは社会科学にとって疑うことのできない研究課題であった。しかし、高度経済成長以降に多くの国民が「中流」を意識することで、社会階層という概念が現実性を失っていったのである。

しかし、実際には階層間の格差が完全に消滅したという訳ではない。階層間の所得格差や大学進学率の格差などは依然として残っており、学歴、リストラ、ジェンダー差別、ホームレス問題など、依然として幅広い範囲において階層的現象は存在している。そのような状況を受け、わが国を含む多くの先進諸国の研究者が階層について関心を寄せ、様々な実態調査が進められてきたのである。それらを代表するものが、「社会階層と社会移動」全国調査（SSM調査）である。SSM調査とは、わが国の社会階層と移動に関する大規模な調査で、社会学者のグループによって1955年から10年ごとに実施されている。また、多くの研究者がSSM調査のデータ蓄積に基礎を置き、研究を積み重ねてきた。それらの研究の積み重ねの中から、社会階層を分ける規定要因には「学歴」「職業威信」「世帯収入」「財産」「生活様式」「勢力」が存在するとされてきた。

わが国の政治と社会階層との間には、常に密接な関係が見られてきた。戦後におけるわが国の政治は、大きく1955年から1993年までの「55年体制」の時代と、政界再編の試行錯誤が続くそれ以降に二分することが可能である。55年体制下では、保守勢力（自由民主党）と革新勢力（社会党および共産党）の間には、職業、学歴、年齢等による明確な支持基盤の分化が見られている。政治学者の三宅一郎は、これらのうち、わが国の政党選択の

社会的基盤となる巨大社会集団は職業集団ぐらいで、それらは階級ではなく、自分の職業を代表する政党という職業代表意識に基づく選択だとしており、最も強く一貫して支持を分化させる要因となっているのは職業だとしている(三宅 1985 ,P11-23)。筆者は第 1 章で、わが国では「55 年体制」の成立以降、管理職や農業従事者が自由民主党を支持し、専門職やブルーカラー層が革新政党を支持することで、職業階層間にゆるやかな亀裂 (cleavage) を生じさせていたとしていた。この点について三宅一郎は、有権者レベルにおける政党は、雑多な職業集団の集合で、これらの職業集団はその党派性によって、自分の仕事や職業をコントロールする主体が自分の手にあるかどうかという意識 (自前意識) をもてる自前的職業層と、逆に自前意識をもつことができない非自前的職業層の大きく二つに分けることができるとしている。また、自前的職業層は自由民主党支持へと結びつき、非自前的職業層は革新政党支持へと結びつくとしている(三宅 1985 ,P11-23)。つまり、高度経済成長期以前のわが国では、伝統的道德や規範、地域組織や業界団体、あるいは大企業を中心とする企業別労働組合などの政治的ネットワークの影響が介在しているとはいえ、そこには資本主義対社会主義という体制イデオロギーをめぐる亀裂が存在し、政治と職業との繋がりが認められていたということになる。

しかし、高度経済成長期以降のわが国では、それまでの体制イデオロギーの力が弱まり、以前の明確な支持基盤の分裂を見ることはできない。社会学者の原純輔と盛山和夫は、高度経済成長期以降のわが国の政治は「利益政治」と「満足政治」が特徴となり、そこでも社会階層は二つの側面に関連するとしている(原純輔、盛山和夫 1999 ,P125-130)。ここでいう「利益政治」とは、人々の現実的な利益感覚を基盤にして、とりわけ政権与党である自由民主党の政治基盤が形成されていることを意味している。また、「満足政治」とは、高度経済成長が成功して人々の生活が豊かになるにつれて、現状に満足している人々が大きな変革を望まず、政権政党の運営に支持を与えるということの意味している。これらの二つの側面から、政治は社会階層と関連を有している。「利益政治」という側面からは、利益政治における業界を媒介した関連が見られ、「満足政治」という側面からは、階層の高い人ほど自由民主党を支持するという階層の高さとしての傾向が見られるのである。これらについては、経済不況の流れの中で「満足政治」の側面は弱まり、「利益政治」は多くの批判にさらされて同じく後退している。しかし、そのような影響があるとはいえ、そのことによって決して階層と政治が無関係になることはないのである。

また、1980 年代以降のわが国の政治の特徴として、無党派層の存在があげられる。社会主義的イデオロギーの魅力低下などを理由に、被雇用者・高学歴者・大都市居住者・若年層が革新政党であった社会党から離れ、大都市居住者や若年者を中心に、特定の政党を支持しない無党派層となる流れが巻き起こった。これらは主に、彼らが社会党支持から離れた後に、彼らの受け皿となる政党が存在しなかったことから、結果的に無党派層になったと見られている。職業別に見てみると、専門職や熟練職で無党派層のしめる割合が高まり、特にその傾向は若年層で顕著に見ることができる。1990 年代に入ると、1985 年頃まで 40% を超えていた自由民主党の支持率が急落している。1995 年頃には 20% 台まで激減し、55 年体制が崩壊した。このような状況の中でも、その存在感を高めていったのが無党派層である。したがって、1980 年代には革新政党から支持者が離れ、その受け皿となる政党が存在しないことからその多くが無党派層となり、1990 年代にはこれまで自由民主党を支持して

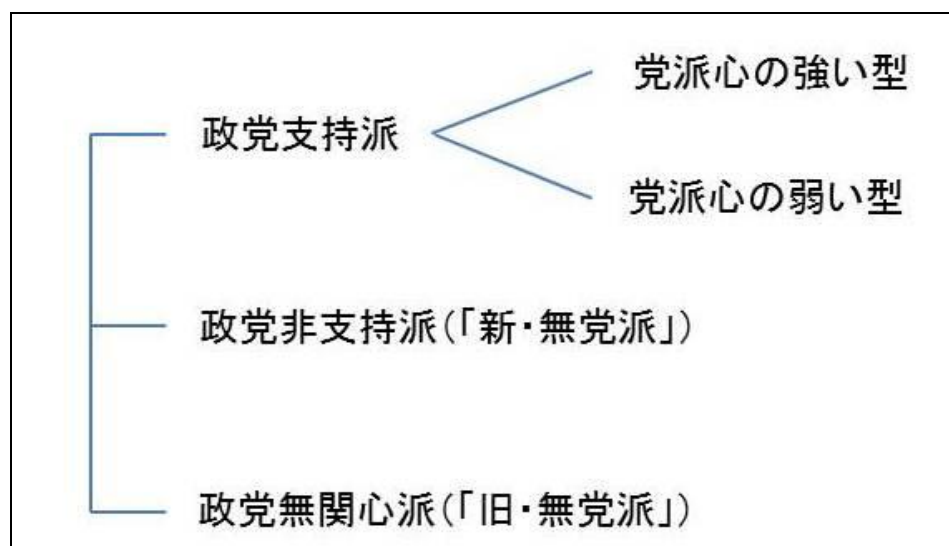
いた人が離れて無党派層となることで、更に無党派層の比率が高まっていったのである。

ここからは無党派の存在について詳細に説明していく。筆者は無党派の存在を説明するにあたり、無党派の存在を政党選択への回路が今までと異なる「新・無党派」と、政治的関心の無い、あるいは浮動票的な行動をとる「旧・無党派」へと分類した橋本晃和に着目した。

1960年代を中心に、わが国では管理職や農業従事者が自由民主党を支持し、専門職やブルーカラー層が革新政党を支持することで、保守政党勢力と革新政党勢力との間にゆるやかな亀裂(cleavage)を生じさせていた。当時のわが国は、保守勢力と革新勢力の対立が前面に出ることで、無党派の存在が明確に認識されてはこなかった。しかし、現在では保守と革新とのイデオロギーではなく、その時々的情勢が個人の投票選択に大きな影響を与える時代になってきている。そのような状況の中、今日の選挙情勢に大きな影響を与えているのが、無党派と呼ばれる者たちの存在である。特に、現代の無党派は、単に政治的関心が低い層や浮動票の集まりといった単純な説明では、その意味を正確に伝えることが難しくなっている。

図3-4は、橋本晃和による政党支持からみた民意の分類を示している。図3-4によると、まず民意は大きく「支持政党あり」と「支持政党なし」に二分することが可能である。「支持政党あり」は、政党への党派心の強弱によってさらに二分することが可能である。逆に「支持政党なし」は、純粋に支持政党が存在しない「政党非支持派」と、政治的関心のない「政党無関心派」に二分することが可能である。橋本晃和は、「政党非支持派」を「新・無党派」、「政党無関心派」を「旧・無党派」として表現している(橋本1995, P37-41)。

図3-4 政党支持からみた民意の三大基本型



出所：橋本晃和『「新・無党派」の正体～政党支持なしをどう読むか～』, 1995年, p40

これらのうち、1970年代から80年代にかけて増加したのが、高学歴で政治的関心が高く、批判性も持ち合わせているにもかかわらず、政党選択への回路が今までと異なるために政党への支持へと至らない「新・無党派」である。「新・無党派」は、学歴が高く賃金労働者である新中間層に多く存在する。常に政治の情報には接しているが、普段は政治に対して冷淡な態度を示していることが特徴である。その反面、関心度の高い選挙などで決起することによって、特定の政党に対して大きな勢いを与えることが特徴である。彼らは支持政党を持っていないだけの存在で、決して政治的関心そのものが低くなったわけではない。つまり、彼ら自身が結集するだけの政治要因が存在するならば、政治的意思を表明して社会を変革の流れへと導くまでの影響力を発揮するのが「新・無党派」の存在なのである。2009年の第45回衆議院議員総選挙において、民主党に歴史的圧勝をもたらした現象がそのパターンである。

無党派層の増大によって政治的亀裂が不明瞭化している中、今後、これまでの保守勢力対革新勢力という明瞭な政治的対立が現れるかどうかを予測することは難しい。この点に関連して、社会学者の原純輔と盛山和夫は、可能性のある三つの理念の亀裂を示している(原純輔、盛山和夫 1999, P134-136)。第一の亀裂の軸は、ミクロ対マクロである。今日の政党間では、政治的目標や具体的政策が、これまでの保守勢力対革新勢力のように大きく異なってくるとは思えない。むしろ、政治というものを国家や世界というようなマクロ的視点から捉えるか、個人や市民といったミクロな視点からとらえるかという視点の違いとして現れるのではないかと考えられる。第二の亀裂の軸は、自由か規制かという対立である。現在は経済を初めとする規制緩和の声が大きく、経済活動に対する規制を取り除くことで、経済活動を活性化しようとするものである。しかし、規制緩和は所得や財産の格差をもたらす危険性もあることから、これらの間で重大な対立を招くのではないかと考えられる。第三の亀裂の軸は、保守対革新という対立の復活の可能性である。1970年代に入り、革新政党は旧来のイデオロギーに固執し続けることで、いわば「革新」の再定義に失敗した。今日の野党の主張が「革新」という形で集約されるのであれば、新たな保守勢力対革新勢力という政治的亀裂が軸となる可能性があるのではないかと考えられる。

高度経済成長期以降、上記のような変化が現れた政治と社会階層との繋がりだが、両者の関係は現在に至るまで失われていない。原純輔と盛山和夫は、政治という現象にかかわりあう社会階層は多元的で、(1)生活の豊かさや社会的地位が上か下かという垂直的な階層的地位、(2)業界利益や政治ネットワークがかかわる職業的階層区分、(3)イデオロギーがかかわる年齢や学歴を背景とする階層、の3つが識別され、それぞれは異なるメカニズムで政治と関係し、その強弱は時代とともに変化してきたとしている(原純輔、盛山和夫 1999, P150-153)。確かに、政党支持と社会階層との関係について、社会的資源の不平等な分配状態として存在する階層が、再配分を通じて不平等な状態を是正しようとする政治と繋がりがあることは自然な話である。これらの中でも、政党支持と社会階層の規定要因の中から職業との関係については、多くの研究者が密接に関係すると指摘している。社会学者の綿貫謙治は、有権者の投票政党の差異を説明し、あるいは予測する上で、社会的属性の中では職業タイプが、他をはるかに引き離して有力な要因であるとしている(綿貫 1986, P17-37)。また、政治学者の平野浩は、1970年代から2000年代までの職業と政党支持の関係性を考察し、長期的なタイムスパンで見ると支持傾向に違いが生じるにしても、客

観的な属性としての職業は、何らかの主観的・心理的な変数に媒介されて政党支持や投票行動に結びつくと考えらるべきであるとしている(平野 2007 ,P31-44)。

実際にデータ上で政党支持と職業との繋がりを見た場合に、両者の間には密接な関係が存在することが理解できる。表 3-4 は、1970 年代から 80 年代にかけての国政および地方統一選挙や全国規模の各種調査のデータを活用し、自民-社共支持を外的基準とした上で、6 つの要因を独立変数として分析を行った結果(相関比と偏相関係数)である。表 3-4 によると、一部の例外を除いて政党支持との間で「職業」の偏相関係数の値は常に大きくなっていることが理解できる。

表 3-4 要因による政党支持(自民-社共)の多変量解析(偏相関係数と相関比)

| 調査 | 性別 | 年齢 | 学歴 | 職業 | 所得 | 居住地域 | 相関比 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 公明選挙連盟衆議院選挙 | | | | | | | |
| 1972 年 | .03 | .12 | .05 | .33 | .10 | .06 | .46 |
| 1976 年 | .05 | .17 | .01 | .27 | .10 | .06 | .43 |
| 1979 年 | .04 | .15 | .08 | .28 | .09 | .09 | .41 |
| 1980 年 | .06 | .13 | .03 | .29 | .05 | .12 | .41 |
| 1983 年 | .08 | .10 | .04 | .30 | .12 | .15 | .43 |
| 公明選挙連盟参議院選挙調査 | | | | | | | |
| 1971 年 | .00 | .12 | .01 | .38 | .12 | .06 | .48 |
| 1974 年 | .04 | .10 | .04 | .33 | .14 | .05 | .45 |
| 1977 年 | .03 | .12 | .04 | .39 | .10 | .05 | .47 |
| 1983 年 | .01 | .09 | .01 | .22 | .09 | .12 | .32 |
| 公明選挙連盟地方統一選挙調査 | | | | | | | |
| 1971 年 | .06 | .13 | .01 | .12 | .19 | .06 | .42 |
| 1975 年 | .09 | .15 | .04 | .31 | .10 | .03 | .42 |
| 1979 年 | .08 | .11 | .08 | .27 | .19 | .06 | .40 |
| 1983 年 | .01 | .09 | .03 | .35 | .13 | .06 | .39 |
| SSM 調査 | | | | | | | |
| 1955 年 | — | .22 | .22 | .25 | .04 | .02 | .39 |
| 1965 年 | — | .21 | .21 | .33 | .11 | .13 | .47 |
| 1975 年 | — | .11 | .11 | .30 | .10 | .10 | .39 |
| その他の全国調査 | | | | | | | |
| 1966 年市民意識 | .06 | .10 | .05 | .32 | .07 | .03 | .36 |
| 1967 年ミシガン | .11 | .14 | .08 | .28 | .17 | .10 | .41 |
| 1975 年京大法意識 | .03 | .16 | .07 | .24 | .13 | .14 | .39 |
| 1976 年 JABISS | .00 | .12 | .07 | .42 | .14 | .11 | .51 |

出所：三宅一郎『政党支持の分析』創文社、1985 年、pp. 162

また、表 3-5 は、2000 年代前半の職業と政党支持との関係性を示したものである。表 3-5 によると、自由民主党支持率は全ての調査年において一貫して農林水産業で最も高く、60% 台から 70% 台を示している。これに自営の二つのカテゴリー（商工自営および自由業）が続き、無職を除くと管理職がそれに次いでいる。その一方で、民主党支持率は全ての職業の中で管理職が最も高く、これに専門職と事務職が次いでいる。民主党支持層の中心的存在がホワイトカラー層であることを明確に見て取れる(平野 2007 ,P25-29)。また、2001 年から 2005 までの自由民主党は、支持層であった農林水産業、自営業、管理職による支持は得ているものの、その構造が不安定化したことで、管理職は自由民主党支持層から脱落し、代わって労務職が含まれつつあることが理解できる。

表 3-5 職業と支持政党の関係性

| 01 年 | 自民 | 民主 | 公明 | 社民 | 共産 | 他 | なし |
|------|------|------|------|-----|-----|-----|------|
| 農林水産 | 63.0 | 3.5 | 2.1 | 2.1 | 2.1 | 0.7 | 26.1 |
| 商工自営 | 52.5 | 4.6 | 3.4 | 1.5 | 4.3 | 2.5 | 31.4 |
| 管 理 | 44.7 | 17.5 | 1.0 | 0.0 | 3.9 | 1.0 | 32.0 |
| 専 門 | 32.9 | 13.9 | 2.5 | 6.3 | 1.3 | 2.5 | 40.5 |
| 事 務 | 36.8 | 13.0 | 2.5 | 6.5 | 4.3 | 4.0 | 32.9 |
| 労 務 | 37.1 | 10.8 | 7.5 | 3.6 | 3.6 | 1.6 | 35.8 |
| 自 由 | 55.0 | 7.5 | 0.0 | 5.0 | 2.5 | 5.0 | 25.0 |
| 無 職 | 46.7 | 11.5 | 6.8 | 7.3 | 3.4 | 1.6 | 22.7 |
| 03 年 | 自民 | 民主 | 公明 | 社民 | 共産 | 他 | なし |
| 農林水産 | 71.4 | 7.6 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 1.7 | 16.8 |
| 商工自営 | 51.5 | 8.5 | 6.7 | 0.9 | 2.0 | 0.3 | 30.1 |
| 管 理 | 47.8 | 20.7 | 2.2 | 1.1 | 2.2 | 0.0 | 26.1 |
| 専 門 | 40.8 | 12.2 | 7.1 | 3.1 | 3.1 | 0.0 | 33.7 |
| 事 務 | 30.5 | 19.3 | 5.8 | 3.5 | 2.3 | 0.0 | 38.6 |
| 労 務 | 42.0 | 14.4 | 6.2 | 2.5 | 3.7 | 0.0 | 31.1 |
| 自 由 | 54.3 | 6.5 | 4.3 | 2.2 | 2.2 | 0.0 | 30.4 |
| 無 職 | 46.5 | 17.6 | 4.9 | 5.5 | 3.4 | 0.0 | 22.1 |
| 04 年 | 自民 | 民主 | 公明 | 社民 | 共産 | 他 | なし |
| 農林水産 | 71.4 | 5.3 | 1.5 | 0.8 | 2.3 | 0.0 | 18.8 |
| 商工自営 | 49.5 | 16.5 | 4.0 | 0.6 | 3.7 | 0.0 | 25.5 |
| 管 理 | 38.2 | 16.9 | 3.4 | 3.4 | 1.1 | 0.0 | 37.1 |
| 専 門 | 28.7 | 29.7 | 5.0 | 2.0 | 5.9 | 0.0 | 28.7 |
| 事 務 | 35.5 | 22.2 | 3.7 | 2.9 | 1.8 | 0.0 | 34.1 |
| 労 務 | 34.7 | 15.2 | 8.9 | 1.5 | 2.5 | 0.0 | 37.2 |
| 自 由 | 54.1 | 10.8 | 13.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 21.6 |
| 無 職 | 46.3 | 22.4 | 2.7 | 3.2 | 3.9 | 0.0 | 21.5 |

| 05年 | 自民 | 民主 | 公明 | 社民 | 共産 | 他 | なし |
|------|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 農林水産 | 76.5 | 6.9 | 1.0 | 0.0 | 1.0 | 0.0 | 14.7 |
| 商工自営 | 53.1 | 18.3 | 6.6 | 0.0 | 3.7 | 0.0 | 18.3 |
| 管 理 | 41.4 | 34.2 | 4.1 | 1.4 | 0.0 | 1.4 | 17.8 |
| 専 門 | 41.2 | 23.5 | 0.0 | 5.9 | 0.0 | 0.0 | 29.4 |
| 事 務 | 33.9 | 25.4 | 6.8 | 1.7 | 3.0 | 0.4 | 28.8 |
| 労 務 | 42.7 | 18.6 | 8.5 | 2.3 | 3.7 | 0.6 | 23.7 |
| 自 由 | 68.8 | 6.3 | 6.3 | 0.0 | 6.3 | 0.0 | 12.5 |
| 無 職 | 49.0 | 24.2 | 3.2 | 4.2 | 3.5 | 0.3 | 15.5 |

※ 数字は%

※ その他は、01年は自由党、保守党、03年は保守新党、05年は国民新党、新党日本を含む

出所：『変容する日本の社会と投票行動』平野浩, P. 27

このように、高度経済成長期から現在に至るまで、政党支持と職業との間には一定の関係性が存在することを理解できる。また、現代では政策立案の過程そのものへ市民が直接参加する機会を増やす傾向が強くなってきている。これは、現代のニーズが極めて複雑化する地方自治の現場において、選挙などの間接民主主義制度だけで確実に民意を反映した政策をアウトプットすることが難しくなっていることが理由である。市民の直接参加の機会を多く設けることで、より民意に即した市政を実現しようとするため、市民の直接参加の機会が充実されつつある。これらについては、積極的に政治的役割を担おうとする者は多くはないものの、普段から政治について高い関心を持っている市民が多くなった現代の基礎自治体に即した制度である。つまり、現代の基礎自治体では無党派層が増加しているとはいえ、彼らが政治的態度を表明することができる機会は決して投票行動だけに限られてはおらず、政策立案のプロセスそのものへの直接参加などを通じて、以前より意思表明の機会が多様化されてきているのである。

以上の流れから、筆者は「環境インプット」の本質として、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点から、それぞれの基礎自治体の職業構成比率に着目した。また、表 3-4 からは、職業と比較して安定した値ではないものの、年齢も他の規定要因と比較し、職業に続いて大きくなっていることを読み取ることが可能である。この年齢について、三宅一郎は、職業と同じくわが国の政党選択の社会的基盤となる他の重要な巨大社会集団としては世代があり、かつては古い世代は保守党を、新しい世代は革新政党を支持する傾向があったとしている。つまり、三宅一郎は年齢を人々の投票行動を示す重要な社会要因だとしていることから、本論文で年齢を職業に次ぐ分析要因として位置付けて検証を進めることとしたのである(三宅 1985, P34-48)。

なお、本論文では、基礎自治体の職業構成比率と高齢化率を把握する目的で、1985年から1995年までの国勢調査データのうち、今回の調査に最も適していると考えられる「職業(大分類)、従業上の地位(7区分)、男女別15歳以上就業者数-市町村(人口50万以上の市区を除く)」を活用することとした。また、暫定的に各基礎自治体の社会階層を把握するため、橋本健二が提案する既存の官庁統計や調査データ等を利用する方法を活用すること

とした(橋本 1999 ,P83-86)。

橋本健二が提案する社会階層を暫定的に決定する方法は、まず従業上の地位と従業員規模から資本家層と旧中間層を判断することとし、経営者・役員、自営業主・家族従事者を両階層に属するとみなし、従業員規模 5 人以上と未満の間に境界を定める。残りの被雇用者は新中間層と労働者層で、両者の境界は主に職業によって判断する。事務職は、単純な手作業に従事する層から一定の権限までを与えられるとともに管理職に連なるキャリアを予定された層までを含んでいるため、暫定的に専門職・管理職は新中間層、事務職は常雇一般従業者の場合は新中間層、臨時雇用・パート・アルバイトの場合は労働者層としている。それらの階層構造を示したのが、図 3-5 である。

図 3-5 橋本健二による暫定的な階層カテゴリー

| | 雇用者 | 役員 | 雇人のある業主 | 雇人のない業主 | 家族従業者 |
|------|--------|------|---------|---------|-------|
| 専門 | 新中間層 | 資本家層 | | | 旧中間層 |
| 管理 | | | | | |
| 事務 | | | | | |
| その他 | 労働者層 | | | | |
| 分類不能 | 分析から除外 | | | | |

引用：『現代日本の階級構造～理論・方法・計量分析～』橋本健二, P84

橋本健二によると、この階層カテゴリーを国勢調査に適用する場合にはいくつかの制約があるとしている。特に、国勢調査では従業員規模がわからないため、雇人が一人でもいれば資本家層に区分されることが最も大きな影響だと考えられる。しかし、基礎自治体を比較することが目的である本論文では、同じ条件で基礎自治体の社会階層を把握することが可能となることで十分であることから、資本家層の比率が全体的に高く出ることによる影響は限定的であると考えている。

なお、橋本健二は過去の SSM 調査などをもとに、わが国の社会が 4 つの階級の相互関係を軸に形成されているとしている(橋本 2006 ,P99-104)。これらを参考に、筆者は以下のとおり階層カテゴリーごとの特徴を取りまとめている。

(1) 資本家層

従業員が5人以上の会社や商店などを経営する人々。自分を「中」以上だと考える人の比率が群を抜いて高く、その豊かさは他の階層を大きく引き離している。また、「一般的に人を信用できる」と考える人の比率が際立って高く、ある意味では楽天的な社会観の持ち主が多いが、社会的弱者に対しては冷たい部分があり、貧富解消策に賛成する人の比率は最低となっている。政治的には保守的で自由民主党支持率が高くなっているが、現在は無党派層となる傾向が高くなってきている。

(2) 新中間層

専門職、管理職、管理職につながるキャリアを持つことの多い事務職として働く被雇用者。「中」以上意識や家計への満足度など、豊かさに関する多くの項目で、資本家層に次いで二番目の高さを示している。同じ被雇用者である労働者層との格差を広げ、豊かな性格を強めつつある。この階層は学歴の高さが特徴で、高等教育（大学・短大以上）を受けた人の比率が群を抜いて高い。資本家層とは異なり、貧富解消政策へ理解を示し、自由民主党支持率も高くない。

(3) 労働者層

資本主義社会の最大多数を占める。「中」以上意識、家計への満足度など、豊かさに関するすべての項目で4階層中最低となっている。仕事への満足度や幸福感も最低で、失業の不安を抱える比率も高い。「一般的に人を信用できる」と考える人の比率が最も低く、被抑圧状況の中で他者に対する信頼感を形成できないでいる様子が見え始める。政党支持は新中間層と同じ傾向を示し、貧富解消政策に賛成する人の比率も最高となっているが、政治意識は極めて低い。現実の政治活動・政治過程から最も疎外された階層である。

(4) 旧中間層

自営で農林漁業や商工業を営む人々。中間的性格とともに、伝統的・前近代的性格を色濃く有しており、父親も同じく旧中間層だったという人の比率が際立って高い。現代的なテクノロジーにはほど遠いところがあるが、「中」以上意識や家計への満足度などの豊かさに関する指標では、4階層中2番目か3番目となっている。政治的には保守的で、自由民主党支持率が高い。

参考：『階級社会～現代日本の格差を問う～』橋本健二, PP. 99-104

本来であれば、社会階層の構成比率を知るため、SSM調査が用いられることが多い。しかし、SSM調査は精度が高い一方で、細かく地域別に分析することが難しいという特徴がある。したがって、本論文ではそれぞれの基礎自治体の職業構成比率や高齢化率を把握することが必要となるため、国勢調査のデータを活用することが必要なのである。

「職業（大分類）、従業上の地位（7区分）、男女別15歳以上就業者数一市町村（人口50万以上の市区を除く）」のデータは1985年から1995年の国勢調査報告書に掲載されている。

2000年と2005年の国勢調査報告書では作成されなかったものの、2010年の国勢調査報告書では再び掲載されている。このようにデータが途中で分断されているが、本論文は、現代の基礎自治体の政策システムの機能性が、1970年代から長期にわたって基礎自治体によって異なる「環境インプット」の影響を受けたことで差異が生じたことを証明するものである。したがって、本論文で「環境インプット」を可視化する上で必要なデータは、過去の基礎自治体の情勢を把握することができるものということになる。そのため、本論文では1985年から1995年に至るまでの3回の国勢調査のデータを活用することとした。

第4節 政策システムの機能性と「環境インプット」の関連

ここからは、第2節で数値化した基礎自治体の政策システムの機能性としての点数と、第3節で整理した「環境インプット」の本質から、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点との間にどのような繋がりがあるのか、東海地方、近畿地方、中国・四国・九州地方の3地方のデータをもとに検証する。具体的には、基礎自治体の政策システムの機能性としての点数と、職業構成比率（高齢化率を含む）との相関係数を算出し、両者の間にどのような関係があるのか検証作業を進めていく。

検証作業に先立ち、職業構成比率の中から具体的に比較対象とする項目を次のとおり定めることとする。基本データとして、総務省統計局が定める日本標準職業分類⁹のうち、職業大分類の中から「販売従事者」「専門的・技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」「農林漁業従事者」「生産工程従事者」の6項目を用いる。また、参考データとして、前節で説明した橋本健二による階層カテゴリーから、「役員」「雇人のある業種」を足し合わせた「資本家層」、「専門的・技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」を足し合わせた「新中間層」、さらには「雇人のない業種」「家族従事者」を足し合わせた「自営業層」を用いることとする。なお、「年令」を比較する項目としては、65歳以上の比率である「高齢化率」を用いることとする。

【比較検証で用いる項目】

- 1 販売従事者・・・国勢調査データからそのまま活用
- 2 専門的・技術的職業従事者・・・国勢調査データからそのまま活用
- 3 管理的職業従事者・・・国勢調査データからそのまま活用
- 4 事務従事者・・・国勢調査データからそのまま活用
- 5 農林漁業従事者・・・国勢調査データからそのまま活用
- 6 生産工程従事者・・・国勢調査データからそのまま活用
- 7 資本家層・・・「役員」「雇人のある業主」を足し合わす
- 8 新中間層・・・「資本家層」「専門的・技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」を足し合わす
- 9 自営業層・・・「雇人のない業種」「家族従事者」を足し合わす
- 10 高齢化率・・・65歳以上の比率

⁹ 2009年12月統計基準設定

ここで筆者の仮説を立てておく。第2章で説明したが、現代の基礎自治体が置かれている政策の方向性は、「古い行政執行管理」が基本の枠組みとなっている。1970年代以前の「大きな政府」の流れから脱し切れていない基礎自治体は、依然としてこの「古い行政執行管理」の枠組みに強く規定されている状況にあると考えることができる。その一方で、1980年代以降に積極的な改革政策を展開してきた基礎自治体が存在する。そのような基礎自治体では積極的な企業原理の導入を凶ってきたことから、「古い行政執行管理」の枠組みが弱まり、「NPM」の枠組みに強く規定されている状況にあると考えることができる。また、現代の基礎自治体では、市民の自治意識の高まってきていることから、市民は単なるサービス受給者であるという立場から、まちづくりの主体者へと変化してきている。そのような基礎自治体では、「古い行政執行管理」の枠組みが弱まり、「公共的ガバナンス」の枠組みに強く規定される傾向にあると考えることができる。ここまでの流れからも、1960年代以前に国の傘下に置かれていた基礎自治体では「古い行政執行管理」の枠組みが基本となっていたものの、現代の基礎自治体では、個々の基礎自治体が置かれる周辺環境などの状況により、志向する公共政策の枠組みが異なると考えることができる。

そのような状況を生み出した背景には、当時の基礎自治体は、市民運動の活性化を機にシビル・ミニマムの量をめぐる第一段階から基礎自治体の行政サービスの質をめぐる第二段階へと突入したことで、一部の基礎自治体で「考える市民」が誕生し、「市民文化」が成熟するようになったと考えることができる。このような基礎自治体では、これまでの古い体質からの変化を望まない居眠り型の基礎自治体が好んでいた「古い行政執行管理」からの脱却を目指し、「NPM」や「公共的ガバナンス」を支持することで、変化を望む先駆型の基礎自治体へ転換してきたのである。

公共政策の枠組みと職業の関係を見た場合、戦後わが国の保守政党の支持基盤となってきた「農林漁業従事者」「自営業層」は、これまで保守政党への集票の見返りに国から補助金のバラマキなどの恩恵を得てきた職業層でもあることから、そう簡単に古い体質からの脱却を受け入れる傾向にはない。表3-5によると、「農林水産」「商工自営」の自由民主党支持率が他の政党と比較して圧倒的に高くなっていることから、その傾向は明らかである。つまり、政策システムの機能性との間に負の相関関係が示されることが予測できる。従来は「農林漁業従事者」「自営業層」と同様に保守政党の支持基盤であった「資本家層」については、依然として保守政党の支持基盤とはなっているものの、近年では新自由主義の到来による構造改革路線を支持する傾向が見られ、一概に「農林漁業従事者」や「自営業層」と同様に、政策システムの機能性との間に負の相関関係が示される結論へと至ることは難しい。したがって、どちらかといえば政策システムの機能性との間に正の相関関係を示すことが予測できる。従来は、革新政党の支持基盤であった「生産工程従事者」については、民主党の支持基盤となっはいるものの、今日では一定レベル保守政党を支持する傾向も見られるようになってきている。表3-5によると、「労務」は今日において3~4割程度の者が自由民主党を支持する傾向が見られるものの、依然として他の職種と比較して民主党支持率が高くなっていることが理解できる。これらの「生産工程従事者」については、現代において保守政党から構造改革路線が打ち出される中で、それらの推進から自らが得る恩恵を守ろうとする傾向も見られるようになってきている。筆者としては、「生産工程従

事者」が政策システムの機能性との間にどのような傾向を示すのか予測が付けがたいと考えている。

その一方で、従来から無党派層となる傾向が強かった「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」は「新中間層」と呼ばれる層の中心的存在となり、市民文化活動に対して積極的となる傾向がある。「新中間層」とは、生産手段となる財産を持たず、民間企業や官庁に雇用されて働き、そこで労働の対価としての俸給を受け取って生計を立てている者のことである。具体的な仕事内容としては、生産作業の監督や記録、企業の運営、商品の販売、技術的および人的サービスなどが該当する。新中間層は、産業社会の中で従来旧中間層が分担した職業上の機能を現代において肩代わりしている意味と、社会成層の諸基準からみて中間的位置に相対的に新しい時期に付いたという意味を示しており、1975年国勢調査の時点で既に1,800万人となり、わが国の就業人口の約三分の一を占めるようになってきている(有吉,浜口 1982, P ii - iii)。

また、彼らは高学歴であるにもかかわらず明確な政治的イデオロギーを持っておらず、その一方で批判的な視点を有していることが特徴である。つまり、彼らは日常の政治的側面では無党派層として影を潜めているものの、それらは政治的関心を失っていることを理由にするのではなく、重要な局面では市民活動の中心的担い手として行動を起こそうとする。また、常日頃から行政エリートなどの組織の上層部に対する批判意識を有し、自らの利害の枠を越えて積極的に行動を移そうとするのである。これらの流れからも、「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」は古い体質からの脱却を強く望む傾向にあることが想定される。つまり、それぞれの政策システムの機能性との間に正の相関関係を示すことが予測できる。

以下、これらの筆者の仮説をもとに、それぞれの地域ごとに検証を行っていく。

(1) 東海地方(静岡県、愛知県、三重県、岐阜県)

表 3-6、3-7、3-8 は、東海地方における政策システムの機能性と 1985 年、1990 年、1995 年の職業構成比率との相関関係を示している。それらによると、1985 年、1990 年、1995 年を通して「全体」と正の相関関係にあるのが、「資本家層」「新中間層」「販売従事者」「専門的・技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」である。その中でも、特に強い正の相関関係にあるのが、「新中間層」「管理的職業従事者」「事務従事者」となっている。逆に、1985 年、1990 年、1995 年を通して「全体」と負の相関関係にあるのが、「自営業層」「農林漁業従事者」「高齢化率」である。その中でも、特に強い負の相関関係にあるのが、「農林漁業従事者」「高齢化率」となっている。なお、「生産工程従事者」については、定まった傾向を示さなかった。

図 3-6、3-7 は、それぞれの基礎自治体の職業構成比率と政策システムの機能性の順位を図示している。図 3-6 は、東海地方の調査対象とする基礎自治体全体における 1985 年、1990 年、1995 年の職業構成比率を図示したもので、「農林漁業従事者」「自営業層」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」「生産工程従事者」の 5 職種の職業構成比率を引用している。図 3-7 は、東海地方における調査対象の基礎自治体について、5 職種ともに東海地方の調査対象の職業構成比率と近い(以下、「パターン 1」)、「農林漁業従事者」が多い(以下、「パターン 2」)、「生産工程従事者」が多い(以下、「パターン 3」)、「専門従事者・事務従

事者」が多い（以下、「パターン4」）の4つのパターンに分類したものである。それぞれの基礎自治体のデータには、政策システムの機能性（全体）が東海地方の調査対象とする基礎自治体の中で何番目であったかを記載している。

パターン1は、東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の職業構成比率と近い基礎自治体を分類したが、政策システムの機能性との関係性を見てみると、政策システムの機能性の順位でほぼ中位の基礎自治体が多くなった。パターン2は、「農林漁業従事者」の比率が高い基礎自治体を分類したが、政策システムの機能性の順位が相対的に低い基礎自治体が集まる結果となった。パターン3は、「生産工程従事者」の比率が高い基礎自治体を分類したが、政策システムの機能性の順位が上位の基礎自治体もあれば、下位の基礎自治体もあるという特徴付けが難しい結果となった。パターン4は、「専門従事者・事務従事者」の比率が高い基礎自治体を分類したが、全ての基礎自治体が政策システムの機能性の順位で中位以上となった。

ここまでの流れから、わが国の保守政党の支持基盤であり、これまでの古い体質からの脱却を受け入れる傾向にはないと想定される「自営業層」「農林漁業従事者」の比率が高い基礎自治体で、政策システムの機能性の順位が低くなっていることが理解できる。逆に、古い体質からの脱却を望む傾向が高まり、無党派が多く市民文化活動に対して積極的な傾向がある「新中間層」「管理的職業従事者」「事務従事者」の比率が高い基礎自治体で、政策システムの機能性の順位が高くなっていることが理解できる。これらの検証結果については、後ほど全体を通じて考察する。

また、筆者は東海地方の注目点として、他県と比較して「農林水産業従事者」が多い静岡県基礎自治体と、大都市圏に近い岐阜県、愛知県、三重県の基礎自治体との間で何らかの違いが見られるかという点を掲げていた。その結果として、前述した検証結果と同様に、「農林水産業従事者」が多い静岡県の基礎自治体の政策システムの機能性の順位が比較的低位となり、その他の岐阜県、愛知県、三重県の基礎自治体の政策システムの機能性の順位が比較的上位となる結果を見ることができた。

表 3-6 東海地方における政策システムの機能性と 1985 年の職業構成比率との相関関係

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|--------|-------|-------|
| 組織運営規範 | -.248 | .154 | .271 | .066 | .126 | .016 | .337 | -.427 | .266 | -.463 |
| 透明化政策 | -.334 | .381 | .109 | .077 | -.172 | .125 | .156 | -.493* | .359 | -.293 |
| 効率化政策 | -.223 | .238 | .514* | .259 | .457 | .375 | .514* | -.409 | -.209 | -.234 |
| 全体 | -.301 | .297 | .415 | .249 | .216 | .277 | .494* | -.533* | .082 | -.430 |

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

表 3-7 東海地方における政策システムの機能性と 1990 年の職業構成比率との相関関係

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 組織運営規範 | -.243 | .142 | .252 | .161 | .170 | -.072 | .312 | -.415 | .145 | -.508* |
| 透明化政策 | -.280 | .400 | .059 | .150 | -.190 | -.036 | .197 | -.471* | .258 | -.305 |
| 効率化政策 | -.215 | .231 | .510* | .295 | .493* | .344 | .510* | -.394 | -.349 | -.283 |
| 全体 | -.295 | .312 | .404 | .350 | .246 | .221 | .495* | -.536* | -.064 | -.471* |

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

表 3-8 東海地方における政策システムの機能性と 1995 年の職業構成比率との相関関係

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 組織運営規範 | -.339 | .189 | .343 | .211 | .195 | .184 | .329 | -.376 | -.016 | -.544* |
| 透明化政策 | -.326 | .411 | .100 | .152 | -.187 | .181 | .173 | -.411 | .156 | -.330 |
| 効率化政策 | -.258 | .324 | .518* | .312 | .477* | .509* | .473* | -.372 | -.436 | -.310 |
| 全体 | -.408 | .368 | .498* | .384 | .284 | .491* | .493* | -.519* | -.210 | -.505* |

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

図 3-6 東海地方の調査対象とする基礎自治体全体における職業構成比率

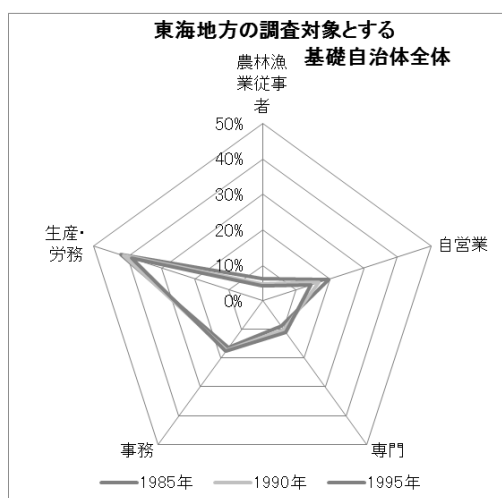
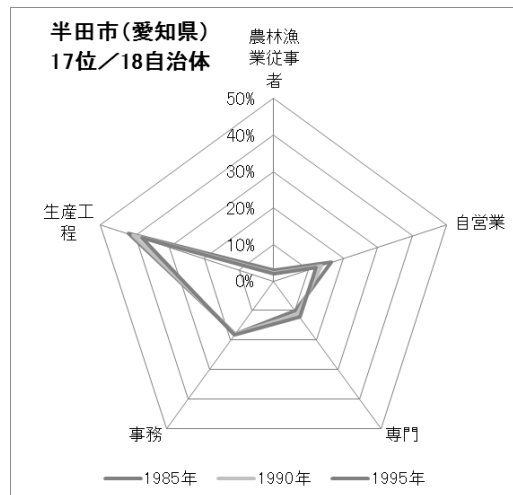
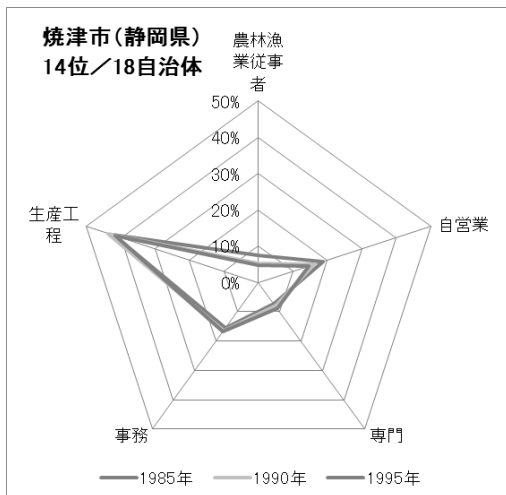
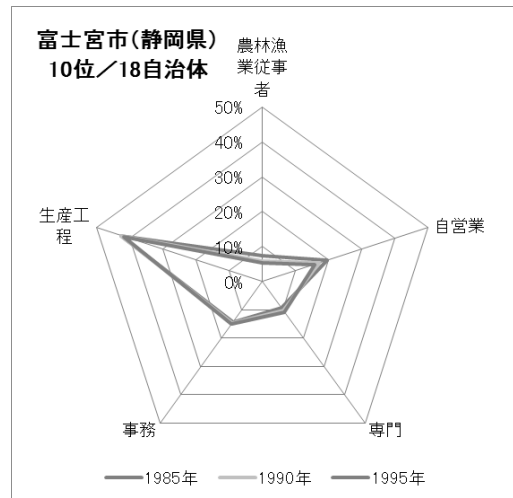
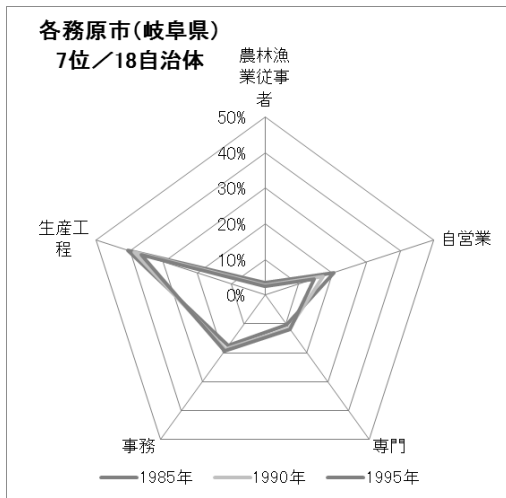
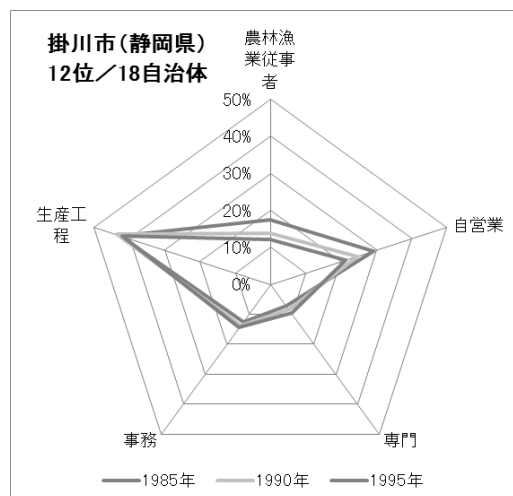
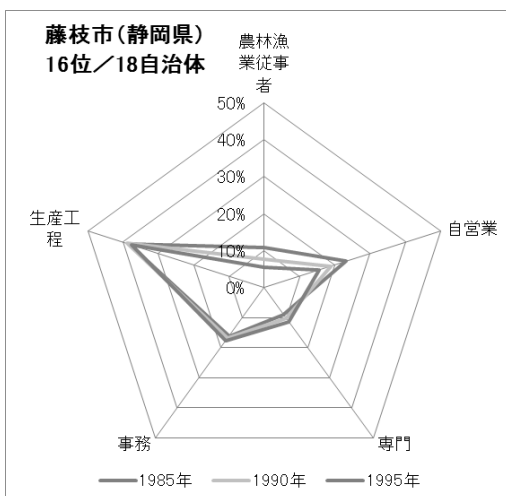


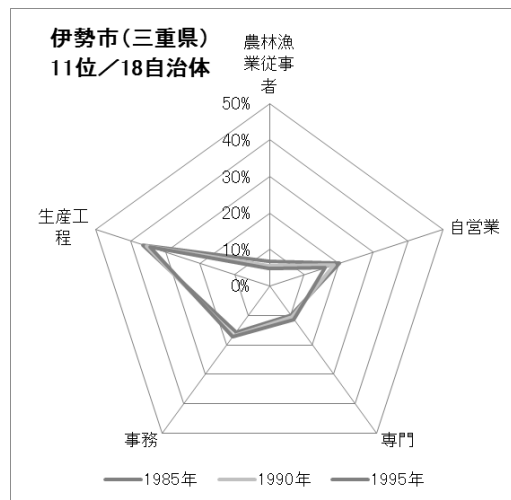
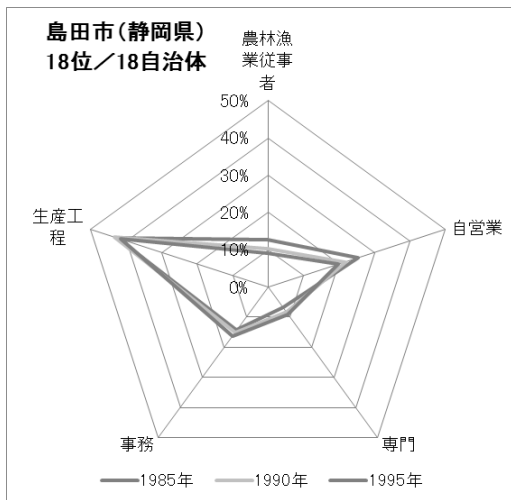
図 3-7 各基礎自治体の職業構成比率（東海地方）

< 1 > 職種ともに東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率に近い（パターン 1）

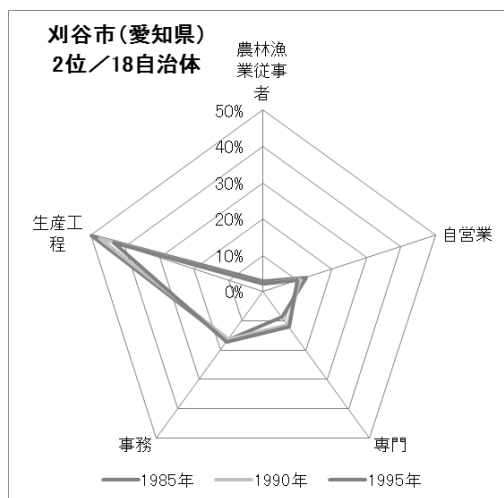
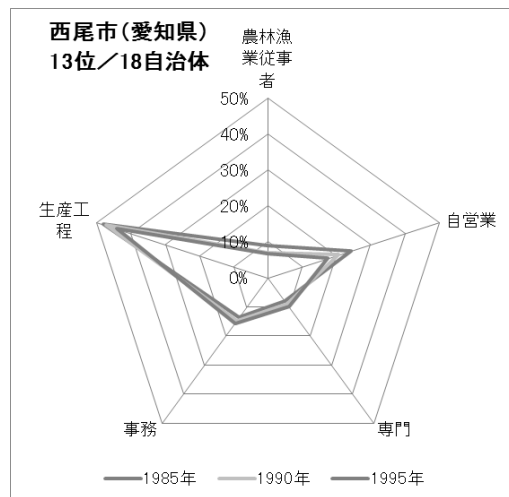
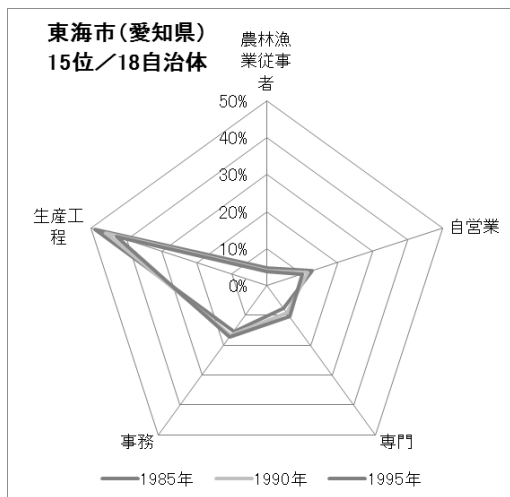


< 2 > 「農林漁業従事者」が多い（パターン 2）

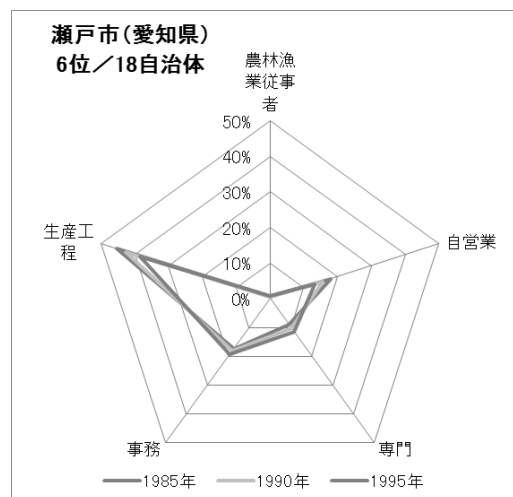
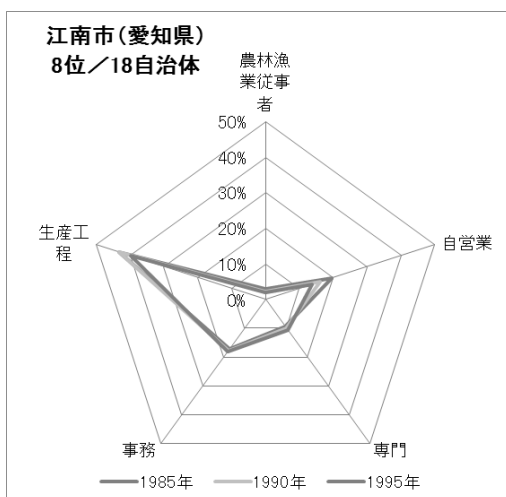
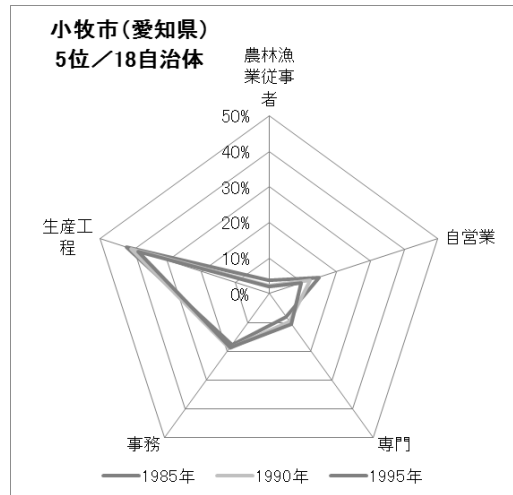
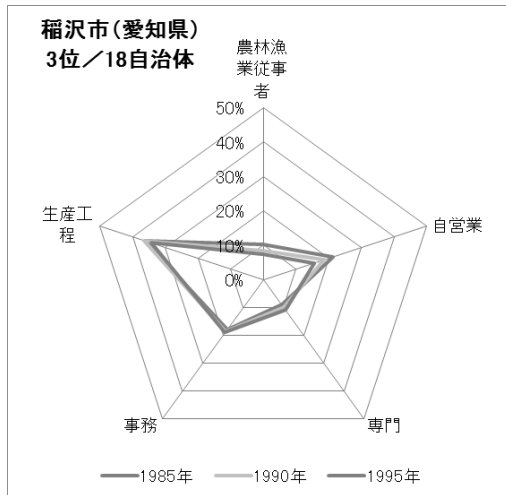
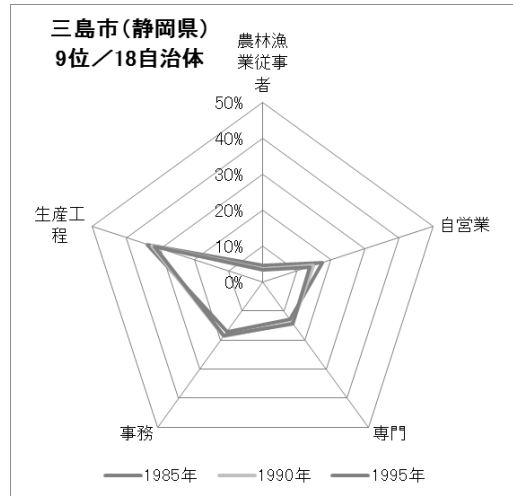
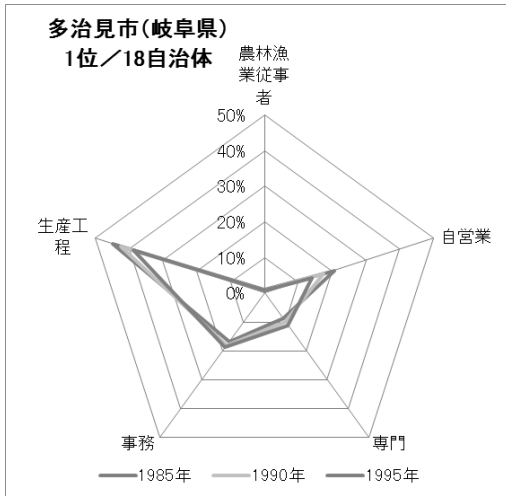


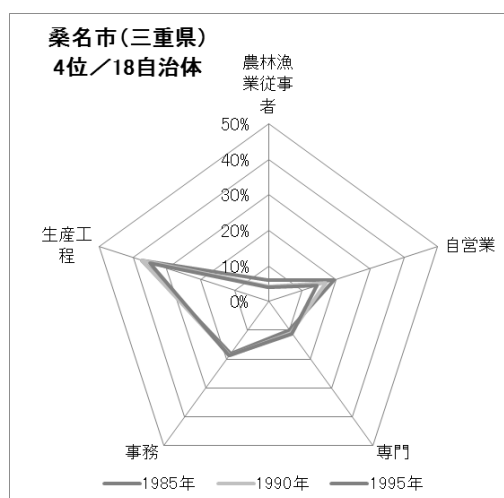


< 3 > 「生産工程従事者」が多い (パターン3)



< 4 > 「専門従事者・事務従事者」が多い（パターン4）





(2) 近畿地方 (大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県)

表 3-9、3-10、3-11 は、近畿地方における政策システムの機能性と 1985 年、1990 年、1995 年の職業構成比率との相関関係を示している。それらによると、1985 年、1990 年、1995 年を通して「全体」と正の相関関係にあるのが、「資本家層」「新中間層」「販売従事者」「専門的・技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」「農林漁業従事者」である。その中でも、特に強い正の相関関係にあるのが、「新中間層」「専門的・技術的職業従事者」「管理的職業従事者」となっている。逆に、1985 年、1990 年、1995 年を通して「全体」と負の相関関係にあるのが、「自営業層」「生産工程従事者」である。その中でも、特に強い負の相関関係にあるのが「自営業層」となっている。なお、「高齢化率」については、定まった傾向を示さなかった。

図 3-8、3-9 は、それぞれの基礎自治体の職業構成比率と政策システムの機能性の順位を図示している。図 3-8 は、近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体における 1985 年、1990 年、1995 年の職業構成比率を図示したもので、図 3-6 の東海地方と同様に、「農林漁業従事者」「自営業層」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」「生産工程従事者」の 5 職種 の職業構成比率を引用している。図 3-9 は、図 3-7 の東海地方と同様に、近畿地方における調査対象の基礎自治体について、5 職種ともに近畿地方の調査対象の職業構成比率と近い (以下、「パターン 1」)、「農林漁業従事者」が多い (以下、「パターン 2」)、「生産工程従事者」が多い (以下、「パターン 3」)、「専門従事者・事務従事者」が多い (以下、「パターン 4」) の 4 つのパターンに分類したものである。それぞれの基礎自治体のデータには、政策システムの機能性 (全体) が近畿地方の調査対象とする基礎自治体の中で何番目であったかを記載している。

パターン 1 は、近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の職業構成比率と近い比率を持つ基礎自治体を分類したが、政策システムの機能性の順位が上位の基礎自治体もあれば、下位の基礎自治体もあるという特徴付けが難しい結果となった。パターン 2 は、「農林漁業従事者」の比率が高い基礎自治体を分類したが、政策システムの機能性の順位が相対的に中位より低い基礎自治体が集まる結果となった。パターン 3 は、「生産工程従事者」の比率

が高い基礎自治体を分類したが、パターン 2 と同様に、政策システムの機能性の順位が相対的に中位より低い基礎自治体が集まる結果となった。パターン 4 は、「専門従事者・事務従事者」の比率が高い基礎自治体を分類したが、一部例外の基礎自治体も存在するが、政策システムの機能性の順位が相対的に中位より高い基礎自治体が集まる結果となった。

ここまでの流れから、東海地方の検証結果と同様に、古い体質からの脱却を望む傾向が高まり、無党派が多く市民文化活動に対して積極的な傾向がある「新中間層」「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」の比率が高い基礎自治体で、政策システムの機能性の順位が高くなっていることが理解できる。その一方で、わが国の保守政党の支持基盤であり、これまでの古い体質からの脱却を受け入れる傾向にはないと想定される「自営業層」「農林漁業従事者」の比率と政策システムの機能性との関係については、東海地方とは一部異なり、「自営業層」が強い負の相関関係にあるものの、「農林漁業従事者」は弱いながらも正の相関関係にあるという検証結果となった。これらの検証結果については、後ほど全体を通じて考察する。

また、筆者は近畿地方の調査対象とする基礎自治体の大半が大阪府となったことから、同じ大阪府内の基礎自治体の間でどのような違いを見ることができるかという点を近畿地方の注目点として掲げていた。この点については、特に北部の住宅地を中心とする箕面市、池田市などの基礎自治体で政策システムの機能性が高くなるという傾向が見られた。逆に、同じ北部の中でも守口市、門真市などの「生産工程従事者」の比率が高い基礎自治体では、政策システムの機能性が低くなるという傾向が見られた。

表 3-9 近畿地方における政策システムの機能性と 1985 年の職業構成比率との相関関係

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|--------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 組織運営規範 | -.598* | .440 | .502* | .387 | .401 | .501* | .442 | -.244 | -.454 | -.364 |
| 透明化政策 | -.081 | .056 | .153 | .034 | .210 | .171 | .075 | .236 | -.230 | .019 |
| 効率化政策 | .136 | -.086 | .079 | -.271 | .229 | .159 | -.051 | .449 | -.071 | .317 |
| 全体 | -.333 | .176 | .451 | .065 | .463 | .412 | .361 | .115 | -.414 | .034 |

**、相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*、相関係数は 5% 水準で有意（両側）

表 3-10 近畿地方における政策システムの機能性と 1990 年の職業構成比率との相関関係

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 組織運営規範 | -.660** | .450 | .496* | .391 | .384 | .468 | .449 | -.290 | -.456 | -.436 |
| 透明化政策 | -.181 | .067 | .191 | .040 | .221 | .197 | .090 | .175 | -.180 | -.081 |
| 効率化政策 | .024 | -.101 | .090 | -.182 | .237 | .200 | -.147 | .441 | -.003 | .289 |
| 全体 | -.471 | .149 | .525* | .122 | .544* | .452 | .358 | .077 | -.420 | -.078 |

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

表 3-11 近畿地方における政策システムの機能性と 1995 年の職業構成比率との相関関係

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 組織運営規範 | -.666** | .480 | .467 | .435 | .376 | .508* | .407 | -.309 | -.459 | -.433 |
| 透明化政策 | -.317 | .068 | .247 | .062 | .282 | .246 | .060 | .142 | -.205 | -.167 |
| 効率化政策 | -.048 | -.144 | .154 | -.211 | .284 | .206 | -.124 | .451 | -.006 | .209 |
| 全体 | -.574* | .163 | .547* | .177 | .557* | .514* | .318 | .036 | -.428 | -.133 |

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

図 3-8 近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体における職業構成比率

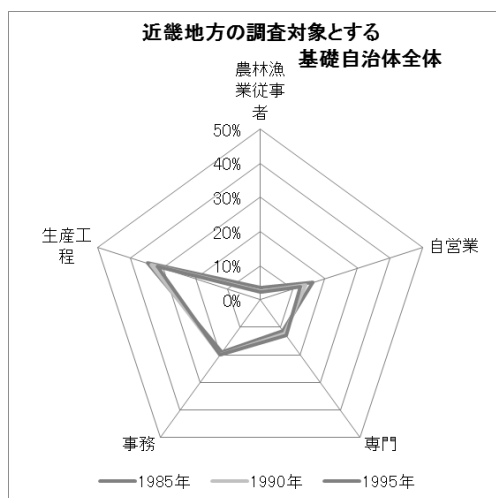
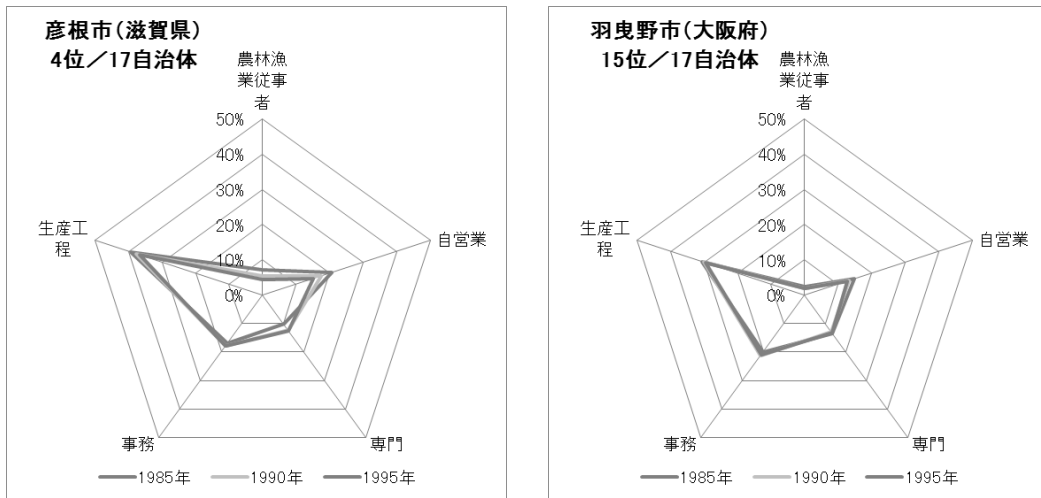
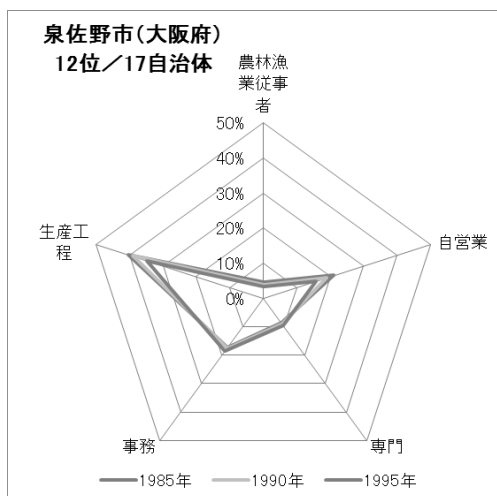
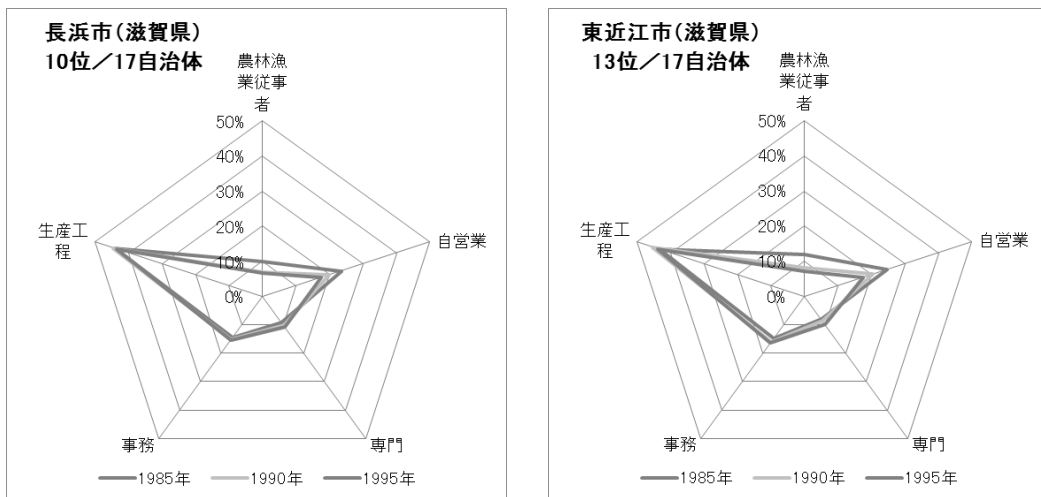


図 3-9 各基礎自治体の職業構成比率（近畿地方）

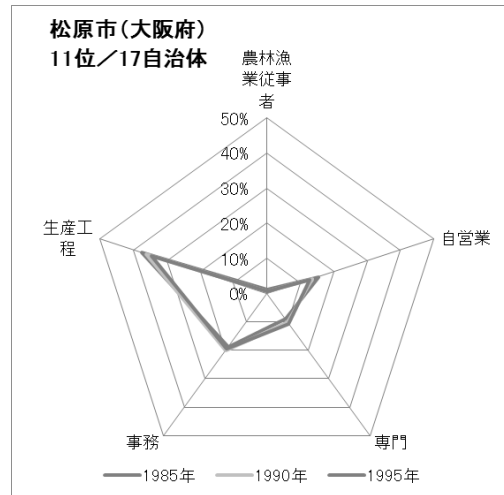
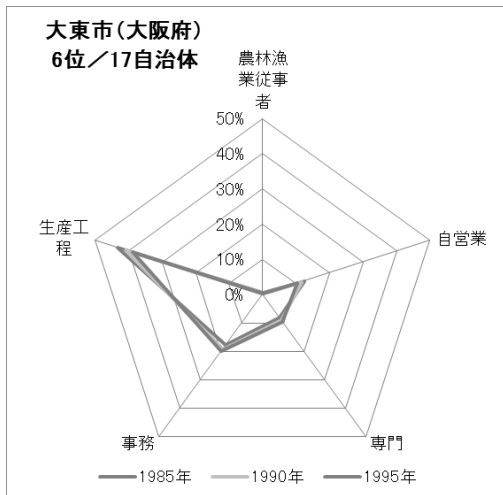
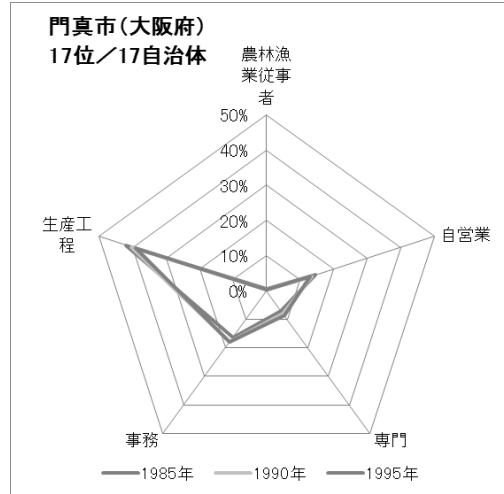
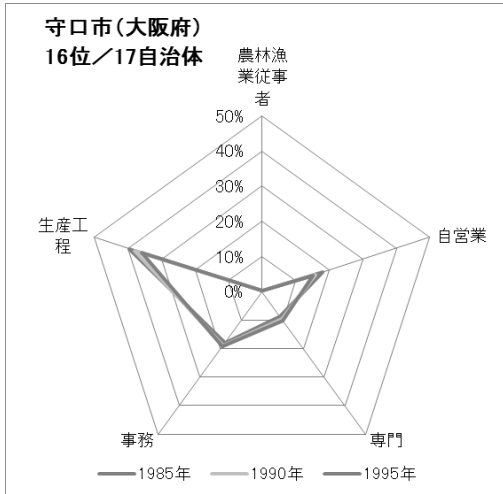
< 1 > 職種ともに近畿地方の調査対象の職業構成比率に近い（パターン 1）



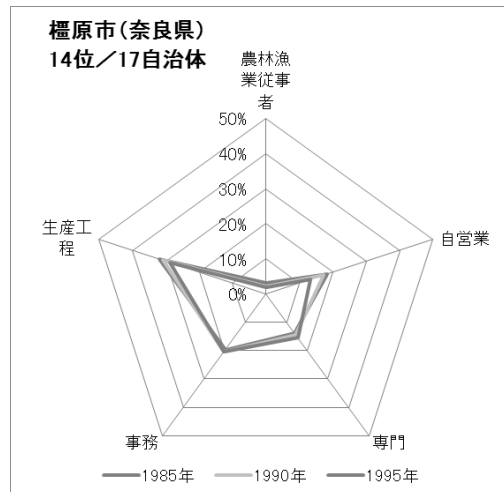
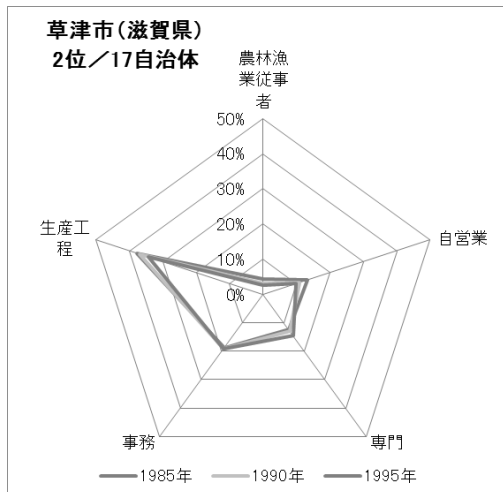
< 2 > 「農林漁業従事者」が多い（パターン 2）

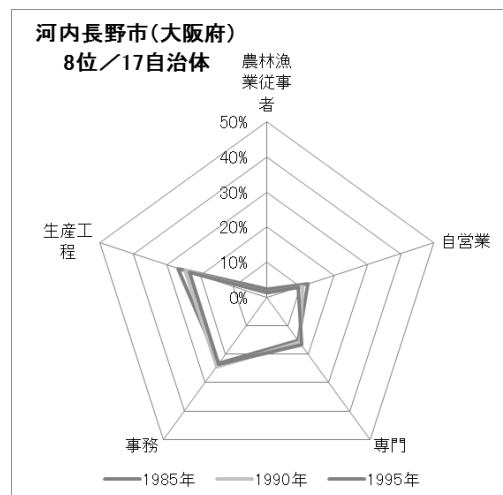
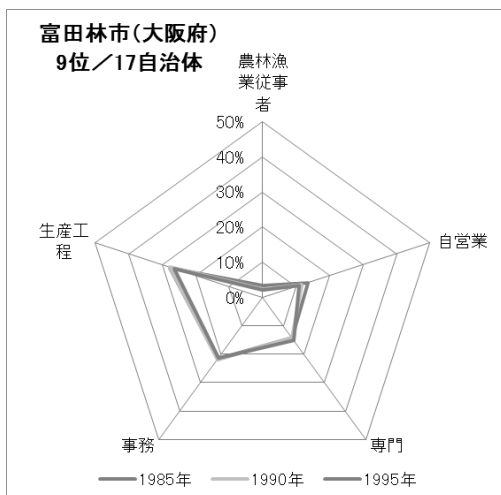
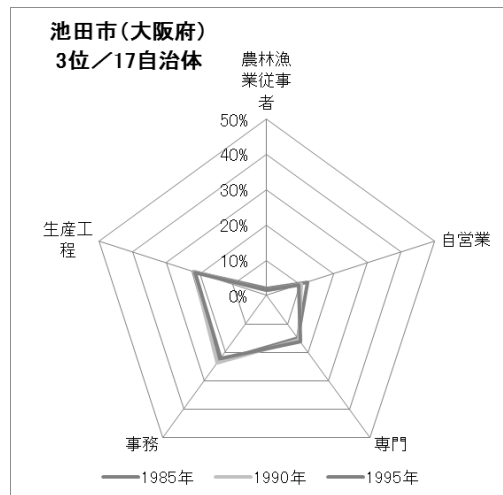
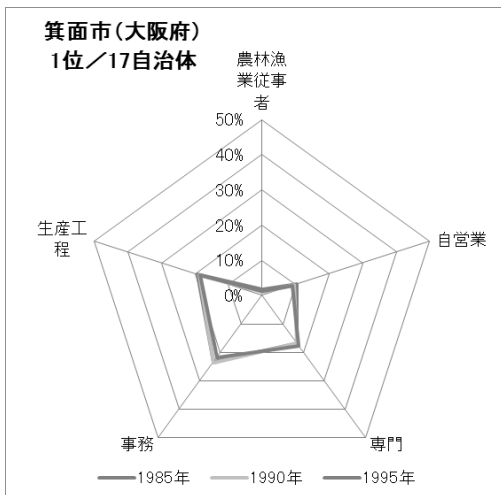
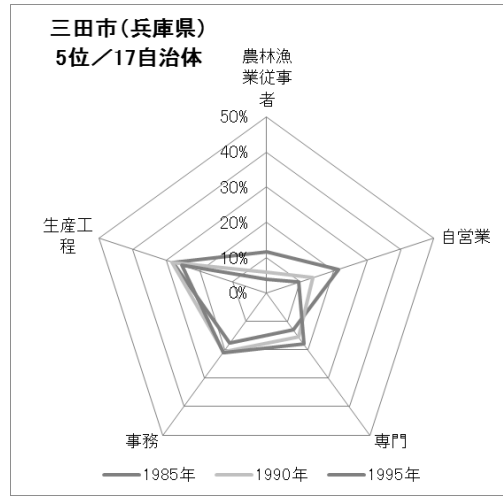
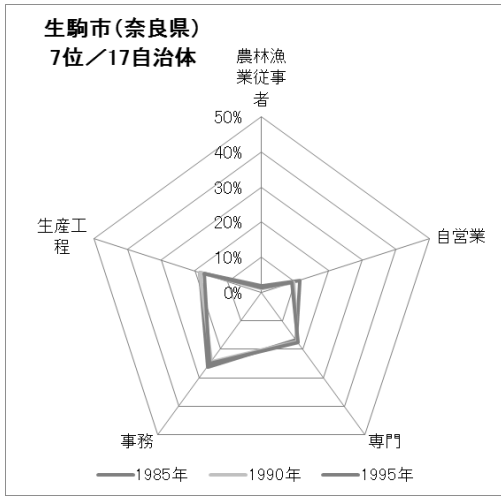


< 3 > 「生産工程従事者」が多い (パターン3)



< 4 > 「専門従事者・事務従事者」が多い (パターン4)





(3) 中国・四国・九州地方

表 3-12、3-13、3-14 は、中国・四国・九州地方における政策システムの機能性と 1985 年、1990 年、1995 年の職業構成比率との相関関係を示している。それらによると、1985 年、1990 年、1995 年を通して「全体」と正の相関関係にあるのが、「資本家層」「新中間層」「販売従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」「生産工程従事者」である。東海地方や近畿地方と異なり、特に強い正の相関関係にある項目は存在しなかった。逆に、1985 年、1990 年、1995 年を通して「全体」と負の相関関係にあるのが、「自営業層」「農林漁業従事者」である。こちらも特に強い負の相関関係にある項目は存在しなかった。なお、「専門的・技術的職業従事者」「高齢化率」については、定まった傾向を示さなかった。

図 3-10、3-11 は、それぞれの基礎自治体の職業構成比率と政策システムの機能性の順位を図示している。図 3-10 は、中国・四国・九州地方の調査対象とする基礎自治体全体における 1985 年、1990 年、1995 年の職業構成比率を図示したもので、東海地方および近畿地方と同様に、「農林漁業従事者」「自営業層」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」「生産工程従事者」の 5 職種の職業構成比率を引用している。図 3-11 は、東海地方と近畿地方と同様に、中国・四国・九州地方における調査対象の基礎自治体について、5 職種ともに中国・四国・九州地方の調査対象の職業構成比率と近い（以下、「パターン 1」）、「農林漁業従事者」が多い（以下、「パターン 2」）、「生産工程従事者」が多い（以下、「パターン 3」）、「専門従事者・事務従事者」が多い（以下、「パターン 4」）の 4 つのパターンに分類したものである。それぞれの基礎自治体のデータには、政策システムの機能性（全体）が中国・四国・九州地方の調査対象とする基礎自治体の中で何番目であったかを記載している。

パターン 1 は、中国・四国・九州地方の調査対象とする基礎自治体全体の職業構成比率と近い職業構成比率を持つ基礎自治体を分類したが、政策システムの機能性の順位が上位から中位の基礎自治体が集まる結果となった。パターン 2 は、「農林漁業従事者」の比率が高い基礎自治体を分類したが、政策システムの機能性の順位が相対的に中位より低い基礎自治体が集まる結果となった。パターン 3 は、「生産工程従事者」の比率が高い基礎自治体を分類したが、政策システムの機能性の順位が上位の基礎自治体もあれば、下位の基礎自治体もあるという特徴付けが難しい結果となった。パターン 4 は、「専門従事者・事務従事者」の比率が高い基礎自治体を分類したが、政策システムの機能性の順位が上位の基礎自治体もあれば、下位の基礎自治体もあるという特徴付けが難しい結果となった。

ここまでの流れから、中国・四国・九州地方では、他の地域と比較して職業構成比率と政策システムの機能性との相関関係が弱く、特徴付けが難しい検証結果となった。しかし、特徴付けが難しい中でも、これまでの東海地方や近畿地方と同様に、古い体質からの脱却を望む傾向が高まり、無党派が多く市民文化活動に対して積極的な傾向がある「新中間層」「販売従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」などの比率が高い基礎自治体で政策システムの機能性の順位が高くなるという傾向を見ることができる。また、中国・四国・九州地方では、東海地方と同様に、わが国の保守政党の支持基盤であり、これまでの古い体質からの脱却を受け入れる傾向にはないと想定される「自営業層」「農林漁業従事者」の比率が高い基礎自治体で、政策システムの機能性の順位が低くなるという傾向が見られた。

中国・四国・九州地方では、全ての基礎自治体を通じて「農林水産業従事者」の比率が高いことが特徴であることから、東海地方や近畿地方と比較してどのような特徴が見られ

るのかという点を注目点として掲げていた。この点については、他地域と比較して特徴的な傾向が出にくかったというのが筆者の印象である。図 3-10、3-11 から、東海地方や近畿地方とは異なり、中国・四国・九州地方の調査対象とする基礎自治体全体の職業構成比率と近い比率を示す基礎自治体が多くなった。これらの要因としては、東海地方、近畿地方では名古屋市や大阪市という大都市圏が存在することに対し、中国・四国・九州地方は広島市、北九州市、福岡市、という人口 100 万人規模の都市が存在するものの、他地域と比較して人口が集中する大都市圏が存在しないことが影響していると考えられる。

**表 3-12 中国・四国・九州地方における政策システムの機能性と
1985 年の職業構成比率との相関関係**

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|--------|------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 組織運営規範 | -.458* | .170 | .400 | .318 | .156 | .233 | .412 | -.391 | .011 | -.189 |
| 透明化政策 | -.373 | .139 | .387 | .331 | .116 | .265 | .442* | -.360 | -.023 | -.246 |
| 効率化政策 | -.140 | .023 | .153 | -.046 | .116 | .078 | .171 | -.057 | .072 | .088 |
| 全体 | -.387 | .194 | .308 | .189 | -.021 | .277 | .341 | -.357 | .159 | -.041 |

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

**表 3-13 中国・四国・九州地方における政策システムの機能性と
1990 年の職業構成比率との相関関係**

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|--------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 組織運営規範 | -.459* | .129 | .398 | .323 | .254 | .228 | .370 | -.380 | -.088 | -.107 |
| 透明化政策 | -.346 | .189 | .380 | .396 | .250 | .165 | .435* | -.334 | -.157 | -.142 |
| 効率化政策 | -.155 | .070 | .157 | .032 | .161 | .141 | .144 | -.060 | .024 | .202 |
| 全体 | -.378 | .172 | .285 | .245 | .049 | .223 | .286 | -.358 | .087 | .015 |

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

表 3-14 中国・四国・九州地方における政策システムの機能性と
1995年の職業構成比率との相関関係

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|--------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 組織運営規範 | -.463* | .090 | .362 | .313 | .150 | .201 | .327 | -.398 | -.033 | -.095 |
| 透明化政策 | -.328 | .144 | .378 | .405 | .210 | .256 | .436* | -.340 | -.177 | -.126 |
| 効率化政策 | -.130 | .089 | .127 | .012 | .108 | .216 | .096 | -.049 | .048 | .240 |
| 全体 | -.382 | .185 | .292 | .202 | .014 | .242 | .327 | -.358 | .073 | .000 |

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

図 3-10 中国・四国・九州地方の調査対象とする基礎自治体における職業構成比率

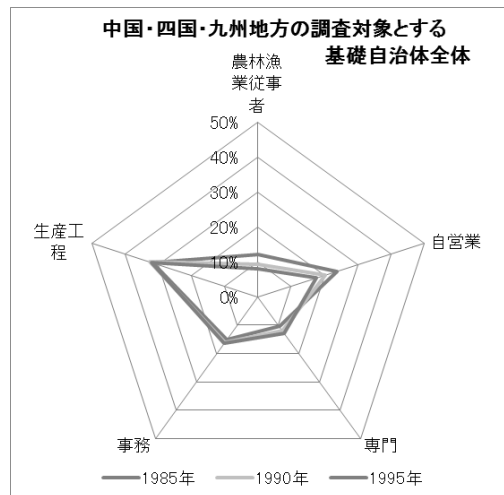
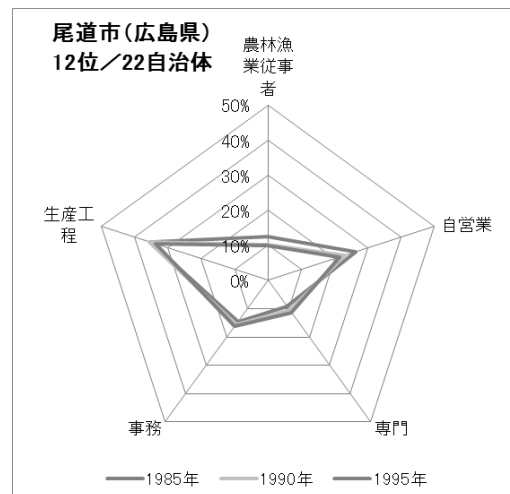
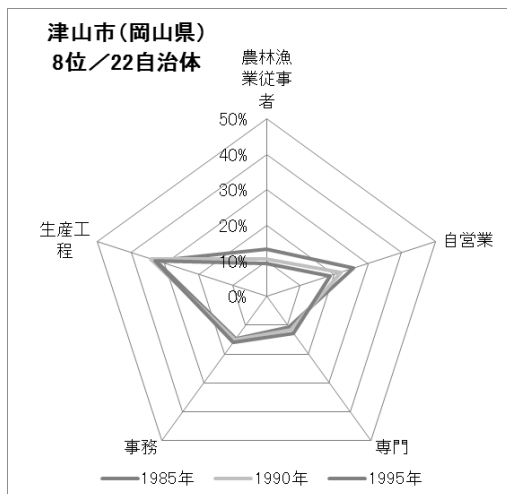
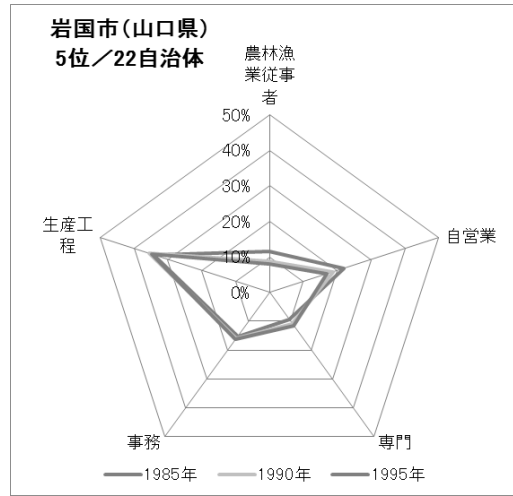
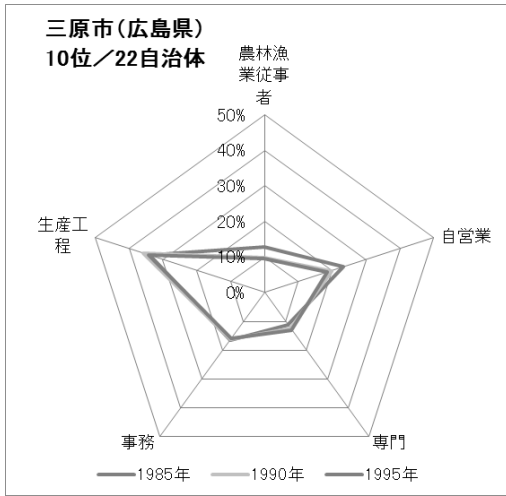


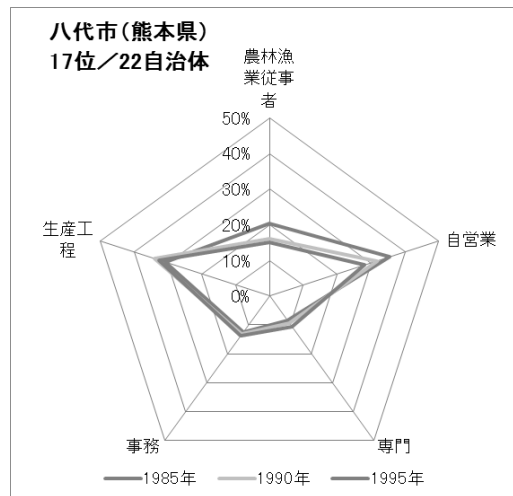
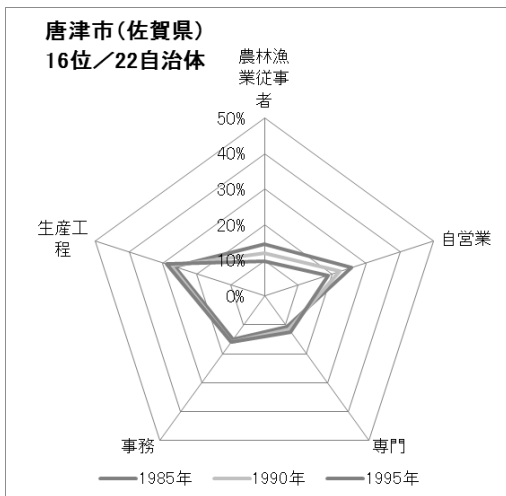
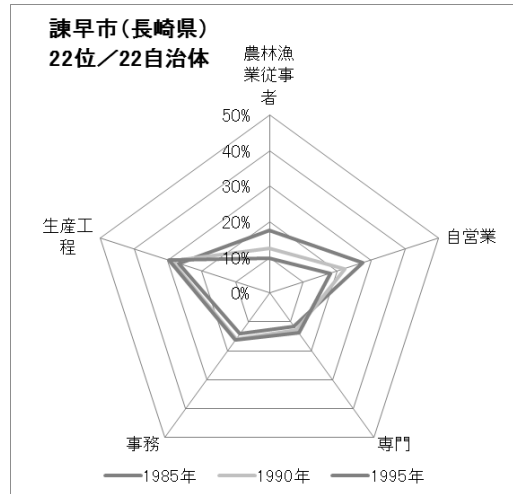
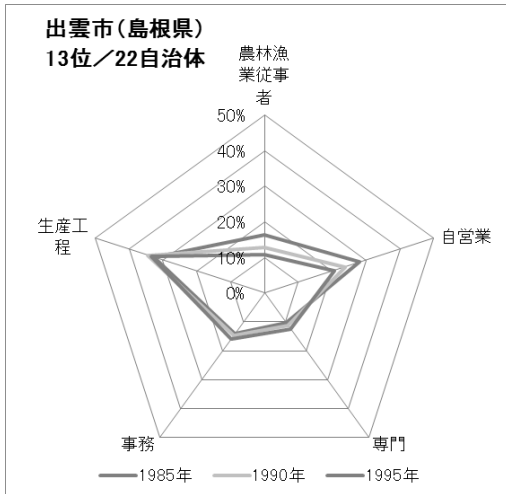
図 3-11 1985年・1990年・1995年における職業構成比率（中国・四国・九州地方）

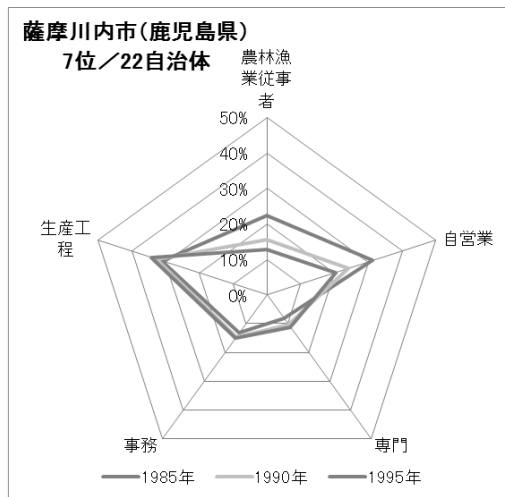
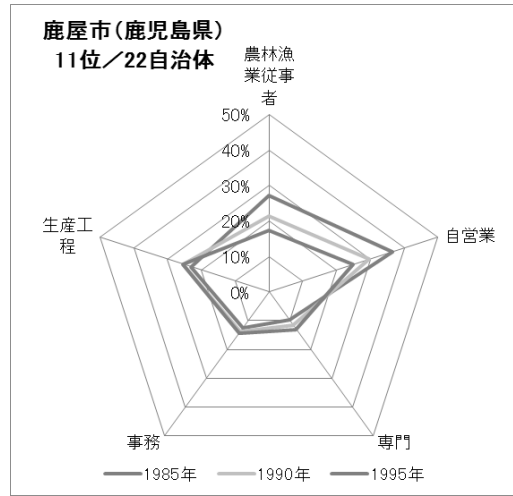
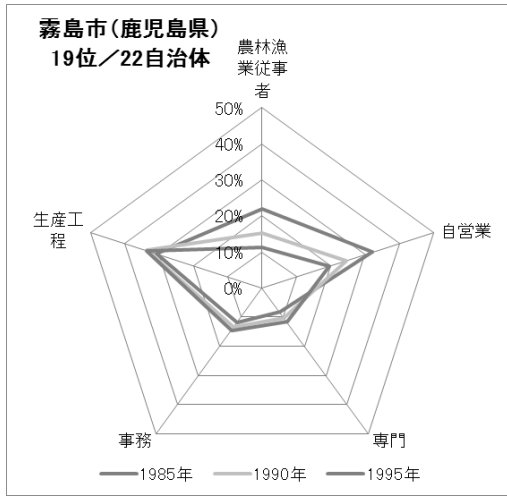
< 1 > 5 職種ともに中国・四国・九州地方の調査対象全体の職業構成比率と近い(パターン 1)



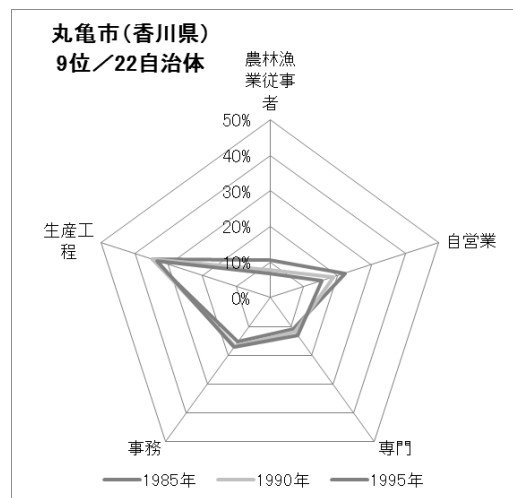
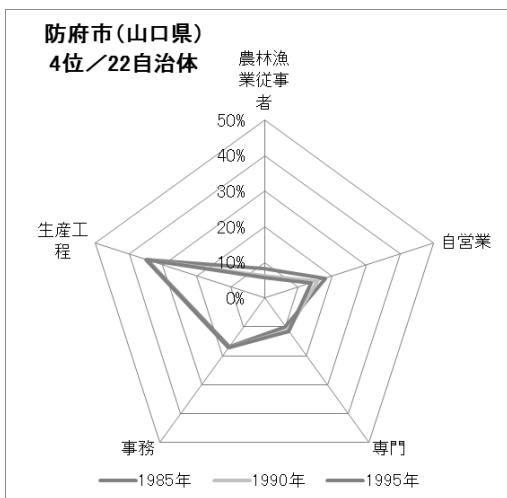


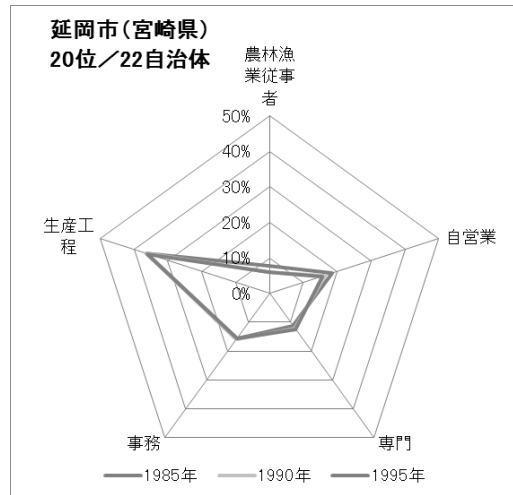
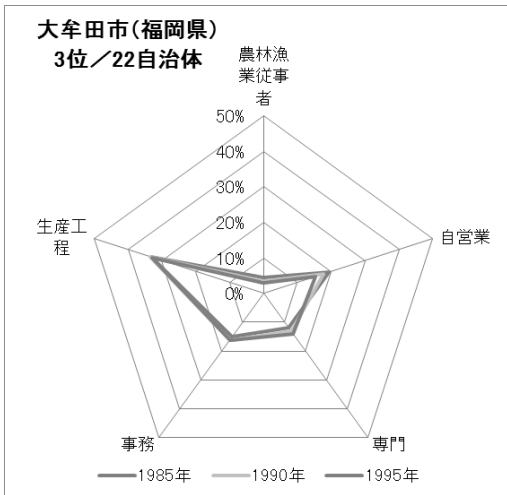
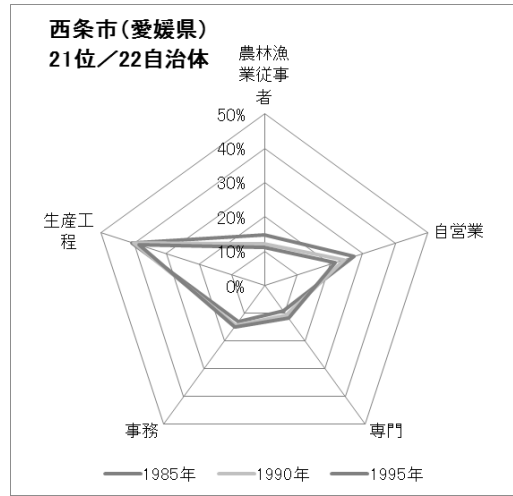
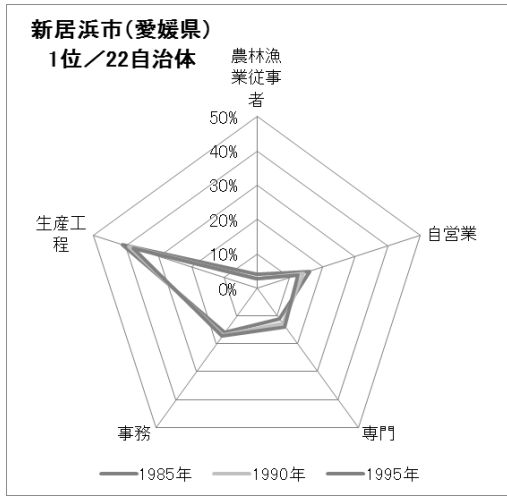
< 2 > 「農林漁業従事者」が多い(パターン2)



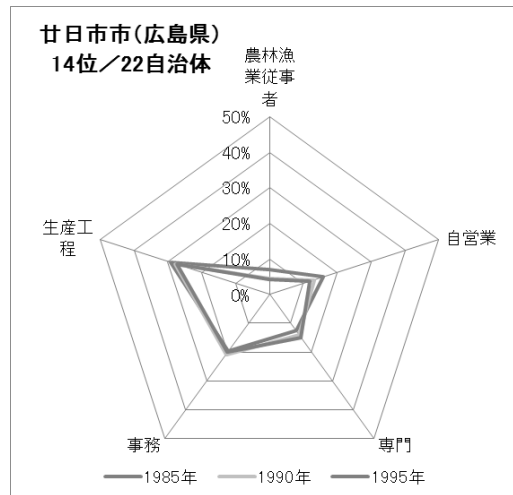
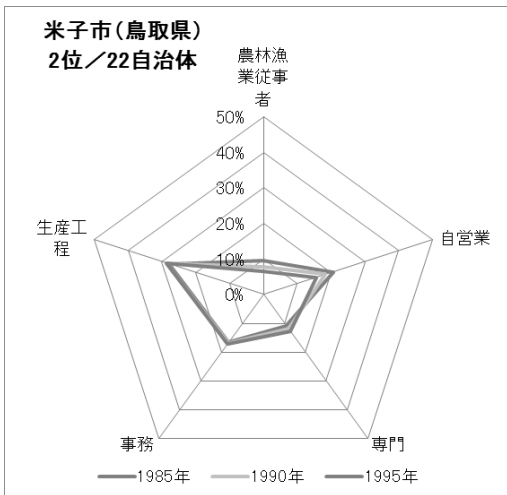


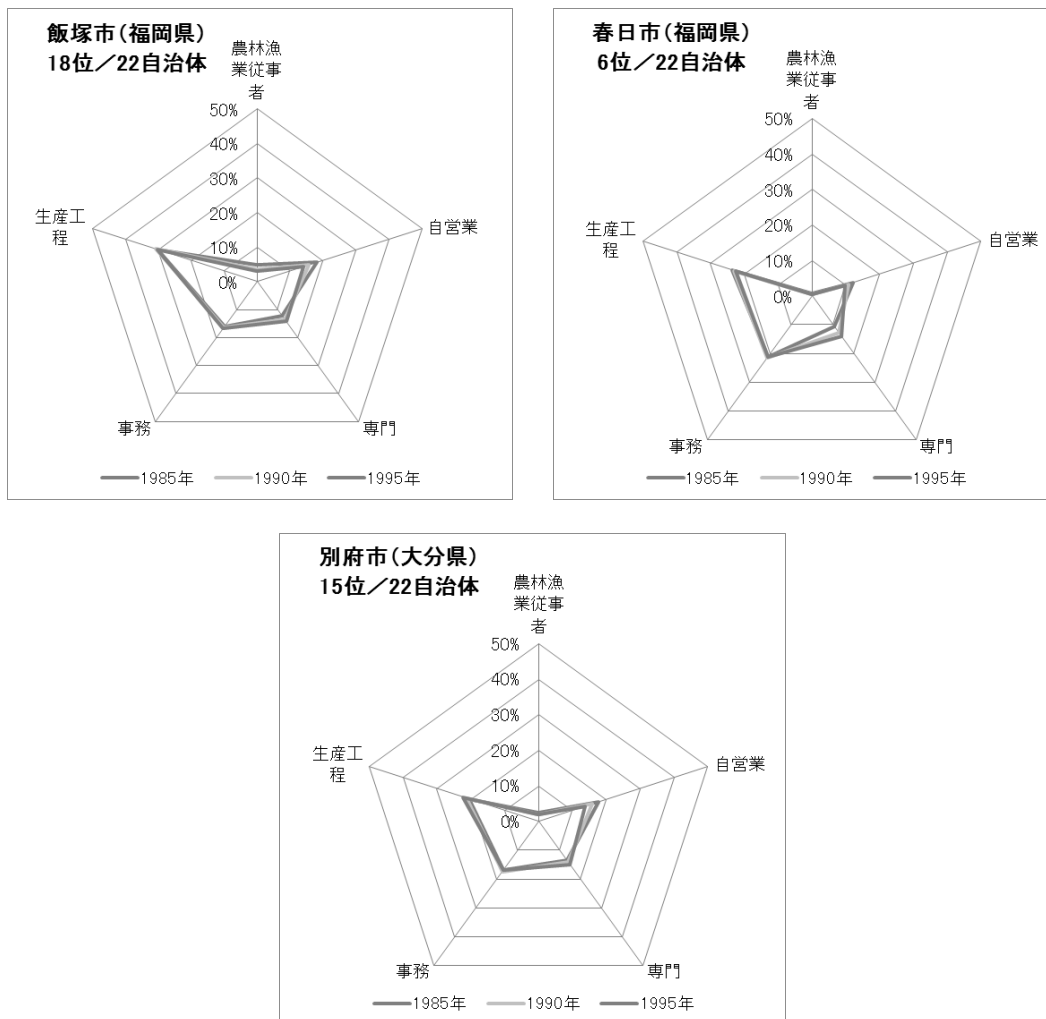
< 3 > 「生産工程従事者」が多い (パターン3)





< 4 > 「専門従事者・事務従事者」が多い (パターン4)





(4) 第4節まとめ

ここまで東海地方、近畿地方、中国・四国・九州地方それぞれの地域で、「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」などの個別の観点を含む政策システムの機能性と職業構成比率との相関関係を検証してきた。それぞれの地域ごとの傾向はこれまで論じてきたとおりであるが、全体的な傾向を考察するため、今一度全ての調査対象の基礎自治体を用いて、政策システムの機能性と職業構成比率との相関関係を検証する。

表 3-15、表 3-16、表 3-17 は、3 地域での調査対象とする全ての基礎自治体を対象に、政策システムの機能性と職業構成比率との相関関係を示したものである。表 3-15、表 3-16、表 3-17 によると、調査対象とする基礎自治体のサンプル数が多いためか、地域別の検証よりも傾向が強く出ていることが特徴である。この中で、1985 年、1990 年、1995 年を通して「全体」と強い正の相関関係にあるのが、「新中間層」「事務従事者」で、近年に入って「管理的職業従事者」にその傾向が見られるようになってきている。また、逆に 1985 年、1990 年、1995 年を通して「全体」と強い負の相関関係にあるのが、「農林漁業従事者」「自営業層」「高齢化率」である。また、「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」それぞれの観点

別の相関関係を見てみると、「全体」とほぼ同じ方向性を示しているのが「組織運営規範」「透明化政策」で、「効率化政策」は「全体」とは多少異なる傾向を示す結果となった。

これらの結果から、地域によって多少の違いがあるとはいえ、全ての地域を通じて同様の結果がもたらされたと言うことが可能である。それらの検証結果について、以下のとおり要点を説明する。

ここで見られた結果については、第3節で説明した階層カテゴリーの特徴と似通った傾向が見られたことから、根拠性の高い結果が導き出されたと考えている。しかし、これらはいくまでデータ検証の息から抜け切れてないことから、第4章で改めて事例を用いた検証を行うまでは、あくまで仮説としての位置付けとすることを付け加えておく。

**表 3-15 全ての調査対象の基礎自治体における政策システムの機能性と
1985年の職業構成比率との相関関係**

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|---------|-------|--------|-------|-------|------|--------|---------|------|---------|
| 組織運営規範 | -.471** | .254 | .351** | .160 | .108 | .260 | .373** | -.434** | .129 | -.464** |
| 透明化政策 | -.386** | .200 | .274* | .139 | .052 | .194 | .307* | -.380** | .138 | -.367** |
| 効率化政策 | -.130 | -.012 | .072 | -.161 | -.010 | .036 | .093 | -.172 | .232 | -.181 |
| 全体 | -.407** | .200 | .322* | .056 | .089 | .245 | .360** | -.415** | .185 | -.375** |

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側)

* 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)

**表 3-16 全ての調査対象の基礎自治体における政策システムの機能性と
1990年の職業構成比率との相関関係**

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|---------|-------|--------|-------|------|------|--------|---------|------|---------|
| 組織運営規範 | -.483** | .246 | .343** | .196 | .109 | .227 | .359** | -.430** | .053 | -.456** |
| 透明化政策 | -.390** | .207 | .276* | .185 | .051 | .159 | .324* | -.388** | .073 | -.373** |
| 効率化政策 | -.149 | -.018 | .083 | -.113 | .010 | .055 | .077 | -.174 | .194 | -.177 |
| 全体 | -.430** | .177 | .338* | .120 | .116 | .240 | .353** | -.429** | .106 | -.396** |

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側)

* 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)

表 3-17 全ての調査対象の基礎自治体における政策システムの機能性と
1995年の職業構成比率との相関関係

| | 自営業層 | 資本家 | 新中間層 | 販売従事 | 専門 | 管理 | 事務 | 農林漁業 | 生産工程 | 高齢化率 |
|--------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|---------|------|---------|
| 組織運営規範 | -.510** | .270* | .342** | .263* | .086 | .283* | .362** | -.433** | .000 | -.448** |
| 透明化政策 | -.426** | .207 | .300* | .233 | .068 | .231 | .327* | -.386** | .010 | -.388** |
| 効率化政策 | -.177 | .029 | .097 | -.074 | -.004 | .103 | .098 | -.166 | .161 | -.177 |
| 全体 | -.484** | .215 | .368** | .181 | .116 | .315* | .381** | -.432** | .035 | -.410** |

**．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

政策システムの機能性と職業構成比率との比較検証から見た特徴

(1)保守政党の支持基盤とされる「自営業層」「農林漁業従事者」の比率が高い基礎自治体で政策システムの機能性が低くなる傾向がある。

「自営業層」については、全ての地域を通じて「全体」と強い負の相関関係にあることが判明した。また、「農林漁業従事者」については、近畿地方で正の相関関係にあるものの、東海地方と中国・四国・九州地方では「全体」と負の相関関係にあることが判明した。このことは、第3節で説明した階層カテゴリーの特徴から、「自営業層」「農林漁業従事者」などを含む旧中間層が保守的な傾向を示すという点と一致していることが理解できる。なお、近畿地方で「農林漁業従事者」と「全体」との間に正の相関関係が見られた点については、正の相関関係を示した近畿地方の数値が弱く、全ての調査対象とする基礎自治体の検証では、「農林漁業従事者」と「全体」との間に有意性が見られたことから、近畿地方を例外値として捉えることとしたい。

(2)「生産工程従事者」の比率と政策システムの機能性との関係は、特徴付けが難しい結果となった。

「生産工程従事者」については、全体的には「全体」と正の相関関係にあるものの、東海地方の一部の年代と近畿地方の全ての年代で負の相関関係にあり、特徴付けが難しいことが判明した。このことは、第3節で説明した階層カテゴリーの特徴から、まさに新中間層と同じく貧富解消政策などへの理解を示し、自由民主党を支持しない傾向にあるものの、政治的関心が極めて低いという労働者層の傾向と一致していることが理解できる。

(3)「資本家層」「新中間層」「管理的職業従事者」「事務従事者」「専門的・技術的職業従事者」の比率が高い基礎自治体で政策システムの機能性が高くなる傾向がある。

「新中間層」「事務従事者」については、3地方ともに一貫して「全体」と強い正の相

関関係にあることが判明した。また、「資本家層」「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」については、その傾向は弱いものの、「全体」と正の相関関係にあることが判明した。このことは、貧富解消政策などへの理解を示し、自由民主党を支持しない傾向にある新中間層の傾向と一致していることが理解できる。

(4) 「高齢化率」については、どちらかといえば負の相関関係を示す結果となった。

「高齢化率」については、東海地方および全ての基礎自治体を通じて検証した場合に、「全体」と強い負の相関関係にあることが判明した。このことから、「高齢化率」はどちらかといえば政策システムに対して負の影響を与えていることが理解できる。しかし、近畿地方と中国・四国・九州地方では定まった方向性が見られないことから、その傾向を一方向的に特徴付けることは難しい状況にある。

(5) 「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」の観点別に見ると、「組織運営規範」「透明化政策」が「全体」と同じ傾向を示す結果となった。

「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」それぞれの観点と「全体」を比較検証した結果、「組織運営規範」「透明化政策」が第3節の階層カテゴリーの特徴と同様の傾向を示す結果となった。

第5節 第3章の結論

筆者は第3章の目的として、政策システムの機能性と、「環境インプット」の本質から、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点とのつながりを明らかにすることで、政策システムの機能性に差異が生じた背景には「環境インプット」の存在があることをデータの的に証明することとしていた。ここまで、調査対象とする基礎自治体を選択した上で、政策システムの機能性を測定する指標を設定し、調査対象とする基礎自治体の政策システムの機能性を数値として算出した。その上で、「環境インプット」の本質から、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点から職業構成比率に着目し、両者の相関関係を検証する作業を行ってきた。その結果、第4節のまとめで説明したように、1985年から1995年の各年代を通じて政策システムの機能性と職業構成比率の間には一定の傾向が見られるということを実証的に証明することができたのである。

本論文では政策システムの機能性として2006年と2008年の調査データを活用する一方で、「環境インプット」の数値としては、1985年、1990年、1995年の国勢調査から算出した職業構成比率を活用していた。このような年代が異なるデータを用いて比較検証した結果、両者の間に一定の傾向が見られたということは、政策システムの機能性と「環境インプット」との関係は、決して直近に生じたものではなく、高度経済成長期以降の社会環境が変化していく中で生じた特徴であると捉えることが可能となる。つまり、基礎自治体の政策システムは、時代の推移と共に変化する基礎自治体の周辺環境に合わせて変化するこ

とで、同一の人口規模の基礎自治体を比較した場合においても、政策システムの機能性に差異が生じるという結果へと至ったのである。これらのデータ検証から得られた傾向を第3章の結論とすることとしたい。

第3章では、主にデータを用いた検証であったことから、第4章で具体的な事例を用いた検証を行うまでは、あくまで仮説としての位置付けに止めておきたい。しかし、第3章の中で、同一の人口規模のもとで比較した場合に見られる政策システムの機能性の差異は、それぞれの基礎自治体の周辺環境から「環境インプット」を通じて政策システムへ異なる影響を与えることで生じていることをデータの的に証明したことには非常に意義があったものとして考えている。

引き続き、第4章では第3章のデータ検証を踏まえながら、「環境インプット」が基礎自治体の政策システムに対して影響を与えているということについて、事例を用いて検証していく。具体的には、政策システムの機能性が高くなる基礎自治体の中で、第一段階として個としての「考える市民」が成熟し、第二段階として基礎自治体の情報公開制度や政策立案への市民参加制度などの各種制度の充実が見られ始め、そこから公共的ガバナンスの成熟へと繋がっているという関係性を見ることができるかどうかを検証するのである。

第4章 事例検証を通じた政策システムの機能性の考察

第3章では、はじめに調査対象とする基礎自治体と政策システムの機能性を測定する指標を設定し、調査対象とする基礎自治体の政策システムの機能性を算出した。引き続きいて、第2章で政策システムの機能性に差異を生じさせる要因として位置付けた「環境インプット」について、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点から、政党支持の傾向を示すものとして職業構成比率に着目し、比較検証が可能となるように数値として可視化した。さらには、可視化した基礎自治体の政策システムの機能性と「環境インプット」の関係を比較検証し、政策システムの機能性と「環境インプット」との繋がりをデータの的に検証した。その結果、1985年から1995年の各年代を通じ、政策システムの機能性と「環境インプット」との間に、一定の関係性が見られることをデータの的に証明することができたのである。

前章までは、他の研究者による先行研究やデータを用いた比較検証を行うことに重点を置いてきた。ここまでの流れでは、単に一定の傾向が見られるということをデータの的に証明したに過ぎない。第4章では第3章のデータ検証を踏まえながら、「環境インプット」が基礎自治体の政策システムに対して影響を与えているということについて、事例を用いて検証していく。具体的には、政策システムの機能性が高くなる基礎自治体の中で、個としての「考える市民」が成熟し、基礎自治体の情報公開制度や政策立案への市民参加制度などの各種制度の充実が見られ始め、公共的ガバナンスの成熟へと繋がっているという関係性を見ることができかどうかを検証する。

実際に比較検証を行うのは、第3章で調査対象として設定した基礎自治体のうち、東海地方から岐阜県多治見市と静岡県島田市、近畿地方から大阪府箕面市と大阪府門真市の2事例である。これらの2事例は、第3章で実施した政策システムの機能性調査で、東海地方と近畿地方の最上位と最下位にランク付けされた点で両極端な位置付けにある。このような両極端な基礎自治体を比較検証することで、第3章のデータに基づく分析結果といかに結び合わせるができるかという点が重要となってくるのである。

第1節 岐阜県多治見市と静岡県島田市の比較検証

(1) 両市の比較検証のポイント

岐阜県多治見市と静岡県島田市は、第3章で実施した政策システムの機能性調査で、同じ東海地方の最上位と最下位にランク付けされた点で両極端な位置付けにある。また、多治見市はこれまで自由民主党と民主党の勢力が拮抗することが特徴である反面、島田市は自由民主党が安定した強さを発揮していることが特徴で、政党支持の傾向でも両極端な位置付けにある基礎自治体である。

しかし、両市には共通点も存在する。本論文で主眼を置いている1970年代から80年代にかけて、両市は共に保守層が支援する市長が長期にわたって政権を握っていた。また、登場した時代には違いがあるものの、多治見市は西寺雅也、島田市は森昌也という、かつて全国的に名が知れ渡る市長を輩出している。これらの共通点と相違点を有している両市を比較検証し、両者の間にどのような関係性を見ることができ、政策システムがどのように影響を与えられているのかという点について注目していきたい。

(2) 両市の概要

多治見市は、岐阜県の南南東に位置している。1940年に周辺地域との合併を経て市制を施行し、その後も大小様々な市町村合併を繰り返してきた。平成の大合併では1952年に一度は分離した旧笠原町と再び合併して規模を拡大した。尾張との交通が比較的容易であったことから、古くからその勢力圏内に含まれて開拓が進み、今日まで東濃地域における政治、経済、教育など様々な行政分野の中心都市として存在感を発揮してきた。

経済面においても、多治見市は東濃地域の中心的存在として発展を続けてきた。古くは奈良、平安時代から陶器産国として知られ、日本陶業の中心地として発展を続けている。現在でも食器類で国内の50～60%のシェアを持つ産地として知られて、市内には窯元や陶磁器に関する美術館、資料館、ギャラリーなどが点在している。

市内にはJR中央本線、太多線などが走るほか、国道19号線、248号線、さらに市北部に中央高速自動車道が東西に走り、東濃地域の交通拠点としての役割が大きい。それらの特徴を活かし、トヨタ自動車株式会社の研究研修施設や、Amazonの国内最大級の物流センターなどのサービス、流通面に特化した企業立地で成果を創出してきた。

また、名古屋市を中心部まで電車で30分程度と利便性が高いことから、市内各地で新興住宅地やマンションが開発されるなど、1970年代後半から1990年代前半にかけて名古屋市のベッドタウンとしての開発が進んだ。その結果、岐阜県の基礎自治体であるにもかかわらず、名古屋市との結びつきが非常に強くなり、地場産業のまちとベッドタウンのまちの2つの顔を持つようになったのである。まさに、多治見市は東濃地域の産業、経済、文化の中心地であるとともに、中部経済圏の一翼を担う重要な都市として発展してきたのである。

島田市は、静岡県の中部に位置している。1948年に市制を施行し、周辺部の基礎自治体を編入しながら規模を拡大させてきた。平成の大合併では、旧金谷町および旧川根町と合併して規模を拡大させているが、近年では島田市よりも静岡市と距離的に近い藤枝市などへ賑わいが移りつつある。

東海道メガロポリスの中央に位置し、日本の東西の接点にあたることから、島田市は多治見市と同様に古くから交通の結節点として栄えてきた。しかし、多治見市が名古屋市や愛知県豊田市との距離的優位性を十二分に発揮してベッドタウン化が急速に進展した反面、島田市では東海道新幹線が開通したことで、逆に新幹線が停車しない都市として中途半端な位置付けへと陥ることとなった。新幹線が停車する愛知県豊橋市と比較して、東京から時間的に遠い基礎自治体となってしまったのである。現在は、隣の静岡県牧之原市へ富士山静岡空港が開港したことから、静岡県の空の玄関口として、その位置付けを変化させてきている。

また、島田市は、古くから農業を産業の主軸として発展してきた背景がある。特に、静岡県の名産である茶の生産は、島田市が静岡県の全生産量の約15%を占めるほどの一大産地を形成している。平成の大合併によって、市内に「島田茶」「金谷茶」「川根茶」の3つのブランドを有しているのも特徴である。また、終戦直後から企業誘致には積極的で、主に食品関連産業を中心に市内には一定の産業集積が見られる。

表4-1は、1985年以降における多治見市と島田市の人口の推移である。多治見市は、1970年時点で76,846人(1970年国勢調査)、1985年で97,867人(1985年国勢調査)、2010年時

点で 112,635 人（2010 年国勢調査）と、名古屋市のベッドタウンとして急激に人口が増加している傾向が見られる。その反面、面積が 91.24 平方キロメートルと比較的狭いのも特徴である。島田市は、1970 年時点で 96,613 人（1970 年国勢調査）、1985 年で 102,086 人（1985 年国勢調査）、2010 年時点で 100,250 人（2010 年国勢調査）と、1985 年当時と比較して人口が減少している傾向が見られる。面積は 315.9 平方キロメートルと比較的広めの基礎自治体である。

表 4-1 多治見市と島田市の人口の推移

| 年代 | 1985 年 | 1990 年 | 1995 年 | 2000 年 | 2005 年 | 2010 年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 多治見市 | 97,867 人 | 106,213 人 | 113,079 人 | 115,740 人 | 114,876 人 | 112,635 人 |
| 島田市 | 102,086 人 | 103,149 人 | 103,490 人 | 102,585 人 | 102,108 人 | 100,250 人 |

出所：国勢調査, 表 4-2, 4-3 も同じ

表 4-2 は、2010 年の多治見市と島田市における産業別の就業状況を示している。また、表 4-3 は、多治見市、島田市、東海地方、全国それぞれの産業別就業者の比率を示している。表 4-2 および表 4-3 によると、2010 年時点の多治見市民の 66.58% が第 3 次産業従事者である反面、第 1 次産業従事者の比率は 0.49% と極めて低いことが理解できる。多治見市の第 3 次産業従事者の比率は全国比率とほぼ同水準に位置しているが、東海地方の平均を 6% 程度上回っていることが理解できる。第 3 次産業従事者の中でも「卸売業、小売業」の比率が高くなっているが、これは他の基礎自治体でも同じような傾向が見られる。特徴的なのは、「運輸業、郵便業」の比率が少し高くなっていることである。これは、多治見市が交通の要所として機能しているため、市内に Amazon などの大手企業の流通センターが立地していることが大きな要因として考えられる。

また、島田市では全体的な比率が 10% を切ってはいるものの、全国や東海地方の比率と比較しても、第 1 次産業従事者の比率が高いことが理解できる。また、第 1 次産業従事者と同様に第 2 次産業従事者の比率が高く、中でも多治見市と比較して建設業や製造業の比率が高くなっている。逆に、全国や東海地方の比率と比較して、第 3 次産業従事者の比率が低くなっていることが理解できる。以上の流れからも、島田市は農業を産業の主軸として発展し、企業誘致などの成果によって第 2 次産業が一定程度集積化されているが、第 3 次産業が他地域と比較して劣っていることが理解できる。

表 4-2 2010 年産業別就業状況（多治見市および島田市）

| 分 類 | 多治見市 | | 島田市 | |
|---------------------|----------|--------|----------|--------|
| | 人数 | 人数 | 人数 | 割合 |
| A 農業、林業 | 273 人 | 0.49% | 3,827 人 | 7.33% |
| B 漁業 | 1 人 | 0.00% | 14 人 | 0.03% |
| 第 1 次産業従事者 | 274 人 | 0.49% | 3,841 人 | 7.36% |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | 35 人 | 0.06% | 113 人 | 0.22% |
| D 建設業 | 4,020 人 | 7.24% | 4,128 人 | 7.90% |
| E 製造業 | 12,983 人 | 23.38% | 14,910 人 | 28.55% |
| 第 2 次産業従事者 | 17,038 人 | 30.68% | 19,151 人 | 36.67% |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 293 人 | 0.53% | 268 人 | 0.51% |
| G 情報通信業 | 993 人 | 1.79% | 440 人 | 0.84% |
| H 運輸業、郵便業 | 3,234 人 | 5.82% | 2,515 人 | 4.82% |
| I 卸売業、小売業 | 10,536 人 | 18.97% | 7,836 人 | 15.01% |
| J 金融業、保険業 | 1,458 人 | 2.63% | 1,066 人 | 2.04% |
| K 不動産業、物品賃貸業 | 711 人 | 1.28% | 493 人 | 0.94% |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 1,803 人 | 3.25% | 1,308 人 | 2.50% |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 2,856 人 | 5.14% | 2,180 人 | 4.17% |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 2,498 人 | 4.50% | 1,851 人 | 3.54% |
| O 教育、学習支援業 | 2,340 人 | 4.21% | 1,795 人 | 3.44% |
| P 医療、福祉 | 5,444 人 | 9.80% | 4,401 人 | 8.43% |
| Q 複合サービス事業 | 170 人 | 0.31% | 385 人 | 0.74% |
| R サービス業（他に分類されないもの） | 2,893 人 | 5.21% | 2,451 人 | 4.69% |
| S 公務（他に分類されるものを除く） | 1,748 人 | 3.15% | 1,263 人 | 2.42% |
| 第 3 次産業従事者 | 36,977 人 | 66.58% | 28,252 人 | 54.10% |
| T 分類不能の産業 | 1,246 人 | 2.24% | 978 人 | 1.87% |

表 4-3 2010 年産業別就業者比率（多治見市および島田市）

| | 多治見市 | 島田市 | 東海地方 | 全国 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 第 1 次産業 | 0.49% | 7.36% | 2.97% | 3.99% |
| 第 2 次産業 | 30.68% | 36.67% | 31.89% | 23.69% |
| 第 3 次産業 | 66.58% | 54.10% | 60.26% | 66.51% |

表 4-4 2010 年産業中分類統計表（多治見市および島田市）

| 産業分類 | | 事業所数 | | | 従業者数 (人) | 製造品出荷額等 (万円) |
|------------------------|------|------|------------------|----------------|-------------|-----------------|
| | | 計 | 内従業者30人 ~299人 | 内従業者300人 以上 | | |
| 製造業計 | 多治見市 | 310 | 33 | 3 | 6106 | 10453770 |
| | 島田市 | 347 | 56 | 5 | 10480 | 29187475 |
| 食料品製造業 | 多治見市 | 17 | 2 | 2 | 1042 | 1376187 |
| | 島田市 | 27 | 6 | 2 | 1801 | 4190384 |
| 飲料・たばこ・飼料製造業 | 多治見市 | 3 | 1 | - | 76 | 864498 |
| | 島田市 | 57 | 4 | - | 1140 | 5465826 |
| 繊維工業 | 多治見市 | 5 | - | - | 63 | 77481 |
| | 島田市 | 5 | 3 | - | 271 | 463803 |
| 木材・木製品製造業 家具・装備品製造業 | 多治見市 | 4 | - | - | 30 | 28116 |
| | 島田市 | 44 | 4 | - | 585 | 886497 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 多治見市 | 24 | 2 | - | 266 | 301617 |
| | 島田市 | 16 | 6 | 1 | 941 | 6926519 |
| 印刷・同関連業 | 多治見市 | 8 | - | - | 120 | 147053 |
| | 島田市 | 4 | 1 | - | 80 | 114117 |
| 化学工業 | 多治見市 | 2 | 1 | - | 46 | X |
| | 島田市 | 3 | - | 1 | 440 | 591120 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | 多治見市 | 3 | - | - | 25 | 187137 |
| | 島田市 | 1 | - | - | 12 | X |
| プラスチック製品製造業 | 多治見市 | 3 | 2 | - | 133 | 215506 |
| | 島田市 | 33 | 8 | - | 800 | 968871 |
| ゴム製品製造業 | 多治見市 | 1 | - | - | 8 | X |
| | 島田市 | 1 | - | - | 6 | X |
| なめし革・同製品・毛皮製造業 | 多治見市 | - | - | - | - | X |
| | 島田市 | 1 | - | - | 4 | X |
| 窯業・土石製品製造業 | 多治見市 | 186 | 17 | 1 | 3036 | 4980532 |
| | 島田市 | 13 | 3 | - | 367 | 642936 |
| 鉄鋼業 | 多治見市 | - | - | - | - | X |
| | 島田市 | 6 | 1 | - | 105 | 104233 |
| 非鉄金属製造業 | 多治見市 | 2 | - | - | 19 | X |
| | 島田市 | 2 | 1 | - | 62 | X |
| 金属製品製造業 | 多治見市 | 10 | 1 | - | 128 | 161774 |
| | 島田市 | 24 | 2 | - | 344 | 765483 |
| はん用機械器具製造業 | 多治見市 | 5 | 1 | - | 81 | 127505 |
| | 島田市 | 7 | - | - | 74 | 102102 |
| 生産用機械器具製造業 | 多治見市 | 16 | - | - | 146 | 199716 |
| | 島田市 | 42 | 4 | - | 705 | 1142387 |
| 業務用機械器具製造業 | 多治見市 | 2 | - | - | 39 | X |
| | 島田市 | 7 | 2 | 1 | 1710 | 5150563 |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 多治見市 | 1 | 1 | - | 115 | X |
| | 島田市 | 2 | - | - | 24 | X |
| 電気機械器具製造業 | 多治見市 | 4 | 1 | - | 109 | 81590 |
| | 島田市 | 25 | 5 | - | 561 | 706723 |
| 情報通信機械器具製造業 | 多治見市 | 1 | - | - | 26 | X |
| | 島田市 | 1 | 1 | - | 31 | X |
| 輸送用機械器具製造業 | 多治見市 | 11 | 4 | - | 577 | 1091459 |
| | 島田市 | 20 | 5 | - | 376 | 519014 |
| その他の製造業 | 多治見市 | 2 | - | - | 21 | X |
| | 島田市 | 6 | - | - | 41 | 37151 |

出所：経済産業省『平成 22 年工業統計表「市区町村編」』

また、表 4-4 は、2010 年の多治見市と島田市における製造品出荷額および事業所数を示している。表 4-4 によると、多治見市の第 2 次産業従事者のうち、実に約半数が「窯業・土石製品製造業」に分類され、その事業所の大半が従業員 30 人未満の零細企業であることが理解できる。これは、多治見市が日本陶業の中心地として発展し、現在も市内に多くの窯元が存在することを示している。多治見市では、市内全域で従業員 300 人以上に分類される事業所が 3 事業所しか存在していない。つまり、多治見市の大半の事業所は中小企業であるということも特徴的である。島田市では、第 2 次産業のうち最も存在感を示しているのが、「食料品製造業」「飲料・たばこ・飼料製造業」などの食関連産業であることが理解できる。また、静岡県という土地柄と恵まれた水資源が活用できることから、「パルプ・紙・紙加工品製造業」の出荷額が高くなっていることも特徴である。

（3）両市の代表的な政策とその背景

< 1 > 岐阜県多治見市の代表的な政策とその背景

○多治見市総合開発計画の策定

1969 年に地方自治法が改正されたことに伴い、わが国の基礎自治体では、総合計画の策定が義務付けられた。多治見市では、これより前の 1968 年において、既に「明るく豊かな住みよいまちの建設」を目標とした第一次多治見市総合開発計画が作成され、多治見市の政策の指針とされてきた。当時の全国的な動きとしては、1962 年に 1970 年を開発目標とした全国総合開発計画（全総）が策定され、1963 年には東京都が初めて長期計画を策定するなど、国から都道府県へ計画行政の動きが徐々に浸透し始めた頃である。その動きを受けて、1969 年に基礎自治体の総合計画の策定が全国的に義務付けられたのである。当時の多治見市は、基礎自治体の総合計画策定が義務化される前に、基礎自治体をめぐる環境の変化を受けて、自ら総合開発計画の策定による計画行政の推進を開始したということになる。

その後、1973 年には第二次多治見市総合開発計画が策定され、1981 年には第 3 次多治見市総合開発計画が策定された。第 3 次多治見市総合開発計画では、多治見市の基本構想として人口 10 万人都市を展望しながら、1990 年の目標年次における多治見市の人口を 8 万 8 千人として推定し、「緑あふれる文化産業都市」の実現を目指したものである。第 3 次多治見市総合開発計画では、明るく豊かな住みよいまちづくりを進めるために、次の 4 つの柱が設定されている。

- ①自然にめぐまれ住みよい都市づくり
- ②みんなでたかめあう生涯学習都市づくり
- ③健康で安心してくらせる福祉都市づくり
- ④豊かなくらしをきづく産業都市づくり

また、第 3 次多治見市総合開発計画では、これらの 4 つの柱を実現していくためには、円滑で能率的な行政運営と財政政策の安定確立が特に要求されるとしている。以下は、第 3 次多治見市総合開発計画で重要として強調されている行財政運営のあり方 4 点である。

- 一 積極的なまちづくりを推進させなければならない。このためにはコミュニティの育成に努め、市民参加の機会の創設、積極的な情報や資料の提供により、公聴広報活動の充実をはかる必要がある。
- 二 行政事務の合理化・能率化に努めなければならない。市勢の発展は、ますます行政事務の増大と多様化をもたらすものであるから、行政機構・事務の合理化・近代化を進めるとともに、職員一人ひとりの能力と個性が発揮されて、その成果があがるような職場体制を確立しなければならない。
- 三 合理的な財政運用の必要性である。低成長下の経済状況のなかで、財政運営がますます困難になっているときに、長期的展望に立った財政計画の確立が要求される。このためには、自主財源の確保に努力し、国・県への依存財源の充実を要望しその導入に努力する。また現行制度のもとにあっては、限られた財源をできる限り有効に活用し、事業の緊急性・重要性など総合的に勘案して、健全財政の運営をはかることである。
- 四 広域行政を推進することである。東濃西部地域は、昔から陶磁器産業を共通基盤とした運命共同体によって構成されている地域である。したがって政治・経済・文化等あらゆる生活面における関係が緊密で、相互の協調性は将来ますます深まっていくものである。

出所：多治見市『多治見市史 通史編下』多治見市, 1987年, p1062

1981年の第3次多治見市総合開発計画を策定した時点で、多治見市では、コミュニティ育成、市民との情報共有、行政改革、財政健全化など、まさに現代の基礎自治体に取り組むべき重要な政策課題がピックアップされていたことになる。多治見市が第3次多治見市総合開発計画を策定した1981年は、「増税なき財政再建」を基本方針に掲げた第二次臨時行政調査会が発足した時期である。第二次臨時行政調査会は、一貫して「小さな政府」を志向し、歳出の徹底的削減のための方策を提言した。地方に対しても、一部自治体の給与・定員管理の放漫を批判した上で、定員の合理化・適正化や給与・退職金の適正化等を提言するなど、国・地方をあげて「簡素化・合理化のための行政改革」に向けて舵が切られる契機となった。実際に地方が行政改革に対して積極的な姿勢を見せることになったのは、1983年6月に発足した第一次臨時行政改革推進審議会が、自治体に対しても行財政の減量化・効率化・歳出抑制を強く求める意見を提出したことを受け、1985年1月に「地方行革大綱」を策定し、各自治体が「行政改革大綱」を自主的に策定すべきことが明記されたことがきっかけである。当時の多治見市では、既に行政改革や財政健全化などの行政改革の姿勢が打ち出されていたということになる。

筆者が第3次多治見市総合開発計画の中で特に着目したのは、情報公開制度の創設に関する記載、地方分権の考え方に繋がる記載（中央集権に対する反論としての地域主権を主張する「地方の時代」に関する記載など）、複雑多様化する行政需要に対処するための行政と市民との役割分担の3点が含まれていたという点である。具体的な記載内容は以下のとおりである。

【情報公開制度の創設に関する記載】

地方公共団体の情報公開は、80年代の注目すべき課題である。市民の「知る権利」は憲法に定められた「地方自治の本旨」を構成する住民自治の理念にもとづくものであり、従来、行政機関の事務として行っている広報活動とは、本質的にも異なるものであることを確認し、本市においては市民参加の市政を展開するためにも、情報公開制度の採択を第3次総合開発計画の課題としてゆく。

【地方分権の考え方に繋がる記載（中央集権に対する反論としての地域主権を主張する「地方の時代」に関する記載など）】

地方の時代といわれる今日、本市は、21世紀を展望し、市民総参加のもとに英知と創意を結集し、自然環境、生活環境、生産環境が調和した「緑あふれる文化産業都市」の実現をめざして「第3次多治見市総合開発計画」を策定するものである。

【複雑多様化する行政需要に対処するための行政と市民との役割分担】

市民が、自らのまちづくりに参加することは、地方自治の本来の姿であり、厳しい経済情勢下にあって、複雑多様化する行政需要に対処するためには、市民の行政に対する理解と協力が不可欠である。この構想を実現するためには、限られた財源を有効に活用し、市民の英知と総力を結集した市民参加によるまちづくりを進めるなかで、行政と市民が担当する分野を明確にしつつ、市民の自覚と責任にもとづいた自主的な活動が望まれる。

出所：多治見市『第3次多治見市総合開発計画』多治見市, 1981年

情報公開制度は、当時地方自治体が国に先んじて創設した制度である。1982年に山形県金山町が条例制定したのが全国初の事例である。実際に多治見市で制度が創設されたのは2000年代に入ってからのものであるが、多治見市では1981年時点から情報公開制度の創設に向けた考えがあったということになる。

表4-5は、東海地方の主な基礎自治体の1980年前後の総合計画の記載内容について示している。表4-5によると、東海地方の主な基礎自治体において、1980年前後に総合計画の中に情報公開制度の創設に関して記載していた基礎自治体は、わずか2つであったことが理解できる。このことは、当時の基礎自治体にとって情報公開制度の創設を視野に入れること自体が先進的であったことを示している。

地方分権に繋がる記載についても、情報公開制度の創設に関する記載と同じく、当時の基礎自治体としては珍しい記載であったことが理解できる。この地方分権に繋がる記載については、第3次多治見市総合開発計画では「地方の時代」という表現を用いている。この「地方の時代」という表現は、当時の中央集権のあり方に対して反論するためのスローガンとして用いられたフレーズで、当時の東海地方の基礎自治体の中で、このようなフレーズを総合計画へ使用している基礎自治体は多治見市のみであった。また、1980年前後は行政への市民参加が積極的に叫ばれた時代であり、当時の基礎自治体の総合計画では必ず盛

り込まれる内容でもあった。それらの中でも、行政と市民との役割分担まで言及した基礎自治体について調べてみると、その数は限られてくる。これらの内容からも、当時の多治見市総合開発計画には、他の基礎自治体と比較して先進的といえる要素が存在したといえるのである。

しかし、総合計画に記載されているとはいえ、それらの構想を実現に移すことができたかという点、それは別問題である。1995年に市長へ就任した西寺雅也氏は、それまでの多治見市政が市民参加や情報公開などの今日的な課題に全く取り組もうとする姿勢のない停滞したものであったとして批判している。確かに、当時の多治見市政は保守長期政権の真っ只中であり、1980年代後半から訪れたバブル景気の影響による箱物行政が優先され、陰に隠れて実行されなかった感が否めない。その点について西寺雅也は、バブル期に多くの自治体が大型プロジェクトへ浮かれています中、そのような状況は多治見市においても例外ではなく、行政の感覚を麻痺させ、バブル経済崩壊後も執行部はその重大さに気付くことなく、ずるずると財政悪化へ陥っていったとして、バブル期における多治見市政のあり方を痛烈に批判している（西寺2008 ,P2-10）。

表 4-5 1980 年前後の東海地方における主な基礎自治体の総合計画の記載内容比較

| 基礎自治体名 | 作成年 | 情報公開制度の創設 | 地方分権に繋がる記載 | 行政と市民との役割分担 |
|-----------|-------|-----------|------------|-------------|
| 多治見市(岐阜県) | 1981年 | ○ | ○ | ○ |
| 三島市(静岡県) | 1985年 | × | × | ○ |
| 焼津市(静岡県) | 1978年 | × | × | × |
| 島田市(静岡県) | 1985年 | △ | × | ○ |
| 藤枝市(静岡県) | 1982年 | × | × | × |
| 掛川市(静岡県) | 1986年 | × | × | × |
| 東海市(愛知県) | 1986年 | ○ | × | ○ |
| 半田市(愛知県) | 1981年 | △ | × | ○ |
| 小牧市(愛知県) | 1982年 | × | × | ○ |
| 稲沢市(愛知県) | 1979年 | × | × | ○ |
| 江南市(愛知県) | 1981年 | × | ○ | ○ |
| 西尾市(愛知県) | 1979年 | △ | × | ○ |

注：情報公開制度の創設内に記載している「△」については、情報公開の必要性について記載されているものの、制度創設まで言及されていない基礎自治体を示している。

○財政緊急事態宣言の発令

1995年に西寺雅也が市長へ就任し、はじめに直面したのは財政危機であった。多治見市の財政状況は、西寺雅也が市長就任前から予測していた以上に状況が悪化しており、危機的な状況であった。そこで、西寺雅也は職員や市民が危機感や緊張感を持てる環境にすることを目的に、1996年に「財政緊急事態宣言」を発令した。この財政緊急事態宣言を出したことを機に市役所内部の改革が動き始めたことから、西寺市政は財政緊急事態宣言から始まったと言っても過言ではない。財政緊急事態宣言は2001年に解除され、現在は「多治見市健全な財政に関する条例（2007年12月17日）」が施行されている。

しかし、西寺雅也は単に財政支出の抑制を目的に、行政改革を進めてきた訳ではない。西寺雅也は、行政と市民の役割分担を追求することで、抜本的に行政は何を担っていくのかという視点から行政のあり方そのものを見直し、自治体の再構築（ダウンサイジング）の方向性へたどり着いたのである。これは、まさに第2章で説明した公共政策の枠組みのうち、小さな政府を目指すNPMと公共的ガバナンスの両立を目指そうとするものとして位置付けることができる。財政緊急事態宣言を単に財政支出の抑制だけを目指していたと受け取るのではなく、財政支出の抑制による効率化と同時に、基礎自治体としての自治レベルの向上を目指していたということを理解しておかなければならない。

○ローカルマニフェスト先進地としての発展と総合計画を基本とした計画行政の遂行

2003年4月の多治見市長選において3選を目指した西寺雅也は、当時の公職選挙法で禁止されていたマニフェストの配布について、ホームページを活用してマニフェストを公表することで圧勝した。また、西寺雅也が引退した2007年4月の多治見市長選挙では、公職選挙法でマニフェストの配布が公認されたこともあり、初当選を果たした古川雅典のみならず他の候補者も自身のマニフェストを公表して、先進的なローカルマニフェスト選挙が展開された。特に、古川雅典に敗れた元多治見市議会議員の中道育夫は、ローカルマニフェストを推進する議員連盟に加盟し、多治見市長選挙の3ヶ月前となる2007年1月に1年間かけて練り上げたマニフェストをホームページ上でいち早く公開した点が印象的である¹⁰。この背景には、西寺雅也がローカルマニフェストを提唱した元三重県知事の北川正恭の影響を受け、自らの選挙活動へいち早く取り入れたことが要因となっている。また地元の中日新聞がマニフェスト選挙を記事として積極的に取り上げるなどの外的要因も重なり、多治見市ではローカルマニフェストの先進地としての動きが活性化している。

また、多治見市では単に選挙でマニフェストが活用されているだけではない。1995年に多治見市長へ就任した西寺雅也は、それまでの財政主導の政策のあり方を批判した上で、自身のマニフェストと総合計画が連動するよう政治と行政の連動に重点を置き、さらには総合計画を基本とした計画行政の遂行に力を入れている。それまでの総合計画は、役人の作った作文というイメージがぬぐいきれなかった。しかし、西寺雅也は総合計画に夢物語から脱却した現実性を持たせることにこだわり、予算編成と実行計画とを連動させて進行管理を徹底することで、総合計画を実現可能性の高い計画へと変化させていったのである。

¹⁰ 「＜マニフェスト対決＞先進地―岐阜・多治見市長選“違い”どう伝える」『中日新聞』、<http://www.chunichi.co.jp/hold/2007/chihsen07/070412T1043002.html> , (閲覧日 2012/12/09)

○その他

多治見市は、西寺市政の誕生以降、様々な行財政改革と新たな基礎自治体の仕組みづくりの取り組みを推進してきた。実現可能性をもった総合計画づくりに取り組むと同時に、策定した総合計画を効果的・効率的に推進するための行政改革（組織改革）の推進、それを背後から支える人材育成（多治見市人材育成基本方針）などに取り組んできた。また、徹底した市民参加や情報公開にこだわり、2007年には多治見市市政基本条例（自治基本条例）を制定し、効率的な行政経営と新たな基礎自治体の仕組みづくりを実現してきた。

< 2 > 静岡県島田市の代表的な政策とその背景

○戦後における積極的な企業誘致

島田市は、東海道メガロポリスの中心部に位置することからも、その立地的優位性を活かし、積極的に開発政策へ力を入れてきたのが特徴である。特に、終戦直後から企業誘致には積極的な姿勢を見せており、その政策の方向性は現在も続いている。島田市内には、紙産業や自動車部品などの企業が一定レベル集積化している。中でも特徴的なのは、市内を流れる大井川の良質な水資源を求め、ネスレ日本株式会社や東海クノール食品株式会社などに代表される食関連産業の集積が図られていることである。

1953年に市長へ就任した森昌也は、開発政策による市民の豊かさ向上という政策の方向性に疑問を抱きながらも、市長へ就任した時代背景からも、大井川の河川改修や企業誘致などの開発政策へ重点を置いていたことも特徴である。

○アメリカ合衆国リッチモンド市との都市提携

島田市は、1961年にアメリカ合衆国リッチモンド市と都市提携を結び、現在まで継続して交流事業に取り組んでいる。交流を開始した1960年代当時から、リッチモンド市から派遣教師が訪れる一方で、島田市からも交換教諭や高校生の留学生を派遣するなど、全国に先駆けた国際交流事業を行ってきた。

リッチモンド市との国際都市連携を推進したのが、当時の市長であった森昌也である。森昌也は東京大学出身で、自らが社会学を専攻した経験から、「およそ一つの社会が、異なる他の社会と接触交流することによって、それぞれの社会の内部分化を起し、それまで封鎖的に全体の中に埋没していた個人が、際だって個人人格を確立するようになる」という考え方から、わが国に残る封建的なものから脱却する手段の一つとして、海外都市との交流を積極的に推進したのである（森 1988 ,P66）。「開いた共同体」を目指す森昌也の政策の方向性は、地域社会としての共同体的要素を保持しつつも、その中に自由な個人が人格の伸張を求めるといふ、当時としては極めて先進的と言える地方都市のあり方を目指したものであった。わが国の海外都市との都市提携は、1955年に長崎市がアメリカ合衆国セントポール市と提携したのが最初で、1950年代にはわずか27件の提携が行われたのみであったことから、1961年に島田市が都市提携を結んだことは、当時としては非常に先進的な取り組みであったことを証明している。

なお、1965年には全米都市連携コンテストで島田市とリッチモンド市との連携が第1位に選出された。森昌也も1961年にアメリカ合衆国のワシントンで開催された国際地方自治

体会議や、1964年にイスラエルのエルサレムで開催の国際会議などへ積極的に出席するなど、自らわが国基礎自治体の国際化の中心的存在となっていたのである。

(4) 両市の住民構成の特徴

<1> 岐阜県多治見市の住民構成の特徴

ここからは、第3章で活用したデータをもとに、多治見市の住民構成を分析する。図4-1および表4-6は、前章で用いた1985年・1990年・1995年における職業構成比率のデータの中から、多治見市の職業構成比率と東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の職業構成比率のデータをピックアップしたものである。

まずは、第3章で比率が高くなると政策システムの機能性が低くなる傾向があるとした「農林漁業従事者」「自営業層」について見てみる。「農林漁業従事者」について、東海地方の調査対象とする基礎自治体全体は、他の地方と比較して比率が低くなっている。中でも多治見市では、1985年から一貫して1%以下と東海地方の調査対象とする全ての基礎自治体の中で最も低い方に該当しており、その数値も年々低下していることが理解できる。多治見市役所への聞き取りの中でも、市内には農林漁業がほとんど見られず、「農林漁業従事者」の比率は極めて低いとの回答が得られている。「自営業層」については、多治見市の数値は、ほぼ東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率とほぼ同じ数値となっている。しかし、1985年からの減少率は、東海地方の調査対象とする基礎自治体全体と比較して、多治見市の方が急激となっている。多治見市の場合、「自営業層」の多くが陶磁器産業者である。多治見市にとって陶磁器産業は重要な基幹産業としての位置付けにある。しかし、多治見市の陶磁器産業は近年停滞気味の情勢にあり、都市経済の中の地位は低下し続けている。多治見市役所への聞き取りの中でも、多治見市の陶磁器産業者は高齢化が進み、その数も年々減少傾向にあることが指摘されている。その中でも若手の陶磁器産業者を中心に、早くから海外へ向けた陶磁器の魅力を発信してきた方々もおられ、若い世代を中心に新しい考え方が浸透しつつあるとのことである。

次に、第3章で比率が高くなると政策システムの機能性が高くなる傾向があるとした「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」について見てみる。「管理的職業従事者」については、多治見市では1985年から一貫してその比率が東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を上回っていることが理解できる。「専門的・技術的職業従事者」については、1985年、1990年と多治見市の比率が東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を下回っているものの、1995年には東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率と同じ水準まで高まってきていることが理解できる。「事務従事者」については、1985年から一貫して多治見市の比率が東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を上回ってきたことが理解できる。これらの特徴からも、多治見市では、1970年代後半から進む名古屋市のベッドタウンとしての開発の影響を受け、新しい層の市民が増加してきた様子が見受けられる。

なお、第3章において、どちらかといえば政策システムの機能性が高くなる傾向があるとした「資本家層」、どちらとも言えないとした「生産工程従事者」については、どちらも1985年から一貫して多治見市の比率が東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を上回る状況にあることが理解できる。

図 4-1 1985 年・1990 年・1995 年における職業構成比率
(左：岐阜県多治見市 右：東海地方の調査対象とする基礎自治体全体)

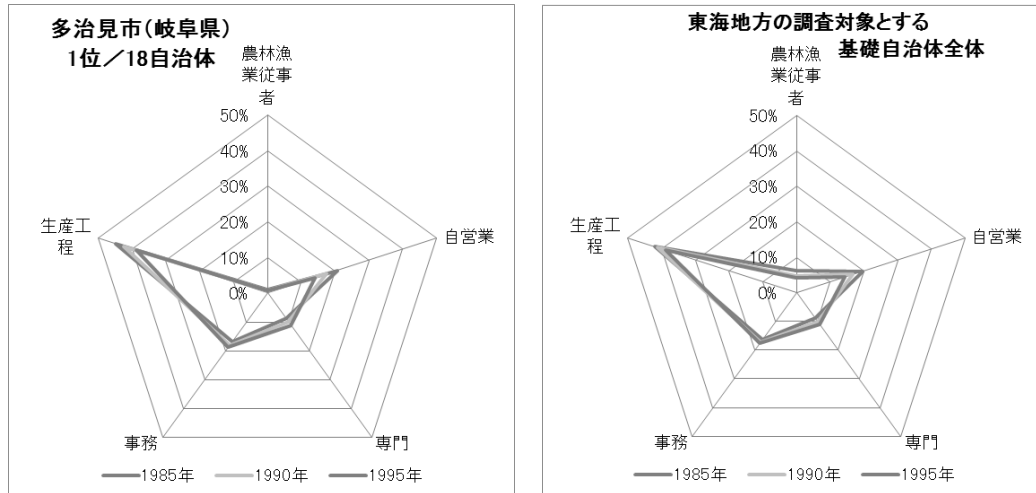


表 4-6 1985 年・1990 年・1995 年における職業構成比率

| 自治体名 | 調査年 | 農林漁業 | 自営業 | 専門 | 事務 | 管理 | 資本家 ¹¹ | 生産労務 |
|--------------------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------------------|--------|
| 多治見市 (岐阜県) | 1985 年 | 0.95% | 20.74% | 8.89% | 16.92% | 3.90% | 8.69% | 44.65% |
| | 1990 年 | 0.67% | 17.61% | 9.83% | 18.10% | 3.89% | 9.39% | 42.36% |
| | 1995 年 | 0.62% | 14.17% | 11.14% | 18.67% | 4.37% | 10.05% | 38.76% |
| 東海地方 調査対象 全体 | 1985 年 | 6.36% | 19.63% | 8.94% | 16.20% | 3.28% | 7.45% | 41.97% |
| | 1990 年 | 4.82% | 16.73% | 10.12% | 17.09% | 3.42% | 8.01% | 41.22% |
| | 1995 年 | 4.21% | 14.39% | 11.00% | 17.57% | 3.56% | 8.57% | 38.87% |

< 2 > 静岡県島田市の住民構成の特徴

ここからは、多治見市のケースと同様に、第 3 章で活用したデータをもとに、島田市の住民構成を分析する。図 4-2 および表 4-7 は、前章で用いた 1985 年・1990 年・1995 年における職業構成比率のデータの中から、島田市と東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の職業構成比率のデータをピックアップしたものである。

まずは、第 3 章で比率が高くなると政策システムの機能性が低くなる傾向があるとした「農林漁業従事者」「自営業層」について見てみる。「農林漁業従事者」については、島田市では 1985 年から一貫して高い比率を保っており、その比率は東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率と比較して倍以上であることが理解できる。同じく「自営業層」についても、島田市の比率は東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率と比較して高

¹¹ 「資本家層」は国勢調査データから「役員」「雇人のある業種」を足し合わせているが、データの都合上、家族以外に雇人がいれば全て「雇人のある業主」へ分類されるため、零細企業の経営者も資本家層に該当し、その比率が高く算出されている。

いということが理解できる。島田市役所への聞き取りの中でも、島田市の農林漁業は、特に茶や花卉を中心に生産量が多く、以前と比較して比率は減少しているものの、依然として農業は重要な産業の一つとして位置付けることができるとのことである。

次に、第3章で比率が高くなると政策システムの機能性が高くなる傾向があるとした「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」について見てみる。「管理的職業従事者」については、島田市では1985年から一貫して東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を下回っていることが理解できる。「専門的・技術的職業従事者」についても、島田市ではその比率が年々高まってきてはいるものの、1985年から一貫して東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を下回っていることが理解できる。「事務従事者」についても、島田市の比率は1985年から一貫して東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を下回っていることが理解できる。

なお、「生産工程従事者」については、島田市では、その比率が1985年以降一貫して東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を上回っていることが理解できる。表4-7によると、島田市における2010年の第2次産業従事者は全国平均を10%程度上回っていることから、東海道メガロポリスの発展と共に重点的に取り組んできた企業誘致が一定の成果を創出し、二次産業の位置付けが高くなっていることが理解できる。また、第3章において、どちらかといえば政策システムの機能性が高くなる傾向があるとした「資本家層」については、島田市の比率は1985年から一貫して東海地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を下回っている状況にあることが理解できる。

図4-2 1985年・1990年・1995年における職業構成比率
(左：静岡県島田市 右：東海地方の調査対象とする基礎自治体全体)

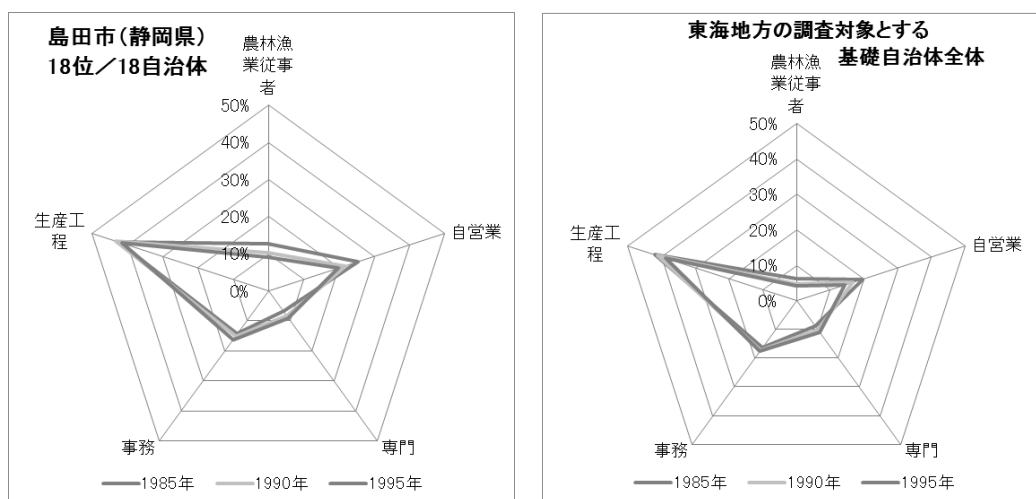


表 4-7 1985 年・1990 年・1995 年における職業構成比率（静岡県島田市）

| 自治体名 | 調査年 | 農林 漁業 | 自営業 | 専門 | 事務 | 管理 | 資本家 ¹² | 生産 労務 |
|--------------------|--------|----------|--------|--------|--------|-------|-------------------|----------|
| 島田市 (静岡県) | 1985 年 | 12.65% | 25.32% | 6.88% | 14.41% | 3.06% | 7.11% | 42.60% |
| | 1990 年 | 10.18% | 21.70% | 8.36% | 15.13% | 3.08% | 7.91% | 43.45% |
| | 1995 年 | 9.10% | 19.81% | 9.03% | 16.21% | 3.07% | 8.14% | 41.71% |
| 東海地方 調査対象 全体 | 1985 年 | 6.36% | 19.63% | 8.94% | 16.20% | 3.28% | 7.45% | 41.97% |
| | 1990 年 | 4.82% | 16.73% | 10.12% | 17.09% | 3.42% | 8.01% | 41.22% |
| | 1995 年 | 4.21% | 14.39% | 11.00% | 17.57% | 3.56% | 8.57% | 38.87% |

（5）両市の住民の投票行動とその背景

< 1 > 岐阜県多治見市の住民の投票行動とその背景

ここまでデータを用いて両市の住民構成について考察してきた。ここからは、両市の住民の投票行動にどのような傾向が見られるのかという視点を加え、その特徴をさらに検証する。表 4-8 は、民主党が結党した直後の 1996 年以降の多治見市における衆議院比例代表選出選挙の開票結果を示している。従来から、岐阜県は全体的に自由民主党が強い傾向にあると言われているが、多治見市は岐阜県内では珍しく自由民主党と民主党の勢力が拮抗しており、国政選挙で民主党の票数が自由民主党を上回ることもあるのが特徴である。実際に、民主党結党直後の 1996 年の衆議院比例代表選出選挙で自由民主党の得票数が民主党の得票数を大きく上回ったものの、それ以降の衆議院比例代表選出選挙では、比較的民主党が優位に選挙戦を繰り広げている。この点については、多治見市役所へのヒアリングにおいても、多治見市は自由民主党と民主党の票が割れやすい傾向にあるとの意見が聞かれている。

表 4-8 衆議院比例代表選出議員選挙（多治見市）開票結果

| 年代 | 1996 年 | 2000 年 | 2003 年 | 2005 年 | 2009 年 | 2012 年 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 自由民主党 | 12,932 票 | 12,595 票 | 16,143 票 | 20,333 票 | 16,217 票 | 14,151 票 |
| 民主党 | 7,571 票 | 15,976 票 | 23,331 票 | 21,334 票 | 32,601 票 | 10,062 票 |

出所：岐阜県選挙管理委員会

では、多治見市政にはどのような傾向が見られるだろうか。表 4-9 は、主な歴代多治見市長を示している。多治見市では、1963 年に市長へ就任した加藤鎌一、1979 年に市長へ就任した加藤直樹と、長期に渡り保守勢力が台頭していた。特に、加藤直樹は 1963 年から 1979 年まで 16 年間にわたって市長を務めてきた加藤鎌一の長男にあたり、全国的にも珍しく、親子 32 年にわたって政権を握り続けてきたのである。また、多治見市では戦後行われた市

¹² 「資本家層」は国勢調査データから「役員」「雇人のある業種」を足し合わせているが、データの都合上、家族以外に雇人がいれば全て「雇人のある業主」へ分類されるため、零細企業の経営者も資本家層に該当し、その比率が高く算出されている。

長選挙のうち実に 6 回が無投票選挙である。その背景には、当時の政権が必然的に陶磁器産業を応援する立場に立たされることから、無用な政治的圧力を必要としなかったことが想定される。つまり、陶磁器産業の従事者を中心とする旧来からの多治見市民は、地域社会での無用な争いを好んでこなかったのである。

しかし、1995 年に市政改革を掲げた西寺雅也が現職の加藤直樹を破って初当選し、32 年間に渡る加藤親子二代の保守の壁を切り崩したことで、その流れが一変する。1995 年の市長選挙では、保守層が支持する加藤直樹と一部の市民団体が中心となって擁立した市民派の西寺雅也の対立軸が明確となる構図であった。西寺雅也は名古屋大学理学部を卒業後に学習塾の経営などを経て 27 歳から市議会議員を 5 期連続して務めた経歴を有している。西寺雅也は市民活動に対する意識が高く、女性活動や環境活動グループなどの市民団体から一定の支援を受けていたものの、当時の現職市長であった加藤直樹と比較して優位に働く支持母体がある訳でもなかった。そのような状況からも、選挙戦の開始当初から加藤直樹が圧倒的に優位であるとの見方が強かった。しかし、選挙戦が進むにつれて西寺支援の動きが高まり、28,385 票対 26,920 票の僅差で西寺雅也が加藤直樹を上回ることとなったのである。

西寺雅也は市長就任後、保守支持の傾向が強い地場産業の振興にも努めつつ積極的に市政改革を推進し、全国的な注目を集めることとなる。保守系対市民派の大激戦を制した市長選挙の直後にもかかわらず、西寺雅也は 1999 年の市長選挙で無投票当選を果たしていることから、西寺市政の方向性を明確に否定しようとする動きは少なかったと理解できる。西寺雅也は、多治見市における行財政改革の礎を築いた後、多選を避けるために 3 期で立候補を辞退し、自身の路線を継承しようとする元民主党の古川雅典へ市長の座を譲り渡している。

表 4-9 主な歴代多治見市長

| 氏名 | 在職期間 | |
|-------|---------------|---------------|
| | 加藤 鎌一 | 1963 年～1979 年 |
| 加藤 直樹 | 1979 年～1995 年 | 16 年間 |
| 西寺 雅也 | 1995 年～2007 年 | 12 年間 |
| 古川 雅典 | 2007 年～現在 | 5 年間 |

出所：多治見市選挙管理委員会

このような多治見市政の動きから何が見えてくるのだろうか。最も注目すべき点は、無党派層の存在である。西寺雅也が市長へ就任した 1995 年当時は、既に多治見市が名古屋市のベッドタウンとして発展し、多くの新中間層が流れ込んでいた時代である。そのため、多治見市では陶磁器産業従事者を中心とする旧来からの多治見市民と、自らの生活の半分以上を名古屋市に置くベッドタウンに住む多治見市民との間に投票先の志向の違いを生じさせたのである。多治見市役所への聞き取りでも、これまで多治見市へ住み続けてきた住民と新しく流入してきた住民との間で考え方の違いが大きく、それらの考え方の違いを受

け止めて政策立案へ繋いでいくことに苦勞するとの話があった。

しかし、市民の考え方に相違が生じていたとはいえ、1995年の市長選挙の後、西寺雅也は大きな混乱も無く市長職を3期務めている。そこにはいくつかのポイントが考えられる。一点目は、保守層そのものの弱体化である。かつての多治見市では、基幹産業である陶磁器産業が栄え、陶磁器産業者を中心に財界が形成されていた。しかし、近年は陶磁器産業が衰退の一途を辿り、その傾向は今日も変わっていない。表4-10は、1980年代から西寺雅也が市長へ就任する1990年代前半における多治見市の陶磁器・同関連製品製造業の推移を示している。表4-10によると、約10年の間に事業所数並びに就業者数ともに3分の2程度まで減少しており、多治見市のなかで陶磁器産業者の比率が急速に低下していたことが理解できる。また、前述したとおり、多治見市は保守層である「農林漁業従事者」の比率は極めて低くなっている。したがって、1980年代から90年代にかけて、多治見市の保守層は極めて弱体化していたという様子が見受けられる。

表 4-10 多治見市の陶磁器・同関連製品製造業の推移

| | 1982年 | 1985年 | 1988年 | 1989年 | 1990年 | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数 | 769 | 728 | 690 | 695 | 679 | 658 | 640 | 614 | 567 |
| 就業者数 | 6,329 | 6,151 | 5,696 | 5,744 | 5,639 | 5,514 | 5,024 | 4,633 | 4,372 |

出所：牧田実(1997)「「地場産業都市」から「東濃圏域」における「住宅都市へ」～岐阜県多治見市～
『地方都市の再生』アカデミア出版会, p317

二点目は、1995年に市長へ就任した西寺雅也が、それまでの市長と変わらず陶磁器産業の振興にも力を注いだことである。前述したとおり、多治見市にとって陶磁器産業は基幹産業としての重要な位置付けにあることから、歴代の多治見市長は、政局の動向に関係なく陶磁器産業の振興に取り組んできた。多治見市役所へのヒアリングの中でも、西寺雅也は任期の中盤以降、特に陶磁器産業者との関係をうまく構築していたことが聞かれている。また、多治見市役所へのヒアリングの中では、多治見市政の特性として、党派に関係なく同じ首長に2期引き続いてやらせることで様子を見るという是々非々の態度が存在するとしている。確かに、西寺雅也の2期目は無投票で当選しており、現職の古川雅典の2期目も無投票で当選している。このような陶磁器産業者との関係構築や多治見市政の特性が、西寺雅也が安定して市政改革を推し進める環境をもたらしたのである。

三点目は、市民の構成が変化することで、市民の考え方自体に変化が生じていたことである。多治見市役所へのヒアリングの中では、1980年代からのベッドタウン化が進展することで、旧来からの市民の間では多くを語らなくても合意形成されていた案件が、より説明責任を果たすことで合意形成していかなければならない環境へ変化したとされている。それを象徴する事例が、西寺雅也が市長へ就任する前年である1994年に発生した、産業廃棄物処分場の拡大事業である。この事業は、1994年にホワイトタウンという大規模団地の横に位置する産業廃棄物処分場を拡大する事業予算を予算化したところ、後周辺住民からの猛反発の声があがったことで事業を一度中断し、その後8年の月日をかけて候補地を選定し直し、結果的には元の候補地が選定されたものである。この政策決定のミスが、1995

年の市長選挙の結果を方向付ける一つの要因になったことは否定できない。つまり、1995年の市長選挙では、それまでの加藤親子による長期政権への批判、政策決定プロセス軽視に対する批判などが影響し、西寺雅也が市長へ当選することが可能となったのである。なお、現職の古川雅典も、市民病院の移転をスピーディーに進展させようとして政策決定プロセスを軽視し、市民からの猛反発にあつて元の場所で建て直す方向へ転換する経験をしている。

つまり、多治見市では住民構成が変化することで市民が政策決定プロセスを大切にす文化が生まれていると想定することができる。多治見市役所へのヒアリングの中では、1994年の産業廃棄物処分場の拡大事業の失敗を機に、政治、行政、市民が政策決定プロセスの重要性を学んだとしている。ここに現在の多治見市の先進的な計画行政の原点が存在するのである。

ここまでの流れを整理すると、多治見市では西寺雅也の登場によって市政改革が大きく進展したと見られがちである。しかし、その背景には1980年代からの名古屋市のベッドタウン化の動きによって住民構成に変化が生じ、当時の加藤親子による長期政権や政策決定プロセスの不透明さに対して不満を感じる市民が増加していたのである。その流れを受け、1995年の市長選挙では西寺雅也という改革の旗振り役が登場し、急激な市政変革の流れの中でも市民から大きな批判を受けることなく、現在までその流れが受け継がれているのである。

＜2＞静岡県島田市の住民の投票行動とその背景

ここからは、島田市の住民の投票行動とその背景を考察する。表4-11は、民主党が結党した直後の1996年以降の島田市における衆議院比例代表選出選挙の開票結果を示している。表4-11によると、多治見市では比較的民主党が優位な情勢となっていた傾向とは反対に、島田市では民主党が政権与党へと躍り出た2009年を除き、全ての年代において自由民主党が高い支持を得てきたことが特徴である。

表4-11 衆議院比例代表選出議員選挙（島田市）開票結果

| 年代 | 1996年 | 2000年 | 2003年 | 2005年 | 2009年 | 2012年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 自由民主党 | 19,283票 | 16,632票 | 21,535票 | 24,645票 | 17,747票 | 16,759票 |
| 民主党 | 6,759票 | 14,694票 | 20,198票 | 19,945票 | 25,759票 | 10,180票 |

出所：静岡県選挙管理委員会

では、島田市政にはどのような傾向が見られるだろうか。表4-12は、主な歴代島田市長を示している。島田市では、戦後、森昌也が市長へ就任して以来、保守層から支持を受けた市長が安定的な長期政権を築く傾向にあり、2013年に現職の桜井勝郎が染谷絹代に敗れるまでの実に60年にわたって保守系市長による安定政権が築かれていた。2013年の市長選挙では、震災がれき受入や市民病院移転計画など、その政策決定プロセスの強引さが批判を受けた桜井勝郎が、震災がれき受入反対派の市民団体などと対話を続け、草の根選挙を

展開した染谷絹代に敗れる結果となった。この選挙結果を受けて、島田市では保守長期政権にピリオドが打たれた。しかし、この選挙は震災がれき受入の決定などを巡る桜井勝郎の強引な手法に対する反発を受けた一時的な結果である可能性も否めない。また、選挙戦の最中に相手候補に対する事実無視の内容を書かれた怪文書が飛び交うなど、依然として新しい構図の中に古い体質が見え隠れする選挙戦が展開されたことも事実である。依然としてこれまでの厚い保守勢力が残る中で、かつて島田市では見られなかったタイプの市長である染谷絹代がどのような市政を展開するのか、注目していきたいところである。

表 4-12 主な歴代島田市長

| 氏名 | 在職期間 | |
|-------|---------------|---------------|
| | 森 昌也 | 1953 年～1973 年 |
| 加藤 太郎 | 1973 年～1993 年 | 20 年間 |
| 岩村 越司 | 1993 年～2001 年 | 8 年間 |
| 桜井 勝郎 | 2001 年～2013 年 | 12 年間 |
| 染谷 絹代 | 2013 年～現在 | |

出所：島田市選挙管理委員会

これまでの歴代島田市長の中で筆者が最も注目したのが、1953年から20年間にわたって市長を務めた森昌也である。森昌也は、島田市にとって特徴的な存在であった。森家は島田市の地方名望家で、その邸宅は島田市役所の近隣に位置している。森昌也は旧東京帝国大学を卒業後に陸軍へ招集され、その後、地方自治法が施行された1947年に故郷の旧島田町で町議会議員へ就任し、いきなり議長を任された経歴を有している。そのような特徴的な経緯からも、島田市で森昌也がいかに重宝され、安定的な支持を受けてきたかということを理解することができる。

森昌也は、市議会議員を2期勤めた後の1953年に島田市長へ初当選した。森昌也は、当時の基礎自治体の市長としては珍しい高学歴の社会学専攻という特異性から、中小都市こそ「質的な発展」を可能とする理想的自治体となり得る位置にあるという考え方を有していた。また、古くからの地域社会としての閉鎖的な素質と、地域にとられない近代産業の発展によって個人の確立がなされていく開放的な近代社会への進歩の両面の要素を尊重し、それらを市政の中で総合的に調和させていく方向性を示した。森昌也の著書の中でも、敗戦の体験その他を通じて知ったわが国に残る封建的なものの悪さを憎み、民主主義的なものへの情熱を燃やしていたという表現を見ることができ、終戦直後の地方政治家としては非常に先進的な考え方を有することで、地方自治の進展に寄与していた様子を理解することができる(森1982,P12)。特に、森昌也が残した代表的な功績としては、他の基礎自治体に先駆けて海外都市との都市提携などへ力を注いだことがあげられる。これらの成果は、依然として現在の島田市政に対して大きな影響を与えている。なお、森昌也は当時の地方都市として必要とされた開発政策を否定することなく、企業誘致や河川改修にも積極的に力を注いでいる。

このような島田市政の動きから何が見えてくるのだろうか。それは、多治見市が名古屋市ベッドタウン化によって住民構成が大きく変化し、旧来の保守層の存在感が薄れたことで市民活動の影響力が市政へ到達し始めた事実とは異なり、島田市では少なくとも 2013 年の市長選挙までは、保守層の安定的な地盤が受け継がれてきているということである。時代背景が異なるとはいえ、島田市長であった森昌也は、多治見市長であった西寺雅也と同じく全国的にも名が知れた市長であった。しかし、その背景を見ると、西寺雅也と森昌也の両者には大きな違いが存在する。それは、西寺雅也が多治見市の住民構成の変化を受けて、市民活動への参加者や無党派層に支持されて就任した市民派市長であった一方で、森昌也は西寺雅也と同様に島田市民からの高い支持を受けてはいたものの、その背景は地元出身の有力者として保守層の支持を受けて誕生した保守系市長であったことである。森昌也が活躍した 1960 年代は、全国的に見て革新自治体が台頭し始め、それらの自治体による革新的な政策の展開が注目された時代である。島田市は革新自治体であった訳ではなく、あくまで保守勢力の強い基礎自治体であった。いわば、当時打ち出された国際交流などの島田市の先進的な政策は、市長であった森昌也の個性に頼るべきところが大きかったと言えることができる。

このような背景からも、森昌也が市長へ就任した時代から現在に渡る島田市政の情勢は、国際交流など一部の先進的な政策が功績を挙げているものの、それらはいくまでも保守系市長による長期政権の中で起こったということが理解できる。現在、島田市でも多治見市と同様にマンション建設などが進み、新中間層が増加してきている。しかし、それらが旧来の島田市民と肩を並べるような大きな存在へ至っているかといえ、そこまでの存在には達していない。今後、新たな市民活動の高まりと共に島田市政が変革の流れへ乗ることができるのかという点については、今後の状況を見極めていく必要がある。

（6）両市の比較検証のまとめ

ここまでの流れから、第 2 章で筆者が描いた基礎自治体の政策システムの概念図を用いて、両市の比較検証を総括する。

はじめに多治見市の事例について考察する。最初に、多治見市にどのような「環境インプット」が存在するかという点についてである。多治見市は、1970 年代までは保守層が強いという特徴を有していた。かつての多治見市は、陶磁器産業従事者を中心に保守層が強く、1960 年代から 70 年代に革新自治体が成立していたという事実も存在しない。しかし、1980 年代に名古屋市のベッドタウン化が急速に進展したことで、流入した新しい多治見市民と旧来からの多治見市民との間に志向の違いが生じることとなった。また、政策決定プロセスへの市民参加を望む声や、政策決定の不透明さに不満を感じる市民が増加することで、政策決定に対する難易度が高まっていったのである。

そのような中、多治見市で政策決定に対する難易度が高まったことを証明する事案が生じる。1994 年に発生した産業廃棄物処分場の拡大事業の中断である。これは、当時の事業予算の議決に対して周辺住民からの猛反発が起こり、事業を中断して候補地の選定をし直すまでに 8 年の月日かけた結果、元の候補地が選定されたものである。それまでの多治見市では発生しなかったような当該事案は、多治見市政において事業を進めていく上での決定プロセスの重要性を認識させる結果へと至り、その後の市民参加による総合計画の策

定や行政評価の推進へ繋がったという経緯を有している。近年においても、市民病院の移転問題に際して市民と行政との意見の食い違いから方向性を転換する事案が生じている。多治見市では、これらの政策決定プロセスを巡る課題や財政緊急事態宣言などの過去の経験が、市民や行政が自治の重要性を学ぶ機会となっている様子がうかがえる。このような流れからも、多治見市では1980年代の住民構成の変化が生じたことで、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動が活性化しているということが推察される。

なお、多治見市では、岐阜県内で2番目に特定非営利活動に対する補助金を創設するなど、積極的に特定非営利活動を育成しようとする方向性を打ち出した結果、環境、都市計画などの分野でまちづくり団体の活動が活発化している。このように、多治見市では一定レベルの進んだ市民活動は見られるものの、他の基礎自治体と比較して公共的ガバナンスの成熟へと繋がるというところまでは至っていないのが現状である。

次に、「環境インプット」が政策システムの各段階へ与えた影響について考察する。図4-3は、第2章で筆者が描いた政策システム概念図である。図4-3によると、基礎自治体の政策システムは、基礎自治体の周辺環境からの影響が「環境インプット」を通じて政策システムの各段階へと影響を与えることとしていた。また、それらの各段階に対して影響を与えている要因としては、「政治的争点」に対しては選挙行動、住民投票制度、パブリックコメント、「政策立案」に対してはワークショップなど政策立案過程や審議会や懇談会などへの市民参加、「行政事務」に対しては情報公開手続き、公聴制度（パブリックコメント制度など）、「政策執行」に対しては市民協働による政策執行などが該当するとしていた。ここからは、これらの政策システムの各段階へ影響を与える要因について、多治見市の事例を元に考察する。

政治的争点については、1995年の市長選挙で変革を望む市民が西寺雅也を市長の座へ押し上げ、これまでの保守長期政権が崩壊している。変革を望む市民に対する新たな選択肢が登場したのである。また、市民に対して選択肢を明確にしたのが、マニフェスト選挙の登場である。多治見市でマニフェスト選挙が行われ始めたきっかけは、西寺雅也が自らの市長選挙で導入したことがきっかけとなっている。その背景には、個としての「考える市民」が成熟したことで、明確な政治的争点を有権者に対して示さなければならないという「環境インプット」からの影響が想定される。現在、多治見市ではマニフェストが市長選挙の標準装備となるまでに至っている。

政策立案については、多治見市が積極的に推進する計画行政の推進があげられる。特に、1994年に発生した産業廃棄物処分場の拡大事業の中断以降、多治見市では市民参加による政策立案に対する意識が大きく高まっている。多治見市役所への聞き取りの中でも、市民を主権者として意識した上で、政策立案への参画を積極的に促しているのが現在の多治見市政であるとの意見が聞かれている。

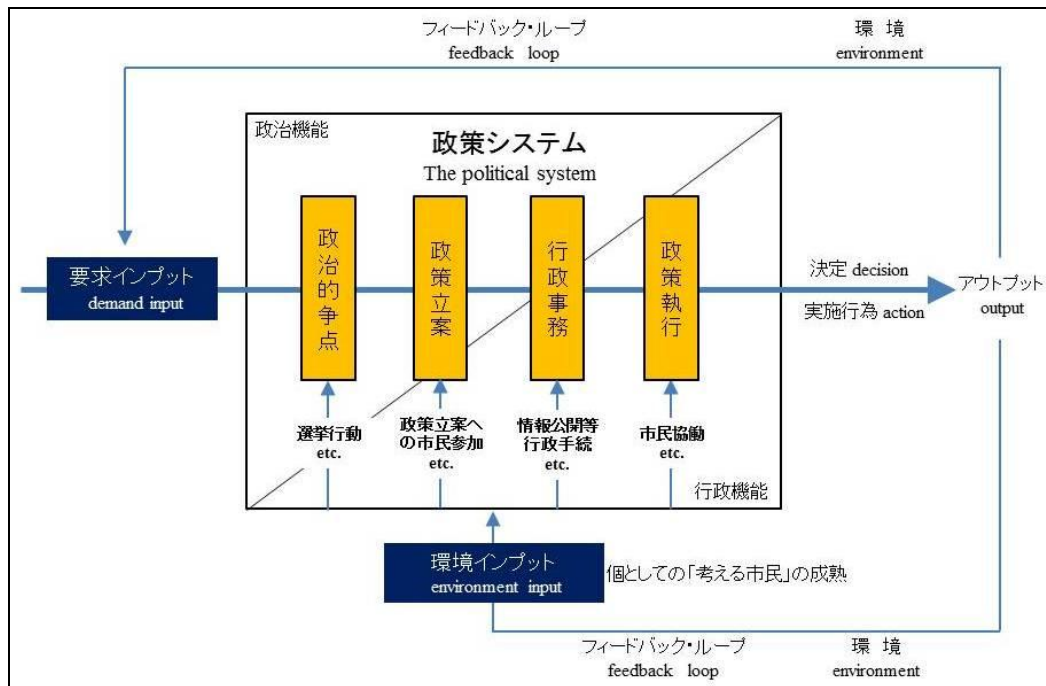
その点は、行政事務についても同様に当てはまる。多治見市では、情報公開手続きやパブリックコメント制度など、普遍的なものは全て条例のもとで制度化されている。多治見市では、市議会も執行部と同様にパブリックコメントを実施することが通例化しており、それを議会の場へ反映させていることは特徴である。また、執行部についても、庁議の結果を全てホームページ上で情報公開するなど、徹底した行政事務の透明化に努めている。

政策執行については、市民協働による政策執行の動きが見えてきている。前述したとお

り、岐阜県内で 2 番目に特定非営利活動に対する補助金を創設するなど、特定非営利活動を積極的に育成しようとする方向を打ち出しており、環境、都市計画などの分野でまちづくり団体の活動が活発化してきている。しかし、これらの活動は一定レベルの成熟を見せてはいるものの、他の基礎自治体と比較して著しく公共的ガバナンスが成熟しているというところまでは至っていないというのが現状である。

ここまでの流れから、多治見市のモデルを総括する。多治見市では、住民構成の変化から個としての「考える市民」の成熟が見られるようになった。それらは多治見市政に対して政策立案プロセスへ民意を反映させることの重要性を教え、市民を主権者とした新たな政策システムを形作ってきたのである。それらは公共的ガバナンスを成熟させるまでには至っていないものの、政策システムへ影響を与えるには十分な「環境インプット」として機能していることが理解できる。

図 4-3 筆者が描く基礎自治体の政策システム概念図（図 2-6 再掲）



次に、島田市の事例について考察する。最初に、島田市にどのような「環境インプット」が存在するかという点についてである。島田市は多治見市と異なり、「農林漁業従事者」や「自営業層」を中心とする保守層が多くとなっている。また、他の基礎自治体と比較して第 2 次産業従事者の比率が高く、第 3 次産業従事者の比率が低くなっていることが特徴である。このような中、島田市において個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動が活性化している様子を見ることは難しい。島田市役所への聞き取りの中でも、従来から島田市民は温厚な性格の方が多く、争いを好まないという話が聞かれている。2013 年に震災がれき受入などの問題を機に、市民団体が支持する染谷絹代が市長へ就任したことで、これまでの島田市では見られなかった動きが見られるようになってきた。この事象が果たして個としての「考える市民」の成熟を示しているのか、特定の課題に対する一時

的な盛り上がりを示しているのかは、少し時間をかけて政策システムへの影響を観察していく必要があると言えるだろう。

また、島田市では一定の市民活動は見られるものの、それらが自治能力を向上させ、公共的ガバナンスを成熟させている様子は見られない。島田市では 1960 年代から 70 年代にかけて、森昌也が自らの個性を活かした独自性豊かな政策を展開していた。また、多治見市役所へのヒアリングの中で、1983 年に策定された『島田市新総合計画しまだ未来 21』は非常によく分析が行われていて、当時としては画期的なものであったとの声が聞かれている。しかし、それらの成果は一定の形で現代に引き継がれているものの、多治見市と比較してその成果が一時的に限られ、現在に引き継がれていないことが特徴である。島田市において公共的ガバナンスが成熟していくためには、まずは個としての「考える市民」の成熟を受け、それらの意見を政策システムへ反映させることができる仕組みづくりに務めることが重要であろう。

第 2 節 大阪府箕面市と大阪府門真市の比較検証

(1) 両市の比較検証のポイント

大阪府箕面市と大阪府門真市は同じ大阪府内へ位置しているが、筆者が行った政策システムの機能性調査の結果、同じ近畿地方の中で最上位と最下位にランク付けされた点で両極端な位置付けにある基礎自治体である。

両市は大阪市近郊に位置する衛星都市で、1960 年代から 70 年代にかけて大阪市のベッドタウンとして発展してきたことから、近年では両市共に保守層である「農林漁業従事者」が極端に少ないことが特徴である。しかし、両市共に大阪市の衛星都市として発展したとはいえ、その発展の過程はそれぞれ異なった特徴を有している。箕面市では、1970 年代を中心に宅地開発が進展したことで、医療や教育施設などが充実した高級住宅街としての傾向が強くなっている。その一方で、門真市は 1960 年代を中心にパナソニック株式会社やタイガー魔法瓶株式会社などが本社機能を置く企業城下町として開発が進展したことで、労働者の都市としての傾向が強くなっている。

このように、両市は共に大阪市の衛星都市でありながら異なった発展の過程を歩んできている。このような両市を比較検証し、両者の間にどのような関係性を見ることができ、政策システムがどのように影響を与えられているのかという点について注目していきたい。

(2) 両市の概要

箕面市は、大阪府の北部に位置している。明治期から大小様々な市町村合併を繰り返し、1956 年には市制を施行した。半径 10km 圏内には、大阪国際空港、JR 新大阪駅、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道などが位置し、利便性が高いことから、急激に人口が増加してきた基礎自治体である。市の南部は大阪都市圏のベッドタウンとして閑静な郊外住宅地が広がる一方で、北部は自然豊かな山間部となっている。また、同じ住宅街の中でも西南部には旧来の市街地が広がる一方で、東南部には新興住宅地が広がっている。現在は西部地区の宅地開発が本格化している。

箕面市の特徴は、大阪市へのアクセスの良さを特徴に、一大住宅都市として発展したことである。市内には大阪府北部農業協同組合の本店が存在するが、農地の宅地化や商業施

設化が球速に進展したことで都市経済の中の農業は存在感が著しく低下し、「農林漁業従事者」の比率は極めて低くなっている。これらは二次産業でも同じ状況が当てはまり、中南部に存在した大阪船場繊維卸商団地は、生産拠点の海外流出などの影響を受けて衰退し、現在は大型商業施設への転換が進んでいる。

門真市は、大阪府の東部に位置している。高度経済成長が始まったばかりの1956年に、旧門真町、旧大和田村、旧四宮村、旧二島村が合併して門真町となり、1963年に人口6万人を突破したことで市制を施行している。市内には、東西に京阪電気鉄道京阪本線と国道163号線、南北には大阪中央環状線と大阪モノレール線が走り、利便度が高くなっている。

門真市の特徴は、1960年代を中心とした急速な産業の発展により、パナソニック株式会社やタイガー魔法瓶株式会社などが本社機能を置くなど、かつての穀倉地帯から企業城下町へ急速に発展したことである。1955年頃の旧門真町は水田や蓮根畑が広がり、人口もわずか2万人程度の小規模な都市であった。しかし、1960年代の高度経済成長が始まると、1960年から65年の5年間で人口増加率178%を記録した。1970年代には人口約14万人に到達し、わずか10年程度の間で急激な成長を成し遂げている。その一方で、急激な発展は都市環境の変化をもたらし、農業が著しく衰退したことから「農林漁業従事者」の比率は極めて低くなっている。

表4-13は、1985年以降の箕面市と門真市の人口の推移である。箕面市は、1970年時点で57,414人(1970年国勢調査)、1985年で114,770人(1985年国勢調査)、2010年時点で129,777人(2010年国勢調査)と、40年の間に実に人口を倍増させている。その反面、面積が47.84平方キロメートルと狭く、人口密度が高いのも特徴である。門真市は、1970年時点で141,041人(1970年国勢調査)、1985年で140,590人(1985年国勢調査)、2010年時点で130,368人(2010年国勢調査)と、箕面市と同じく急速な発展を成し遂げてきたが、箕面市が1970年代以降に人口を増加させてきたことと異なり、門真市では1970年以前に人口を増加させてきたことが理解できる。また、面積が12.28平方キロメートルと極端に狭く、人口密度が高いのが特徴である。

表 4-13 箕面市と門真市の人口の推移

| 年代 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 箕面市 | 114,770人 | 122,120人 | 127,542人 | 124,898人 | 127,135人 | 129,777人 |
| 門真市 | 140,590人 | 142,297人 | 140,506人 | 135,648人 | 131,706人 | 130,368人 |

出所：国勢調査, 表 4-14, 4-15 も同じ

表 4-14 2010 年産業別就業状況（箕面市および門真市）

| 分 類 | 箕面市 | | 門真市 | |
|---------------------|----------|--------|----------|--------|
| | 人数 | 人数 | 人数 | 割合 |
| A 農業、林業 | 440 人 | 0.78% | 134 人 | 0.24% |
| B 漁業 | 1 人 | 0.00% | 0 人 | 0.00% |
| 第 1 次産業従事者 | 441 人 | 0.78% | 134 人 | 0.24% |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | 3 人 | 0.01% | 0 人 | 0.00% |
| D 建設業 | 3,425 人 | 6.06% | 5,332 人 | 9.71% |
| E 製造業 | 5,238 人 | 9.27% | 10,459 人 | 19.06% |
| 第 2 次産業従事者 | 8,666 人 | 15.33% | 15,791 人 | 28.77% |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 341 人 | 0.60% | 157 人 | 0.29% |
| G 情報通信業 | 1,669 人 | 2.95% | 1,206 人 | 2.20% |
| H 運輸業、郵便業 | 2,769 人 | 4.90% | 4,860 人 | 8.85% |
| I 卸売業、小売業 | 11,168 人 | 19.76% | 8,557 人 | 15.59% |
| J 金融業、保険業 | 1,636 人 | 2.89% | 950 人 | 1.73% |
| K 不動産業、物品賃貸業 | 1,999 人 | 3.54% | 1,345 人 | 2.45% |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 2,594 人 | 4.59% | 1,018 人 | 1.85% |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 3,519 人 | 6.23% | 3,193 人 | 5.82% |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,951 人 | 3.45% | 1,797 人 | 3.27% |
| O 教育、学習支援業 | 4,301 人 | 7.61% | 1,121 人 | 2.04% |
| P 医療、福祉 | 6,843 人 | 12.11% | 4,696 人 | 8.56% |
| Q 複合サービス事業 | 146 人 | 0.26% | 159 人 | 0.29% |
| R サービス業（他に分類されないもの） | 3,198 人 | 5.66% | 3,743 人 | 6.82% |
| S 公務（他に分類されるものを除く） | 1,383 人 | 2.45% | 724 人 | 1.32% |
| 第 3 次産業従事者 | 43,517 人 | 76.99% | 33,526 人 | 61.08% |
| T 分類不能の産業 | 3,898 人 | 6.90% | 5,434 人 | 9.90% |

表 4-15 2010 年産業別就業者比率（箕面市および門真市）

| | 箕面市 | 門真市 | 近畿地方 | 全国 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 第 1 次産業 | 0.78% | 0.24% | 1.84% | 3.99% |
| 第 2 次産業 | 15.33% | 28.77% | 23.85% | 23.69% |
| 第 3 次産業 | 76.99% | 61.08% | 67.47% | 66.51% |

表 4-14 は、2005 年の箕面市と門真市における産業別就業状況を示している。また、表 4-15 は、箕面市、門真市、近畿地方、全国のそれぞれ産業別就業者の比率を示している。表 4-14 および表 4-15 によると、2010 年の箕面市民の 76.99%が第 3 次産業従事者である反面、第 1 次産業従事者の比率は 0.78%と極めて低く、第 2 次産業従事者の比率も 15.33%と低いことが理解できる。これらは、近畿地方が他の地域と比較して全体的に第 1 次産業従事者と第 2 次産業従事者の比率が低くなっている中で、箕面市の数値は更に極端な比率の偏りを見ることが出来る。

第 3 次産業従事者の中でも、特に「卸売業、小売業」と「医療、福祉」の比率が高く、さらには「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援」の比率が高くなっていることが特徴である。これは、箕面市が他の基礎自治体と比較して医療・福祉、教育、サービスなどの分野で発展しており、高級住宅街地を形成する都市であることを意味している。

門真市においては、第 2 次産業従事者が 28.77%、第 3 次産業従事者が 61.08%と比率が高い反面、第 1 次産業従事者は 0.24%と比率が極めて低いことが理解できる。第 1 次産業従事者が少ないという傾向は、箕面市との共通点である。近年、門真市では第 2 次産業従事者の比率が低下していることから、門真市がこれまでの工業都市の特徴に加え、商業都市としての側面を有しはじめていることが理解できる。特に、門真市にはパナソニック株式会社やタイガー魔法瓶株式会社が本社機能を置いているにもかかわらず、2010 年時点で「製造業」の従事者が 1 万人程度しか存在していない。過去にさかのぼると、1980 年代には製造業従業者数が 3 万人を越えていた。この傾向は、高度経済成長期に全盛期を迎えた門真市の製造業が、生産拠点のグローバル化や生産現場の機械化・省力化の影響を受け、製造拠点が海外を含む他地域へ流出していることを意味している。

また、表 4-16 は、2010 年の箕面市と門真市における製造品出荷額並びに事業所数を示している。表 4-16 によると、箕面市では第 2 次産業従事者の大半が「繊維工業」と「電気機械器具製造業」に分類され、それらは全て中小・零細企業であることが理解できる。製造品出荷額等も約 200 億円と他の基礎自治体と比較して極めて低く、都市経済の中で第 2 次産業が占めるウェイトが極めて低いことが理解できる。門真市では、製造品出荷額のうち、半分以上の大きなウェイトで「情報通信機械器具製造業」が占めている。しかし、「情報通信機械器具製造業」の事業所数は市内に 3 社しか存在しておらず、うち 2 社は従業者 300 人以上の大手企業となっている。つまり、門真市の製造品出荷額等の半分以上は、パナソニック株式会社を中心とする特定の「情報通信機械器具製造業」が占めているということになる。まさに大手企業の城下町という特徴を有しているのである。

その一方で、「プラスチック製品製造業」「金属製品製造業」「生産用機械器具製造業」「電気機器器具製造業」の事業所数が多くなっている。それらの大半が従業員 30 人以下の零細企業であることから、門真市には中心的存在となる大手企業へ部品を供給する多くの中小・零細企業が存在していることが理解できる。

表 4-16 2010 年産業中分類統計表（箕面市および門真市）

| 産業分類 | | 事業所数 | | | 従業者数 (人) | 製造品出荷額等 (万円) |
|------------------------|-----|------|------------------|----------------|-------------|-----------------|
| | | 計 | 内従業者30人 ~299人 | 内従業者300人 以上 | | |
| 製造業計 | 箕面市 | 41 | 8 | - | 1064 | 2040063 |
| | 門真市 | 389 | 59 | 7 | 21647 | 76791482 |
| 食料品製造業 | 箕面市 | 1 | - | - | 18 | X |
| | 門真市 | 15 | 6 | - | 495 | 586367 |
| 飲料・たばこ・飼料製造業 | 箕面市 | 1 | - | - | 10 | X |
| | 門真市 | 1 | - | - | 8 | X |
| 繊維工業 | 箕面市 | 8 | 3 | - | 377 | 709162 |
| | 門真市 | 17 | 1 | - | 223 | 290113 |
| 木材・木製品製造業 家具・装備品製造業 | 箕面市 | 1 | - | - | 4 | X |
| | 門真市 | 21 | 4 | 1 | 5324 | 5317954 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 箕面市 | 3 | 1 | - | 61 | 89727 |
| | 門真市 | 28 | 6 | - | 707 | 2504412 |
| 印刷・同関連業 | 箕面市 | 2 | - | - | 13 | X |
| | 門真市 | 27 | 8 | - | 679 | 837282 |
| 化学工業 | 箕面市 | 1 | - | - | 29 | X |
| | 門真市 | 4 | 1 | - | 199 | 713676 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | 箕面市 | 1 | - | - | 6 | X |
| | 門真市 | 2 | - | - | 30 | X |
| プラスチック製品製造業 | 箕面市 | 5 | - | - | 38 | 16466 |
| | 門真市 | 38 | 3 | - | 505 | 483030 |
| ゴム製品製造業 | 箕面市 | - | - | - | - | X |
| | 門真市 | 1 | - | - | 7 | X |
| 窯業・土石製品製造業 | 箕面市 | 4 | - | - | 34 | 216615 |
| | 門真市 | 3 | 2 | - | 165 | 165392 |
| 鉄鋼業 | 箕面市 | - | - | - | - | X |
| | 門真市 | 10 | 1 | - | 212 | 985014 |
| 非鉄金属製造業 | 箕面市 | - | - | - | - | X |
| | 門真市 | 2 | - | - | 11 | X |
| 金属製品製造業 | 箕面市 | 1 | - | - | 9 | X |
| | 門真市 | 78 | 9 | - | 1452 | 2372530 |
| はん用機械器具製造業 | 箕面市 | - | - | - | - | X |
| | 門真市 | 15 | 2 | 2 | 1847 | 2750633 |
| 生産用機械器具製造業 | 箕面市 | 3 | - | - | 32 | 42404 |
| | 門真市 | 54 | 4 | - | 793 | 1235056 |
| 業務用機械器具製造業 | 箕面市 | 2 | - | - | 14 | X |
| | 門真市 | 9 | - | - | 117 | 150817 |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 箕面市 | - | - | - | - | X |
| | 門真市 | 15 | 5 | 1 | 1408 | 5095255 |
| 電気機械器具製造業 | 箕面市 | 6 | 4 | - | 408 | 647892 |
| | 門真市 | 30 | 7 | 1 | 1176 | 4451200 |
| 情報通信機械器具製造業 | 箕面市 | - | - | - | - | X |
| | 門真市 | 3 | - | 2 | 6105 | 48426279 |
| 輸送用機械器具製造業 | 箕面市 | - | - | - | - | X |
| | 門真市 | 7 | - | - | 101 | 125969 |
| その他の製造業 | 箕面市 | 2 | - | - | 11 | X |
| | 門真市 | 9 | - | - | 83 | 99832 |

出所：経済産業省『平成 22 年工業統計表「市区町村編」データ』

(3) 両市の代表的な政策とその背景

< 1 > 大阪府箕面市の代表的な政策とその背景

○全国で初めてとなるまちづくり理念条例および市民参加条例の制定

箕面市で NPO の中間支援や政策提言に携わっている直田春夫は、箕面市には市民活動が軽やかに生まれ、自然に市民参加＝行政との協働に発展する市民性の風土が存在するとしている。また、市民参加条例が制定される 1990 年以前から市民が中心となって活動を発起し、それらの市民が多く行政人や事業者を個人として巻き込むスタイルの市民活動が見られたとしている(直田 2000 ,P60-63)。このように、箕面市ではベッドタウン化が進展した 1980 年代から市民による自発的な市民活動が見られ、市民主導によるまちづくりの基盤が築き上げられてきたのである。

当時の行政の動向としては、元市役所職員で 1973 年から 1993 年まで 20 年間にわたって市長を務めた中井武兵衛は、高度経済成長期の流れを受けた都市環境整備に重きを置いてきた。その中井武兵衛は、今後のまちづくりはハード重視の政策からソフト重視の政策へ重きを転換する必要があるということで、自らの後継者として橋本卓を指名した。

橋本卓は、保守政党から支援を受けていた保守系市長であったが、市民の目線に立った政策の方向性を示すことで、分け隔て無く広く市民からの支持を集めていた。箕面市の市民協働に関する取組は、1993 年に橋本卓が市長へ就任したことを機に始まったということができる。橋本卓は、まちづくりを市民主権のもと市民と行政が協働して責任を持って進めていくためには、市民と行政が共有すべき基本理念を明確化し、市民参加の制度的条件整備をする必要があるという、当時の基礎自治体としては先進的な考え方を有していたのである。

橋本卓によって、これまでの市民が活動を発起するという市民活動の形態に加え、行政が呼びかけるという新しい形態の市民活動が誕生した。それらの皮切りとなったのが、1994 年の「箕面市市民参加施策推進懇話会」の設置である。わが国の非営利活動は、1995 年に発生した阪神淡路大震災をきっかけに注目され始めたと言われていた。箕面市でも阪神淡路大震災を機に市民活動の意識が高まっていったが、元を辿るとそれよりも前の時期から行政が市民へ市民参加を呼びかける取組を開始していたということになる。これは、全国的に見ても早い時期から市民協働の仕組みづくりに取りかかっていたということができる。箕面市では、1996 年に新たに「箕面市まちづくり理念条例検討懇話会」を設置している。翌年 1997 年には、全国で初めての市民参加条例となる「箕面市まちづくり理念条例」「箕面市市民参加条例」を制定している。

橋本卓は、まちづくり理念を重要なものとして位置付けていた。まちづくりに対する究極の目標と方向性を明確にすることは、市民の行政への参画意識が高くなる中、市民と共に総合的にまちづくりを進める上で重要となることである。行政としても、それぞれの関連事業をバラバラに展開するのではなく、相互に関連のある事業との連携や調整を図ることが求められるようになってくる。このような目的から制定されたのが「箕面市まちづくり理念条例」である。箕面市まちづくり理念条例は、これまで市民憲章や都市宣言という形で終わらせていたものを、自治体の自治立法権に基づく条例体系として整えたもので、市民参加のまちづくり、健康と福祉のまちづくり、文化創造のまちづくり、地球環境を視野に入れたまちづくり、個性豊かなまちづくり、安全なまちづくりの 6 分野を規定してい

る。箕面市まちづくり理念条例は、条文が全部で 11 条しか存在しないものの、全国で初めてまちづくりの原理原則を条文化したことが注目を集めることとなった。橋本卓は、自らの制定した条例は、2001 年に北海道ニセコ町が制定したまちづくり基本条例には遥かに及ばないとしている(橋本 2002 ,P32-35)。しかし、箕面市まちづくり理念条例は、後々制定されたまちづくり理念条例の模範となっていることや、具体的な市民参加の方向性を示す市民参加条例と同時に制定したことなど、その時代背景から考えても非常に大きな役割を果たしたと考えることができる。

箕面市まちづくり理念条例が、まちづくりの方向性を示す理念条例であった一方で、箕面市市民参加条例は、市民参加を推進するために必要となる事項について具体的に整理したものである。橋本卓は、この市民参加条例には 3 つの特徴があるとしている(橋本 2002 ,P32-35)。1 点目は、会議公開の原則である。箕面市では、市民参加条例の制定前に、既に公文書の公開、個人情報保護に関する条例は制定済みであったため、会議公開によって情報公開に関する制度を網羅することが可能となったのである。2 点目は、附属機関等の委員を任命するに際し、委員の資格を市民とする場合には、公募によって選考することを努力義務としたことである。3 点目は、市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、その対象となる問題ごとに、市民投票の実施条例を議会に諮って定めた上で、市民投票を実施できるとしたことである。これらの行政によって築き上げられた参加の手段は、あくまで条例を中心として作られた一つの環境である。

その後も箕面市では市民活動促進に関する施策は継続して展開され続けている。1999 年には「箕面市非営利公益市民活動促進条例」が施行され、法人格を有さない NPO が市の事業を受託することが可能となった。2000 年には橋本卓は病氣療養を理由に退任しているが、その後も箕面市では市民活動の促進へ力を注いでいる。2000 年には「みのお市民社会ビジョン 21」を策定、2001 年には「みのお市民活動センター」を開設、2003 年には「NPO との協働に関するガイドライン」を策定、2006 年には庁内推進体制を創設、その後も数々の取組を推進してきている(表 4-17 参照)。

市民側の動向としては、1990 年代の市民活動の礎を築いた時期に積極的に取り組んできた市民を中心に中間支援組織が設立され、それらが機能することによって質の高い市民活動が展開されていることが特徴である。1990 年代の箕面市では、既に主体的に市民活動をリードしようとする特定の市民が存在していたのである。特に、前述した直田春夫は、2002 年に自らが発起人代表を務めることで中間支援組織となる特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのおを設立して、初代理事長に就任している。この特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのおは、同じ 2002 年に箕面市が整備したみのお市民活動センターの管理団体となり、これまで約 10 年に渡って箕面市における市民活動の中間支援を行ってきている。箕面市では、「箕面市非営利公益市民活動促進条例」の施行と中間支援組織の設立によって、官民共同による NPO 育成を行っているのである。なお、中間支援組織の設立としては全国的にも早い時期であったことから、当時は注目を集めることになったとのことである。特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのおでは、現在、須貝昭子へ理事長職が引き継がれている。

なお、箕面市で行われている様々な分野の市民活動の中で筆者が最も着目したのは、市民と行政が協働で推し進める山麓保全活動である。これは、2004 年に山麓保全に対する市

民の興味関心の高まりを受け、箕面市がりそな銀行へ 2 億円を信託することによって国内で初めてとなる山麓保全活動を支援するファンドとなる「公益信託みのお山麓保全ファンド」を設立したものである。具体的には、ファンドが生み出す助成金をもとに、山林所有者自らが行う山麓管理に対して助成を行うと共に、都市近郊の山麓保全活動を継続的に行っていくための市民活動に対しても助成を行っている。山麓ファンドは、箕面市（委託者）、大阪府（主務官庁）、りそな銀行（受託者）、運営委員会などの様々な組織から成り立っているが、助成申請の相談や申し込み受付などの業務は、特定非営利活動法人みのお山麓保全委員会が行っている。山麓ファンドによる市民団体の活動に対する助成件数は、2012 年が計 16 件、2013 年が計 15 件と多くの実績を上げてきている。

この活動の特徴は、特定非営利活動法人みのお山麓保全委員会が、特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのおが管理するみのお市民活動センターを活動拠点としており、特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのおが一定の活動支援を行っていることである。つまり、箕面市の市民活動全体の間接支援組織として設立した特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのおが、山麓保全を目的とした市民活動を支援する中間支援組織である特定非営利活動法人みのお山麓保全委員会を支援し、更に特定非営利活動法人みのお山麓保全委員会が市民活動を支援している。箕面市の山麓保全活動は、行政と市民との協働による仕組みが構築されている上に、市民活動側も実に 3 層にも分かれた分厚い体制が構築されているのである。このことは、箕面市の市民活動が単に積極的に行われていることのみならず、幾層にも渡った分厚い構造で力強く行われていることを示しているのである。

なお、箕面市では山麓保全活動の他にも、子育て支援や図書館活動などの様々な分野において、行政と市民との協働によるまちづくりが推進されている。これらの事実は、箕面市に多くの自発的な市民が存在し、箕面市の自治の担い手としての市民活動が積極的に展開されていることを示しているのである。

表 4-17 箕面市の市民活動促進関連施策の経緯

| |
|--|
| ○1994 年度（平成 6 年度） |
| 「箕面市市民参加施策推進懇話会」設置（市政への市民参加のあり方について検討） |
| ○1996 年度（平成 8 年度） |
| 「箕面市市民参加施策推進懇話会」から「箕面市の市民参加の推進に関する提言」 |
| 「箕面市まちづくり理念条例検討懇話会」設置（個々のまちづくり関連の個別条例の規範となるような条例制定の検討） |
| 同懇話会から「箕面市のまちづくり理念に関する提言」 |
| ○1997 年度（平成 9 年度） |
| 提言等を受け「箕面市まちづくり理念条例」「箕面市市民参加条例」を制定 |
| 「これからの市民活動と行政の役割を考える研究会」を立ち上げ |
| ○1998 年度（平成 10 年度） |
| 研究会から「箕面市の市民活動支援のあり方についての提言」 |
| 庁内組織「文化・生涯学習施策推進本部会議」において市民活動に対する支援についての検討終了 |

| |
|---|
| 公益的な市民活動（事業）に対する促進策を条例化することについて「基本的考え・大綱」として取りまとめ |
| 市民、市議会に対して「基本的考え・大綱」を提示 |
| 「基本的考え・大綱」をもって市民との検討会、出前説明会を開催 |
| ○1999年度（平成11年度） |
| 条例案を市議会へ上程 → 閉会中の継続審査となる |
| 市民向けの条例案説明会を開催（2回） |
| 5月 閉会中の継続審査 |
| 6月 市議会において議決 |
| 8月 市民向け条例説明会を実施 |
| 10月 「箕面市非営利公益市民活動促進条例（＝箕面版NPO条例）」施行 |
| ○2000年度（平成12年度） |
| 5月 促進委員会の中間報告を受けて、NPO補助金制度を創設 |
| 11月 促進委員会答申「みのお市民社会ビジョン21」 |
| 1月 （仮称）市民活動支援センター設立準備会設置 |
| ○2001年度（平成13年度） |
| 7月 準備会から「（仮称）市民活動支援センター設立に関する報告書」 |
| 1月 「みのお市民活動センター」オープン |
| ○2003年度（平成15年度） |
| 4月 「NPOとの協働に関するガイドライン」策定 |
| 10月 かやの中央に、みのお市民活動センター移設オープン |
| ○2005年度（平成17年度） |
| 4月 みのお市民活動センターにて指定管理者制度および利用料金制度を導入 |
| ○2006年度（平成18年度） |
| 6月 庁内推進体制として「NPO協働推進連絡会議（課長級）」・「NPOパートナーシップ推進員制度（課長補佐級以下）」を創設 |
| ○2007年度（平成19年度） |
| 8月 庁内に協働推進ヒアリング、NPO意見交換会を実施 |
| ○2008年度（平成20年度） |
| 4月 箕面市協働フロンティア事業（規格提案型協働事業）制度を創設 |
| 7月 NPO体験研修開始（職員課研修担当） |
| ○2010年度（平成22年度） |
| 4月 NPO補助金を廃止 |
| 1月 大阪府から箕面市へ特定非営利活動法人（NPO法人）の設立認証等の事務処理権限を委譲 |
| ○2011年度（平成23年度） |
| 6月 協働フロンティア事業を協働相談窓口に移行 |

出所：箕面市人権文化部文化・市民活動促進課

箕面市では、橋本卓が市長の座から退任した後、実に 3 人の市長がシーソーゲームの様に入れ替わり就任している。2000 年に市長へ就任した梶田功は、2004 年の市長選で市民派の藤沢純一に敗れている。2008 年の市長選挙では、藤沢純一が保守政党の支持する倉田哲郎に敗れている。このように、2000 年の市長選挙以降、箕面市では市政運営が安定しているとは言い難い状況にある。しかし、そのようなシーソーゲームの様な政治情勢にもかかわらず、市民活動の促進に関する政策の方向性は迷い無く続いていることが箕面市の最大の特徴なのである。箕面市では、1980 年代から培われてきた市民を中心とする市民活動を推進するという周辺環境が存在することで、たとえ政権交代が行われたとしても、市民参加の推進という政策の方向性は迷い無く受け継がれてきているのである。この点について箕面市役所へのヒアリングでは、市政にとって苦勞して作った基本方針である「箕面市まちづくり理念条例」を否定する理由が見当たらず、たとえ市民活動に重きを置いていない市長が就任したとしても、この方向性を大きく変えることができないとの話が聞かれた。

なお、表 4-18 は、本論文で調査対象とした基礎自治体のうち、大阪府内の基礎自治体のエリアに拠点を置く特定非営利活動法人の認証件数を示している。表 4-18 によると、箕面市は同じ大阪府内の基礎自治体と比較して、どの年代においても特定非営利活動法人の認証件数が比較的多くなっていることが理解できる。この点について NPO 法人市民活動フォーラムみのおへのヒアリングでは、箕面市では NPO 法人の数も多くなっているが、「箕面市非営利公益市民活動促進条例」によって法人化しなくても法人同等の団体であれば市からの委託が可能となるため、実際には認証件数以上に充実した市民団体が存在するという話が聞かれた。

表 4-18 特定非営利活動法人の認証件数の推移

| | 守口市 | 門真市 | 箕面市 | 大東市 | 池田市 | 松原市 | 富田林市 | 羽曳野市 | 河内長野市 | 泉佐野市 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-------|------|
| 2000年度末 | 0件 | 1件 | 3件 | 1件 | 4件 | 1件 | 2件 | 0件 | 1件 | 3件 |
| 2006年度末 | 8件 | 13件 | 18件 | 18件 | 20件 | 12件 | 23件 | 13件 | 16件 | 26件 |
| 2012年度末 | 25件 | 30件 | 39件 | 24件 | 32件 | 20件 | 37件 | 24件 | 32件 | 41件 |

出所：内閣府『NPO ホームページ』, <https://www.npo-homepage.go.jp/index.html>, (閲覧日 2013/08/04)

○課題解決のための条例制定（政策法務）

箕面市では、これまで自らの課題解決のために積極的に条例を制定して対応する政策法務に取り組んできた。それらの取組のきっかけは、前述した全国で初めての事例となる「箕面市まちづくり理念条例」「箕面市市民参加条例」の制定であった。橋本卓は条例主義という考え方を有していたことが特徴である。条例を用いて地方自治のあり方を確立しようとした地方分権主義者で、全国で初めて市民投票の制度を条例へ盛り込むなど、基礎自治体の政策法務のあり方に大きな影響をもたらしたのである。箕面市役所へのヒアリングで

は、箕面市役所の事務分掌には10年以上前から政策法務という言葉が用いられており、政策課題を解決する手段として行政が当たり前のように活用しているという話が聞かれた。つまり、箕面市では、橋本卓が条例主義という考え方のもとに政策法務の先進事例を築き上げ、その流れが当たり前の文化として現在も流れ続けているのである。

なお、現箕面市長の倉田哲郎も、ユニークな条例を制定することで有名である。2008年8月の就任以来、「箕面市ふれあい安心名簿条例」「箕面市カラスによる被害の防止および生活環境を守る条例」など、いくつかの変わった条例を提案して制定してきている(倉田2012, P25-28)。

<2>大阪府門真市の代表的な政策とその背景

○門真市とパナソニック株式会社の発展の歴史

門真市の発展の歴史とパナソニック株式会社との発展の歴史は、切り離すことができないほど密接である。パナソニック株式会社が最初に門真の地へ移転したのは1933年のことである。当時の松下電器製作所は、将来の展開に備えて本格的な生産体制を整えるため、当時の門真村へ新しい工場群を建設することとした。誘致する側の門真村は、隣接する守口町と共に地主による工場設置組合を結成して工業用地を確保するなど、積極的に誘致活動を展開した。

松下電機製作所は、門真の地へ進出したことを機に大企業へと成長を成し遂げていく。社名を松下電器産業株式会社へと変更し、松下電器産業株式会社を本社として位置付け、9つの部門を傘下とする分社制を採用するようになった。その後も松下電器産業株式会社は成長を続けていく。1955年時点では生産販売額220億円、従業員数11,000名、資本金30億円であったが、そのわずか5年後の1960年には、生産販売額1,050億円、従業員数25,000名、資本金250億円の巨大企業へと成長を成し遂げる。

門真市では、松下電器産業株式会社の存在もあって、1960年代の高度経済成長期を期に製造業の事業所数が急激に増えていく。その大半は、電気機械や機械金属という松下電器産業関連の工場群であった。それらの松下電器産業株式会社を中心とする下請け中小企業の増加は門真市の都市化へ大きな影響を与え、「家電の街」としての名を全国へと知らしめるようになっていったのである。そのような流れは現在にも引き継がれ、前述したとおり多くの下請け中小企業が立地している状況にある。表4-19は、門真市における1960年と1963年の事業所数を示している。表4-19によると、わずか3年の間に門真市のほとんど業種において事業所数が大幅に増加していることが理解できる。特に、不動産業は115.5倍と他の業種と比較しても増加率が高く、門真市の住宅需要が極めて高かったことを証明している。

表 4-19 門真市における 1960 年および 1963 年の事業所数

| | 総数 | 建設 | 製造 | 卸売 小売 | 金融 保険 | 不動産 | 運輸 通信 | 電気ガ ス水道 | サービ ス |
|--------|-------|-------|-----|----------|----------|---------|----------|------------|----------|
| 1960 年 | 657 | 27 | 109 | 368 | 7 | 2 | 7 | 2 | 135 |
| 1963 年 | 2,069 | 50 | 329 | 1,058 | 10 | 231 | 28 | 2 | 361 |
| 倍率 | 3.1 倍 | 1.9 倍 | 3 倍 | 2.9 倍 | 1.4 倍 | 115.5 倍 | 4 倍 | 1 倍 | 2.7 倍 |

出所：門真市『門真市史第 6 巻』門真市, 2006 年, p. 599

原資料は、門真市『門真市統計書』

その一方で、それらの都市としての急速な発展を背景に、大気汚染や水質汚濁といった公害問題が顕在化し始めることとなった。そのため、大阪市内から移転してきた工場の従業員の多くが門真市への居住を選択せず、移転前の旧工場所在地の周辺から通勤するという現象も見られるようになった。これらの現象は、急速な発展を成し遂げた当時の門真市が、決して住みよい都市と言い切れる状況にはなかったことを証明している。

そのような発展を成し遂げてきた門真市と松下電器産業株式会社であるが、両者の関係を語る上で最も重要な出来事は、1973 年に松下電器産業株式会社出身の中田三次郎が市長へ就任したことである。中田三次郎は、松下電器産業株式会社が門真市へ本社を移転して間もない 1936 年に入社し、高度経済成長期が始まった頃の 1960 年に、松下電器産業労働組合から門真町議会議員選挙へ出馬して初当選した。その後 3 期連続で門真町議会議員に連続当選し、さらには 1968 年から 3 期連続で門真市議会議員に連続当選し、その間には市議会議長や副議長の要職を務めている。そのような背景を持つ中田三次郎が 1973 年から 1985 年までの 12 年間にわたって市長を務めたことは、門真市とパナソニック株式会社との密接な関係を物語ると共に、労働組合組織を中心とする革新勢力が門真市政に強い影響力をもたらしていたことを証明している。これらの門真市政の動向については、後ほど詳しく説明する。

○門真市中小企業サポートセンターの開設

前述したが、門真市にはパナソニック株式会社やタイガー魔法瓶株式会社などの大手企業が本社機能を置いている。これらの大手企業は 1960 年代を中心とする高度経済成長期に大きな成長を成し遂げた。それらの発展に引きずられるように、門真市には大手企業へ関連製品や部品を納入する多くの下請け中小企業が立地することとなった。

しかしながら、わが国製造業は高度経済成長期をピークに衰退し始め、さらには 1990 年代からのグローバル経済の進展を受けて、その生産拠点を海外へと流出させるという展開へと流れつつある。大手企業が海外へ生産拠点を移すことで、それらの影響を顕著に受けたのが、それらの大手企業の下請け中小企業である。海外からの安価な部品との価格競争に巻き込まれたわが国の下請け中小企業は、海外企業との激しい価格競争に打ち勝つか、大手企業の海外進出と共に生産拠点を海外へと変更するか、その分野を諦めて別の分野へ進出するかという苦渋の選択を迫られる状況にある。

門真市では、市内に立地する中小企業からの相談業務などを行う支援拠点としての「門真市中小企業サポートセンター」の整備を開始し、2012年10月1日に開設している。サポートセンターでは、企業OBや専門家などのアドバイザー16人が常駐し、企業訪問などによって販路開拓や経営計画、技術開発、人材育成などのさまざまな相談活動を行うこととしている。このような中小企業支援施設は、本来ならば基礎自治体の枠組みを越えた県単位で行われることが多い。このことは門真市にとって二次産業が重要な位置付けにあることを証明している。

しかし、このような中小企業支援施設は、わが国では15年以上も前から設立されはじめ、多くの施設では既に支援の枠組みができあがっている。市内へ大手企業が多く立地し、それらの下請け中小企業が多く存在している市の特徴から考えれば、他の基礎自治体と比較して早い段階から取り組んでもいい施策であると考えられる。つまり、門真市にとってこのタイミングでサポートセンターを設置することは、全国的に見ても遅いタイミングではないかと感じさせられる。

（４）両市の住民構成の特徴

<1>大阪府箕面市の住民構成の特徴

ここからは、第3章で活用したデータをもとに、箕面市の住民構成を分析する。図4-4および表4-20は、前章でも用いた1985年・1990年・1995年における職業構成比率のデータの中から、箕面市と近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の職業構成比率のデータをピックアップしたものである。これらをもとに、箕面市の特徴を推察する。

まずは、第3章で比率が高くなると政策システムの機能性が低くなるとして仮説を立てた、「農林漁業従事者」と「自営業層」について見てみる。「農林漁業従事者」については、近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体を通じて、他の地方と比較しても1985年から一貫して低くなっている中で、箕面市では1985年から一貫して1%台と調査対象とする基礎自治体の中でも最も低い方に該当することが理解できる。「自営業層」についても、「農林漁業従事者」と同じく、近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の職業構成比率と比較しても低くなっていることが理解できる。ここまでの流れから、箕面市の保守政党の支持基盤となる「農林漁業従事者」「自営業層」の比率については、近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の数値と比較して低めの数値になっていることが理解できる。

次に、第3章で比率が高くなると政策システムの機能性が高くなるとして仮説を立てた、「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」について見てみる。「管理的職業従事者」について、箕面市では、その比率が1985年から一貫して近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の数値を上回っていることが理解できる。「専門的・技術的職業従事者」についても、その比率が1985年から一貫して近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を上回っていることが理解できる。「事務従事者」についても、1985年から一貫して箕面市の比率が近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を上回ってきたことが理解できる。ここまでの流れから、箕面市の「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」の比率は、1985年から全で一貫して近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を上回っていることが理解できる。これらの特徴からも、箕面市では、高度経済成長期からの大阪都市圏の衛星都市としての宅地開発が進むことで、新しい世代

の層が増加してきた様子が見受けられる。

なお、第3章において、どちらかといえば政策システムの機能性が高くなる傾向があるとして仮説を立てた「資本家層」およびどちらとも言えないとして仮説を立てた「生産工程従事者」については、「資本家層」は近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を一貫して上回っているものの、「生産工程従事者」については、近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を大幅に下回っている状況にあることが理解できる。

図4-4 1985年・1990年・1995年における職業構成比率
(左：大阪府箕面市 右：近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体)

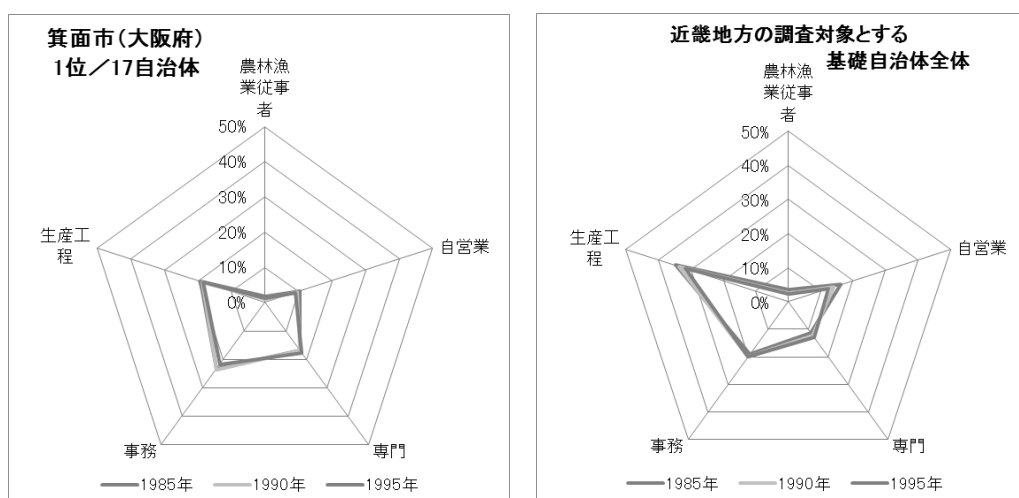


表4-20 1985年・1990年・1995年における職業構成比率

| 自治体名 | 調査年 | 農林漁業 | 自営業 | 専門 | 事務 | 管理 | 資本家 ¹³ | 生産労務 |
|--------------------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------------------|--------|
| 箕面市 (大阪府) | 1985年 | 1.72% | 10.51% | 16.75% | 23.34% | 7.80% | 12.33% | 19.14% |
| | 1990年 | 1.09% | 9.67% | 16.88% | 23.46% | 7.34% | 13.19% | 18.78% |
| | 1995年 | 1.16% | 9.09% | 17.69% | 21.76% | 7.30% | 13.08% | 18.39% |
| 近畿地方 調査対象 全体 | 1985年 | 3.54% | 16.34% | 11.24% | 19.05% | 4.24% | 7.45% | 34.68% |
| | 1990年 | 2.46% | 14.04% | 12.12% | 19.98% | 4.25% | 9.25% | 33.54% |
| | 1995年 | 2.23% | 12.45% | 13.04% | 19.91% | 4.33% | 9.53% | 31.72% |

¹³ 「資本家層」は国勢調査データから「役員」「雇人のある業種」を足し合わせているが、データの都合上、家族以外に雇人がいれば全て「雇人のある業主」へ分類されるため、零細企業の経営者も資本家層に該当し、その比率が高く算出されている。

＜2＞大阪府門真市の住民構成の特徴

ここからは、第3章で活用したデータをもとに、門真市の住民構成と投票行動の傾向を分析する。図4-5および表4-21は、前章でも用いた1985年・1990年・1995年における職業構成比率のデータの中から、門真市と近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の職業構成比率のデータをピックアップしたものである。これらをもとに、門真市の特徴を推察する。

まずは、第3章で比率が高くなると政策システムの機能性が低くなるとして仮説を立てた、「農林漁業従事者」と「自営業層」について見てみる。「農林漁業従事者」については、近畿地方の調査対象とする基礎自治体の全体を通じて、他の地方と比較しても1985年から一貫して低くなっている中で、門真市では1985年から一貫して1%以下と近畿地方の調査対象の基礎自治体の中でも最も低い方に該当することが理解できる。「自営業層」については、近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率と比較し、やや低めではあるものの、ほぼ同じ数値を示していることが理解できる。ここまでの流れから、門真市の保守政党の支持基盤となる「農林漁業従事者」「自営業層」の比率については、近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率と比較して低めの数値になっていることが理解できる。

次に、第3章で比率が高くなると政策システムの機能性が高くなるとして仮説を立てた、「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」について見てみる。「管理的職業従事者」について、門真市では、その比率が1985年から一貫して近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を下回っていることが理解できる。「専門的・技術的職業従事者」についても、その比率が1985年から一貫して近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を下回っていることが理解できる。「事務従事者」についても、平均値に近い数値ではあるものの、1985年から一貫して門真市の比率が近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を下回ってきたことが理解できる。ここまでの流れから、門真市の「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」の比率は、1985年から全て一貫して近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率を下回っていることが理解できる。

なお、第3章において、どちらかといえば政策システムの機能性が高くなる傾向があるとして仮説を立てた「資本家層」およびどちらとも言えないとして仮説を立てた「生産工程従事者」については、「資本家層」および「生産工程従事者」ともに、近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体の比率とほぼ同じ数値を示している。これらの特徴からも、門真市は箕面市と同様に大阪都市圏の衛星都市として発展してきたものの、大規模な宅地開発が進むことで新しい世代の層が増加してきた箕面市とは異なり、大手企業の本社設立や、その周辺の下請け中小企業が立地することで発展してきた様子が見受けられる。

図 4-5 1985 年・1990 年・1995 年における職業構成比率
 (左：大阪府門真市 右：近畿地方の調査対象とする基礎自治体全体)

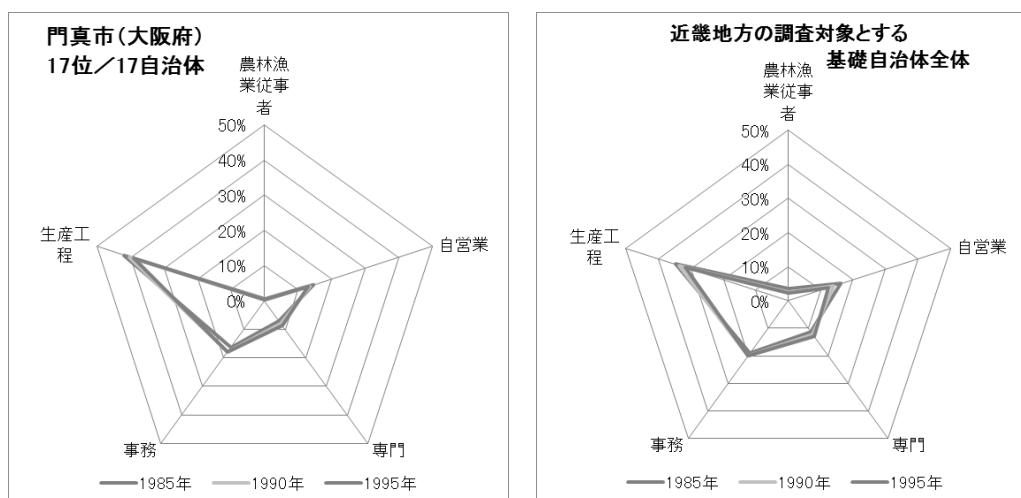


表 4-21 1985 年・1990 年・1995 年における職業構成比率 (大阪府門真市)

| 自治体名 | 調査年 | 農林漁業 | 自営業 | 専門 | 事務 | 管理 | 資本家 ¹⁴ | 生産労務 |
|--------------------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------------------|--------|
| 門真市 (大阪府) | 1985 年 | 0.46% | 14.64% | 7.05% | 16.38% | 2.69% | 8.30% | 41.97% |
| | 1990 年 | 0.35% | 13.48% | 7.89% | 18.04% | 2.53% | 8.87% | 40.47% |
| | 1995 年 | 0.31% | 12.92% | 8.50% | 17.88% | 2.46% | 9.43% | 39.14% |
| 近畿地方 調査対象 全体 | 1985 年 | 3.54% | 16.34% | 11.24% | 19.05% | 4.24% | 7.45% | 34.68% |
| | 1990 年 | 2.46% | 14.04% | 12.12% | 19.98% | 4.25% | 9.25% | 33.54% |
| | 1995 年 | 2.23% | 12.45% | 13.04% | 19.91% | 4.33% | 9.53% | 31.72% |

(5) 両市の住民の投票行動とその背景

< 1 > 大阪府箕面市の住民の投票行動とその背景

ここまでデータを用いて両市の住民構成について考察してきたが、ここからは両市の住民の投票行動にどのような傾向が見られるのかという視点を加え、その特徴をさらに検証する。表 4-22 は、民主党が結党した直後の 1996 年以降の箕面市の衆議院比例代表選出選挙の開票結果を示している。表 4-22 によると、箕面市ではその時々々の社会情勢に応じて各政党の得票数がシーソーゲームのように入れ替わり、その傾向が安定していないことが理解できる。特に特徴的なのは、2012 年の衆議院議員選挙から登場した日本維新の会が、得票数 2 位の自由民主党に 7,000 票以上の大差を付けて得票数 1 位となっていることである。2012 年の衆議院議員選挙では、大阪府内で日本維新の会が圧倒的な力を発揮したことが特

¹⁴ 「資本家層」は国勢調査データから「役員」「雇人のある業種」を足し合わせているが、データの都合上、家族以外に雇人がいれば全て「雇人のある業主」へ分類されるため、零細企業の経営者も資本家層に該当し、その比率が高く算出されている。

徴である。そのことを前提にしたとしても、箕面市では日本維新の会の得票数が極めて多かったことが理解できる。

これらの結果から考察すると、箕面市では1970年代以降に大阪市のベッドタウンとしての住宅地開発が進んで多くの新中間層が流入することで、旧来からの箕面市民を含めた住民構成に変化が生じてきたことが想定される。つまり、箕面市では新中間層が流入することによって政治的無関心層が増えると共に、その時々々の社会情勢によって選挙結果が左右されるほどの大量の浮動票が存在することとなったのである。

表 4-22 衆議院比例代表選出議員選挙（箕面市）開票結果

| 年代 | 1996年 | 2000年 | 2003年 | 2005年 | 2009年 | 2012年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 自由民主党 | 12,970票 | 10,616票 | 16,521票 | 27,372票 | 16,591票 | 15,337票 |
| 民主党 | 10,565票 | 16,124票 | 23,969票 | 20,164票 | 30,989票 | 7,311票 |
| 社会民主党 | 3,370票 | 5,351票 | 3,009票 | 5,027票 | 3,012票 | 1,091票 |
| 共産党 | 9,179票 | 7,846票 | 4,951票 | 5,258票 | 5,903票 | 3,954票 |
| 日本維新の会 | | | | | | 22,845票 |

出所：大阪府選挙管理委員会

では、箕面市政にはどのような傾向が見られるだろうか。表 4-23 は、主な歴代箕面市長を示している。また、表 4-24 は、1980 年以降に行われた箕面市長選挙の結果を示している。表 4-23 および表 4-24 によると、箕面市政では国政の状況と同様に、変動の激しい混迷の歴史であったということが出来る。1990 年代前半までの箕面市政の動向を見てみると、前述した多治見市政の動向と同様に、長期に渡る保守安定政権が築き上げられてきたことが理解できる。特に、1973 年から 1993 年までの 20 年間にわたって長期政権を築き上げた中井武兵衛は、黒山宣雄政権下で福祉事務所長、総務部長、民生部長などを務めた元市役所職員で、旧来からの箕面市民の支持を受け、特に都市環境整備などの開発政策に取り組んできた。

しかし、中井武兵衛は自らが推進してきた都市環境整備などの政策の方向性に限界を感じていたことから、自らの後継者として、現場目線での市民参加によるまちづくりに重点を置く橋本卓を指名することとなる。橋本卓は、保守政党による支持を受けている一方で、箕面市助役時代からの現場目線による市民との距離の近いスタンスが広く市民の支持を集め、1993 年の市長選挙で当選している。橋本卓は、中井武兵衛と同じく元市役所職員出身で、中井武兵衛政権下で助役を務めていたが、その政治姿勢は都市環境整備に重きを置いた中井武兵衛とは異なるものであった。1993 年の市長選挙では、当時では先進的となる市民参加を公約に掲げて初当選し、その翌年には「箕面市市民参加施策推進懇話会」を設置するなど、保守層からの支持のみならず、積極的に市民活動を推進することで広く市民団体からの支持を集めることで存在感を発揮していった。また、市長退任後も大学での講師

を務めながら、自ら「社会福祉法人ひじり福祉会」や自治政策シンクネット「特定非営利活動法人みらい自治」の運営に携わるなど、市民活動を主軸とする新しい市政運営の方向性を導き出すことに力を入れていた。この橋本卓の時代に「箕面市まちづくり理念条例」「箕面市市民参加条例」を制定するなど、市民参加条例をはじめとする数々の政策理念条例の制定へ力を入れることで、箕面市は全国的な注目を集めることとなっていた。

しかし、2000年に橋本卓は病気療養を理由にわずか7年間で市長職を退き、そこから箕面市政の混乱の時代が始まる。2000年の市長選挙では、前助役で保守政党が支持する梶田功が、藤沢純一をわずかの差で振り切って市長へ就任している。当時、橋本卓は梶田功以外の候補者を支持したという話が存在するが、2000年の市長選挙は4名の候補者の得票数に大きな差が無く、どの候補者が当選してもおかしくない状況であったことが理解できる。

そのわずか4年後の2004年の市長選挙では、梶田功から離反した当時の箕面市議会議員であった内海辰郷が出馬したことで、保守層が分裂することになる。その結果、2000年の市長選挙で梶田功に敗れた藤沢純一が、梶田功をわずかの差で振り切って市長へ就任することとなった。藤沢純一は元吹田市役所職員で、1992年に労働組合組織の支援を受けて箕面市議会議員へと就任している。落選した2000年の市長選挙では、労働組合組織からの支援は受けず、自らの市民ネットワークを中心とした選挙戦を繰り広げている。藤沢純一は特に政党の支持を受けておらず、自らの関心が高かった環境保護団体や市民オンブズマン団体などの特定の市民団体からの支持を固めていった。橋本卓も、保守政党の支持を受けながら市民活動の推進を自らの政策の方向性として掲げた市長であった。藤沢純一も橋本卓と同じく市民団体に近い存在の市長であった。しかし、その一番の違いは、橋本卓が分け隔て無く市民団体との繋がりを重視した市長であった一方で、藤沢純一は環境団体や市民オンブズマン団体など、一部の市民団体との繋がりを重視した少数市民派の市長であった点である。その結果、箕面市の市民団体の中には、橋本卓は身近な存在であったが、藤沢純一は会う機会さえ少なかったと話す団体が存在している。

このような背景を持つ藤沢純一であったが、その特徴から市議会との対立は非常に激しい状況にあった。藤沢純一は、自らの任期中であった4年間で、まともな政策を打ち出すことができていない。その上、自らが議会へと提案した5回の人事案件を全て不同意とされ、退任までの4年間、副市長や教育長が不在となる異常事態が続いていたのである。また、2006年3月には市長辞職勧告決議が採択となり、同年12月には不信任案が提出されている（結果は成立せず）。

このような混乱情勢の中、2008年の市長選挙では、元総務相職員で箕面市への出向経験を有していた倉田哲郎が、自由民主党、民主党、公明党などの推薦を受けて出馬し、藤沢純一を振り切って全国最年少の市長へ就任している。こうして、箕面市政は再び保守系市長へ転換することとなったのである。

表 4-23 主な歴代箕面市長

| 氏名 | 在職期間 | |
|--------|---------------|---------------|
| | 黒山 宣雄 | 1965 年～1973 年 |
| 中井 武兵衛 | 1973 年～1993 年 | 20 年間 |
| 橋本 卓 | 1993 年～2000 年 | 7 年間 |
| 梶田 功 | 2000 年～2004 年 | 4 年間 |
| 藤沢 純一 | 2004 年～2008 年 | 4 年間 |
| 倉田 哲郎 | 2008 年～現在 | |

出所：箕面市選挙管理委員会

表 4-24 1980 年以降に行われた箕面市長選挙の結果

| | | | |
|-------------|----------|----------|---------|
| ○1981 年市長選挙 | | | |
| 中井 武兵衛 | 杉田 恵一 | | |
| 21,632 票 | 5,956 票 | | |
| ○1985 年市長選挙 | | | |
| 中井 武兵衛 | | | |
| 無投票 | | | |
| ○1989 年市長選挙 | | | |
| 中井 武兵衛 | 清田 庸久 | | |
| 23,557 票 | 5,963 票 | | |
| ○1993 年市長選挙 | | | |
| 橋本 卓 | 真木 和義 | 杉田 恵一 | |
| 20,285 票 | 8,288 票 | 3,318 票 | |
| ○1997 年市長選挙 | | | |
| 橋本 卓 | 池永 稔 | 杉田 恵一 | |
| 20,453 票 | 15,230 票 | 3,318 票 | |
| ○2000 年市長選挙 | | | |
| 梶田 功 | 藤沢 純一 | 平野 クニ子 | 池永 稔 |
| 14,557 票 | 13,552 票 | 12,137 票 | 9,834 票 |
| ○2004 年市長選挙 | | | |
| 藤沢 純一 | 梶田 功 | 内海 辰郷 | 村上 弘充 |
| 16,565 票 | 15,596 票 | 10,027 票 | 5,834 票 |
| ○2008 年市長選挙 | | | |
| 倉田 哲郎 | 藤沢 純一 | 小林 ひとみ | |
| 23,217 票 | 16,316 票 | 10,283 票 | |

| | |
|-------------|--|
| ○2012 年市長選挙 | |
| 倉田 哲郎 | |
| 無投票 | |

出所：箕面市選挙管理委員会

このような箕面市政の動きから何が見えてくるのだろうか。一点目は、前述した多治見市の事例と同じく、新中間層を中心とする無党派層の存在が市政の方向性を左右している点である。箕面市では、1970年代から大阪市の衛星都市としての住宅地開発が急速に進展することで、多くの新中間層が流れ込んでいた。1990年代前半までの流れを見てみると、多治見市と同じく市政は保守勢力が長期にわたって政権を握り続けていたということが理解できる。しかし、実際には1970年代からの人口流入によって箕面市の住民構成には変化が生じていた。1973年から20年間にわたって市長を務めてきた中井武兵衛は、自らが推進してきた都市環境整備重視の政策の方向性に限界を感じ、1993年には市民活動重視の橋本卓へバトンを渡している。この動きは、1980年頃から高まり続けてきた箕面市の市民活動活性化の流れを受けた中井武兵衛の判断であり、箕面市民は当時の中井武兵衛の判断を評価する声が多いという。橋本卓が市長へ就任し、箕面市政が都市開発重視から市民活動重視の政策へと転換した背景には、新中間層の流入による住民構成の変化が大きな影響を与えていたのである。

また、2004年には藤沢純一が現職の梶田功を破って市長へ就任している。特定の少数の市民団体が藤沢純一を支持していたとはいえ、少なからずここにも新中間層を中心とする無党派層の影響が生じているのである。

しかし、箕面市では新中間層を中心とする無党派の動きが強くなったとはいえ、同時に保守勢力が極端に弱体化したのかと言えば、そう言い切ることができない側面も存在する。市民活動を積極的に推進した橋本卓は、中井武兵衛政権下で助役を務め、保守政党の支持を受けることで市長へ就任していた。ここには、新中間層を中心とした無党派層の力だけでなく、橋本卓が旧来からの箕面市民からの支持を受けることで市長へ就任したことを示している。また、藤沢純一は、市長へ就任した2004年の市長選挙で保守勢力が分裂したことによって当選へと導かれている。この市長選挙で仮に保守勢力が分裂すること無く一本化されていたと仮定すると、藤沢純一は当選することが難しかったという状況にある。つまり、箕面市では大阪市のベッドタウンとして新中間層を中心とする無党派が増加したことに違いはないが、それらは決して保守勢力が極端に弱体化したという点には繋がっていないのである。

二点目は、箕面市では橋本卓が市長の座から退陣して以降、保守系市長と市民派市長との間でシーソーゲームの状況になっているが、橋本卓が就任して築き上げた市民参加推進の基本姿勢は政権が激しく入れ替わろうとも引き続いて推進され続けてきたという点である。政権が激しく入れ替わることは、そこで推進される政策の方向性が安定しないということイメージするかもしれない。しかし、橋本卓が退陣した2000年以降の箕面市政が混迷を極めていながらもかかわらず、橋本卓が市長選挙の公約として掲げた市民との協働を推進する政策の方向性は、その後いずれの市長が就任しようとも路線が変更されることなく受け継がれているのである。

＜2＞大阪府門真市の住民の投票行動とその背景

ここからは、門真市の住民の投票行動とその背景を考察する。表 4-25 は、民主党が結党した直後の 1996 年以降における門真市の衆議院比例代表選出選挙の開票結果を示している。表 4-25 によると、門真市では箕面市と同様に、その時々々の社会情勢に応じて各政党の得票数がシーソーゲームのように入れ替わり、その傾向が安定していないことが理解できる。また、全体の得票数に占める共産党の比率が高く、地盤が安定していることが理解できる。2012 年からは日本維新の会が加わり得票数 1 位となっているが、得票数 2 位の自由民主党との差は 4,000 票未満となっている。

表 4-25 衆議院比例代表選出議員選挙（門真市）開票結果

| 年代 | 1996 年 | 2000 年 | 2003 年 | 2005 年 | 2009 年 | 2012 年 |
|--------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 自由民主党 | 13,320 票 | 9,568 票 | 13,312 票 | 21,057 票 | 12,564 票 | 9,404 票 |
| 民主党 | 6,093 票 | 8,509 票 | 16,236 票 | 15,084 票 | 25,419 票 | 3,275 票 |
| 社会民主党 | 2,511 票 | 3,799 票 | 1,437 票 | 3,183 票 | 1,535 票 | 533 票 |
| 共産党 | 9,383 票 | 9,040 票 | 5,979 票 | 6,017 票 | 5,571 票 | 3,851 票 |
| 日本維新の会 | | | | | | 13,309 票 |

出所：大阪府選挙管理委員会

これらの結果から、門真市では、旧来からの門真市民を中心とする農業従事者や自営業層の支持を中心に、保守政党が一定の強みを見せている。この点については、門真市史の文中にも、門真市はどちらかといえば保守的な政治風土の強いところだという表現が明記されている(門真市 2006, P722)。その一方で、1960 年代以降の高度経済成長期に多くの労働者層が流入することで労働者層が増加し、さらには近年の宅地化の進展によって新中間層が流入している。そのような状況を受けて現在の門真市政の動向を考察すると、門真市では旧来からの農業従事者や自営業層が支持する保守政党が強い状況にある。そのような中でも労働者層を中心とする労働組合組織の支持を受けて共産党が一定の強さを見せてはいるものの、今日の門真市では箕面市と同様に政治的無関心層や浮動票が増えていることから、その時々々の選挙情勢へ左右される状況にあるということが理解できる。

では、門真市政にはどのような傾向が見られるだろうか。表 4-26 は、主な歴代門真市長を示している。また、表 4-27 は、1980 年以降に行われた門真市長選挙の結果を示している。門真市政の特徴は、1973 年に松下電器産業株式会社出身の中田三次郎が松下電器産業を中心とする労働組合組織の支持を受けて市長へ就任したことである。それまでの門真市政は、地元門真の地方名望家で大阪府議会議員や農林水産大臣秘書官などを務めた中塚種夫が政権を握ってゆるぎない地位を築いていた。前述したとおり、門真市はどちらかといえば保守的な政治風土の強い地域であった。しかし、中塚種夫は大阪府政が革新自治体へと移行したことや、急速な発展によって門真市が陥った財政難の影響などを受け、自らの限界を

感じて引退の道を選択することとなる。中塚種夫の引退を受けて市長へ就任したのが中田三次郎である。

表 4-26 主な歴代門真市長

| 氏名 | 在職期間 | |
|--------|---------------|---------------|
| | 中塚 種夫 | 1963 年～1973 年 |
| 中田 三次郎 | 1973 年～1985 年 | 12 年間 |
| 東 潤 | 1985 年～2005 年 | 20 年間 |
| 園部 一成 | 2005 年～現在 | |

出所：門真市選挙管理委員会

表 4-27 1980 年以降に行われた門真市長選挙の結果

| | | | |
|-------------|----------|---------|--|
| ○1981 年市長選挙 | | | |
| 中田 三次郎 | おかざき 宣真 | | |
| 33,664 票 | 11,539 票 | | |
| ○1985 年市長選挙 | | | |
| 東 潤 | おかざき 宣真 | 吉岡 勝之 | |
| 24,406 票 | 7,198 票 | 6,995 票 | |
| ○1989 年市長選挙 | | | |
| 東 潤 | 吉岡 勝之 | 中本 たもつ | |
| 26,707 票 | 10,079 票 | 466 票 | |
| ○1993 年市長選挙 | | | |
| 東 潤 | 吉岡 勝之 | | |
| 28,134 票 | 8,503 票 | | |
| ○1997 年市長選挙 | | | |
| 東 潤 | こうの 登美子 | | |
| 25,098 票 | 10,595 票 | | |
| ○2001 年市長選挙 | | | |
| 東 潤 | ひろせ 和臣 | | |
| 24,614 票 | 9,826 票 | | |
| ○2005 年市長選挙 | | | |
| 園部 一成 | 東 潤 | 河原林 まさき | |
| 20,774 票 | 12,742 票 | 8,339 票 | |
| ○2009 年市長選挙 | | | |
| 園部 一成 | 佐々木 よしと | | |
| 23,942 票 | 9,922 票 | | |

| | | |
|-------------|---------|--|
| ○2013 年市長選挙 | | |
| 園部 一成 | 佐々木 よしと | |
| 19,023 票 | 8,419 票 | |

出所：門真市選挙管理委員会

表 4-28 は、1960 年から 1972 年までの門真市の財政収支主要項目の変動を示している。表 4-28 によると、1960 年から 1972 年までの 12 年間で門真市の歳出総額が約 35 倍へと増加している。このことから、当時の門真市が急激な人口流入によっていかに急速に発展を成し遂げ、それと同時にいかに大幅な財政出動を余儀なくされたかという点を理解することができる。

表 4-28 1960～72 年の門真市財政収支主要項目の変動

| 年度 | 歳出総額 | 人件費 | 普通建設事業費 | 公債費 |
|--------|--------|-------|---------|-----|
| 1960 年 | 285 | 63 | 85 | 6 |
| 1963 年 | 730 | 155 | 321 | 21 |
| 1965 年 | 1,052 | 305 | 376 | 55 |
| 1970 年 | 5,025 | 1,117 | 2,273 | 273 |
| 1972 年 | 10,180 | 2,547 | 4,359 | 636 |

※単位 百万円

出所：坂野光俊「高度成長期における松下電器と門真」『立命館大学人文科学研究so紀要(40号)』
立命館大学人文科学研究so, 1985年, p. 19

1960 年代に入り、松下電器産業労働組合は、住民の市政への参画意識の高まりなどの影響を受けて、対社会活動を活性化させていった。1970 年からは市民懇談会を組合活動の主要な柱として設定し、本格的に地域活動・政治活動へ参画していく。また、松下電器産業労働組合が活動を活性化させる中で、1971 年には門真市職員労働組合が結成されるなど、門真市政への労働組合組織の影響力は確実に高まってきたのである。このように、当時の門真市では、松下電器産業株式会社が本社を立地したことによって門真市政に対する松下電器産業労働組合の影響力が高まり、さらには門真市職員労働組合が結成されるなど、徐々に革新勢力の市政への影響力が高まり続けていたのである。それらの影響力が、1973 年に門真市を革新自治体へと導くこととなる

なお、1973 年の門真市長選挙は、社会党、公明党、民社党、労働組合組織などの「門真市民連合」が支持する中田三次郎と、共産党などによる「黒田革新府政とともにすすむ清潔で住民本位の革新門真市政をつくる会」が支持する上田信也が立候補した。保守系候補が名乗りを上げられなかったことから、同じ革新勢力同士の対決という珍しいケースの市長選挙となった。門真市史には、保守系候補抜きの革新勢力同士の選挙戦となったことが

ら、保守的な政治風土である旧来からの門真市民にはとまどいの表情があったことが記載されている(門真市 2006 ,P723)。

前述したが、中田三次郎は、松下電器産業株式会社が門真市へ本社を移転して間もない 1936 年に入社し、高度経済成長期が始まった頃の 1960 年に松下電器産業労働組合から門真町議会議員選挙へ出馬して 3 期連続で門真町議会議員に連続当選、1968 年から 3 期連続で門真市議会議員に連続当選した経緯を有する革新系の首長である。また、市議会議長や副議長の要職を務めるなど、革新勢力の支持を受けている背景を有しながらも、門真市政では要職を与えられていたことが特徴である。

中田三次郎は、革新自治体らしく福祉や生活環境整備重視および市民参加の促進などの政策を訴えてリーダーシップを発揮しようとした。しかし、中田三次郎が市長へ就任した 1973 年当時は、全国的に見てみるとオイルショックの影響などを受けて既に革新自治体が勢力を弱体化し始めた時期でもあった。門真市も例外ではなく、前述したとおり 1960 年代に財政規模が急速に拡大したことを受け、行財政運営が困難を極めていた。中田三次郎が門真市長へ就任した 1973 年当時には、門真市の累積赤字は既に 6 億円にのぼっており、財政再建団体の指定寸前となっていたのである。また、中田三次郎は、かつての村役場的な行政の近代化を重要課題として掲げていた。門真市の職員全体の意識を徹底した市民本意へと転換させることを目標としていた。しかし、これらの行政の近代化を目指した取組が困難を極めたのである。そして、革新自治体としての門真市は目立った成果をあげることもなく 1985 年に終焉を迎えることとなる。

なお、中田三次郎政権が退陣した背景には、中田三次郎が革新勢力の支持を受けて当選した背景を有するにもかかわらず、実際には保守勢力へ傾いていたという事実が存在する。その点については、門真市史の中に旧職員のコメントとして、「(中田市長は) 社会党なのかね、自由民主党なのか、わからしまへんねん」「それはもう市長何年もやってたら、だんだん保守の方に傾きますから、どうしても。何でもよっしゃよっしゃ言うてやりおるさかいね」という内容のものが記載されている(門真市 2006 ,P724)。つまり、当時の門真市では革新自治体としての位置付けを有していたものの、実際には保守勢力が強い門真市の風土の中で、市長自身が保守勢力との違いを打ち出せない状況に陥っていたことが推察される。

1985 年には、保守層が支持する東潤が市長へ就任し、門真市の革新自治体としての流れは断ち切られることとなった。東潤は、1967 年から 18 年間にわたって市議会議員を務めた後、1985 年に門真市長へと初当選し、2005 年までの 20 年間にわたって長期政権を築き上げてきた。東潤の父親も門真村会・町議会議員を務めた経験があったことから、東潤の出馬には農村社会の名残が色濃く絡み、旧来からの保守層を支持基盤としていたのである。東潤は行財政改革などに対して積極的に取り組んできたものの、20 年に渡る長期政権の背景から多選や不透明性などに対する批判の声が渦巻き、6 選を目指して出馬した 2005 年の市長選挙で落選することとなった。

東潤の多選批判を受けて対抗馬として出馬したのが、大阪府議会議員を務めていた園部一成である。2005 年の市長選挙では、自由民主党門真市議団が東潤を推薦し、自由民主党大阪府議団が園部一成を推薦することで、保守分裂選挙の構図となった。結果としては、園部一成が東潤の 6 選を阻むこととなったが、このことは東潤から続いている保守長期政権の流れを変化させるものとはならなかった。続く 2009 年の市長選挙では、直前の 2005

年の市長選挙で保守分裂による激しい市長選挙を繰り広げたにもかかわらず、園部一成は自由民主党と民主党の相乗りによる推薦を受けて当選しており、比較的安定した選挙戦を展開している。なお、門真市長選挙では、共産党を中心とする労働組織や消費者団体が設立した政治団体が繰り返し市長選挙へ候補者を出馬し続けている。この流れは、1973年に門真市が革新自治体となった、革新勢力同士の争いになった市長選挙の構図を引き継いでいるものであり、門真市政の特徴としても捉えることができる。

このような門真市政の動きから何が見えてくるのだろうか。それは、現在の門真市政に受け継がれているものは、旧来からの門真市民を中心とした保守的な政治文化であり、1973年から12年間にわたって築き上げられていた革新自治体の流れが受け継がれているとは言い難い点である。第1章で筆者は、革新自治体について、自由民主党一党支配による中央集権体制を打ち破り、政策形成力を向上させようとする先進的な地方自治体の動きを代表するものであるとしていた。しかし、当時の門真市の状況を見てみると、そこには高まる住民ニーズを主張する一時的な運動は見られるものの、あくまで革新自治体の主体は松下電器産業労働組合や門真市職員労働組合を中心とする労働組合組織であった。確かに、門真市では、高度経済成長期から現代にかけて労働組合組織の活動が活発ではあった。1970年代の門真市では、松下電器産業株式会社の本社立地を背景に労働組合組織が力を増し、それらの影響力が市政の中核へと浸透することで、革新自治体が成立するまでに至っていた。しかし、その背景には、旧来からの門真市民の中に存在する保守支持の流れが存在していたことで、労働組合組織を中心とする革新勢力と旧来からの門真市民との間に考え方の違いが生じていたのである。この点については、門真市史に記載されている革新勢力同士の市長選に対する旧来からの門真市民の困惑からも明らかである。その結果、門真市では革新自治体は成立したものの、中田三次郎自身が革新自治体としての特徴を発揮することができず、市民に対して保守政権との区分を明確に示すことはできなかったのである。以上の内容から、門真市では確かに革新自治体が成立していたものの、その背景としては労働組合組織からの影響力が大きく、そこには市民文化を前提とする「先駆自治体」としての要素が存在しなかった。つまり、中田三次郎による革新自治体は、労働組合組織の一時的な強さに依存した革新自治体であったのである。

表4-29は、門真市における製造業従業者数の推移を示している。表4-29によると、門真市で革新自治体が成立した直後の1975年では、電気機械器具の従業者数が2万人を越えていた。これらの松下電器産業労働組合を中心とする労働者層の勢力が、中田三次郎による革新自治体を誕生させたのである。しかし、中田三次郎が退陣した1985年時点では約1万3千人と大幅に減少していることから、わずか10年程度の間には労働組合組織が大幅に勢力を弱めたことが理解できる。つまり、門真市政における革新自治体退潮の背景には、松下電器産業を中心とする電気機械器具の製造従事者の減少が大きく影響しているのである。

表 4-29 門真市製造業従業者数の推移

| | 1970年 | 1975年 | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 従業者数 | 32,355 | 28,505 | 29,275 | 31,274 | 30,711 | 29,298 | 20,136 | 20,386 |
| うち電気 機械器具 | 13,495 | 20,294 | 12,399 | 13,673 | 13,967 | 9,896 | 7,628 | 8,499 |

出所：町田光弘「大都市圏産業集積の軌跡と展望」『産開研論集』大阪府立産業開発研究所, 2010年, p. 27

原資料は、大阪府『工業統計調査結果表』『大阪の工業』各年版

革新自治体の存在について、筆者は、同じ革新自治体が成立していた基礎自治体の中でも、「先駆自治体」としての要素を有して影響が現代にまで引き継がれている基礎自治体と、「先駆自治体」としての要素を有していなかったことから流れが断ち切られている基礎自治体の二つに分類することができると考えている。それらの基礎自治体の違いは何なのか。そこには、「環境インプット」の本質の中で指摘したとおり、公共的ガバナンスの成熟度が高まるだけの市民文化を前提とする市民運動が根付いているかどうかという点が重要であると考えている。前述した内容からも、門真市の革新自治体成立の背景は、松下電器産業労働組合を中心とする労働組合組織による影響力が存在していたことが理由として大きい。その背景を見てみると、これまで保守政党を支持する傾向にあった旧来からの門真市民との間に明らかに考え方の違いが生じている様子を見ることができる。つまり、門真市の革新自治体成立の背景には、公共的ガバナンスを成熟させるだけの市民文化を前提とした市民運動の存在は見られず、労働組合組織の勢力が増したことによる一時的な現象であったと結論づけることが可能なのである。

なお、門真市では1985年に中田三次郎が政権から退いた後、東潤、園部一成と共に保守層が支持する政権へと引き継がれている。そこには共産党を中心とする労働組織や消費者団体が設立した政治団体の動きが見られるものの、市政に対して大きな影響を与えるところにまでは至っていない。2005年の市長選挙では、同じく共産党を中心とする労働組織や消費者団体が中心となって2002年に設立した「門真の未来とまちづくりを考える市民の会（未来の会）」の代表を務めていた河原林昌樹が立候補しているが落選している。この未来の会は、現在休会中となっている。続く2009年の市長選挙では、「市民こそ主人公の住みよい門真市政をつくる会（つくる会）」から佐々木よしとが立候補しているが、同じく落選している。つまり、現在の門真市には革新自治体の流れは決して引き継がれておらず、むしろ革新自治体が成立する前の旧来からの門真市民が支持していた保守政権を支持する流れが引き継がれているのである。

(6) 両市の比較検証のまとめ

ここまでの流れから、前述した多治見市と島田市の事例と同様に、第2章で筆者が描いた基礎自治体の政策システムの概念図を用いて、両市の比較検証を総括する。

はじめに箕面市の事例について考察する。最初に、箕面市にどのような「環境インプット」が存在するかという点についてである。箕面市の特徴は、1960年代から70年代にかけて大阪市郊外の住宅都市として発展した特徴を有し、比較的早い段階から新中間層の流入

が見られたことである。そのため、箕面市で NPO の中間支援や政策提言に携わっている直田春夫によると、箕面市には市民活動が軽やかに生まれ、自然に市民参加＝行政との協働に発展する市民性の風土が存在するとしている。また、市民参加条例が制定される 1990 年以前から市民が中心となって活動を発起し、それらの市民が多く行政人や事業者を個人として巻き込むというスタイルの市民活動が見られたとしている(直田 2000 ,P60-63)。

そのような市民意識の醸成を受け、1973 年から 1993 年までの 20 年間にわたって市長を務めてきた中井武兵衛は、今後のまちづくりはハード重視の政策からソフト重視の政策へと重きを転換する必要があるということで、自らの後継者として橋本卓を指名している。このような流れからも、箕面市では早い段階から市民意識の醸成が見られ、市政の方向性に対して一定の影響を与える状況になっていたことから、箕面市では個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動が活性化しているということが推察される。

箕面市では、東海地方の最上位となった多治見市と比較して、公共的ガバナンスの成熟を見ることができる。そのスタートとなったのが、1997 年に制定した「箕面市まちづくり理念条例」「箕面市市民参加条例」である。市民参加条例の制定としては全国初であるとともに、後に全国で制定されることとなる自治基本条例の原型としても注目された条例である。この条例は、市民の行政への参画意識が高くなる中、市民と共に総合的にまちづくりを進める上で重要となるまちづくりの究極の目標と方向性を明確にしている。箕面市では、そこから市民協働のまちづくりを形作っている。

また、箕面市では市民協働のまちづくりに向けた各種制度が充実しているが、中でも市民への権限委譲に力を入れているのも特徴である。その根幹となっているのが、「箕面市非営利公益市民活動促進条例」である。この条例は、一定の活動レベルは満たしているものの、法人格を有していない市民団体に対しても行政事務の委託を可能とするもので、いわば行政からの権限委譲のハードルを一段階引き下げようとしたものである。これにより、NPO 法人の認証件数で他の基礎自治体と比較して引けを取らない箕面市ではあるが、法人格を有していない市民団体に対しても条例に基づいて権限委譲を制度的に行う仕組みを有することで、実質的に公共的ガバナンスを成熟させる動きが加速しているのである。このような流れからも、箕面市では「環境インプット」としての個としての「考える市民」の成熟が見られることに加え、基礎自治体の自治能力が向上し、自治型の公共的ガバナンスの成熟度が増していると言えるのである。

次に、「環境インプット」が政策システムの各段階へ与えた影響について考察する。政治的争点については、1993 年に橋本卓が市長へ就任して以来、保守層が支持する候補者に加え、市民団体が支持する候補者が立候補するなど、市民の選択肢は拡大している。また、市長選挙ではマニフェストが用いられ、明確な政治争点を有権者に対して示した上での選挙戦が展開されてきている。これらの背景には、個としての「考える市民」が成熟したことで、明確な政治的争点を有権者に対して示さなければならないという「環境インプット」からの影響が想定される。

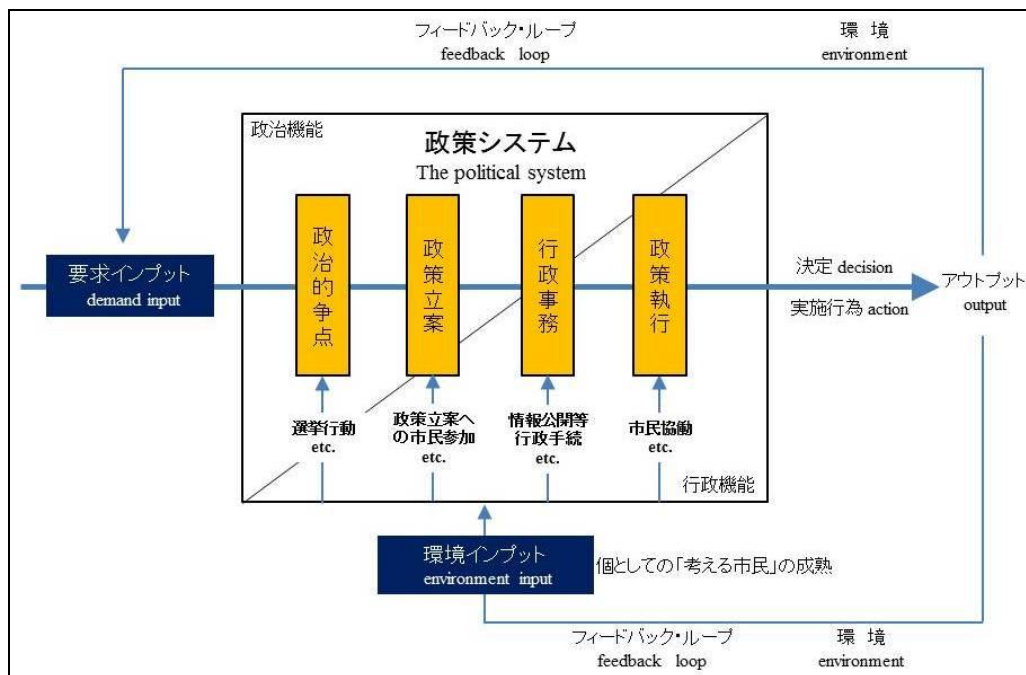
政策立案については、多治見市と同じく計画行政への市民参加の推進があげられる。現在、箕面市ではサイレントマジョリティ（物言わぬ多数派）からの意見を政策へと反映させる仕組みづくりを行っており、政策立案プロセスへできるだけ多くの市民の声を反映させようとする方向へと向かっている。

行政事務についても、多治見市と同様に情報公開手続きやパブリックコメント制度など、普遍的なものは全て条例のもとで制度化されている。

政策執行については、行政職員に対する徹底した市民協働の意識付けの結果、市民協働を原則としたまちづくりが展開されている。「箕面市非営利公益市民活動促進条例」による権限委譲については、公共的ガバナンスを成熟させる上での独創的な発想だと言えることができる。また、箕面市の政策執行で特徴的なのは、条例制定を政策執行へと反映させる政策法務を積極的に取り入れていることである。箕面市では多くのユニークな条例が制定されているが、それらの制定の際にも市民参加が取り入れられている。

ここまでの流れから、箕面市のモデルを総括する。箕面市では、1960年代から70年代にかけて大阪市郊外の住宅都市として発展したことから、個としての「考える市民」の成熟が見られるようになった。それらは箕面市政が市民協働のまちづくりを積極的に推進するまでに至り、たとえ首長が交代しようとも、その方向性を変えることなく今日まで続いてきたのである。また、今日において、それらは公共的ガバナンスを成熟させる方向へと向かっているのである。したがって、箕面市には政策システムへ影響を与えるには十分な「環境インプット」として機能していることが理解できる。

図 4-6 筆者が描く基礎自治体の政策システム概念図（図 2-6 再掲）



次に、門真市の事例について考察する。最初に、門真市にどのような「環境インプット」が存在するかという点についてである。門真市は箕面市と同じく大阪市の郊外都市としての位置付けを有しており、共に第1次産業従事者の比率が低いという特徴を有していた。両市の相違点は、箕面市が1960年代から70年代に流入した新中間層と呼ばれる第3次産業従事者の構成比率が高くなっていることに対し、門真市はパナソニック株式会社や下請

け中小企業に勤務する第2次産業従事者の構成比率が高くなっていることである。両市の市民活動のあり方にも違いがある。箕面市では、新しく流入した新中間層が中心となることで自発的な市民活動が発達していることに対し、門真市では労働組合組織を中心とする活動が大きな地位を占め、従来からの門真市民との間に考え方の違いが生じている傾向が伺える。このような中、門真市では従来からの門真市民を中心とする保守支持の文化が根強く存在し、それらが市政に対して一定の影響を与えている。これらの流れからも、門真市において、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動が活性化している様子を見ることは難しい。

また、門真市では新たに自治基本条例を制定するなどの動きは見られるが、それらの動きは周辺の基礎自治体と比較して決して早い話ではない。その他にも、門真市において具体的に自治能力を向上させ、公共的ガバナンスを成熟させている様子を伺うことができない。なお、門真市では、1970年代から80年代にかけて革新自治体が成立していた。当時の革新市長であった中田三次郎自体は革新自治体としての特徴を発揮しようとしていたものの、市民に対して保守政権との区分を明確に示すことができなかった。その後の門真市政は再び保守政権へと逆戻りし、結果的に長期に渡る保守政権が続いている。これは、門真市で市民運動が根付いた結果として誕生したのではなく、労働組合組織の一時的な強さに依存したものであったことが理由として考えられる。したがって、労働組合組織の勢力が弱体化した1980年代において、門真市は保守政権へと逆戻りする結果へと至ったのである。門真市において公共的ガバナンスが成熟していくためには、まずは個としての「考える市民」の成熟に務め、労働組合組織とは異なる新たな市民活動を核としたまちづくりのあり方を模索することが重要であろう。

第3節 政策システムの機能性調査から見えてきたポイント（第4章の結論）

ここまで東海地方では多治見市と島田市、近畿地方では箕面市と門真市という2つの基礎自治体間の比較検証を行い、基礎自治体の政策システムの機能性に差異が生じる背景を検証してきた。その結果、それぞれの比較検証の中から基礎自治体の政策システムの機能性に関するいくつかの重要なポイントを発見することができた。それらの中から特に明確に見えてきた3点を説明することで、第4章の結論とする。

（1）基礎自治体の政策システムの機能性の差異の存在

筆者は第3章で、「環境インプット」の本質として、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点から、東海地方、近畿地方、中国・四国・九州地方の調査対象とする基礎自治体の政策システムの機能性と職業構成比率の比較検証を行ってきた。この比較検証は、1985年、1990年、1995年と過去の国勢調査データを活用することで、基礎自治体の周辺環境が、「環境インプット」を通じて年代を超えて政策システムに影響を与えている点が見られるかどうか調査のポイントとしてきた。データを用いた検証の結果、東海地方、近畿地方、中国・四国・九州地方それぞれの地域で見られる特徴が若干異なっているものの、全ての地域を通じた共通点を発見することができた。それらの共通点の詳細は、第3章第4節へ記載したとおりである。

筆者は本論文を作成するにあたり、ロバート・D・パットナム(Robert D. Putnam)によるイ

タリア州政府のパフォーマンス測定を理論の基礎とした。パットナムは、イタリア州政府の比較検証を行うことで、たとえ公式の諸制度、資源、相対価格、個々人の選好が同じ二つの社会でも、パフォーマンスに関しては差異が永遠に無くならない二つの社会を生み出す可能性があるとした「経路依存性 (Path dependence)」の理論を提唱している。パットナムは、1970年代以降のイタリア州政府のパフォーマンスの差異の起源を11世紀まで遡って検証している。わが国の地方自治制度はイタリア州政府と大きく異なり、第二次世界大戦の前後で制度自体が大きく変化していることが特徴である。つまり、パットナムによるイタリア州政府の調査研究をそのままわが国へ当てはめることは難しい。しかし、本論文では、パットナムによるイタリア州政府の測定とは年代の幅が異なるものの、パットナムと同様に年代を超えた比較検証を行い、政策システムの機能性と職業構成比率との相関関係を検証している点では方法論が類似している。具体的には、基礎自治体の政策システムの機能性調査の基準年を2006年と2008年とし、その一方で、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点を示す職業構成比率の基準年としては、1985年、1990年、1995年としている。その結果、政策システムの機能性と職業構成比率との間に10年から20年の年代の違いがあるにもかかわらず、全ての地域で一定の共通した傾向を見ることができたのである。

また、これらの検証結果を裏付けるため、東海地方と近畿地方の政策システムの機能性調査で最上位と最下位となった基礎自治体の比較調査を行った。東海地方の多治見市と島田市の比較検証では、かつては同じ保守層が強いという共通点を有しているものの、大都市圏のベッドタウン化が進み、旧来からの市民に加えて新中間層を中心とする新しい市民が加わることで、市民参加の政策決定プロセスを重視する周辺環境が築かれた多治見市で政策システムの機能性が高くなる結果を見ることができた。逆に、現在でも農林漁業従事者を中心とする保守層の力が強い島田市では、かつて一時的に全国的に注目される政策を展開してきた時期が見られるものの、今日では政策システムの機能性が低くなる結果を見ることができた。

近畿地方の箕面市と門真市の比較検証では、共に農林漁業従事者が極めて少ないという共通点を有しているものの、多治見市と同じく大都市のベッドタウン化が進むことで市民活動が活性化し、市民参加条例を中心としたまちづくりを推進することで市民力を自治体経営へ反映させていこうとした箕面市で、政策システムの機能性が高くなる結果を見ることができた。逆に、かつては革新自治体が成立していたものの、革新勢力と旧来からの市民との亀裂が埋まらず、結果的に保守政権へ逆戻りしてしまった門真市で政策システムの機能性が低くなる結果を見ることができた。

これらの流れからも、現代の基礎自治体には政策システムの機能性の差異が存在することを証明することができた。また、それらの差異については、図2-6の筆者が描いた政策システム概念図のとおり、「環境インプット」を通じて基礎自治体の政策システムへ周辺環境からの影響が伝わることによって生じていることを発見することができた。政策システムの機能性とそれぞれの基礎自治体の職業構成比率との比較検証では、新中間層の構成比率が高くなる基礎自治体で、政策システムの機能性が高くなる傾向が見られた。これは、新中間層を中心に形成される無党派層が、普段は政治に対して冷淡な態度を示しているにもかかわらず、常に政治の情報には接しており、市民活動などに対しても熱心であるという

特徴を有していることが大きな要因となっている。このような新中間層が多くなる基礎自治体では、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させており、政策システムの機能性を高める「環境インプット」が生じているということになる。実際の基礎自治体の事例を用いた比較検証では、その形態に違いはあるものの、多治見市と箕面市で政策システムの機能性を高める「環境インプット」の存在が確認できた。特に、箕面市では早い段階から市民参加条例や市民活動育成の取り組みを積極的に行い、市民に対する権限委譲を積極的に行っている動きも見ることができた。

（２）トップダウン方式による自治体政策の限界

東海地方の多治見市と島田市との比較検証では、1970年代に名古屋市のベッドタウン化が進展することによって住民構成に変化が生じ、新しく流入した市民の勢力が旧来からの市民の勢力をしのぐほどに成長した多治見市で、政策システムの機能性が高くなる傾向が見られた。多治見市では、1995年の市長選挙を機に、それまで安定政権を築いてきた保守警視庁が退陣し、代わって市民派市長が政権を握ることとなった。1995年に市長へ就任した西寺雅也は、依然として保守勢力が多数を占める議会との関係でも大きな混乱を招くことなく市政を運営し、結果的に自らが主張してきた市政改革の実現へ至っている。西寺雅也は3期12年で退陣するも、その政策の方向性は同じ路線を引き継ぐ古川雅典へ引き継がれている。

その一方で、島田市では1950年代から70年代にかけて地方名望家であった森昌也が長期政権を築き、国際交流の推進など一定の成果をあげてきた。島田市では、森昌也が退陣した後も安定した保守政権が続いてきた。このように、島田市では保守政党による安定政権の流れの中で政治的な大きな混乱がなかったにもかかわらず、かつて取り組んだ政策の成果の一部は現在へ引き継がれているものの、政策システムの機能性は低くなる傾向が見られた。

近畿地方の箕面市と門真市の比較検証では、1970年代に大阪市郊外の住宅都市として発展したことで住民構成に変化が生じ、新しく流入した市民の勢力が旧来からの市民の勢力をしのぐほどに成長した箕面市で、政策システムの機能性が高くなる傾向が見られた。その箕面市では、1993年の市長選挙を機に、それまで安定政権を築いてきた中井武兵衛から市民活動の推進へ重きを置く橋本卓へバトンが渡され、同じ保守政権ではあったものの、市民との距離は確実に縮まっていった。しかし、橋本卓は2000年に病気を理由に退陣してしまう。その後行われた市長選挙では、保守政党が支持する梶田功が当選しているが、その4年後に行われた市長選挙では一部の市民団体が支援する藤沢純一が当選し、その4年後に行われた市長選挙では保守政党が支持する倉田哲郎が当選している。つまり、箕面市では2000年以降4年に一度政権が交代するような事態が続いていたにもかかわらず、橋本卓が示した市民参加を推進する政策の方向性は流れを変えることなく、全国先進事例として前進を続けているのである。

門真市は、松下電器産業労働組合を中心に労働組合組織が支持する革新市長が長期政権を担うことで、1970年代から革新自治体が成立していた。しかし、当時の門真市では、実際のところ旧来からの門真市民が革新勢力中心の市政に困惑していた。そのような状況の中、革新自治体としての門真市は具体的な成果が創出することなく1985年に再び保守政権

へ転換している。現在の門真市は、政策システムの機能性が低くなっている。

これらの2つの基礎自治体の比較検証の結果から言えることは、基礎自治体の政権の政治的安定度が保たれることが、必ずしも政策システムの機能性が高くなるための必要条件になっていないということである。多治見市と島田市の比較検証では、共に1990年代半ばまで保守系市長が長期政権の座に就いているという共通点を有していた。しかし、多治見市では1995年に長期保守政権が幕を閉じ、代わって社会民主主義的な発想を有する西寺雅也が市長へ就任している。その一方で、島田市では2013年まで長期保守政権の流れが揺らぐことはなかった。このような特徴を有する両市の比較検証であったが、1995年に長期保守政権が幕を閉じて新たな市民派市長が誕生した多治見市の方が、島田市と比較して政策システムの機能性調査が高くなる傾向が見られたのである。

また、箕面市と門真市の比較検証では、多治見市と島田市の比較検証以上に明確な特徴を見ることができる。近畿地方で最も政策システムの機能性が高くなった箕面市では、2000年以降にシーソーゲームのように市長が入れ替わっている。2004年から2008年まで箕面市長を務めた藤沢純一の時代には、議会とのねじれ状態から4年間にわたって副市長さえ置くことができなかった。そのような状況にもかかわらず、箕面市が全国に先駆けて取り組んできた市民参加を推進する政策の方向性は継続して受け継がれ、今日も前進し続けている。これに対し、1970年代から80年代にかけて革新自治体を経験した門真市は、箕面市と比較して少なくとも政治的には安定していると言えることができる。しかし、門真市は近畿地方で政策システムの機能性が最も低位へ陥っているのである。

図2-1の基礎自治体の政策パフォーマンスに対するパス分析結果(P30)によると、市長の改革志向は、行政職員の管理主義的な政策執行規範に影響を与えながら、効率化政策を活性化させるという結果が得られている。つまり、市長の改革志向は行政サービスに対して直接影響を与えておらず、あくまで執行機関である行政職員を通じることで、行政サービスに対して影響を与えているということになる。また、図2-6の筆者が描いた政策システム概念図(P45)では、周辺環境からの影響が政策システムの機能性に伝わるのは、あくまで「環境インプット」を通じた場合であるとしていた。「環境インプット」は政策システムのそれぞれの段階に対し、選挙行動、住民投票制度、パブリックコメント、ワークショップなど政策立案過程や審議会や懇談会などへの市民参加、情報公開手続き、オンブズマン制度、市民協働などの要因を通じ、政策システムの機能性に影響を与えていた。つまり、これらの要因は単に首長のトップダウンによる指示によって実行できるものではなく、市民の声を反映させるための参加政策が影響力を持っていることとなる。そのような点からも、多治見市では政策立案への市民参加、積極的な情報公開などが発達し、箕面市では市民活動の活性化による市民参加の仕組みづくりが発達したことで、政策システムの機能性が高まることへと繋がったのである。そこに望まれるのは首長のトップダウン政策ではなく、「考える市民」と共に築こうとする市民協働のあり方なのである。

ここまでの流れから、基礎自治体の政策システムの機能性を高めるためには、安定的な政権によるトップダウン方式の自治体政策ではなく、市民の主体的意思によるボトムアップ方式の自治体政策を目指すことが重要だということになる。いくら首長がトップダウン指示によって基礎自治体を動かそうとしても、「考える市民」が存在しなければ、上滑りの状況を生み出してしまうのである。まさに、2013年の島田市長選挙で落選した桜井勝郎は、

自らのリーダーシップを発揮して震災がれきの受入や市民病院移転の計画などを推進しようとしたものの、その政策決定プロセスに市民が存在していなかったことから市民との間に亀裂を生じさせ、その結果が自らの選挙結果へ跳ね返ってしまった。そのような点で、島田市はトップダウン方式による自治体政策からの脱却を図るチャンスを迎えているのかもしれない。

（３）市民活動活性化による公共的ガバナンス成熟の重要性

基礎自治体の政策システムの機能性を高めるためには、「考える市民」の存在を前提に、市民の主体的意思によるボトムアップ方式の自治体政策を展開することが重要となる。では、市民を基軸に置いたボトムアップ方式による自治体政策とは何を意味しているのか。その点については、筆者が第４章で行った基礎自治体の比較検証の中から、東海地方と近畿地方で政策システムの機能性が最も高くなった多治見市と箕面市との共通点からポイントを発見することができる。

多治見市と箕面市での共通点は、共に政策システムの機能性が向上するための「環境インプット」が存在することである。多治見市と箕面市では、共に 1970 年代から 80 年代にかけて多くの新中間層が流入し、旧来からの市民の勢力をしのぐほどの住民構成の変化が生じていた。「環境インプット」の本質として、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点から、両市共に新中間層を中心とする「考える市民」の存在が確認された。多治見市では、1994 年の廃棄物最終処分場の拡大問題に代表されるように、市民自身の政策決定そのものに対する興味関心の高まりが、全国でも注目される多治見市の計画行政のあり方を生み出していった。箕面市では、市民活動の活性化から全国的にも注目される市民参加のまちづくりのあり方ができあがっていった。また、箕面市では、市民活動が活性化したことによる行政からの権限委譲が行われる動きが見られるなど、公共的ガバナンスの成熟に向けた一定の動きが確認されている。これらの「環境インプット」の存在が政策システムの機能性に対してプラスの影響を与え、政策システムの機能性が高くなる結果へと至ったのである。

筆者は第２章第１節で、基礎自治体の公共政策の枠組みについて、1980 年代以降に積極的な改革路線を敷いた基礎自治体は、「古い行政執行管理」の枠組みが弱まり、「NPM」の枠組みに強く規定される傾向にあり、1960 年代から 1970 年代にかけて積極的に行われた市民運動の流れを引き継いだ基礎自治体では、「古い行政執行管理」の枠組みが弱まり、「公共的ガバナンス」の枠組みに強く規定される傾向にあるとしていた。また、「公共的ガバナンス」の形成とは、地方分権が進む現代の基礎自治体が目指すべき統治体制のあり方とされる傾向にあり、市民の力が最も活かされる「市民自治」のあり方だとしていた。わが国の基礎自治体は、これらの公共政策の枠組みが分岐することで、1960 年代から 70 年代にかけて「先駆自治体」と「居眠り自治体」に分岐してきた。具体的には、「先駆自治体」は公共政策の枠組みについて、過去の「古い行政執行管理」の体制からの脱却を図って小さな政府を目指すことで、市民を中心とした公共的ガバナンスの成熟した姿を見ることができる。

今回の事例検証の中では、市民活動が活性化し、市民団体そのものが積極的に公共の役割を担う体制が築き上げられていた箕面市が、最も公共的ガバナンスの成熟が進んでいた

と考えられる。箕面市では、1980年代からの市民活動の活性化が基礎自治体へと影響を与え始め、橋本卓が市長へ就任したことを機に市民と行政との協働体制が明確に築かれていく。箕面市では、2000年以降に市長が激しく入れ替わっている。トップダウン方式による自治体経営を行っている基礎自治体では、市長が交代することが市政に与える影響は大きくなる者として想定される。しかし、公共的ガバナンスが成熟し、市民自治のあり方が明確である基礎自治体では、たとえ首長が交代しようとも政策システムの機能性を高める「環境インプット」は存在し続けることで、基礎自治体が目指すべき政策は前進し続けることができるのである。

その一方で、近畿地方で政策システムの機能性が低位となった門真市も、かつては革新自治体として労働組合組織を中心とした活動が存在していた。また、2000年には門真市職員労働組合は大阪自治体問題研究所と共同で「門真市まちづくり研究会」を立ち上げ、地域活性化やまちづくりの課題に関する調査研究などを行っている。門真市まちづくり研究会は、2002年に地域住民団体34団体へのまちづくりヒアリング調査を行っていることから、門真市では現在も労働組合組織を中心とする活動は活発に行われていることが理解できる(門真市まちづくり研究会2002)。

では、門真市と箕面市のどこが異なるのか。それは、門真市では革新自治体が成立していた当時から、労働者層と旧来からの市民との間に生じていた考え方の亀裂を埋めることができなかつたという点である。門真市は旧来から保守層が多い環境にあった。そこへ松下電器産業を中心とする企業群が参入したことで、急速な勢いで多くの労働者層が流入してきた。そうして革新自治体が誕生した。しかし、旧来からの門真市民と新たに流入してきた労働者層との間には大きな考え方の違いが生じ、それらを埋めることは極めて難しい状況にあったのである。門真市における革新自治体は、12年に渡る政権運営の中で少しずつ保守化の流れを辿り、最終的には労働者層の減少とともに保守政権へ逆戻りする結果へと至つたのである。つまり、門真市に存在する労働組合組織を中心とする市民活動は、箕面市で活性化している市民活動とは異なつて旧来からの市民との考え方の溝が大きく、労働者層の減少によってその影響力が大きく低下せざるを得ないものだったのである。

ここまでの流れから、政策システムの機能性が高くなる背景には、単に市民活動が活性化するだけでなく、それらがボトムアップ方式の自治体経営へと繋がり、公共的ガバナンスの成熟へ辿り着くことが重要だということになる。一時的なものではなく、真に市民に定着した自治のあり方を目指すことが必要なのである。

ここまで第4章のまとめとして、特に明確となつた3点の重要ポイントについて論じてきた。本論文では多くのデータと事例を用いた結果、比較的様々な視点から仮説を立てることが可能である。それらの仮説の中でも、第4章のまとめとして用いた3点のポイントは、データと事例検証の両面から根拠が明らかになつたものである。これらの見えてきた3点のポイントをもって、第4章の結論とすることとしたい。

終章 これからの基礎自治体が持つべき視点

本論文の結論づけるにあたり、序章で記載した本論文の方向性へ立ち戻ってみる。序章において筆者が事例として提示したのが、平成の大合併を推進した政府の考え方であった。当時の政府は、市町村合併を推進することで基礎自治体の規模を拡大し、自治の受け皿としての基盤を強化する方向性を明示していた。その点について筆者は、基礎自治体の規模拡大と自治の受け皿としての基盤強化は相関関係に無いとして、政府の方向性に対して No という見解を突きつけていた。ここまでが筆者が序章で提示した内容である。

では、この筆者が序章で提示した内容を本論文の論旨に沿って説明するとどうなるのだろうか。筆者が序章で掲げていた本論文で明らかにすべき 2 点の課題に沿って、平成の大合併を推進した政府の見解について論じていくこととする。

筆者が掲げていた本論文を通じて明らかにすべき 1 点目の課題は、基礎自治体の間に存在する自治の受け皿としての能力差は、どのような形で存在するのかという点であった。この点について筆者は、自らの政策課題を解消するために、全ての基礎自治体が有している機能である政策システムの機能性に着目し、そこに差異が生じているという点を証明しようとしてきた。この点を詳しく説明すると、それぞれの基礎自治体の政策システムの機能性について、人口規模や財政規模などの諸条件が類似した基礎自治体を比較することで政策システムの機能性に差異が見られるようであれば、それは基礎自治体の間に存在する自治の受け皿としての能力差ということになるのである。筆者は第 2 章において、人口規模や財政規模などを除く基礎自治体の政策システムの機能性を測定する要因として、「組織運営規範」「透明化政策」「効率化政策」の 3 点に着目した。第 3 章では、これらの要因を用いることで、調査対象とする東海地方、近畿地方、中国・四国・九州地方の人口 10 万人から 15 万人の基礎自治体の政策システムの機能性を測定したところ、基礎自治体の間で政策システムの機能性に差異が生じているという結果が得られたのである。

この点について、引き続き第 4 章では、東海地方と近畿地方の実例をもとに比較検証を行った。東海地方で政策システムの機能性が高くなった多治見市では、政策決定プロセスに重点を置いた計画行政の推進に力を入れ、全国的な注目を集めていた。また、近畿地方で政策システムの機能性が高くなった箕面市では、「箕面市まちづくり理念条例」を最高法規とする条例主義の考え方が根付き、まちづくりの原理原則としての市民協働が定着することで、自治型のまちづくりが進展していた。これらの全国的に注目されるような政策の方向性は、政策システムの機能性が低くなった島田市や門真市では見ることはできなかった。以上の内容からも、筆者が掲げた 1 点目の課題であった基礎自治体間に存在する自治の受け皿としての能力差の存在について、わが国の基礎自治体には、人口規模や財政規模に関係なく政策システムの機能性に差異が存在するという結論を得ることができた。

次に、筆者が掲げていた本論文を通じて明らかにすべき課題の 2 点目は、基礎自治体の間に存在する自治の受け皿としての能力差は何を理由に存在するのかという点であった。この点について筆者は、松下圭一や佐々木信夫など、戦後地方自治制度の確立から今日分権改革への流れを研究する地方自治学者の先行研究から、革新自治体が台頭した 1970 年前後を契機に、基礎自治体の間の政策システムの機能性の差異が拡大したのではないかとこの点に着目した。第 2 章において筆者は、自らがモデル化した基礎自治体の政策システ

ムの定義を用いて、基礎自治体の周辺環境から政策システムの機能性へと影響を与える「環境インプット」の存在を導き出した。「環境インプット」は、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点からその本質を捉えることが可能である。また、「環境インプット」は、基礎自治体の政策システムに内在する「政治的争点」「政策立案」「行政事務」「政策執行」の各段階へ周辺環境からの影響を与えるものとして位置付けることができる。筆者は基礎自治体の自治の受け皿としての能力差を生み出す要因として、この「環境インプット」の存在に着目した。

第3章では、「環境インプット」の本質に着目した上で、個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点から社会階層の存在に着目し、職業構成比率を用いて政策システムの機能性との相関関係を検証してきた。調査対象は東海地方、近畿地方、中国・四国・九州地方の人口10万人から15万人の基礎自治体として、基礎自治体の職業構成比率については、1985年、1990年、1995年の国勢調査データを活用し、政策システムの機能性については、2006年、2008年の調査データを活用した。これらの検証作業を通じ、全ての地域と年代に共通した傾向を見ることができた。

続いて筆者は、第3章の検証を踏まえ、事例を用いて「環境インプット」がどのように基礎自治体の政策システムへ影響を与えているかという点について検証してきた。具体的には、東海地方と近畿地方における政策システムの機能性が最上位と最下位の基礎自治体の事例検証を行った。その結果、最上位の基礎自治体には全国的に着目される先進的な政策の方向性が存在すると同時に、「環境インプット」を通じて政策システムの「政治的争点」「政策立案」「行政事務」「政策執行」の各段階へ影響を与えている様子が明らかとなった。これらの流れからも、基礎自治体間に存在する自治の受け皿としての能力差は何を理由に存在するかという点については、「環境インプット」の本質を有する基礎自治体において政策システムの機能性が高くなることで、それぞれの基礎自治体の間に政策システムの機能性の差異をもたらすという結論に辿り着くのである。つまり、「環境インプット」による政策システムへのプラスの影響を受ける基礎自治体では、市民の意向が政策システムへ伝達されていることを意味しており、政策の方向性に対して首長交代などの影響が伝わりにくくなるのである。

筆者は第2章において、参加政策は行政サービスに対して直接的にプラスの影響を与えておらず、行政サービスとは一線を置いて位置付けられ、公共参加規範と参加政策は、行政サービスとは一線を置いて位置付けられるとしていた。これらは、「要求インプット」が政策システムを通じて政策へと転換され、政策システムからアウトプットされる行政サービスに対する影響について、参加政策の位置付けはあくまで間接的であるということ論じていた。しかし、基礎自治体の周辺環境が「環境インプット」を通じて政策システムそのものに対して与える影響は別物である。実際に第4章の事例検証では、参加政策が政策システムの各段階へ影響を与えている様子をうかがうことができた。つまり、参加政策は行政サービスの提供に対しては間接的な影響力に止まるものの、政策システムへの影響に対しては直接的な影響力を有するという結論が得られるのである。参加政策を政策システムの機能性を測定する指標として設定していないにもかかわらず、データ分析や事例検証を経た筆者の結論として、政策システムの機能性と「環境インプット」、更には参加政策の重要性を結論づけることが可能となることは、それだけ基礎自治体の政策システムの機能

性を高めるためには、市民協働および公共的ガバナンスの成熟という観点を重視しなければならないことの証明であろう。したがって、筆者が掲げた2点目の課題であった基礎自治体間に存在する自治の受け皿としての能力差は何を理由に存在するのかという点については、「環境インプット」の本質である個としての「考える市民」が成熟し、政治運動や市民活動を活性化させているかという観点に着目した上で、それらの影響を政策システムへと伝えることができる参加政策が重要だという結論が得られたのである。

なお、革新自治体と「先駆自治体」の姿をそのまま重ね合わせる方もいるかもしれない。しかし、本論文で筆者が得た結論にもとづくと、かつては革新自治体が成立していた基礎自治体であったとしても、その基礎自治体が今日までにどのような発展の過程を歩んできたのかを分析することで、その本質が見えてくることになる。つまり、「環境インプット」の本質を満たすように発展し続けている基礎自治体であるのか、一時的な労働者層の流入などの影響により、一時的に革新自治体が成立した基礎自治体であるのかという点を明らかにすることが重要なのである。

ここまで、筆者が序章で掲げていた本論文で明らかにすべき2点の課題について論じてきた。その結果としては、平成の大合併を推進してきた当時の政府の考え方である、単に基礎自治体の規模を拡大させることが自治の受け皿としての基盤を強化するという当時の政府の考え方には無理があるという結論へと再度辿り着く。本論文の流れからすると、逆に無意味に基礎自治体の行政区域や市民の幅を広げることは、政策立案プロセスへの参加制度のあり方や地域自治の手段のあり方を見直す必要性に迫られ、改めて基礎自治体の政策システムと市民との間の距離が遠ざかってしまう危険性があることになる。つまり、基礎自治体の枠組みが変化することで、「環境インプット」および「環境インプット」から参加政策を通じて政策システムへと影響を与えるプロセスに変化が生じ、規模拡大前の基礎自治体とは全く違った観点から、基礎自治体のあり方を見直す必要性に迫られることになるのである。基礎自治体の規模に固執して拡大論を唱えることは、政策システムの機能性という観点からは逆効果へと陥る危険性があるとの結論に辿り着くのである。

では、現代のわが国の基礎自治体は、政策システムの機能性を向上させるために、どのような点に着目する必要があるのだろうか。それが、第4章の結論とした3点へ集約されている。1点目は、基礎自治体自らが政策システムの機能性に差異が生じていることを認めるところからスタートする。基礎自治体の政策システムの機能性に差異が生じていることは、本論文の内容から明確なものとなった。人口規模や財政規模が同等の基礎自治体において政策システムの機能性に差異が存在するという事実は、居住する基礎自治体によってアウトプットの質が異なることを意味している。しかし、実際の市民生活の中で、同規模の基礎自治体と比較して政策システムの機能性に差異が存在すること気付いている市民、政治家、行政職員がどの程度存在するだろうか。本論文の内容からも、政策システムの機能性を高めるためには、一部のアクターが努力しただけで達成することができるほど安易なものではない。つまり、より多くのアクターが政策システムの機能性に差異が存在することに気付き、自らが主体者となって基礎自治体の政策立案プロセスへ参加しようとする行為を示すことで、政策システムの機能性を高める第一歩へと繋がるのである。

2点目は、トップダウン方式による自治体政策からの脱却を図ることである。本論文で得た重要な結論の一つとして、トップダウン方式による自治体政策は一過性のもので、決し

て政策システムの機能性を高めることには繋がらないことを証明していた。わが国の基礎自治体では、近年になってようやく公共的ガバナンスが着目され始めている。しかし、人口密度が低く保守層が多い過疎地域の基礎自治体では、未だ政治や行政の主導によるトップダウン方式の自治体政策が志向される傾向が見られる。このような過疎地域の基礎自治体と、大都市近郊の基礎自治体を一括りに比較することは難しい。しかし、自治体経営を一部の者のリーダーシップへ依存させすぎるとは、決して基礎自治体の政策システムの機能性の向上へと繋がってはおらず、首長の志向の変化や首長交代による影響を大きく受けやすい自治体経営となってしまう。本論文の事例検証の中でも、島田市では強硬なトップダウン方式による自治体経営を行っていた桜井勝郎が、2013年の市長選挙で敗れている。この背景には、震災がれきの受入や市民病院の移転について、市民との対話プロセスを軽視し、自らの政策の方向性を強行的に推進しようとしたという事実が存在する。限られた分野の問題が政治不信を招き、そこから政権交代まで繋がった島田市であるが、一時的な影響力を受けて新たに当選した現職の染谷絹代が今後どのような市政運営を目指すのか、注目される。しかし、本論文の内容からすると、決して島田市でボトムアップによる政策システムの機能性の高まりが見られているわけではない。政権交代があったとはいえ、そこから一気にボトムアップ方式による自治体経営へと転換できるとは言い難く、今後の政権運営に注目させられるところである。

3点目は、公共的ガバナンスの重要性を認識した上で、市民活動の活性化を通じた自治力の向上へと務めることである。この点については、まさに政策システムの機能性を高めるために最も重要なポイントであり、前述したトップダウン方式による自治体政策からの脱却の延長線上にある考え方である。基礎自治体の市民自治力は、政治機構や行政機構によるトップダウン方式による統治から、市民と行政機構が協働でまちづくりを推進する共治へと移行し、更には市民自らが地域を治める自治の実現へと移ることで向上するものである。それらの市民自治力の高まりが、公共的ガバナンスの成熟へと繋がっていくのである。本論文では、政策システムの機能性と公共的ガバナンスの成熟度との関係が密接であるということが示された。これからの基礎自治体は、市民自治力が活かされる公共的ガバナンスのあり方を模索し続けていくことが望まれるのである。

本論文は、わが国の地方自治が分権の道を歩む中で、基礎自治体の根幹となる政策システムの機能性に差異が生じていることを証明することで、政府主導による地方分権の流れに対して一石を投じることへ繋がったものと確信している。あえて本論文の課題をあげるとするならば、全国に存在する約1800の基礎自治体において、全く同じ環境に置かれている基礎自治体は存在していない。つまり、今後も引き続いてより多くの事例検証を積んでいく必要があることである。本論文は、これまでマクロ視点から分析される機会が少なかった基礎自治体の実情について、あえてデータの的に検証する役割を果たすものであったと認識している。本論文の結論をもとに、今後も事例検証を進めていくことで、研究内容に一層の深みが生じるものとして理解している。

また、本論文では二元代表制のうち主に執行部側へ視点を置いており、市議会側に関する記述については、第4章における箕面市の事例に関する部分のみに限っている。これは、本論文の視点を基礎自治体の政策システムと関係が深い執行部側へ当てることで、「環境インプット」と基礎自治体の政策システムとの関係を単純明快に説明しようとした意図があ

る。しかし、より深く基礎自治体の政策の方向性を分析しようとするならば、市議会に関する考察を加えることも必要となるであろう。筆者としては、本論文をこれからの研究活動の第一歩として位置付け、これらの今後の課題点については、稿を改めて論じることとしたい。

最後に、本論文の完成にあたり松山大学大学院社会学研究科の皆様、調査対象とした基礎自治体関係者の皆様、その他ご協力いただいた関係者の皆様へ感謝の意を表したい。

資料編

資料1 1985年国勢調査データ（東海地方）

| 自治体名 | 総数 | | | | | | 総数 | | | | | | うちその他四計 | 販売従事者 | 農林漁業従事者 | 採掘従事者 | 運輸・通信従事者 | 生産工程・労務作業者 | 保安職業従事者 | サービス従事者 |
|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-------------|----------------|---------------|---------------|-------------|---------------|----------------|--------------|---------------|
| | うち雇用者 | うち役員 | うち雇人のある業主 | うち雇人のない業主 | 家族従業者 | うち専門 | うち管理 | うち事務 | うちその他 | うち分類不能 | | | | | | | | | | |
| 多治見市(岐阜県) | 50397人 | 35568人 | 2323人 | 2056人 | 5763人 | 4687人 | 50397人 | 4478人 | 1963人 | 8528人 | 35420人 | 8人 | 35420人 | 7110人 | 479人 | 24人 | 1942人 | 22504人 | 454人 | 2907人 |
| 各務原市(岐阜県) | 63449人 | 46269人 | 2127人 | 2102人 | 7660人 | 5291人 | 63452人 | 6472人 | 2131人 | 11079人 | 43731人 | 39人 | 43731人 | 7995人 | 2256人 | 28人 | 1965人 | 25750人 | 2211人 | 3526人 |
| 岐阜県小計 | 113846人 | 81837人 | 4450人 | 4158人 | 13423人 | 9978人 | 113849人 | 10950人 | 4094人 | 19607人 | 79151人 | 47人 | 79151人 | 15105人 | 2735人 | 52人 | 3907人 | 48254人 | 2665人 | 6433人 |
| 藤枝市(静岡県) | 63291人 | 44426人 | 2023人 | 2161人 | 7846人 | 6835人 | 63298人 | 5613人 | 2085人 | 10162人 | 45378人 | 60人 | 45378人 | 8248人 | 6944人 | 9人 | 2160人 | 24222人 | 896人 | 2899人 |
| 焼津市(静岡県) | 66585人 | 49178人 | 2417人 | 2533人 | 6742人 | 5715人 | 66589人 | 4867人 | 2308人 | 10317人 | 49037人 | 60人 | 49037人 | 8502人 | 4914人 | 20人 | 3125人 | 28112人 | 720人 | 3644人 |
| 富士宮市(静岡県) | 60183人 | 43803人 | 2102人 | 2485人 | 6432人 | 5361人 | 60184人 | 5521人 | 1977人 | 8695人 | 43966人 | 25人 | 43966人 | 7133人 | 4398人 | 9人 | 2566人 | 25577人 | 419人 | 3864人 |
| 掛川市(静岡県) | 53769人 | 35080人 | 1479人 | 1538人 | 8017人 | 7655人 | 53775人 | 3891人 | 1264人 | 6725人 | 41832人 | 63人 | 41832人 | 5043人 | 9424人 | 1人 | 1614人 | 22899人 | 292人 | 2559人 |
| 三島市(静岡県) | 48429人 | 35651人 | 2429人 | 1853人 | 4754人 | 3742人 | 48431人 | 6195人 | 2304人 | 8238人 | 31675人 | 19人 | 31675人 | 6815人 | 2315人 | 11人 | 1885人 | 16407人 | 338人 | 3904人 |
| 島田市(静岡県) | 42700人 | 28851人 | 1499人 | 1537人 | 5461人 | 5352人 | 42702人 | 2936人 | 1307人 | 6153人 | 32263人 | 43人 | 32263人 | 4910人 | 5403人 | 48人 | 1388人 | 18192人 | 245人 | 2077人 |
| 静岡県小計 | 334957人 | 236989人 | 11949人 | 12107人 | 39252人 | 34660人 | 334979人 | 29023人 | 11245人 | 50290人 | 244151人 | 270人 | 244151人 | 40651人 | 33398人 | 98人 | 12738人 | 135409人 | 2910人 | 18947人 |
| 小牧市(愛知県) | 56448人 | 44046人 | 2202人 | 1774人 | 5168人 | 3258人 | 56453人 | 4584人 | 1898人 | 9983人 | 39951人 | 37人 | 39951人 | 6395人 | 2079人 | 22人 | 2569人 | 23832人 | 1836人 | 3218人 |
| 刈谷市(愛知県) | 58579人 | 47342人 | 2005人 | 1838人 | 4028人 | 3366人 | 58584人 | 5087人 | 1704人 | 9742人 | 41913人 | 138人 | 41913人 | 5484人 | 1724人 | 1人 | 1727人 | 29232人 | 334人 | 3411人 |
| 稲沢市(愛知県) | 46713人 | 33730人 | 1682人 | 1312人 | 5616人 | 4373人 | 46715人 | 4266人 | 1217人 | 8346人 | 32817人 | 69人 | 32817人 | 6722人 | 4754人 | 6人 | 1511人 | 16951人 | 397人 | 2476人 |
| 瀬戸市(愛知県) | 62660人 | 45543人 | 3212人 | 2601人 | 6408人 | 4896人 | 62663人 | 5628人 | 2185人 | 10852人 | 43847人 | 151人 | 43847人 | 8095人 | 516人 | 45人 | 2737人 | 28449人 | 587人 | 3418人 |
| 半田市(愛知県) | 45251人 | 34135人 | 1740人 | 1823人 | 3971人 | 3582人 | 45252人 | 4533人 | 1521人 | 8062人 | 31114人 | 22人 | 31114人 | 5585人 | 1309人 | 6人 | 1911人 | 18957人 | 401人 | 2945人 |
| 東海市(愛知県) | 47600人 | 38858人 | 1235人 | 1443人 | 3176人 | 2888人 | 47602人 | 3631人 | 1096人 | 7299人 | 35525人 | 51人 | 35525人 | 4811人 | 2303人 | 7人 | 1837人 | 23235人 | 354人 | 2978人 |
| 西尾市(愛知県) | 49142人 | 33678人 | 1664人 | 1912人 | 6198人 | 5690人 | 49146人 | 3892人 | 1265人 | 6712人 | 37247人 | 30人 | 37247人 | 5002人 | 4469人 | 9人 | 1493人 | 23653人 | 304人 | 2317人 |
| 江南市(愛知県) | 45451人 | 33079人 | 1857人 | 1587人 | 5197人 | 3731人 | 45458人 | 4246人 | 1393人 | 7795人 | 31930人 | 94人 | 31930人 | 6311人 | 1414人 | 21人 | 1535人 | 19580人 | 423人 | 2646人 |
| 愛知県小計 | 411844人 | 310411人 | 15597人 | 14290人 | 39762人 | 31784人 | 411873人 | 35867人 | 12279人 | 68791人 | 294344人 | 592人 | 294344人 | 48405人 | 18568人 | 117人 | 15320人 | 183889人 | 4636人 | 23409人 |
| 桑名市(三重県) | 57477人 | 41206人 | 3020人 | 2141人 | 6050人 | 5060人 | 57480人 | 5664人 | 2409人 | 10425人 | 38948人 | 34人 | 38948人 | 8014人 | 3408人 | 16人 | 1838人 | 21506人 | 413人 | 3753人 |
| 伊勢市(三重県) | 67310人 | 48139人 | 2954人 | 2721人 | 7550人 | 5946人 | 67311人 | 6618人 | 2296人 | 10516人 | 47792人 | 89人 | 47792人 | 9884人 | 4543人 | 12人 | 2665人 | 24546人 | 1130人 | 5012人 |
| 三重県小計 | 124787人 | 89345人 | 5974人 | 4862人 | 13600人 | 11006人 | 124791人 | 12282人 | 4705人 | 20941人 | 86740人 | 123人 | 86740人 | 17898人 | 7951人 | 28人 | 4503人 | 46052人 | 1543人 | 8765人 |

資料2 1985年国勢調査データ（近畿地方）

| 自治体名 | 総数 | | | | | | 総数 | | | | | | うちその他団計 | | | | | | | |
|------------|---------|---------|-----------|-----------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|----------|------------|---------|---------|---------|-------|--------|
| | うち雇業者 | うち役員 | うち雇人のある業主 | うち雇人のない業主 | 家族従業者 | うち専門 | うち管理 | うち事務 | うちその他 | うち分類不能 | 販売従事者 | 農林漁業従業者 | 探掘従業者 | 運輸・通信従事者 | 生産工程・労務従業者 | 保安職業従事者 | サービス従事者 | | | |
| 長浜市(滋賀県) | 49154人 | 34208人 | 1790人 | 1617人 | 6781人 | 4758人 | 49157人 | 4489人 | 1488人 | 7086人 | 36044人 | 50人 | 36044人 | 5250人 | 4819人 | 12人 | 1580人 | 21649人 | 348人 | 2386人 |
| 草津市(滋賀県) | 40410人 | 32474人 | 1421人 | 1104人 | 3269人 | 2142人 | 40411人 | 5019人 | 1501人 | 7579人 | 26240人 | 72人 | 26240人 | 5286人 | 1781人 | 6人 | 1210人 | 15223人 | 454人 | 2280人 |
| 東近江市(滋賀県) | 51841人 | 35954人 | 1567人 | 1554人 | 7286人 | 5480人 | 51851人 | 4174人 | 1343人 | 7754人 | 38530人 | 50人 | 38530人 | 5462人 | 6167人 | 11人 | 1542人 | 22497人 | 418人 | 2433人 |
| 彦根市(滋賀県) | 45048人 | 32412人 | 1780人 | 1552人 | 5560人 | 3744人 | 45048人 | 4578人 | 1604人 | 7694人 | 31131人 | 41人 | 31131人 | 5617人 | 3229人 | 5人 | 1441人 | 17723人 | 397人 | 2719人 |
| 滋賀県小計 | 186453人 | 135048人 | 6558人 | 5827人 | 22896人 | 16124人 | 186467人 | 18260人 | 5936人 | 30113人 | 131945人 | 213人 | 131945人 | 21615人 | 15996人 | 34人 | 5773人 | 77092人 | 1617人 | 9818人 |
| 橿原市(奈良県) | 47874人 | 35304人 | 1764人 | 2019人 | 5641人 | 3146人 | 47877人 | 6629人 | 1952人 | 9430人 | 29709人 | 157人 | 29709人 | 8327人 | 1526人 | 8人 | 1382人 | 15318人 | 674人 | 2474人 |
| 生駒市(奈良県) | 35777人 | 26845人 | 3288人 | 1582人 | 2502人 | 1560人 | 35777人 | 5950人 | 3293人 | 9345人 | 17085人 | 104人 | 17085人 | 6718人 | 670人 | 5人 | 667人 | 6630人 | 398人 | 1997人 |
| 三田市(兵庫県) | 18563人 | 13146人 | 713人 | 728人 | 2212人 | 1764人 | 18563人 | 2395人 | 616人 | 3279人 | 12255人 | 18人 | 12255人 | 2456人 | 2139人 | 17人 | 714人 | 5194人 | 244人 | 1491人 |
| 奈良県・兵庫県小計 | 102214人 | 75295人 | 5765人 | 4329人 | 10355人 | 6470人 | 102217人 | 14974人 | 5861人 | 22054人 | 59049人 | 279人 | 59049人 | 17501人 | 4335人 | 30人 | 2763人 | 27142人 | 1316人 | 5962人 |
| 守口市(大阪府) | 76160人 | 55552人 | 2591人 | 4271人 | 8193人 | 5553人 | 76166人 | 6535人 | 2320人 | 13685人 | 53097人 | 529人 | 53097人 | 12020人 | 166人 | 29人 | 4068人 | 30060人 | 673人 | 6081人 |
| 門真市(大阪府) | 67733人 | 52200人 | 2182人 | 3438人 | 6341人 | 3572人 | 67736人 | 4776人 | 1820人 | 11096人 | 49488人 | 556人 | 49488人 | 10367人 | 312人 | 21人 | 3996人 | 28428人 | 565人 | 5799人 |
| 箕面市(大阪府) | 48203人 | 37194人 | 3836人 | 2109人 | 3187人 | 1877人 | 48206人 | 8075人 | 3762人 | 11253人 | 24714人 | 402人 | 24714人 | 9829人 | 830人 | 11人 | 1219人 | 9229人 | 420人 | 3176人 |
| 大東市(大阪府) | 56081人 | 44524人 | 2024人 | 2527人 | 4388人 | 2618人 | 56085人 | 4609人 | 1749人 | 9931人 | 39659人 | 137人 | 39659人 | 8164人 | 299人 | 3人 | 2811人 | 24240人 | 506人 | 3636人 |
| 池田市(大阪府) | 46586人 | 36132人 | 2801人 | 1945人 | 3455人 | 2253人 | 46586人 | 6984人 | 3098人 | 10739人 | 25670人 | 95人 | 25670人 | 8675人 | 892人 | 6人 | 1443人 | 10195人 | 388人 | 4071人 |
| 松原市(大阪府) | 59229人 | 45241人 | 1991人 | 2933人 | 5623人 | 3441人 | 59229人 | 5350人 | 1930人 | 11162人 | 40568人 | 219人 | 40568人 | 10230人 | 618人 | 12人 | 2834人 | 22189人 | 682人 | 4003人 |
| 富田林市(大阪府) | 43343人 | 33604人 | 2067人 | 1760人 | 3606人 | 2306人 | 43343人 | 6078人 | 2049人 | 9377人 | 25652人 | 187人 | 25652人 | 7365人 | 1445人 | 0人 | 1494人 | 11950人 | 663人 | 2735人 |
| 羽曳野市(大阪府) | 48457人 | 36465人 | 2449人 | 2352人 | 4368人 | 2823人 | 48461人 | 6554人 | 2485人 | 9678人 | 29621人 | 123人 | 29621人 | 8998人 | 1134人 | 5人 | 1475人 | 14792人 | 540人 | 2677人 |
| 河内長野市(大阪府) | 37962人 | 30013人 | 1824人 | 1443人 | 2945人 | 1737人 | 37964人 | 5741人 | 2008人 | 8851人 | 21142人 | 222人 | 21142人 | 6408人 | 867人 | 5人 | 992人 | 10139人 | 758人 | 1973人 |
| 泉佐野市(大阪府) | 42602人 | 29843人 | 1758人 | 1995人 | 4947人 | 4059人 | 42603人 | 3662人 | 1541人 | 7314人 | 29921人 | 165人 | 29921人 | 6193人 | 1959人 | 5人 | 1675人 | 17174人 | 435人 | 2480人 |
| 大阪府小計 | 526356人 | 400768人 | 23523人 | 24773人 | 47053人 | 30239人 | 526379人 | 58364人 | 22762人 | 103086人 | 339532人 | 2635人 | 339532人 | 88249人 | 8522人 | 97人 | 22007人 | 178396人 | 5630人 | 36631人 |

資料3 1985年国勢調査データ（中国・四国・九州地方）

| 自治体名 | 総数 | | | | | | 総数 | | | | | | うちその他四計 | うちその他四計 | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|-----------|-----------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|----------|------------|---------|---------|--------|--------|--|
| | うち雇用人 | うち役員 | うち雇人のある業主 | うち雇人のない業主 | 家族従業者 | うち専門 | うち管理 | うち事務 | うちその他 | うち分類不能 | 販売従事者 | 農林漁業従事者 | | 探掘従事者 | 運輸・通信従事者 | 生産工程・労務従事者 | 保安職業従事者 | サービス従事者 | | | |
| 米子市(鳥取県) | 69314人 | 48888人 | 3644人 | 2527人 | 8408人 | 5847人 | 69316人 | 7533人 | 3071人 | 11505人 | 47132人 | 75人 | 47132人 | 10790人 | 6578人 | 10人 | 2857人 | 19199人 | 1686人 | 6012人 | |
| 出雲市(鳥根県) | 75163人 | 48920人 | 2732人 | 2380人 | 11820人 | 9311人 | 75165人 | 7777人 | 2519人 | 10593人 | 54260人 | 16人 | 54260人 | 9279人 | 12287人 | 88人 | 2794人 | 24592人 | 1029人 | 4191人 | |
| 津山市(岡山県) | 53797人 | 35100人 | 3054人 | 1758人 | 8359人 | 5526人 | 53799人 | 5683人 | 2183人 | 7846人 | 38037人 | 50人 | 38037人 | 7244人 | 7216人 | 21人 | 2069人 | 17467人 | 755人 | 3265人 | |
| 尾道市(広島県) | 83841人 | 54817人 | 4131人 | 2806人 | 12803人 | 9284人 | 83851人 | 7777人 | 3097人 | 12301人 | 60563人 | 113人 | 60563人 | 11165人 | 10511人 | 18人 | 3566人 | 29706人 | 719人 | 4878人 | |
| 廿日市市(広島県) | 41387人 | 31474人 | 1913人 | 1408人 | 3949人 | 2643人 | 41390人 | 5244人 | 1862人 | 8151人 | 26074人 | 59人 | 26074人 | 5772人 | 2890人 | 5人 | 1887人 | 12077人 | 604人 | 2839人 | |
| 三原市(広島県) | 54504人 | 38676人 | 1600人 | 1577人 | 7239人 | 5412人 | 54511人 | 6135人 | 1815人 | 8966人 | 37541人 | 54人 | 37541人 | 6007人 | 6978人 | 17人 | 2336人 | 18479人 | 421人 | 3303人 | |
| 岩国市(山口県) | 78545人 | 55504人 | 2516人 | 3256人 | 10345人 | 6924人 | 78554人 | 7456人 | 2615人 | 11935人 | 56465人 | 83人 | 56465人 | 9248人 | 9090人 | 235人 | 3601人 | 26835人 | 2065人 | 5391人 | |
| 防府市(山口県) | 56624人 | 42250人 | 1790人 | 2325人 | 6116人 | 4143人 | 56627人 | 5665人 | 1847人 | 9501人 | 39543人 | 71人 | 39543人 | 7626人 | 4666人 | 27人 | 2426人 | 19625人 | 1653人 | 3520人 | |
| 中国地方小計 | 513175人 | 355629人 | 21380人 | 18037人 | 69039人 | 49090人 | 513213人 | 53270人 | 19009人 | 80798人 | 359615人 | 521人 | 359615人 | 67131人 | 60216人 | 421人 | 21536人 | 167980人 | 8932人 | 33399人 | |
| 丸亀市(香川県) | 47863人 | 33616人 | 2312人 | 1364人 | 6566人 | 4005人 | 47864人 | 5282人 | 1738人 | 7352人 | 33428人 | 64人 | 33428人 | 5984人 | 5081人 | 178人 | 1794人 | 16634人 | 429人 | 3328人 | |
| 新居浜市(愛媛県) | 58774人 | 44716人 | 2227人 | 2348人 | 5954人 | 3529人 | 58777人 | 6453人 | 1790人 | 9403人 | 41070人 | 61人 | 41070人 | 8135人 | 2341人 | 16人 | 2233人 | 24093人 | 442人 | 3810人 | |
| 西条市(愛媛県) | 55231人 | 36165人 | 1974人 | 1921人 | 9195人 | 5976人 | 55236人 | 5054人 | 1436人 | 7136人 | 41562人 | 48人 | 41562人 | 5803人 | 8116人 | 26人 | 1923人 | 22343人 | 393人 | 2958人 | |
| 四国地方小計 | 161868人 | 114497人 | 6513人 | 5633人 | 21715人 | 13510人 | 161877人 | 16789人 | 4964人 | 23891人 | 116060人 | 173人 | 116060人 | 19922人 | 15538人 | 220人 | 5950人 | 63070人 | 1264人 | 10096人 | |
| 飯塚市(福岡県) | 58578人 | 43109人 | 1890人 | 2999人 | 6106人 | 4474人 | 58580人 | 7151人 | 2249人 | 9409人 | 39701人 | 70人 | 39701人 | 9803人 | 2847人 | 113人 | 2974人 | 17756人 | 1510人 | 4698人 | |
| 大牟田市(福岡県) | 64356人 | 47183人 | 1844人 | 2975人 | 6943人 | 5411人 | 64365人 | 7633人 | 1994人 | 9736人 | 44856人 | 146人 | 44856人 | 10747人 | 2841人 | 1722人 | 2463人 | 21379人 | 684人 | 5020人 | |
| 春日市(福岡県) | 33986人 | 26965人 | 1377人 | 1467人 | 2627人 | 1550人 | 33987人 | 3616人 | 1614人 | 7160人 | 21536人 | 61人 | 21536人 | 7008人 | 255人 | 13人 | 1283人 | 8045人 | 2593人 | 2339人 | |
| 諫早市(長崎県) | 60451人 | 40050人 | 1572人 | 2220人 | 9104人 | 7505人 | 60453人 | 7032人 | 1826人 | 8530人 | 43029人 | 36人 | 43029人 | 8191人 | 10672人 | 58人 | 3217人 | 16133人 | 705人 | 4053人 | |
| 唐津市(佐賀県) | 38124人 | 25687人 | 1106人 | 1498人 | 4900人 | 4933人 | 38125人 | 4007人 | 1418人 | 5717人 | 26962人 | 21人 | 26962人 | 5494人 | 5527人 | 31人 | 1839人 | 10077人 | 411人 | 3583人 | |
| 別府市(大分県) | 61215人 | 43803人 | 3643人 | 2849人 | 6945人 | 3975人 | 61216人 | 8237人 | 2482人 | 10349人 | 39997人 | 151人 | 39997人 | 11840人 | 1492人 | 76人 | 2941人 | 12531人 | 1869人 | 9248人 | |
| 八代市(熊本県) | 70984人 | 41149人 | 2138人 | 2533人 | 11345人 | 13819人 | 70984人 | 6064人 | 1852人 | 8914人 | 54127人 | 27人 | 54127人 | 9441人 | 14544人 | 77人 | 2870人 | 21858人 | 521人 | 4816人 | |
| 延岡市(宮崎県) | 62900人 | 46299人 | 1879人 | 3013人 | 6624人 | 5085人 | 62903人 | 6984人 | 1861人 | 9786人 | 44185人 | 87人 | 44185人 | 8974人 | 4860人 | 15人 | 2334人 | 22824人 | 521人 | 4657人 | |
| 霧島市(鹿児島県) | 51650人 | 32616人 | 1011人 | 1475人 | 10295人 | 6253人 | 51653人 | 4277人 | 1179人 | 6141人 | 40038人 | 18人 | 40038人 | 5227人 | 11299人 | 35人 | 1890人 | 15944人 | 1596人 | 4047人 | |
| 鹿屋市(鹿児島県) | 48157人 | 27573人 | 1264人 | 1729人 | 10167人 | 7424人 | 48157人 | 4726人 | 1216人 | 5972人 | 36204人 | 39人 | 36204人 | 5565人 | 13071人 | 25人 | 1671人 | 11121人 | 1902人 | 2849人 | |
| 薩摩川内市(鹿児島県) | 51882人 | 32824人 | 1357人 | 1440人 | 9751人 | 6510人 | 51887人 | 4251人 | 1518人 | 6869人 | 39233人 | 16人 | 39233人 | 5450人 | 11652人 | 81人 | 2022人 | 16057人 | 984人 | 2987人 | |
| 九州地方小計 | 602283人 | 407258人 | 19081人 | 24198人 | 84807人 | 66939人 | 602310人 | 63978人 | 19209人 | 88583人 | 429868人 | 672人 | 429868人 | 87740人 | 79060人 | 2246人 | 25504人 | 173725人 | 13296人 | 48297人 | |

資料4 1990年国勢調査データ（東海地方）

| 自治体名 | 総数 | | | | | | 総数 | | | | | | うちその他四計 | 販売従事者 | サービス従事者 | 保安職業従事者 | 農林漁業作業者 | 運輸・通信従事者 | 生産工程・労務作業者 |
|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-------------|----------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|----------------|
| | うち雇用者 | うち役員 | うち雇入のある業主 | うち雇入のない業主 | 家族従業者 | うち専門 | うち管理 | うち事務 | うちその他 | うち分類不能 | | | | | | | | | |
| 多治見市(岐阜県) | 55965人 | 40852人 | 3264人 | 1993人 | 5568人 | 4288人 | 55966人 | 5504人 | 2178人 | 10129人 | 38139人 | 16人 | 38139人 | 8084人 | 3291人 | 605人 | 375人 | 2075人 | 23709人 |
| 各務原市(岐阜県) | 69298人 | 52235人 | 3009人 | 2172人 | 6901人 | 4981人 | 69300人 | 7955人 | 2550人 | 12946人 | 45840人 | 9人 | 45840人 | 8635人 | 4020人 | 2478人 | 1814人 | 2035人 | 26858人 |
| 岐阜県小計 | 125263人 | 93087人 | 6273人 | 4165人 | 12469人 | 9269人 | 125266人 | 13459人 | 4728人 | 23075人 | 83979人 | 25人 | 83979人 | 16719人 | 7311人 | 3083人 | 2189人 | 4110人 | 50567人 |
| 藤枝市(静岡県) | 70036人 | 51629人 | 2954人 | 2210人 | 7105人 | 6138人 | 70036人 | 7032人 | 2715人 | 11808人 | 48452人 | 29人 | 48452人 | 9211人 | 3371人 | 844人 | 5395人 | 2340人 | 27291人 |
| 焼津市(静岡県) | 72192人 | 54581人 | 3306人 | 2599人 | 6421人 | 5285人 | 72195人 | 5671人 | 2291人 | 11895人 | 52279人 | 59人 | 52279人 | 8995人 | 4073人 | 765人 | 3845人 | 3154人 | 31447人 |
| 富士宮市(静岡県) | 65460人 | 48688人 | 2962人 | 2544人 | 6135人 | 5131人 | 65461人 | 6695人 | 2323人 | 9645人 | 46787人 | 11人 | 46787人 | 7424人 | 4500人 | 426人 | 3813人 | 2715人 | 27909人 |
| 掛川市(静岡県) | 56959人 | 39406人 | 2051人 | 1551人 | 7215人 | 6736人 | 56963人 | 4750人 | 1397人 | 7865人 | 42901人 | 50人 | 42901人 | 5262人 | 2897人 | 333人 | 7906人 | 1662人 | 24841人 |
| 三島市(静岡県) | 53860人 | 40942人 | 3261人 | 1699人 | 4496人 | 3462人 | 53862人 | 7566人 | 2532人 | 10022人 | 33717人 | 25人 | 33717人 | 7384人 | 4330人 | 430人 | 2025人 | 1983人 | 17565人 |
| 島田市(静岡県) | 44513人 | 31333人 | 1952人 | 1568人 | 4898人 | 4762人 | 44514人 | 3723人 | 1370人 | 6737人 | 32672人 | 12人 | 32672人 | 4991人 | 2256人 | 259人 | 4531人 | 1339人 | 19296人 |
| 静岡県小計 | 363020人 | 266579人 | 16486人 | 12171人 | 36270人 | 31514人 | 363031人 | 35437人 | 12628人 | 57972人 | 256808人 | 186人 | 256808人 | 43267人 | 21427人 | 3057人 | 27515人 | 13193人 | 148349人 |
| 小牧市(愛知県) | 65743人 | 52852人 | 2997人 | 1981人 | 4679人 | 3234人 | 65744人 | 6334人 | 2355人 | 12496人 | 44481人 | 78人 | 44481人 | 7528人 | 3622人 | 2037人 | 1487人 | 3001人 | 26806人 |
| 刈谷市(愛知県) | 65242人 | 53656人 | 2936人 | 1734人 | 3875人 | 3041人 | 65246人 | 7394人 | 1957人 | 10677人 | 44956人 | 262人 | 44956人 | 6670人 | 3702人 | 348人 | 1328人 | 1929人 | 30979人 |
| 稲沢市(愛知県) | 49913人 | 37091人 | 2054人 | 1433人 | 5051人 | 4284人 | 49915人 | 4961人 | 1401人 | 9277人 | 34202人 | 74人 | 34202人 | 7183人 | 2816人 | 411人 | 4126人 | 1491人 | 18175人 |
| 瀬戸市(愛知県) | 66409人 | 49597人 | 4057人 | 2381人 | 6012人 | 4362人 | 66413人 | 6848人 | 2244人 | 12043人 | 45083人 | 195人 | 45083人 | 9060人 | 3975人 | 684人 | 409人 | 2586人 | 28369人 |
| 半田市(愛知県) | 50677人 | 39652人 | 2373人 | 1700人 | 3723人 | 3229人 | 50678人 | 5624人 | 1777人 | 9138人 | 34123人 | 16人 | 34123人 | 6287人 | 3524人 | 487人 | 1187人 | 2084人 | 20554人 |
| 東海市(愛知県) | 51296人 | 42215人 | 1622人 | 1554人 | 3069人 | 2836人 | 51299人 | 4665人 | 1180人 | 8591人 | 36773人 | 90人 | 36773人 | 5444人 | 3284人 | 375人 | 2087人 | 2079人 | 23504人 |
| 西尾市(愛知県) | 52415人 | 37426人 | 2276人 | 1888人 | 5637人 | 5188人 | 52420人 | 4716人 | 1568人 | 7674人 | 38395人 | 67人 | 38395人 | 5489人 | 2541人 | 336人 | 3700人 | 1528人 | 24801人 |
| 江南市(愛知県) | 48862人 | 37093人 | 2260人 | 1594人 | 4424人 | 3491人 | 48867人 | 4852人 | 1403人 | 8700人 | 33766人 | 146人 | 33766人 | 6549人 | 2948人 | 450人 | 1071人 | 1614人 | 21134人 |
| 愛知県小計 | 450557人 | 349582人 | 20575人 | 14265人 | 36470人 | 29665人 | 450582人 | 45394人 | 13885人 | 78596人 | 311779人 | 928人 | 311779人 | 54210人 | 26412人 | 5128人 | 15395人 | 16312人 | 194322人 |
| 桑名市(三重県) | 61756人 | 45485人 | 3411人 | 2328人 | 5660人 | 4872人 | 61761人 | 6684人 | 2629人 | 11501人 | 40891人 | 56人 | 40891人 | 8679人 | 4115人 | 443人 | 2682人 | 1821人 | 23151人 |
| 伊勢市(三重県) | 68919人 | 50097人 | 3372人 | 2671人 | 7102人 | 5677人 | 68926人 | 7229人 | 2667人 | 11632人 | 47293人 | 105人 | 47293人 | 10253人 | 5037人 | 1129人 | 3806人 | 2608人 | 24460人 |
| 三重県小計 | 130675人 | 95582人 | 6783人 | 4999人 | 12762人 | 10549人 | 130687人 | 13913人 | 5296人 | 23133人 | 88184人 | 161人 | 88184人 | 18932人 | 9152人 | 1572人 | 6488人 | 4429人 | 47611人 |

資料5 1990年国勢調査データ（近畿地方）

| 自治体名 | 滋賀県 | | | | | | 奈良県・兵庫県 | | | | | | 大阪府 | | | | | | |
|------------|---------|---------|--------|-----------|-----------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|----------|------------|
| | 総数 | うち雇用人 | うち役員 | うち雇人のある業主 | うち雇人のない業主 | 家族従業者 | 総数 | うち専門 | うち管理 | うち事務 | うちその他 | うち分類不能 | うちその他計 | 販売従事者 | サービス従事者 | 保安職業従事者 | 農林漁業従事者 | 運輸・通信従事者 | 生産工程・労務従事者 |
| 長浜市(滋賀県) | 49895人 | 36329人 | 2044人 | 1652人 | 5657人 | 4213人 | 49897人 | 5089人 | 1557人 | 7582人 | 35553人 | 116人 | 35553人 | 5307人 | 2648人 | 368人 | 3391人 | 1616人 | 22223人 |
| 草津市(滋賀県) | 46520人 | 38294人 | 1896人 | 1205人 | 3082人 | 2043人 | 46523人 | 6090人 | 1815人 | 8869人 | 29544人 | 205人 | 29544人 | 6404人 | 2793人 | 522人 | 1393人 | 1275人 | 17157人 |
| 東近江市(滋賀県) | 54129人 | 39583人 | 1840人 | 1703人 | 6135人 | 4868人 | 54131人 | 4729人 | 1598人 | 8715人 | 39009人 | 80人 | 39009人 | 5405人 | 2586人 | 452人 | 4366人 | 1653人 | 24547人 |
| 彦根市(滋賀県) | 48458人 | 36339人 | 2138人 | 1510人 | 5003人 | 3468人 | 48459人 | 5945人 | 1850人 | 8597人 | 31979人 | 88人 | 31979人 | 6091人 | 3019人 | 445人 | 2624人 | 1517人 | 18283人 |
| 滋賀県小計 | 199002人 | 150545人 | 7918人 | 6070人 | 19877人 | 14592人 | 199010人 | 21853人 | 6820人 | 33763人 | 136085人 | 489人 | 136085人 | 23207人 | 11046人 | 1787人 | 11774人 | 6061人 | 82210人 |
| 橿原市(奈良県) | 52776人 | 39265人 | 2240人 | 2198人 | 6011人 | 3062人 | 51782人 | 7458人 | 2150人 | 10548人 | 31290人 | 336人 | 31290人 | 9087人 | 2813人 | 785人 | 1127人 | 1481人 | 15997人 |
| 生駒市(奈良県) | 43229人 | 32969人 | 4297人 | 1783人 | 2567人 | 1613人 | 43229人 | 7423人 | 3910人 | 10493人 | 21134人 | 269人 | 21134人 | 9256人 | 2309人 | 474人 | 508人 | 645人 | 7942人 |
| 三田市(兵庫県) | 28248人 | 22170人 | 1277人 | 929人 | 2243人 | 1629人 | 28248人 | 4325人 | 1177人 | 5867人 | 16766人 | 113人 | 16766人 | 3877人 | 1997人 | 406人 | 1684人 | 858人 | 7944人 |
| 奈良県・兵庫県小計 | 124253人 | 94404人 | 7814人 | 4910人 | 10821人 | 6304人 | 123259人 | 19206人 | 7237人 | 26908人 | 69190人 | 718人 | 69190人 | 22220人 | 7119人 | 1665人 | 3319人 | 2984人 | 31883人 |
| 守口市(大阪府) | 79412人 | 59358人 | 3526人 | 3893人 | 7642人 | 4993人 | 79419人 | 7620人 | 2257人 | 14932人 | 53657人 | 953人 | 53657人 | 12612人 | 6213人 | 680人 | 178人 | 3893人 | 30081人 |
| 門真市(大阪府) | 73049人 | 56721人 | 2913人 | 3568人 | 6121人 | 3726人 | 73052人 | 5764人 | 1845人 | 13178人 | 51804人 | 461人 | 51804人 | 11090人 | 6071人 | 568人 | 254人 | 4260人 | 29561人 |
| 箕面市(大阪府) | 55537人 | 42841人 | 4807人 | 2518人 | 3402人 | 1969人 | 55548人 | 9379人 | 4078人 | 13034人 | 27974人 | 1083人 | 27974人 | 11364人 | 3717人 | 506人 | 606人 | 1350人 | 10431人 |
| 大東市(大阪府) | 61013人 | 48567人 | 2846人 | 2548人 | 4389人 | 2663人 | 61017人 | 5588人 | 1811人 | 11729人 | 41386人 | 503人 | 41386人 | 8765人 | 3997人 | 534人 | 228人 | 2950人 | 24912人 |
| 池田市(大阪府) | 50028人 | 39570人 | 3369人 | 1913人 | 3212人 | 1964人 | 50030人 | 7757人 | 2915人 | 11875人 | 27200人 | 283人 | 27200人 | 9363人 | 4196人 | 540人 | 763人 | 1459人 | 10879人 |
| 松原市(大阪府) | 63388人 | 49318人 | 2549人 | 2915人 | 5304人 | 3302人 | 63388人 | 6462人 | 2234人 | 12670人 | 41760人 | 262人 | 41760人 | 10499人 | 4255人 | 676人 | 450人 | 2916人 | 22964人 |
| 富田林市(大阪府) | 48957人 | 38497人 | 2912人 | 1867人 | 3499人 | 2182人 | 48958人 | 6952人 | 2211人 | 10731人 | 28623人 | 441人 | 28623人 | 8629人 | 3028人 | 752人 | 1155人 | 1499人 | 13560人 |
| 羽曳野市(大阪府) | 52647人 | 40053人 | 3292人 | 2383人 | 4131人 | 2788人 | 52650人 | 6798人 | 2539人 | 11292人 | 31740人 | 281人 | 31740人 | 9593人 | 3082人 | 546人 | 945人 | 1719人 | 15855人 |
| 河内長野市(大阪府) | 46962人 | 37704人 | 2518人 | 1806人 | 3060人 | 1874人 | 46965人 | 7385人 | 2591人 | 11479人 | 25129人 | 381人 | 25129人 | 8238人 | 2429人 | 1087人 | 679人 | 1190人 | 11506人 |
| 泉佐野市(大阪府) | 42893人 | 30672人 | 2144人 | 1957人 | 4458人 | 3662人 | 42900人 | 3854人 | 1588人 | 7513人 | 29646人 | 299人 | 29646人 | 6419人 | 2629人 | 451人 | 1662人 | 1710人 | 16775人 |
| 大阪府小計 | 573886人 | 443301人 | 30876人 | 25368人 | 45218人 | 29123人 | 573927人 | 67559人 | 24069人 | 118433人 | 358919人 | 4947人 | 358919人 | 96572人 | 39617人 | 6340人 | 6920人 | 22946人 | 186524人 |

資料6 1990年国勢調査データ（中国・四国・九州地方）

| 自治体名 | 総数 | | | | | | 総数 | | | | | | うちその他四計 | 販売従事者 | サービス従事者 | 保安職業従事者 | 農林漁業従事者 | 運輸・通信従事者 | 生産工程・労務従事者 |
|-------------|---------|---------|-----------|-----------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|------|---------|--------|---------|---------|---------|----------|------------|
| | うち雇用人 | うち役員 | うち雇人のある業主 | うち雇人のない業主 | 家族従業者 | うち専門 | うち管理 | うち事務 | うちその他 | うち分類不能 | | | | | | | | | |
| 米子市(鳥取県) | 70847人 | 51424人 | 3882人 | 2527人 | 7757人 | 5257人 | 70852人 | 8405人 | 3134人 | 11943人 | 47342人 | 28人 | 47342人 | 11035人 | 6016人 | 1679人 | 5599人 | 2789人 | 20224人 |
| 出雲市(鳥根県) | 75497人 | 51670人 | 3494人 | 2442人 | 10242人 | 7649人 | 75503人 | 8553人 | 2609人 | 11054人 | 53218人 | 69人 | 53218人 | 9650人 | 4364人 | 1004人 | 9745人 | 2503人 | 25952人 |
| 津山市(岡山県) | 54987人 | 37725人 | 3355人 | 1747人 | 7370人 | 4790人 | 54992人 | 6311人 | 2219人 | 8250人 | 38192人 | 20人 | 38192人 | 7176人 | 3523人 | 795人 | 5798人 | 2054人 | 18846人 |
| 尾道市(広島県) | 79072人 | 53442人 | 4697人 | 2535人 | 11035人 | 7363人 | 79084人 | 8340人 | 2882人 | 12249人 | 55453人 | 160人 | 55453人 | 10680人 | 4672人 | 686人 | 8144人 | 3154人 | 28117人 |
| 廿日市市(広島県) | 48174人 | 37626人 | 2644人 | 1547人 | 3872人 | 2485人 | 48176人 | 6706人 | 2199人 | 10030人 | 29175人 | 66人 | 29175人 | 7198人 | 3544人 | 756人 | 2216人 | 2056人 | 13405人 |
| 三原市(広島県) | 54536人 | 39706人 | 2391人 | 1609人 | 6368人 | 4462人 | 54538人 | 6820人 | 1715人 | 8868人 | 37011人 | 124人 | 37011人 | 6195人 | 3496人 | 438人 | 5374人 | 1934人 | 19574人 |
| 岩国市(山口県) | 77644人 | 56988人 | 3042人 | 3075人 | 8824人 | 5715人 | 77650人 | 8392人 | 2704人 | 12425人 | 54049人 | 80人 | 54049人 | 9129人 | 5375人 | 1911人 | 6785人 | 3327人 | 27522人 |
| 防府市(山口県) | 57786人 | 44565人 | 2104人 | 2062人 | 5428人 | 3627人 | 57787人 | 6502人 | 1984人 | 9971人 | 39272人 | 58人 | 39272人 | 7392人 | 3725人 | 1907人 | 3693人 | 2298人 | 20257人 |
| 中国地方小計 | 518543人 | 373146人 | 25609人 | 17544人 | 60896人 | 41348人 | 518582人 | 60029人 | 19446人 | 84790人 | 353712人 | 605人 | 353712人 | 68455人 | 34715人 | 9176人 | 47354人 | 20115人 | 173897人 |
| 丸亀市(香川県) | 49886人 | 36512人 | 2543人 | 1508人 | 5742人 | 3581人 | 49893人 | 5875人 | 1932人 | 8380人 | 33564人 | 142人 | 33564人 | 6453人 | 3659人 | 466人 | 3872人 | 1795人 | 17319人 |
| 新居浜市(愛媛県) | 58252人 | 44964人 | 2655人 | 2303人 | 5207人 | 3123人 | 58253人 | 7433人 | 1881人 | 9723人 | 39186人 | 30人 | 39186人 | 7967人 | 3967人 | 501人 | 1657人 | 2227人 | 22867人 |
| 西条市(愛媛県) | 55502人 | 37680人 | 2454人 | 1910人 | 8128人 | 5330人 | 55503人 | 5920人 | 1634人 | 7955人 | 39972人 | 22人 | 39972人 | 5497人 | 3078人 | 422人 | 6670人 | 2059人 | 22246人 |
| 四国地方小計 | 163640人 | 119156人 | 7652人 | 5721人 | 19077人 | 12034人 | 163649人 | 19228人 | 5447人 | 26058人 | 112722人 | 194人 | 112722人 | 19917人 | 10704人 | 1389人 | 12199人 | 6081人 | 62432人 |
| 飯塚市(福岡県) | 61068人 | 46187人 | 2255人 | 3010人 | 5488人 | 4128人 | 61070人 | 8187人 | 2393人 | 10056人 | 40362人 | 72人 | 40362人 | 9554人 | 5278人 | 1604人 | 2210人 | 2837人 | 18879人 |
| 大牟田市(福岡県) | 59850人 | 44199人 | 2187人 | 2837人 | 6019人 | 4608人 | 59854人 | 7898人 | 1953人 | 9623人 | 40241人 | 139人 | 40241人 | 9970人 | 5093人 | 626人 | 2103人 | 2405人 | 20044人 |
| 春日市(福岡県) | 41529人 | 33307人 | 1949人 | 1746人 | 2791人 | 1736人 | 41534人 | 5314人 | 1838人 | 9000人 | 25281人 | 101人 | 25281人 | 8397人 | 2833人 | 2811人 | 192人 | 1503人 | 9545人 |
| 諫早市(長崎県) | 63663人 | 45132人 | 2182人 | 2265人 | 7936人 | 6148人 | 63666人 | 8235人 | 2069人 | 10213人 | 43110人 | 39人 | 43110人 | 8214人 | 4462人 | 809人 | 8059人 | 3177人 | 18389人 |
| 唐津市(佐賀県) | 39219人 | 27581人 | 1291人 | 1580人 | 4324人 | 4443人 | 39219人 | 4564人 | 1400人 | 6215人 | 27029人 | 11人 | 27029人 | 5507人 | 3750人 | 440人 | 4761人 | 1740人 | 10831人 |
| 別府市(大分県) | 61207人 | 45029人 | 3887人 | 2594人 | 6177人 | 3520人 | 61208人 | 8556人 | 2535人 | 10620人 | 39307人 | 190人 | 39307人 | 11445人 | 9041人 | 1831人 | 1219人 | 2738人 | 13033人 |
| 八代市(熊本県) | 70562人 | 43044人 | 2324人 | 2867人 | 9806人 | 12521人 | 70569人 | 6686人 | 1926人 | 9297人 | 52605人 | 55人 | 52605人 | 9032人 | 4936人 | 567人 | 11295人 | 2848人 | 23927人 |
| 延岡市(宮崎県) | 61528人 | 46252人 | 2314人 | 2822人 | 5892人 | 4248人 | 61529人 | 7448人 | 2225人 | 9863人 | 41901人 | 92人 | 41901人 | 8301人 | 4617人 | 527人 | 3704人 | 2337人 | 22415人 |
| 霧島市(鹿児島県) | 52452人 | 36485人 | 1440人 | 1595人 | 7989人 | 4943人 | 52456人 | 5417人 | 1326人 | 7035人 | 38657人 | 21人 | 38657人 | 5346人 | 4387人 | 1406人 | 7971人 | 1911人 | 17636人 |
| 鹿屋市(鹿児島県) | 48478人 | 30757人 | 1514人 | 1784人 | 8313人 | 6110人 | 48480人 | 5538人 | 1346人 | 6626人 | 34954人 | 16人 | 34954人 | 5515人 | 3147人 | 1823人 | 10403人 | 1694人 | 12372人 |
| 薩摩川内市(鹿児島県) | 48315人 | 33632人 | 1577人 | 1438人 | 7144人 | 4524人 | 48318人 | 4957人 | 1628人 | 7163人 | 34552人 | 18人 | 34552人 | 5139人 | 3147人 | 994人 | 7495人 | 1960人 | 15817人 |
| 九州地方小計 | 607871人 | 431605人 | 22920人 | 24538人 | 71879人 | 56929人 | 607903人 | 72800人 | 20639人 | 95711人 | 417999人 | 754人 | 417999人 | 86420人 | 50691人 | 13438人 | 59412人 | 25150人 | 182888人 |

資料7 1995年国勢調査データ（東海地方）

| 自治体名 | 雇用関係 | | | | | | 職種 | | | | | | 業種 | | | | | | |
|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-------------|----------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|----------------|
| | 総数 | うち雇用人 | うち役員 | うち雇人のある業主 | うち雇人のない業主 | 家族従業者 | 総数 | うち専門 | うち管理 | うち事務 | うちその他 | うち分類不能 | うちその他匹計 | 販売従事者 | サービス従事者 | 保安職業従事者 | 農林漁業従事者 | 運輸・通信従事者 | 生産工程・労務従事者 |
| 多治見市(岐阜県) | 59652人 | 45207人 | 4003人 | 1991人 | 4886人 | 3565人 | 59652人 | 6646人 | 2608人 | 11137人 | 39180人 | 81人 | 39180人 | 9058人 | 3880人 | 680人 | 369人 | 2070人 | 23123人 |
| 各務原市(岐阜県) | 73669人 | 56683人 | 3923人 | 2378人 | 6019人 | 4666人 | 73652人 | 8766人 | 2773人 | 14265人 | 47827人 | 21人 | 47827人 | 9580人 | 4809人 | 2547人 | 1782人 | 2179人 | 26930人 |
| 岐阜県小計 | 133321人 | 101890人 | 7926人 | 4369人 | 10905人 | 8231人 | 133304人 | 15412人 | 5381人 | 25402人 | 87007人 | 102人 | 87007人 | 18638人 | 8689人 | 3227人 | 2151人 | 4249人 | 50053人 |
| 藤枝市(静岡県) | 67631人 | 51869人 | 3149人 | 2059人 | 5788人 | 4766人 | 67638人 | 7662人 | 2548人 | 11953人 | 45369人 | 106人 | 45369人 | 9466人 | 3716人 | 787人 | 3769人 | 2232人 | 25399人 |
| 焼津市(静岡県) | 76692人 | 58949人 | 4089人 | 2520人 | 6224人 | 4910人 | 76703人 | 6816人 | 2664人 | 12765人 | 54332人 | 126人 | 54332人 | 10166人 | 4522人 | 796人 | 3592人 | 3344人 | 31912人 |
| 富士宮市(静岡県) | 68424人 | 51554人 | 3546人 | 2539人 | 5949人 | 4836人 | 68425人 | 7444人 | 2330人 | 10244人 | 48367人 | 40人 | 48367人 | 8131人 | 4704人 | 508人 | 3650人 | 2804人 | 28570人 |
| 掛川市(静岡県) | 61251人 | 44197人 | 2515人 | 1551人 | 6809人 | 6179人 | 61254人 | 5906人 | 1781人 | 8817人 | 44687人 | 63人 | 44687人 | 6045人 | 3340人 | 418人 | 7411人 | 1713人 | 25760人 |
| 三島市(静岡県) | 56662人 | 43401人 | 3303人 | 2179人 | 4234人 | 3545人 | 56663人 | 8057人 | 2520人 | 10473人 | 35584人 | 29人 | 35584人 | 8571人 | 4805人 | 522人 | 1872人 | 1869人 | 17945人 |
| 島田市(静岡県) | 45908人 | 33074人 | 2264人 | 1474人 | 4709人 | 4387人 | 45915人 | 4148人 | 1410人 | 7443人 | 32880人 | 34人 | 32880人 | 5447人 | 2393人 | 304人 | 4179人 | 1408人 | 19149人 |
| 静岡県小計 | 376568人 | 283044人 | 18866人 | 12322人 | 33713人 | 28623人 | 376598人 | 40033人 | 13253人 | 61695人 | 261219人 | 398人 | 261219人 | 47826人 | 23480人 | 3335人 | 24473人 | 13370人 | 148735人 |
| 小牧市(愛知県) | 75177人 | 61978人 | 4134人 | 1872人 | 4401人 | 2792人 | 75180人 | 7964人 | 2925人 | 14042人 | 50181人 | 68人 | 50181人 | 9635人 | 4505人 | 2237人 | 1457人 | 3307人 | 29040人 |
| 刈谷市(愛知県) | 69009人 | 56836人 | 3348人 | 1971人 | 3744人 | 3110人 | 69017人 | 8400人 | 2208人 | 11901人 | 46283人 | 225人 | 46283人 | 7996人 | 4500人 | 430人 | 1421人 | 2021人 | 29915人 |
| 稲沢市(愛知県) | 53690人 | 41092人 | 3041人 | 1231人 | 4681人 | 3645人 | 53691人 | 5813人 | 1673人 | 10251人 | 35792人 | 162人 | 35792人 | 8066人 | 3417人 | 460人 | 3872人 | 1563人 | 18414人 |
| 瀬戸市(愛知県) | 68866人 | 52773人 | 4796人 | 2281人 | 5194人 | 3822人 | 68867人 | 7917人 | 2715人 | 13305人 | 44696人 | 234人 | 44696人 | 9603人 | 4687人 | 722人 | 485人 | 2719人 | 26480人 |
| 半田市(愛知県) | 54755人 | 43170人 | 2703人 | 2203人 | 3418人 | 3261人 | 54558人 | 6626人 | 1851人 | 10005人 | 36039人 | 37人 | 36039人 | 7372人 | 4131人 | 575人 | 1065人 | 2198人 | 20698人 |
| 東海市(愛知県) | 54413人 | 45334人 | 2263人 | 1357人 | 2879人 | 2580人 | 54413人 | 5573人 | 1350人 | 9365人 | 38098人 | 27人 | 38098人 | 6329人 | 3864人 | 409人 | 2001人 | 2201人 | 23294人 |
| 西尾市(愛知県) | 54699人 | 40374人 | 2949人 | 1783人 | 5105人 | 4488人 | 54657人 | 5405人 | 1603人 | 8562人 | 39029人 | 58人 | 39029人 | 6185人 | 3152人 | 384人 | 3636人 | 1543人 | 24129人 |
| 江南市(愛知県) | 50475人 | 39397人 | 2601人 | 1577人 | 3857人 | 3043人 | 50476人 | 5416人 | 1653人 | 9091人 | 34185人 | 131人 | 34185人 | 7360人 | 3470人 | 531人 | 994人 | 1770人 | 20060人 |
| 愛知県小計 | 481084人 | 380954人 | 25835人 | 14275人 | 33279人 | 26741人 | 480859人 | 53114人 | 15978人 | 86522人 | 324303人 | 942人 | 324303人 | 62546人 | 31726人 | 5748人 | 14931人 | 17322人 | 192030人 |
| 桑名市(三重県) | 67645人 | 51506人 | 4314人 | 2218人 | 5275人 | 4332人 | 67648人 | 7506人 | 2918人 | 12665人 | 44423人 | 136人 | 44423人 | 10223人 | 5298人 | 526人 | 2683人 | 1931人 | 23762人 |
| 伊勢市(三重県) | 70868人 | 52778人 | 3931人 | 2711人 | 6341人 | 5107人 | 70870人 | 8124人 | 2623人 | 12181人 | 47842人 | 100人 | 47842人 | 10594人 | 5721人 | 1354人 | 3313人 | 2535人 | 24325人 |
| 三重県小計 | 138513人 | 104284人 | 8245人 | 4929人 | 11616人 | 9439人 | 138518人 | 15630人 | 5541人 | 24846人 | 92265人 | 236人 | 92265人 | 20817人 | 11019人 | 1880人 | 5996人 | 4466人 | 48087人 |

資料8 1995年国勢調査データ（近畿地方）

| 自治体名 | 滋賀県 | | | | | | 奈良県 | | | | | | 兵庫県 | | | | | | 大阪府 | | | | | |
|------------|---------|---------|--------|-----------|-----------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|----------|-----------|--|--|--|--|--|
| | 総数 | うち雇業者 | うち役員 | うち雇入のある業主 | うち雇入のない業主 | 家族従業者 | 総数 | うち専門 | うち管理 | うち事務 | うちその他 | うち分類不能 | うちその他合計 | 販売従事者 | サービス従事者 | 保安職業従事者 | 農林漁業作業 | 運輸・通信従事者 | 生産工程・労務作業 | | | | | |
| 長浜市(滋賀県) | 52499人 | 39291人 | 2437人 | 1617人 | 5286人 | 3868人 | 52503人 | 5669人 | 1613人 | 8099人 | 37054人 | 68人 | 37054人 | 5733人 | 3086人 | 415人 | 3423人 | 1567人 | 22830人 | | | | | |
| 草津市(滋賀県) | 52392人 | 43517人 | 2414人 | 1320人 | 3115人 | 2026人 | 52393人 | 7668人 | 2176人 | 9964人 | 32430人 | 155人 | 32430人 | 7408人 | 3602人 | 611人 | 1402人 | 1370人 | 18037人 | | | | | |
| 東近江市(滋賀県) | 58412人 | 44241人 | 2243人 | 1715人 | 5727人 | 4486人 | 58414人 | 5755人 | 1767人 | 9575人 | 41242人 | 75人 | 41242人 | 6066人 | 3048人 | 555人 | 4217人 | 1779人 | 25577人 | | | | | |
| 彦根市(滋賀県) | 51958人 | 40062人 | 2458人 | 1647人 | 4537人 | 3254人 | 51961人 | 6562人 | 1947人 | 9312人 | 34014人 | 126人 | 34014人 | 6814人 | 3648人 | 526人 | 2320人 | 1650人 | 19056人 | | | | | |
| 滋賀県小計 | 215261人 | 167111人 | 9552人 | 6299人 | 18665人 | 13634人 | 215271人 | 25654人 | 7503人 | 36950人 | 144740人 | 424人 | 144740人 | 26021人 | 13384人 | 2107人 | 11362人 | 6366人 | 85500人 | | | | | |
| 橿原市(奈良県) | 57546人 | 44972人 | 2732人 | 2266人 | 4638人 | 2938人 | 57558人 | 8920人 | 2344人 | 11701人 | 33582人 | 1011人 | 33582人 | 9977人 | 3501人 | 903人 | 1102人 | 1571人 | 16528人 | | | | | |
| 生駒市(奈良県) | 49410人 | 38068人 | 4877人 | 2018人 | 2685人 | 1762人 | 49414人 | 8714人 | 4251人 | 12407人 | 23578人 | 464人 | 23578人 | 10316人 | 2928人 | 534人 | 641人 | 699人 | 8460人 | | | | | |
| 三田市(兵庫県) | 43012人 | 35514人 | 2209人 | 1156人 | 2450人 | 1683人 | 43015人 | 7762人 | 2067人 | 9044人 | 23865人 | 277人 | 23865人 | 6446人 | 3286人 | 679人 | 1624人 | 986人 | 10844人 | | | | | |
| 奈良県・兵庫県小計 | 149968人 | 118554人 | 9818人 | 5440人 | 9773人 | 6383人 | 149987人 | 25396人 | 8662人 | 33152人 | 81025人 | 1752人 | 81025人 | 26739人 | 9715人 | 2116人 | 3367人 | 3256人 | 35832人 | | | | | |
| 守口市(大阪府) | 80528人 | 60641人 | 3626人 | 4091人 | 7215人 | 4955人 | 80537人 | 8148人 | 2338人 | 15439人 | 53708人 | 904人 | 53708人 | 13271人 | 6578人 | 818人 | 171人 | 4003人 | 28867人 | | | | | |
| 門真市(大阪府) | 73871人 | 57356人 | 3258人 | 3710人 | 5888人 | 3659人 | 73877人 | 6280人 | 1819人 | 13210人 | 52022人 | 546人 | 52022人 | 11534人 | 6280人 | 668人 | 231人 | 4391人 | 28918人 | | | | | |
| 箕面市(大阪府) | 60727人 | 47260人 | 5353人 | 2593人 | 3384人 | 2137人 | 60745人 | 10746人 | 4433人 | 13218人 | 31468人 | 880人 | 31468人 | 12869人 | 4822人 | 510人 | 706人 | 1389人 | 11172人 | | | | | |
| 大東市(大阪府) | 63722人 | 50976人 | 3653人 | 2430人 | 4128人 | 2535人 | 63722人 | 6177人 | 1992人 | 12735人 | 42619人 | 199人 | 42619人 | 9402人 | 4619人 | 623人 | 208人 | 3123人 | 24644人 | | | | | |
| 池田市(大阪府) | 51538人 | 40854人 | 3779人 | 1977人 | 2986人 | 1942人 | 51544人 | 8320人 | 3021人 | 11338人 | 28440人 | 425人 | 28440人 | 10083人 | 4708人 | 536人 | 696人 | 1429人 | 10988人 | | | | | |
| 松原市(大阪府) | 64650人 | 50365人 | 2904人 | 3147人 | 4753人 | 3481人 | 64650人 | 6869人 | 2340人 | 12624人 | 42564人 | 253人 | 42564人 | 11312人 | 4738人 | 769人 | 427人 | 2913人 | 22405人 | | | | | |
| 富田林市(大阪府) | 55424人 | 44074人 | 3102人 | 2237人 | 3564人 | 2447人 | 55435人 | 8394人 | 2606人 | 11845人 | 31588人 | 1002人 | 31588人 | 9430人 | 3632人 | 847人 | 1157人 | 1849人 | 14673人 | | | | | |
| 羽曳野市(大阪府) | 55629人 | 42621人 | 3304人 | 2641人 | 4122人 | 2941人 | 55635人 | 7422人 | 2567人 | 11623人 | 33638人 | 385人 | 33638人 | 10126人 | 3482人 | 628人 | 971人 | 1921人 | 16510人 | | | | | |
| 河内長野市(大阪府) | 52967人 | 42972人 | 3240人 | 1844人 | 2963人 | 1948人 | 52974人 | 8790人 | 3012人 | 12479人 | 28180人 | 513人 | 28180人 | 9515人 | 3082人 | 1228人 | 784人 | 1326人 | 12245人 | | | | | |
| 泉佐野市(大阪府) | 45823人 | 34094人 | 2459人 | 2017人 | 3930人 | 3323人 | 45830人 | 4321人 | 1716人 | 8538人 | 30876人 | 379人 | 30876人 | 6997人 | 3472人 | 936人 | 1593人 | 1898人 | 15980人 | | | | | |
| 大阪府小計 | 604879人 | 471213人 | 34678人 | 26687人 | 42933人 | 29368人 | 604949人 | 75467人 | 25844人 | 123049人 | 375103人 | 5486人 | 375103人 | 104539人 | 45413人 | 7563人 | 6944人 | 24242人 | 186402人 | | | | | |

資料9 1995年国勢調査データ（中国・四国・九州地方）

| 自治体名 | 雇用者 | | | | | | 総数 | | | | | | うちその他 | | | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|-----------|-----------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|----------|-----------|
| | 総数 | うち雇用人 | うち役員 | うち雇人のある業主 | うち雇人のない業主 | 家族従業者 | 総数 | うち専門 | うち管理 | うち事務 | うちその他 | うち分類不能 | うちその他 | 販売従事者 | サービス従事者 | 保安職業従事者 | 農林漁業従事者 | 運輸・通信従事者 | 生産工程・労務作業 |
| 米子市(鳥取県) | 74929人 | 56082人 | 4830人 | 2329人 | 7121人 | 4567人 | 74929人 | 9559人 | 3422人 | 12799人 | 49002人 | 147人 | 49002人 | 11660人 | 6611人 | 1636人 | 4987人 | 2647人 | 21461人 |
| 出雲市(島根県) | 76706人 | 54643人 | 4105人 | 2193人 | 9261人 | 6504人 | 76716人 | 9549人 | 2865人 | 12115人 | 52118人 | 69人 | 52118人 | 9681人 | 4848人 | 1153人 | 8375人 | 2536人 | 25525人 |
| 津山市(岡山県) | 56611人 | 40290人 | 3967人 | 1736人 | 6564人 | 4054人 | 56613人 | 7181人 | 2397人 | 8948人 | 38033人 | 54人 | 38033人 | 7344人 | 3905人 | 839人 | 5305人 | 2039人 | 18601人 |
| 尾道市(広島県) | 77740人 | 53516人 | 4846人 | 2603人 | 9872人 | 6903人 | 77740人 | 8870人 | 3070人 | 12506人 | 53224人 | 70人 | 53224人 | 10816人 | 4767人 | 725人 | 7752人 | 2946人 | 26218人 |
| 廿日市市(広島県) | 55461人 | 43798人 | 3406人 | 1707人 | 4114人 | 2436人 | 55464人 | 8330人 | 2652人 | 11113人 | 33218人 | 151人 | 33218人 | 8271人 | 4348人 | 883人 | 2298人 | 2253人 | 15165人 |
| 三原市(広島県) | 54802人 | 40380人 | 2639人 | 1576人 | 6086人 | 4121人 | 54818人 | 7132人 | 1805人 | 8746人 | 36973人 | 162人 | 36973人 | 6641人 | 3892人 | 478人 | 5307人 | 1860人 | 18795人 |
| 岩国市(山口県) | 77988人 | 58122人 | 3713人 | 2881人 | 8242人 | 5030人 | 77997人 | 9070人 | 2773人 | 12731人 | 53254人 | 169人 | 53254人 | 8993人 | 5605人 | 2334人 | 6198人 | 3076人 | 27048人 |
| 防府市(山口県) | 60553人 | 47670人 | 2463人 | 2102人 | 5011人 | 3307人 | 60556人 | 6984人 | 2057人 | 10387人 | 41106人 | 22人 | 41106人 | 8012人 | 4087人 | 1830人 | 3457人 | 2462人 | 21258人 |
| 中国地方小計 | 534790人 | 394501人 | 29969人 | 17127人 | 56271人 | 36922人 | 534833人 | 66675人 | 21041人 | 89345人 | 356928人 | 844人 | 356928人 | 71418人 | 38063人 | 9878人 | 43679人 | 19819人 | 174071人 |
| 丸亀市(香川県) | 54578人 | 41547人 | 3250人 | 1362人 | 5363人 | 3056人 | 54579人 | 7174人 | 2136人 | 9426人 | 35812人 | 31人 | 35812人 | 7199人 | 4076人 | 670人 | 3683人 | 1917人 | 18267人 |
| 新居浜市(愛媛県) | 60380人 | 47374人 | 3198人 | 2147人 | 4828人 | 2833人 | 60385人 | 8347人 | 1987人 | 10329人 | 39694人 | 28人 | 39694人 | 8137人 | 4333人 | 557人 | 1650人 | 2153人 | 22864人 |
| 西条市(愛媛県) | 56240人 | 39173人 | 3162人 | 1773人 | 7335人 | 4797人 | 56243人 | 6638人 | 1692人 | 8341人 | 39517人 | 55人 | 39517人 | 5858人 | 3399人 | 460人 | 6200人 | 2024人 | 21576人 |
| 四国地方小計 | 171198人 | 128094人 | 9610人 | 5282人 | 17526人 | 10686人 | 171207人 | 22159人 | 5815人 | 28096人 | 115023人 | 114人 | 115023人 | 21194人 | 11808人 | 1687人 | 11533人 | 6094人 | 62707人 |
| 飯塚市(福岡県) | 63373人 | 48537人 | 2955人 | 2900人 | 5145人 | 3836人 | 63375人 | 9032人 | 2397人 | 10629人 | 41197人 | 120人 | 41197人 | 9869人 | 5752人 | 1661人 | 1979人 | 2781人 | 19155人 |
| 大牟田市(福岡県) | 60402人 | 45739人 | 2503人 | 2817人 | 5299人 | 4044人 | 60409人 | 8430人 | 2024人 | 9714人 | 39957人 | 284人 | 39957人 | 9679人 | 5495人 | 653人 | 1874人 | 2459人 | 19797人 |
| 春日市(福岡県) | 48285人 | 39172人 | 2707人 | 1716人 | 2949人 | 1741人 | 48289人 | 6717人 | 2289人 | 10208人 | 28727人 | 348人 | 28727人 | 9737人 | 3433人 | 2892人 | 210人 | 1519人 | 10936人 |
| 諫早市(長崎県) | 67635人 | 50656人 | 2589人 | 2259人 | 6909人 | 5222人 | 67636人 | 9393人 | 2405人 | 11048人 | 44765人 | 25人 | 44765人 | 8988人 | 5097人 | 881人 | 6620人 | 3080人 | 20099人 |
| 唐津市(佐賀県) | 40623人 | 30053人 | 1473人 | 1486人 | 3906人 | 3705人 | 40625人 | 5069人 | 1432人 | 6467人 | 27571人 | 86人 | 27571人 | 5743人 | 3844人 | 481人 | 3976人 | 1759人 | 11768人 |
| 別府市(大分県) | 61299人 | 46284人 | 4046人 | 2488人 | 5202人 | 3279人 | 61300人 | 9194人 | 2487人 | 10397人 | 39172人 | 50人 | 39172人 | 11132人 | 8772人 | 1828人 | 1175人 | 2639人 | 13626人 |
| 八代市(熊本県) | 70520人 | 45226人 | 3110人 | 2339人 | 9043人 | 10802人 | 70523人 | 7570人 | 2085人 | 9715人 | 51095人 | 58人 | 51095人 | 8820人 | 5212人 | 582人 | 10665人 | 2813人 | 23003人 |
| 延岡市(宮崎県) | 62694人 | 47421人 | 2783人 | 2669人 | 5720人 | 4101人 | 62696人 | 7890人 | 2093人 | 9698人 | 42954人 | 61人 | 42954人 | 8794人 | 4999人 | 544人 | 3782人 | 2204人 | 22631人 |
| 霧島市(鹿児島県) | 56965人 | 42182人 | 1981人 | 1614人 | 7142人 | 4046人 | 56970人 | 6629人 | 1376人 | 8237人 | 40688人 | 40人 | 40688人 | 6099人 | 5570人 | 1446人 | 6478人 | 1960人 | 19135人 |
| 鹿屋市(鹿児島県) | 49665人 | 33539人 | 2059人 | 1664人 | 7466人 | 4937人 | 49671人 | 6475人 | 1677人 | 7087人 | 34408人 | 24人 | 34408人 | 5809人 | 3533人 | 2089人 | 8583人 | 1725人 | 12669人 |
| 薩摩川内市(鹿児島県) | 50545人 | 36646人 | 2233人 | 1337人 | 6609人 | 3720人 | 50548人 | 5710人 | 1712人 | 7514人 | 35588人 | 24人 | 35588人 | 5248人 | 3599人 | 977人 | 6527人 | 1929人 | 17308人 |
| 九州地方小計 | 632006人 | 465455人 | 28439人 | 23289人 | 65390人 | 49433人 | 632042人 | 82109人 | 21977人 | 100714人 | 426122人 | 1120人 | 426122人 | 89918人 | 55306人 | 14034人 | 51869人 | 24868人 | 190127人 |

資料10 1985年国勢調査データにもとづく職業構成比率（東海地方）

| 自治体名 | 自営業の割合 | 資本家階級の割合 | 保守支持者の割合 | 労働者階級の割合 | 新中間層の割合 | 分析から除外する割合 | 販売従事者の割合 | 専門の割合 | 管理の割合 | 事務の割合 | サービス従事者の割合 | 農林漁業作業者の割合 | 生産工程・労務作業者の割合 |
|-----------|--------|----------|----------|----------|---------|------------|----------|--------|-------|--------|------------|------------|---------------|
| 多治見市(岐阜県) | 20.74% | 8.69% | 29.42% | 49.60% | 20.96% | 0.01% | 14.11% | 8.89% | 3.90% | 16.92% | 5.77% | 0.95% | 44.65% |
| 各務原市(岐阜県) | 20.41% | 6.67% | 27.08% | 50.26% | 22.62% | 0.04% | 12.60% | 10.20% | 3.36% | 17.46% | 5.56% | 3.56% | 40.58% |
| 岐阜県小計 | 20.55% | 7.56% | 28.12% | 49.98% | 21.88% | 0.03% | 13.27% | 9.62% | 3.60% | 17.22% | 5.65% | 2.40% | 42.38% |
| 藤枝市(静岡県) | 23.20% | 6.61% | 29.81% | 50.32% | 19.81% | 0.07% | 13.03% | 8.87% | 3.29% | 16.05% | 4.58% | 10.97% | 38.27% |
| 焼津市(静岡県) | 18.71% | 7.43% | 26.14% | 54.39% | 19.40% | 0.07% | 12.77% | 7.31% | 3.47% | 15.49% | 5.47% | 7.38% | 42.22% |
| 富士宮市(静岡県) | 19.60% | 7.62% | 27.22% | 53.17% | 19.58% | 0.03% | 11.85% | 9.17% | 3.28% | 14.45% | 6.42% | 7.31% | 42.50% |
| 掛川市(静岡県) | 29.15% | 5.61% | 34.76% | 50.75% | 14.41% | 0.08% | 9.38% | 7.24% | 2.35% | 12.51% | 4.76% | 17.52% | 42.58% |
| 三島市(静岡県) | 17.54% | 8.84% | 26.39% | 48.15% | 25.44% | 0.03% | 14.07% | 12.79% | 4.76% | 17.01% | 8.06% | 4.78% | 33.88% |
| 島田市(静岡県) | 25.32% | 7.11% | 32.43% | 51.05% | 16.45% | 0.07% | 11.50% | 6.88% | 3.06% | 14.41% | 4.86% | 12.65% | 42.60% |
| 静岡県小計 | 22.07% | 7.18% | 29.25% | 51.57% | 19.13% | 0.06% | 12.14% | 8.66% | 3.36% | 15.01% | 5.66% | 9.97% | 40.42% |
| 小牧市(愛知県) | 14.93% | 7.04% | 21.97% | 55.22% | 22.76% | 0.05% | 11.33% | 8.12% | 3.36% | 17.68% | 5.70% | 3.68% | 42.22% |
| 刈谷市(愛知県) | 12.62% | 6.56% | 19.18% | 57.82% | 22.81% | 0.19% | 9.36% | 8.68% | 2.91% | 16.63% | 5.82% | 2.94% | 49.90% |
| 稲沢市(愛知県) | 21.38% | 6.41% | 27.79% | 50.72% | 21.38% | 0.11% | 14.39% | 9.13% | 2.61% | 17.87% | 5.30% | 10.18% | 36.29% |
| 瀬戸市(愛知県) | 18.04% | 9.28% | 27.32% | 50.86% | 21.65% | 0.18% | 12.92% | 8.98% | 3.49% | 17.32% | 5.45% | 0.82% | 45.40% |
| 半田市(愛知県) | 16.69% | 7.87% | 24.57% | 51.87% | 23.53% | 0.04% | 12.34% | 10.02% | 3.36% | 17.82% | 6.51% | 2.89% | 41.89% |
| 東海市(愛知県) | 12.74% | 5.63% | 18.37% | 60.92% | 20.62% | 0.09% | 10.11% | 7.63% | 2.30% | 15.33% | 6.26% | 4.84% | 48.81% |
| 西尾市(愛知県) | 24.19% | 7.28% | 31.47% | 51.94% | 16.55% | 0.04% | 10.18% | 7.92% | 2.57% | 13.66% | 4.71% | 9.09% | 48.13% |
| 江南市(愛知県) | 19.64% | 7.58% | 27.22% | 51.12% | 21.51% | 0.15% | 13.88% | 9.34% | 3.06% | 17.15% | 5.82% | 3.11% | 43.07% |
| 愛知県小計 | 17.37% | 7.26% | 24.63% | 53.86% | 21.40% | 0.11% | 11.75% | 8.71% | 2.98% | 16.70% | 5.68% | 4.51% | 44.65% |
| 桑名市(三重県) | 19.33% | 8.98% | 28.31% | 48.58% | 23.07% | 0.04% | 13.94% | 9.85% | 4.19% | 18.14% | 6.53% | 5.93% | 37.41% |
| 伊勢市(三重県) | 20.05% | 8.43% | 28.48% | 50.78% | 20.64% | 0.09% | 14.68% | 9.83% | 3.41% | 15.62% | 7.45% | 6.75% | 36.47% |
| 三重県小計 | 19.72% | 8.68% | 28.40% | 49.77% | 21.76% | 0.07% | 14.34% | 9.84% | 3.77% | 16.78% | 7.02% | 6.37% | 36.90% |

資料11 1985年国勢調査データにもとづく職業構成比率（近畿地方）

| 自治体名 | 自営業の割合 | 資本家階級の割合 | 保守支持者の割合 | 労働者階級の割合 | 新中間層の割合 | 分析から除外する割合 | 販売従事者の割合 | 専門の割合 | 管理の割合 | 事務の割合 | サービス従事者の割合 | 農林漁業作業者の割合 | 生産工程・労務作業者の割合 |
|------------|--------|----------|----------|----------|---------|------------|----------|--------|-------|--------|------------|------------|---------------|
| 長浜市(滋賀県) | 23.48% | 6.93% | 30.41% | 51.03% | 18.49% | 0.07% | 10.68% | 9.13% | 3.03% | 14.42% | 4.85% | 9.80% | 44.04% |
| 草津市(滋賀県) | 13.39% | 6.25% | 19.64% | 52.18% | 28.04% | 0.14% | 13.08% | 12.42% | 3.71% | 18.75% | 5.64% | 4.41% | 37.67% |
| 東近江市(滋賀県) | 24.63% | 6.02% | 30.65% | 51.54% | 17.75% | 0.07% | 10.53% | 8.05% | 2.59% | 14.95% | 4.69% | 11.89% | 43.39% |
| 彦根市(滋賀県) | 20.65% | 7.40% | 28.05% | 49.72% | 22.16% | 0.07% | 12.47% | 10.16% | 3.56% | 17.08% | 6.04% | 7.17% | 39.34% |
| 滋賀県小計 | 20.93% | 6.64% | 27.57% | 51.25% | 21.10% | 0.08% | 11.59% | 9.79% | 3.18% | 16.15% | 5.27% | 8.58% | 41.34% |
| 橿原市(奈良県) | 18.35% | 7.90% | 26.26% | 45.76% | 27.74% | 0.24% | 17.39% | 13.85% | 4.08% | 19.70% | 5.17% | 3.19% | 31.99% |
| 生駒市(奈良県) | 11.35% | 13.61% | 24.97% | 35.83% | 38.98% | 0.22% | 18.78% | 16.63% | 9.20% | 26.12% | 5.58% | 1.87% | 18.53% |
| 三田市(兵庫県) | 21.42% | 7.76% | 29.18% | 46.75% | 24.00% | 0.07% | 13.23% | 12.90% | 3.32% | 17.66% | 8.03% | 11.52% | 27.98% |
| 奈良県・兵庫県小計 | 16.46% | 9.88% | 26.34% | 42.55% | 30.91% | 0.20% | 17.12% | 14.65% | 5.73% | 21.58% | 5.83% | 4.24% | 26.55% |
| 守口市(大阪府) | 18.05% | 9.01% | 27.06% | 50.85% | 21.59% | 0.51% | 15.78% | 8.58% | 3.05% | 17.97% | 7.98% | 0.22% | 39.47% |
| 門真市(大阪府) | 14.64% | 8.30% | 22.93% | 56.31% | 20.13% | 0.63% | 15.31% | 7.05% | 2.69% | 16.38% | 8.56% | 0.46% | 41.97% |
| 箕面市(大阪府) | 10.51% | 12.33% | 22.84% | 39.56% | 36.96% | 0.64% | 20.39% | 16.75% | 7.80% | 23.34% | 6.59% | 1.72% | 19.14% |
| 大東市(大阪府) | 12.49% | 8.12% | 20.61% | 56.14% | 23.06% | 0.19% | 14.56% | 8.22% | 3.12% | 17.71% | 6.48% | 0.53% | 43.22% |
| 池田市(大阪府) | 12.25% | 10.19% | 22.44% | 42.74% | 34.66% | 0.16% | 18.62% | 14.99% | 6.65% | 23.05% | 8.74% | 1.91% | 21.88% |
| 松原市(大阪府) | 15.30% | 8.31% | 23.62% | 52.32% | 23.78% | 0.28% | 17.27% | 9.03% | 3.26% | 18.85% | 6.76% | 1.04% | 37.46% |
| 富田林市(大阪府) | 13.64% | 8.83% | 22.47% | 45.89% | 31.31% | 0.33% | 16.99% | 14.02% | 4.73% | 21.63% | 6.31% | 3.33% | 27.57% |
| 羽曳野市(大阪府) | 14.84% | 9.91% | 24.75% | 46.00% | 29.06% | 0.19% | 18.57% | 13.52% | 5.13% | 19.97% | 5.52% | 2.34% | 30.52% |
| 河内長野市(大阪府) | 12.33% | 8.61% | 20.94% | 44.03% | 34.57% | 0.46% | 16.88% | 15.12% | 5.29% | 23.31% | 5.20% | 2.28% | 26.71% |
| 泉佐野市(大阪府) | 21.14% | 8.81% | 29.95% | 49.20% | 20.58% | 0.27% | 14.54% | 8.60% | 3.62% | 17.17% | 5.82% | 4.60% | 40.31% |
| 大阪府小計 | 14.68% | 9.18% | 23.86% | 49.11% | 26.65% | 0.38% | 16.77% | 11.09% | 4.32% | 19.58% | 6.96% | 1.62% | 33.89% |

資料12 1985年国勢調査データにもとづく職業構成比率（中国・四国・九州地方）

| 自治体名 | 自営業の割合 | 資本家階級の割合 | 保守支持者の割合 | 労働者階級の割合 | 新中間層の割合 | 分析から除外する割合 | 販売従事者の割合 | 専門の割合 | 管理の割合 | 事務の割合 | サービス従事者の割合 | 農林漁業作業者の割合 | 生産工程・労務作業者の割合 |
|-------------|--------|----------|----------|----------|---------|------------|----------|--------|-------|--------|------------|------------|---------------|
| 米子市(鳥取県) | 20.57% | 8.90% | 29.47% | 47.96% | 22.50% | 0.08% | 15.57% | 10.87% | 4.43% | 16.60% | 8.67% | 9.49% | 27.70% |
| 出雲市(島根県) | 28.11% | 6.80% | 34.91% | 46.98% | 18.09% | 0.01% | 12.34% | 10.35% | 3.35% | 14.09% | 5.58% | 16.35% | 32.72% |
| 津山市(岡山県) | 25.81% | 8.94% | 34.75% | 46.13% | 19.05% | 0.06% | 13.46% | 10.56% | 4.06% | 14.58% | 6.07% | 13.41% | 32.47% |
| 尾道市(広島県) | 26.34% | 8.27% | 34.62% | 47.22% | 18.07% | 0.09% | 13.32% | 9.27% | 3.69% | 14.67% | 5.82% | 12.54% | 35.43% |
| 廿日市市(広島県) | 15.93% | 8.02% | 23.95% | 47.91% | 28.03% | 0.11% | 13.95% | 12.67% | 4.50% | 19.69% | 6.86% | 6.98% | 29.18% |
| 三原市(広島県) | 23.21% | 5.83% | 29.04% | 48.87% | 22.02% | 0.07% | 11.02% | 11.25% | 3.33% | 16.45% | 6.06% | 12.80% | 33.90% |
| 岩国市(山口県) | 21.99% | 7.35% | 29.33% | 50.79% | 19.80% | 0.07% | 11.77% | 9.49% | 3.33% | 15.19% | 6.86% | 11.57% | 34.16% |
| 防府市(山口県) | 18.12% | 7.27% | 25.38% | 52.10% | 22.42% | 0.09% | 13.47% | 10.00% | 3.26% | 16.78% | 6.22% | 8.24% | 34.66% |
| 中国地方小計 | 23.02% | 7.68% | 30.70% | 48.56% | 20.67% | 0.07% | 13.08% | 10.38% | 3.70% | 15.74% | 6.51% | 11.73% | 32.73% |
| 丸亀市(香川県) | 22.09% | 7.68% | 29.77% | 49.05% | 21.09% | 0.09% | 12.50% | 11.04% | 3.63% | 15.36% | 6.95% | 10.62% | 34.75% |
| 新居浜市(愛媛県) | 16.13% | 7.78% | 23.92% | 53.16% | 22.84% | 0.08% | 13.84% | 10.98% | 3.05% | 16.00% | 6.48% | 3.98% | 40.99% |
| 西条市(愛媛県) | 27.47% | 7.05% | 34.52% | 49.27% | 16.15% | 0.06% | 10.51% | 9.15% | 2.60% | 12.92% | 5.36% | 14.69% | 40.45% |
| 四国地方小計 | 21.76% | 7.50% | 29.27% | 50.71% | 19.94% | 0.08% | 12.31% | 10.37% | 3.07% | 14.76% | 6.24% | 9.60% | 38.96% |
| 飯塚市(福岡県) | 18.06% | 8.35% | 26.41% | 49.88% | 23.63% | 0.09% | 16.73% | 12.21% | 3.84% | 16.06% | 8.02% | 4.86% | 30.31% |
| 大牟田市(福岡県) | 19.20% | 7.49% | 26.68% | 51.09% | 22.06% | 0.17% | 16.70% | 11.86% | 3.10% | 15.13% | 7.80% | 4.41% | 33.22% |
| 春日市(福岡県) | 12.29% | 8.37% | 20.66% | 50.28% | 28.92% | 0.14% | 20.62% | 10.64% | 4.75% | 21.07% | 6.88% | 0.75% | 23.67% |
| 諫早市(長崎県) | 27.48% | 6.27% | 33.75% | 47.16% | 19.06% | 0.04% | 13.55% | 11.63% | 3.02% | 14.11% | 6.70% | 17.65% | 26.69% |
| 唐津市(佐賀県) | 25.79% | 6.83% | 32.62% | 47.65% | 19.69% | 0.04% | 14.41% | 10.51% | 3.72% | 15.00% | 9.40% | 14.50% | 26.43% |
| 別府市(大分県) | 17.84% | 10.61% | 28.44% | 46.75% | 24.63% | 0.18% | 19.34% | 13.46% | 4.05% | 16.91% | 15.11% | 2.44% | 20.47% |
| 八代市(熊本県) | 35.45% | 6.58% | 42.03% | 44.20% | 13.74% | 0.02% | 13.30% | 8.54% | 2.61% | 12.56% | 6.78% | 20.49% | 30.79% |
| 延岡市(宮崎県) | 18.62% | 7.78% | 26.39% | 51.70% | 21.80% | 0.10% | 14.27% | 11.10% | 2.96% | 15.56% | 7.40% | 7.73% | 36.28% |
| 霧島市(鹿児島県) | 32.04% | 4.81% | 36.85% | 48.95% | 14.18% | 0.02% | 10.12% | 8.28% | 2.28% | 11.89% | 7.83% | 21.87% | 30.87% |
| 鹿屋市(鹿児島県) | 36.53% | 6.22% | 42.74% | 43.04% | 14.17% | 0.05% | 11.56% | 9.81% | 2.53% | 12.40% | 5.92% | 27.14% | 23.09% |
| 薩摩川内市(鹿児島県) | 31.34% | 5.39% | 36.73% | 47.84% | 15.41% | 0.02% | 10.50% | 8.19% | 2.93% | 13.24% | 5.76% | 22.46% | 30.95% |
| 九州地方小計 | 25.20% | 7.19% | 32.38% | 48.26% | 19.28% | 0.08% | 14.57% | 10.62% | 3.19% | 14.71% | 8.02% | 13.13% | 28.84% |

資料13 1990年国勢調査データにもとづく職業構成比率（東海地方）

| 自治体名 | 自営業の割合 | 資本家階級の割合 | 保守支持者の割合 | 労働者階級の割合 | 新中間層の割合 | 分析から除外する割合 | 販売従事者の割合 | 専門の割合 | 管理の割合 | 事務の割合 | サービス従事者の割合 | 農林漁業作業者の割合 | 生産工程・労務作業者の割合 |
|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 多治見市(岐阜県) | 17.61% | 9.39% | 27.00% | 49.74% | 23.23% | 0.02% | 14.44% | 9.83% | 3.89% | 18.10% | 5.88% | 0.67% | 42.36% |
| 各務原市(岐阜県) | 17.15% | 7.48% | 24.62% | 49.86% | 25.51% | 0.01% | 12.46% | 11.48% | 3.68% | 18.68% | 5.80% | 2.62% | 38.76% |
| 岐阜県小計 | 17.35% | 8.33% | 25.69% | 49.82% | 24.48% | 0.01% | 13.35% | 10.74% | 3.77% | 18.42% | 5.84% | 1.75% | 40.37% |
| 藤枝市(静岡県) | 18.91% | 7.37% | 26.28% | 51.00% | 22.69% | 0.03% | 13.15% | 10.04% | 3.88% | 16.86% | 4.81% | 7.70% | 38.97% |
| 焼津市(静岡県) | 16.22% | 8.18% | 24.39% | 54.75% | 20.80% | 0.06% | 12.46% | 7.86% | 3.17% | 16.48% | 5.64% | 5.33% | 43.56% |
| 富士宮市(静岡県) | 17.21% | 8.41% | 25.62% | 53.16% | 21.21% | 0.01% | 11.34% | 10.23% | 3.55% | 14.73% | 6.87% | 5.82% | 42.63% |
| 掛川市(静岡県) | 24.49% | 6.32% | 30.82% | 52.10% | 17.02% | 0.06% | 9.24% | 8.34% | 2.45% | 13.81% | 5.09% | 13.88% | 43.61% |
| 三島市(静岡県) | 14.78% | 9.21% | 23.98% | 47.58% | 28.40% | 0.04% | 13.71% | 14.05% | 4.70% | 18.61% | 8.04% | 3.76% | 32.61% |
| 島田市(静岡県) | 21.70% | 7.91% | 29.61% | 51.66% | 18.71% | 0.02% | 11.21% | 8.36% | 3.08% | 15.13% | 5.07% | 10.18% | 43.35% |
| 静岡県小計 | 18.67% | 7.89% | 26.57% | 51.95% | 21.45% | 0.04% | 11.92% | 9.76% | 3.48% | 15.97% | 5.90% | 7.58% | 40.86% |
| 小牧市(愛知県) | 12.04% | 7.57% | 19.61% | 54.39% | 25.91% | 0.10% | 11.45% | 9.63% | 3.58% | 19.01% | 5.51% | 2.26% | 40.77% |
| 刈谷市(愛知県) | 10.60% | 7.16% | 17.76% | 56.67% | 25.24% | 0.33% | 10.22% | 11.33% | 3.00% | 16.36% | 5.67% | 2.04% | 47.48% |
| 稲沢市(愛知県) | 18.70% | 6.99% | 25.69% | 50.92% | 23.28% | 0.11% | 14.39% | 9.94% | 2.81% | 18.59% | 5.64% | 8.27% | 36.41% |
| 瀬戸市(愛知県) | 15.62% | 9.69% | 25.32% | 50.70% | 23.77% | 0.22% | 13.64% | 10.31% | 3.38% | 18.13% | 5.99% | 0.62% | 42.72% |
| 半田市(愛知県) | 13.72% | 8.04% | 21.76% | 52.68% | 25.54% | 0.02% | 12.41% | 11.10% | 3.51% | 18.03% | 6.95% | 2.34% | 40.56% |
| 東海市(愛知県) | 11.51% | 6.19% | 17.70% | 58.99% | 23.16% | 0.14% | 10.61% | 9.09% | 2.30% | 16.75% | 6.40% | 4.07% | 45.82% |
| 西尾市(愛知県) | 20.65% | 7.94% | 28.60% | 52.30% | 19.01% | 0.09% | 10.47% | 9.00% | 2.99% | 14.64% | 4.85% | 7.06% | 47.31% |
| 江南市(愛知県) | 16.20% | 7.89% | 24.09% | 52.45% | 23.23% | 0.23% | 13.40% | 9.93% | 2.87% | 17.80% | 6.03% | 2.19% | 43.25% |
| 愛知県小計 | 14.68% | 7.73% | 22.41% | 53.69% | 23.74% | 0.16% | 12.03% | 10.07% | 3.08% | 17.44% | 5.86% | 3.42% | 43.13% |
| 桑名市(三重県) | 17.05% | 9.29% | 26.35% | 48.76% | 24.82% | 0.07% | 14.05% | 10.82% | 4.26% | 18.62% | 6.66% | 4.34% | 37.48% |
| 伊勢市(三重県) | 18.54% | 8.77% | 27.31% | 49.88% | 22.70% | 0.11% | 14.88% | 10.49% | 3.87% | 16.88% | 7.31% | 5.52% | 35.49% |
| 三重県小計 | 17.84% | 9.02% | 26.86% | 49.36% | 23.70% | 0.09% | 14.49% | 10.65% | 4.05% | 17.70% | 7.00% | 4.96% | 36.43% |

資料14 1990年国勢調査データにもとづく職業構成比率（近畿地方）

| 自治体名 | 自営業の割合 | 資本家階級の割合 | 保守支持者の割合 | 労働者階級の割合 | 新中間層の割合 | 分析から除外する割合 | 販売従事者の割合 | 専門の割合 | 管理の割合 | 事務の割合 | サービス従事者の割合 | 農林漁業作業者の割合 | 生産工程・労務作業者の割合 |
|------------|--------|----------|----------|----------|---------|------------|----------|--------|-------|--------|------------|------------|---------------|
| 長浜市(滋賀県) | 19.78% | 7.41% | 27.19% | 51.88% | 20.76% | 0.17% | 10.64% | 10.20% | 3.12% | 15.20% | 5.31% | 6.80% | 44.54% |
| 草津市(滋賀県) | 11.02% | 6.67% | 17.68% | 52.27% | 29.68% | 0.36% | 13.77% | 13.09% | 3.90% | 19.06% | 6.00% | 2.99% | 36.88% |
| 東近江市(滋賀県) | 20.33% | 6.55% | 26.87% | 52.70% | 20.32% | 0.11% | 9.99% | 8.74% | 2.95% | 16.10% | 4.78% | 8.07% | 45.35% |
| 彦根市(滋賀県) | 17.48% | 7.53% | 25.01% | 49.49% | 25.37% | 0.14% | 12.57% | 12.27% | 3.82% | 17.74% | 6.23% | 5.41% | 37.73% |
| 滋賀県小計 | 17.32% | 7.03% | 24.35% | 51.73% | 23.73% | 0.19% | 11.66% | 10.98% | 3.43% | 16.97% | 5.55% | 5.92% | 41.31% |
| 橿原市(奈良県) | 17.19% | 8.41% | 25.60% | 44.96% | 28.96% | 0.48% | 17.55% | 14.40% | 4.15% | 20.37% | 5.43% | 2.18% | 30.89% |
| 生駒市(奈良県) | 9.67% | 14.06% | 23.73% | 37.29% | 38.51% | 0.47% | 21.41% | 17.17% | 9.04% | 24.27% | 5.34% | 1.18% | 18.37% |
| 三田市(兵庫県) | 13.71% | 7.81% | 21.52% | 46.58% | 31.59% | 0.31% | 13.72% | 15.31% | 4.17% | 20.77% | 7.07% | 5.96% | 28.12% |
| 奈良県・兵庫県小計 | 13.78% | 10.24% | 24.02% | 42.65% | 32.89% | 0.44% | 18.03% | 15.58% | 5.87% | 21.83% | 5.78% | 2.69% | 25.87% |
| 守口市(大阪府) | 15.91% | 9.34% | 25.25% | 50.50% | 23.35% | 0.90% | 15.88% | 9.59% | 2.84% | 18.80% | 7.82% | 0.22% | 37.88% |
| 門真市(大阪府) | 13.48% | 8.87% | 22.35% | 55.06% | 22.09% | 0.49% | 15.18% | 7.89% | 2.53% | 18.04% | 8.31% | 0.35% | 40.47% |
| 箕面市(大阪府) | 9.67% | 13.19% | 22.86% | 38.85% | 36.79% | 1.50% | 20.46% | 16.88% | 7.34% | 23.46% | 6.69% | 1.09% | 18.78% |
| 大東市(大阪府) | 11.56% | 8.84% | 20.40% | 53.99% | 24.95% | 0.66% | 14.36% | 9.16% | 2.97% | 19.22% | 6.55% | 0.37% | 40.83% |
| 池田市(大阪府) | 10.35% | 10.56% | 20.90% | 43.00% | 35.65% | 0.45% | 18.71% | 15.50% | 5.83% | 23.74% | 8.39% | 1.53% | 21.74% |
| 松原市(大阪府) | 13.58% | 8.62% | 22.20% | 51.26% | 26.22% | 0.32% | 16.56% | 10.19% | 3.52% | 19.99% | 6.71% | 0.71% | 36.23% |
| 富田林市(大阪府) | 11.60% | 9.76% | 21.37% | 45.97% | 31.95% | 0.71% | 17.63% | 14.20% | 4.52% | 21.92% | 6.18% | 2.36% | 27.70% |
| 羽曳野市(大阪府) | 13.14% | 10.78% | 23.92% | 45.86% | 29.81% | 0.41% | 18.22% | 12.91% | 4.82% | 21.45% | 5.85% | 1.79% | 30.11% |
| 河内長野市(大阪府) | 10.51% | 9.21% | 19.71% | 42.96% | 36.68% | 0.65% | 17.54% | 15.72% | 5.52% | 24.44% | 5.17% | 1.45% | 24.50% |
| 泉佐野市(大阪府) | 18.93% | 9.56% | 28.49% | 49.42% | 21.59% | 0.50% | 14.96% | 8.98% | 3.70% | 17.51% | 6.13% | 3.87% | 39.10% |
| 大阪府小計 | 12.95% | 9.80% | 22.75% | 48.31% | 28.27% | 0.67% | 16.83% | 11.77% | 4.19% | 20.64% | 6.90% | 1.21% | 32.50% |

資料15 1990年国勢調査データにもとづく職業構成比率（中国・四国・九州地方）

| 自治体名 | 自営業の割合 | 資本家階級の割合 | 保守支持者の割合 | 労働者階級の割合 | 新中間層の割合 | 分析から除外する割合 | 販売従事者の割合 | 専門の割合 | 管理の割合 | 事務の割合 | サービス従事者の割合 | 農林漁業作業者の割合 | 生産工程・労務作業者の割合 |
|-------------|--------|----------|----------|----------|---------|------------|----------|--------|-------|--------|------------|------------|---------------|
| 米子市(鳥取県) | 18.37% | 9.05% | 27.42% | 48.50% | 24.06% | 0.03% | 15.57% | 11.86% | 4.42% | 16.86% | 8.49% | 7.90% | 28.54% |
| 出雲市(鳥根県) | 23.70% | 7.86% | 31.56% | 48.24% | 20.14% | 0.06% | 12.78% | 11.33% | 3.46% | 14.64% | 5.78% | 12.91% | 34.37% |
| 津山市(岡山県) | 22.11% | 9.28% | 31.39% | 47.65% | 20.93% | 0.02% | 13.05% | 11.48% | 4.04% | 15.00% | 6.41% | 10.54% | 34.27% |
| 尾道市(広島県) | 23.27% | 9.15% | 32.41% | 47.39% | 20.06% | 0.14% | 13.50% | 10.55% | 3.64% | 15.49% | 5.91% | 10.30% | 35.55% |
| 廿日市市(広島県) | 13.20% | 8.70% | 21.90% | 47.30% | 30.70% | 0.11% | 14.94% | 13.92% | 4.56% | 20.82% | 7.36% | 4.60% | 27.83% |
| 三原市(広島県) | 19.86% | 7.33% | 27.19% | 49.41% | 23.23% | 0.17% | 11.36% | 12.51% | 3.14% | 16.26% | 6.41% | 9.85% | 35.89% |
| 岩国市(山口県) | 18.73% | 7.88% | 26.60% | 51.09% | 22.23% | 0.08% | 11.76% | 10.81% | 3.48% | 16.00% | 6.92% | 8.74% | 35.44% |
| 防府市(山口県) | 15.67% | 7.21% | 22.88% | 52.41% | 24.63% | 0.08% | 12.79% | 11.25% | 3.43% | 17.25% | 6.45% | 6.39% | 35.05% |
| 中国地方小計 | 19.72% | 8.32% | 28.04% | 49.08% | 22.79% | 0.08% | 13.20% | 11.58% | 3.75% | 16.35% | 6.69% | 9.13% | 33.53% |
| 丸亀市(香川県) | 18.69% | 8.12% | 26.81% | 49.24% | 23.75% | 0.21% | 12.93% | 11.78% | 3.87% | 16.80% | 7.33% | 7.76% | 34.71% |
| 新居浜市(愛媛県) | 14.30% | 8.51% | 22.81% | 51.92% | 25.23% | 0.04% | 13.68% | 12.76% | 3.23% | 16.69% | 6.81% | 2.84% | 39.25% |
| 西条市(愛媛県) | 24.25% | 7.86% | 32.11% | 48.89% | 18.97% | 0.03% | 9.90% | 10.67% | 2.94% | 14.33% | 5.55% | 12.02% | 40.08% |
| 四国地方小計 | 19.01% | 8.17% | 27.18% | 50.16% | 22.57% | 0.09% | 12.17% | 11.75% | 3.33% | 15.92% | 6.54% | 7.45% | 38.15% |
| 飯塚市(福岡県) | 15.75% | 8.62% | 24.37% | 49.99% | 25.56% | 0.09% | 15.64% | 13.41% | 3.92% | 16.47% | 8.64% | 3.62% | 30.91% |
| 大牟田市(福岡県) | 17.76% | 8.39% | 26.15% | 49.65% | 24.03% | 0.17% | 16.66% | 13.20% | 3.26% | 16.08% | 8.51% | 3.51% | 33.49% |
| 春日市(福岡県) | 10.90% | 8.90% | 19.80% | 48.82% | 31.19% | 0.20% | 20.22% | 12.79% | 4.43% | 21.67% | 6.82% | 0.46% | 22.98% |
| 諫早市(長崎県) | 22.12% | 6.99% | 29.11% | 48.00% | 22.85% | 0.04% | 12.90% | 12.93% | 3.25% | 16.04% | 7.01% | 12.66% | 28.88% |
| 唐津市(佐賀県) | 22.35% | 7.32% | 29.67% | 48.47% | 21.84% | 0.02% | 14.04% | 11.64% | 3.57% | 15.85% | 9.56% | 12.14% | 27.62% |
| 別府市(大分県) | 15.84% | 10.59% | 26.43% | 47.24% | 26.10% | 0.23% | 18.70% | 13.98% | 4.14% | 17.35% | 14.77% | 1.99% | 21.29% |
| 八代市(熊本県) | 31.64% | 7.36% | 39.00% | 45.47% | 15.48% | 0.05% | 12.80% | 9.47% | 2.73% | 13.17% | 6.99% | 16.01% | 33.91% |
| 延岡市(宮崎県) | 16.48% | 8.35% | 24.83% | 51.19% | 23.87% | 0.11% | 13.49% | 12.10% | 3.62% | 16.03% | 7.50% | 6.02% | 36.43% |
| 霧島市(鹿児島県) | 24.65% | 5.79% | 30.44% | 51.26% | 18.27% | 0.03% | 10.19% | 10.33% | 2.53% | 13.41% | 8.36% | 15.20% | 33.62% |
| 鹿屋市(鹿児島県) | 29.75% | 6.80% | 36.55% | 45.74% | 17.68% | 0.02% | 11.38% | 11.42% | 2.78% | 13.67% | 6.49% | 21.46% | 25.52% |
| 薩摩川内市(鹿児島県) | 24.15% | 6.24% | 30.39% | 49.78% | 19.81% | 0.03% | 10.64% | 10.26% | 3.37% | 14.82% | 6.51% | 15.51% | 32.74% |
| 九州地方小計 | 21.19% | 7.81% | 29.00% | 48.82% | 22.09% | 0.09% | 14.22% | 11.98% | 3.40% | 15.74% | 8.34% | 9.77% | 30.09% |

資料16 1995年国勢調査データにもとづく職業構成比率（東海地方）

| 自治体名 | 自営業の割合 | 資本家階級の割合 | 保守支持者の割合 | 労働者階級の割合 | 新中間層の割合 | 分析から除外する割合 | 販売従事者の割合 | 専門の割合 | 管理の割合 | 事務の割合 | サービス従事者の割合 | 農林漁業作業者の割合 | 生産工程・労務作業者の割合 |
|-----------|--------|----------|----------|----------|---------|------------|----------|--------|-------|--------|------------|------------|---------------|
| 多治見市(岐阜県) | 14.17% | 10.05% | 24.22% | 49.78% | 25.91% | 0.10% | 15.18% | 11.14% | 4.37% | 18.67% | 6.50% | 0.62% | 38.76% |
| 各務原市(岐阜県) | 14.50% | 8.55% | 23.06% | 49.96% | 26.96% | 0.02% | 13.01% | 11.90% | 3.77% | 19.37% | 6.53% | 2.42% | 36.56% |
| 岐阜県小計 | 14.35% | 9.22% | 23.58% | 49.88% | 26.48% | 0.06% | 13.98% | 11.56% | 4.04% | 19.06% | 6.52% | 1.61% | 37.55% |
| 藤枝市(静岡県) | 15.61% | 7.70% | 23.31% | 51.44% | 25.13% | 0.12% | 14.00% | 11.33% | 3.77% | 17.67% | 5.49% | 5.57% | 37.55% |
| 焼津市(静岡県) | 14.52% | 8.62% | 23.14% | 54.45% | 22.29% | 0.13% | 13.25% | 8.89% | 3.47% | 16.64% | 5.90% | 4.68% | 41.60% |
| 富士宮市(静岡県) | 15.76% | 8.89% | 24.66% | 53.26% | 22.04% | 0.04% | 11.88% | 10.88% | 3.41% | 14.97% | 6.87% | 5.33% | 41.75% |
| 掛川市(静岡県) | 21.20% | 6.64% | 27.84% | 52.64% | 19.44% | 0.07% | 9.87% | 9.64% | 2.91% | 14.39% | 5.45% | 12.10% | 42.05% |
| 三島市(静岡県) | 13.73% | 9.67% | 23.40% | 48.10% | 28.46% | 0.04% | 15.13% | 14.22% | 4.45% | 18.48% | 8.48% | 3.30% | 31.67% |
| 島田市(静岡県) | 19.81% | 8.14% | 27.96% | 51.59% | 20.40% | 0.05% | 11.86% | 9.03% | 3.07% | 16.21% | 5.21% | 9.10% | 41.71% |
| 静岡県小計 | 16.55% | 8.28% | 24.84% | 52.14% | 22.95% | 0.08% | 12.70% | 10.63% | 3.52% | 16.38% | 6.23% | 6.50% | 39.49% |
| 小牧市(愛知県) | 9.57% | 7.99% | 17.56% | 55.03% | 27.34% | 0.07% | 12.82% | 10.59% | 3.89% | 18.68% | 5.99% | 1.94% | 38.63% |
| 刈谷市(愛知県) | 9.93% | 7.71% | 17.64% | 55.23% | 26.86% | 0.27% | 11.59% | 12.17% | 3.20% | 17.24% | 6.52% | 2.06% | 43.34% |
| 稲沢市(愛知県) | 15.51% | 7.96% | 23.46% | 51.02% | 25.28% | 0.23% | 15.02% | 10.83% | 3.12% | 19.09% | 6.36% | 7.21% | 34.30% |
| 瀬戸市(愛知県) | 13.09% | 10.28% | 23.37% | 49.74% | 26.64% | 0.26% | 13.94% | 11.50% | 3.94% | 19.32% | 6.81% | 0.70% | 38.45% |
| 半田市(愛知県) | 12.20% | 8.96% | 21.16% | 52.08% | 26.71% | 0.05% | 13.51% | 12.14% | 3.39% | 18.34% | 7.57% | 1.95% | 37.94% |
| 東海市(愛知県) | 10.03% | 6.65% | 16.69% | 58.33% | 24.94% | 0.04% | 11.63% | 10.24% | 2.48% | 17.21% | 7.10% | 3.68% | 42.81% |
| 西尾市(愛知県) | 17.54% | 8.65% | 26.19% | 52.71% | 21.03% | 0.08% | 11.32% | 9.89% | 2.93% | 15.66% | 5.77% | 6.65% | 44.15% |
| 江南市(愛知県) | 13.67% | 8.28% | 21.95% | 52.86% | 24.99% | 0.20% | 14.58% | 10.73% | 3.27% | 18.01% | 6.87% | 1.97% | 39.74% |
| 愛知県小計 | 12.48% | 8.34% | 20.81% | 53.41% | 25.63% | 0.16% | 13.01% | 11.05% | 3.32% | 17.99% | 6.60% | 3.11% | 39.93% |
| 桑名市(三重県) | 14.20% | 9.66% | 23.86% | 50.00% | 25.99% | 0.15% | 15.11% | 11.10% | 4.31% | 18.72% | 7.83% | 3.97% | 35.13% |
| 伊勢市(三重県) | 16.15% | 9.37% | 25.53% | 50.27% | 24.09% | 0.11% | 14.95% | 11.46% | 3.70% | 17.19% | 8.07% | 4.67% | 34.32% |
| 三重県小計 | 15.20% | 9.51% | 24.71% | 50.15% | 25.01% | 0.13% | 15.03% | 11.28% | 4.00% | 17.94% | 7.95% | 4.33% | 34.72% |

資料17 1995年国勢調査データにもとづく職業構成比率（近畿地方）

| 自治体名 | 自営業の割合 | 資本家階級の割合 | 保守支持者の割合 | 労働者階級の割合 | 新中間層の割合 | 分析から除外する割合 | 販売従事者の割合 | 専門の割合 | 管理の割合 | 事務の割合 | サービス従事者の割合 | 農林漁業作業者の割合 | 生産工程・労務作業者の割合 |
|------------|--------|----------|----------|----------|---------|------------|----------|--------|-------|--------|------------|------------|---------------|
| 長浜市(滋賀県) | 17.44% | 7.72% | 25.16% | 52.82% | 21.93% | 0.10% | 10.92% | 10.80% | 3.07% | 15.43% | 5.88% | 6.52% | 43.48% |
| 草津市(滋賀県) | 9.81% | 7.13% | 16.94% | 51.41% | 31.40% | 0.25% | 14.14% | 14.64% | 4.15% | 19.02% | 6.87% | 2.68% | 34.43% |
| 東近江市(滋賀県) | 17.48% | 6.78% | 24.26% | 53.47% | 22.17% | 0.10% | 10.38% | 9.85% | 3.02% | 16.39% | 5.22% | 7.22% | 43.79% |
| 彦根市(滋賀県) | 14.99% | 7.90% | 22.90% | 50.47% | 26.44% | 0.19% | 13.11% | 12.63% | 3.75% | 17.92% | 7.02% | 4.46% | 36.67% |
| 滋賀県小計 | 15.00% | 7.36% | 22.37% | 52.20% | 25.28% | 0.15% | 12.09% | 11.92% | 3.49% | 17.16% | 6.22% | 5.28% | 39.72% |
| 橿原市(奈良県) | 13.17% | 8.69% | 21.85% | 45.60% | 31.18% | 1.37% | 17.33% | 15.50% | 4.07% | 20.33% | 6.08% | 1.91% | 28.72% |
| 生駒市(奈良県) | 9.00% | 13.95% | 22.95% | 36.76% | 39.56% | 0.72% | 20.88% | 17.63% | 8.60% | 25.11% | 5.93% | 1.30% | 17.12% |
| 三田市(兵庫県) | 9.61% | 7.82% | 17.43% | 45.81% | 36.23% | 0.53% | 14.99% | 18.04% | 4.81% | 21.03% | 7.64% | 3.78% | 25.21% |
| 奈良県・兵庫県小計 | 10.77% | 10.17% | 20.95% | 42.71% | 35.42% | 0.92% | 17.83% | 16.93% | 5.78% | 22.10% | 6.48% | 2.24% | 23.89% |
| 守口市(大阪府) | 15.11% | 9.58% | 24.70% | 50.22% | 24.24% | 0.85% | 16.48% | 10.12% | 2.90% | 19.17% | 8.17% | 0.21% | 35.84% |
| 門真市(大阪府) | 12.92% | 9.43% | 22.36% | 54.67% | 22.40% | 0.57% | 15.61% | 8.50% | 2.46% | 17.88% | 8.50% | 0.31% | 39.14% |
| 箕面市(大阪府) | 9.09% | 13.08% | 22.18% | 40.32% | 36.38% | 1.13% | 21.19% | 17.69% | 7.30% | 21.76% | 7.94% | 1.16% | 18.39% |
| 大東市(大阪府) | 10.46% | 9.55% | 20.00% | 53.50% | 26.24% | 0.25% | 14.75% | 9.69% | 3.13% | 19.99% | 7.25% | 0.33% | 38.67% |
| 池田市(大阪府) | 9.56% | 11.17% | 20.73% | 43.74% | 34.88% | 0.65% | 19.56% | 16.14% | 5.86% | 22.00% | 9.13% | 1.35% | 21.32% |
| 松原市(大阪府) | 12.74% | 9.36% | 22.10% | 51.29% | 26.31% | 0.30% | 17.50% | 10.62% | 3.62% | 19.53% | 7.33% | 0.66% | 34.66% |
| 富田林市(大阪府) | 10.85% | 9.63% | 20.48% | 45.31% | 32.77% | 1.44% | 17.01% | 15.14% | 4.70% | 21.37% | 6.55% | 2.09% | 26.47% |
| 羽曳野市(大阪府) | 12.70% | 10.69% | 23.38% | 46.32% | 29.76% | 0.53% | 18.20% | 13.34% | 4.61% | 20.89% | 6.26% | 1.75% | 29.68% |
| 河内長野市(大阪府) | 9.27% | 9.60% | 18.87% | 43.16% | 37.19% | 0.79% | 17.96% | 16.59% | 5.69% | 23.56% | 5.82% | 1.48% | 23.12% |
| 泉佐野市(大阪府) | 15.83% | 9.77% | 25.60% | 50.13% | 23.66% | 0.62% | 15.27% | 9.43% | 3.74% | 18.63% | 7.58% | 3.48% | 34.87% |
| 大阪府小計 | 11.95% | 10.15% | 22.10% | 48.30% | 28.89% | 0.71% | 17.28% | 12.47% | 4.27% | 20.34% | 7.51% | 1.15% | 30.81% |

資料18 1995年国勢調査データにもとづく職業構成比率（中国・四国・九州地方）

| 自治体名 | 自営業の割合 | 資本家階級の割合 | 保守支持者の割合 | 労働者階級の割合 | 新中間層の割合 | 分析から除外する割合 | 販売従事者の割合 | 専門の割合 | 管理の割合 | 事務の割合 | サービス従事者の割合 | 農林漁業作業者の割合 | 生産工程・労務作業者の割合 |
|-------------|--------|----------|----------|----------|---------|------------|----------|--------|-------|--------|------------|------------|---------------|
| 米子市(鳥取県) | 15.60% | 9.55% | 25.15% | 48.95% | 25.75% | 0.15% | 15.56% | 12.76% | 4.57% | 17.08% | 8.82% | 6.66% | 28.64% |
| 出雲市(島根県) | 20.55% | 8.21% | 28.76% | 48.40% | 22.78% | 0.06% | 12.62% | 12.45% | 3.73% | 15.79% | 6.32% | 10.92% | 33.27% |
| 津山市(岡山県) | 18.76% | 10.07% | 28.83% | 47.81% | 23.29% | 0.07% | 12.97% | 12.68% | 4.23% | 15.81% | 6.90% | 9.37% | 32.86% |
| 尾道市(広島県) | 21.58% | 9.58% | 31.16% | 47.13% | 21.65% | 0.06% | 13.91% | 11.41% | 3.95% | 16.09% | 6.13% | 9.97% | 33.73% |
| 廿日市市(広島県) | 11.81% | 9.22% | 21.03% | 47.30% | 31.46% | 0.21% | 14.91% | 15.02% | 4.78% | 20.04% | 7.84% | 4.14% | 27.34% |
| 三原市(広島県) | 18.63% | 7.69% | 26.32% | 49.70% | 23.77% | 0.22% | 12.11% | 13.01% | 3.29% | 15.95% | 7.10% | 9.68% | 34.29% |
| 岩国市(山口県) | 17.02% | 8.46% | 25.47% | 50.88% | 23.48% | 0.16% | 11.53% | 11.63% | 3.56% | 16.32% | 7.19% | 7.95% | 34.68% |
| 防府市(山口県) | 13.74% | 7.54% | 21.28% | 53.44% | 25.26% | 0.03% | 13.23% | 11.53% | 3.40% | 17.15% | 6.75% | 5.71% | 35.10% |
| 中国地方小計 | 17.43% | 8.81% | 26.23% | 49.23% | 24.42% | 0.12% | 13.35% | 12.47% | 3.93% | 16.71% | 7.12% | 8.17% | 32.55% |
| 丸亀市(香川県) | 15.43% | 8.45% | 23.88% | 49.95% | 26.13% | 0.04% | 13.19% | 13.14% | 3.91% | 17.27% | 7.47% | 6.75% | 33.47% |
| 新居浜市(愛媛県) | 12.69% | 8.85% | 21.54% | 51.58% | 26.85% | 0.04% | 13.48% | 13.82% | 3.29% | 17.11% | 7.18% | 2.73% | 37.86% |
| 西条市(愛媛県) | 21.57% | 8.77% | 30.35% | 48.94% | 20.65% | 0.07% | 10.42% | 11.80% | 3.01% | 14.83% | 6.04% | 11.02% | 38.36% |
| 四国地方小計 | 16.48% | 8.70% | 25.18% | 50.27% | 24.50% | 0.05% | 12.38% | 12.94% | 3.40% | 16.41% | 6.90% | 6.74% | 36.63% |
| 飯塚市(福岡県) | 14.17% | 9.24% | 23.41% | 49.79% | 26.66% | 0.15% | 15.57% | 14.25% | 3.78% | 16.77% | 9.08% | 3.12% | 30.22% |
| 大牟田市(福岡県) | 15.47% | 8.81% | 24.28% | 50.09% | 25.28% | 0.36% | 16.02% | 13.95% | 3.35% | 16.08% | 9.10% | 3.10% | 32.77% |
| 春日市(福岡県) | 9.71% | 9.16% | 18.87% | 48.26% | 32.28% | 0.58% | 20.16% | 13.91% | 4.74% | 21.14% | 7.11% | 0.43% | 22.65% |
| 諫早市(長崎県) | 17.94% | 7.17% | 25.10% | 49.57% | 25.30% | 0.03% | 13.29% | 13.89% | 3.56% | 16.33% | 7.54% | 9.79% | 29.72% |
| 唐津市(佐賀県) | 18.74% | 7.28% | 26.02% | 50.21% | 23.62% | 0.16% | 14.14% | 12.48% | 3.52% | 15.92% | 9.46% | 9.79% | 28.97% |
| 別府市(大分県) | 13.84% | 10.66% | 24.49% | 48.25% | 27.19% | 0.06% | 18.16% | 15.00% | 4.06% | 16.96% | 14.31% | 1.92% | 22.23% |
| 八代市(熊本県) | 28.14% | 7.73% | 35.87% | 46.46% | 17.61% | 0.05% | 12.51% | 10.73% | 2.96% | 13.78% | 7.39% | 15.12% | 32.62% |
| 延岡市(宮崎県) | 15.66% | 8.70% | 24.36% | 51.82% | 23.74% | 0.07% | 14.03% | 12.58% | 3.34% | 15.47% | 7.97% | 6.03% | 36.10% |
| 霧島市(鹿児島県) | 19.64% | 6.31% | 25.95% | 52.89% | 21.11% | 0.05% | 10.71% | 11.64% | 2.42% | 14.46% | 9.78% | 11.37% | 33.59% |
| 鹿屋市(鹿児島県) | 24.97% | 7.50% | 32.47% | 46.78% | 20.72% | 0.03% | 11.69% | 13.04% | 3.38% | 14.27% | 7.11% | 17.28% | 25.51% |
| 薩摩川内市(鹿児島県) | 20.44% | 7.06% | 27.50% | 51.04% | 21.42% | 0.03% | 10.38% | 11.30% | 3.39% | 14.87% | 7.12% | 12.91% | 34.24% |
| 九州地方小計 | 18.17% | 8.18% | 26.35% | 49.65% | 23.86% | 0.13% | 14.23% | 12.99% | 3.48% | 15.93% | 8.75% | 8.21% | 30.08% |

資料19 2006年政策システムの機能性に関する調査結果（東海地方）

| 自治体名 | 組織運営規範 | | | | | | | | | | | | 透明化政策 | | | | | | | | | | | | 効率化政策 | | | | | | | | | | | | 合計 | | |
|-----------|--------|-----|---|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|----|-------|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|-----|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|------|------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 小計 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 小計 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | | 35 | 小計 |
| 【東海地方】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多治見市（岐阜県） | 2 | 0 | | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0.5 | 1.5 | 1.5 | 2 | 19.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 1.5 | 28.5 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 1.5 | 3 | 3 | 3 | 1 | 19 | 67 |
| 桑名市（三重県） | 1 | 0 | | 0 | 3 | 3 | 3 | 2 | 0.5 | 1.5 | 0.5 | 1 | 15.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1 | 21 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 18.5 | 55 |
| 稲沢市（愛知県） | 1 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1.5 | 1 | 3 | 16.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 20.5 | 3 | 0.5 | 3 | 1.5 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 15 | 52 |
| 刈谷市（愛知県） | 1 | 0 | | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 2 | 15.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0.5 | 19.5 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 3 | 1 | 3 | 3 | 3 | 0 | 16.5 | 51.5 |
| 瀬戸市（愛知県） | 0 | 0 | | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0.5 | 3 | 15 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 0.5 | 23.5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 2 | 2 | | 10 | 48.5 |
| 各務原市（岐阜県） | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 11 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 3 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 16.5 | 3 | 1.5 | 3 | 1.5 | 3 | 0.5 | 3 | 1 | 3 | 0 | 19.5 | 47 |
| 小牧市（愛知県） | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0.5 | 1.5 | 0 | 3 | 11 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1.5 | 22.5 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 0.5 | 3 | 0 | 1 | 0 | 12 | 45.5 |
| 江南市（愛知県） | 1 | 0 | | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1.5 | 1.5 | 0 | 15 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 19.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0 | 9 | 43.5 |
| 富士宮市（静岡県） | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 0 | 8.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0.5 | 19.5 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 0 | 0 | 3 | 2.5 | 3 | 1 | 13 | 41 |
| 西尾市（愛知県） | 1 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1.5 | 1.5 | 1 | 15 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 23.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 40.5 |
| 東海市（愛知県） | 3 | 1.5 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 1.5 | 0 | 14.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 22.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 40 |
| 焼津市（静岡県） | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1.5 | 1.5 | 0 | 0 | 9 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 2 | | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0.5 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 6 | 40 |
| 三島市（静岡県） | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 0 | 9.5 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1.5 | 17.5 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 11.5 | 38.5 |
| 掛川市（静岡県） | 0 | 0 | | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0.5 | 1.5 | 1 | 0 | 7 | 3 | 0 | 1.5 | 3 | 2 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1.5 | 16 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0.5 | 3 | 1 | 3 | 0 | 14.5 | 37.5 |
| 伊勢市（三重県） | 1 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 21 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 12 | 37 |
| 藤枝市（静岡県） | 0 | 0 | | 0 | 1 | 3 | 3 | 2 | 0.5 | 1.5 | 0.5 | 0 | 11.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0.5 | 18.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 5 | 35 |
| 半田市（愛知県） | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0.5 | 0 | 7.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1.5 | 16.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 3 | 0 | 3 | 0 | 9.5 | 33.5 |
| 島田市（静岡県） | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 |

資料20 2006年政策システムの機能性に関する調査結果（近畿地方）

| 自治体名 | 組織運営規範 | | | | | | | | | | | | 透明化政策 | | | | | | | | | | | 効率化政策 | | | | | | | | | | 合計 | | | | | | | | |
|------------|--------|-----|---|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|----|-------|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|-----|------|----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|------|------|--|--|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 小計 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 小計 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | 32 | 33 | 34 | 35 | 小計 | | | |
| 【近畿地方】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 箕面市(大阪府) | 3 | 0.5 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1.5 | 1.5 | 1 | 3 | 19.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 2 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 25.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 8 | 53 | | | |
| 池田市(大阪府) | 3 | 2.5 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1.5 | 0.5 | 0 | 17.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 23.5 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7.5 | 48.5 | | | |
| 三田市(兵庫県) | 1 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 2 | 2 | 0.5 | 1.5 | 0.5 | 3 | 13.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0.5 | 25.5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 9 | 48 | | | |
| 草津市(滋賀県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1.5 | 1.5 | 0 | 13 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 3 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1.5 | 22.5 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 10.5 | 46 | | | |
| 大東市(大阪府) | 3 | 2.5 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 1 | 3 | 18 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 1.5 | 21 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 | 0 | 7 | 46 | | | |
| 富田林市(大阪府) | 1 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 2 | 0.5 | 0 | 0.5 | 3 | 13 | 3 | 0 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 6 | 41 | | | |
| 松原市(大阪府) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0.5 | 0 | 9 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 | 36 | | | |
| 泉佐野市(大阪府) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0.5 | 1.5 | 1 | 0 | 9 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 19.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 6 | 34.5 | | | |
| 東近江市(滋賀県) | 0 | 0 | | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 21 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 9.5 | 33.5 | | | |
| 生駒市(奈良県) | 1 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0.5 | 1.5 | 0 | 0 | 9 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0.5 | 14.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 3 | 1 | 1 | 0 | 8.5 | 32 | | | |
| 羽曳野市(大阪府) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 8 | 3 | 0 | 1.5 | 3 | 2 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 16.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 6.5 | 31 | | | |
| 長浜市(滋賀県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 18 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 10 | 30 | | | |
| 橿原市(奈良県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 8 | 28 | | | |
| 守口市(大阪府) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | 9 | 30 | | | |
| 門真市(大阪府) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 | 26 | | | |
| 彦根市(滋賀県) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河内長野市(大阪府) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料2-1 2006年政策システムの機能性に関する調査結果（中国・四国・九州地方）

| 自治体名 | 組織運営規範 | | | | | | | | | | | | 透明化政策 | | | | | | | | | | 効率化政策 | | | | | | | | | | 合計 | | | | | | | |
|--------------|--------|-----|---|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|----|-------|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|-----|------|----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|------|------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 小計 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 小計 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 小計 | |
| 【中国・四国・九州地方】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大牟田市(福岡県) | 1 | 0 | | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0.5 | 1.5 | 0.5 | 0 | 12.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | | 1 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 24.5 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 2 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 11.5 | 48.5 |
| 春日市(福岡県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1.5 | 1.5 | 3 | 16 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | | 3 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 27.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 | 47.5 |
| 新居浜市(愛媛県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1.5 | 1.5 | 0 | 13 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 2 | | | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 21 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 10 | 44 |
| 米子市(鳥取県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 1.5 | 0 | 10 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1.5 | 21.5 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 11 | 42.5 |
| 防府市(山口県) | 1 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 2 | 1.5 | 0 | 0.5 | 3 | 14 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 8 | 39 |
| 津山市(岡山県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0.5 | 1.5 | 1 | 0 | 12 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 9.5 | 38.5 |
| 丸亀市(香川県) | 3 | 2.5 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5.5 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 2 | | | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0 | 21.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 | 10 | 37 |
| 三原市(広島県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0.5 | 1.5 | 0 | 0 | 8 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 3 | | | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 19.5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 7 | 34.5 |
| 尾道市(広島県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 3 | | | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 20.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 7 | 30.5 |
| 八代市(熊本県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7.5 | 30.5 |
| 飯塚市(福岡県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | | | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 | 30 |
| 出雲市(島根県) | 0 | 0 | | 2 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0.5 | 0 | 0.5 | 0 | 8 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 15 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 1.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 32 |
| 霧島市(鹿児島県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 0 | | | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5 | 30 |
| 薩摩川内市(鹿児島県) | 0 | 0 | | 1 | 0 | 3 | 1 | 2 | 0.5 | 0.5 | 0 | 0 | 8 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 2 | 3 | 0 | 10 | 30 |
| 唐津市(佐賀県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0.5 | 1.5 | 0.5 | 0 | 7.5 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 2 | | | 0 | 3 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0.5 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 27.5 |
| 鹿屋市(鹿児島県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0.5 | 0 | 0 | 0 | 2.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 3 | 0 | 3 | 0 | 9.5 | 26 |
| 西条市(愛媛県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0.5 | 0 | 0 | 0 | 5.5 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 2 | | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0.5 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 24.5 |
| 廿日市市(広島県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 0 | | | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 14.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 7 | 23.5 |
| 別府市(大分県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 5 | 23 |
| 延岡市(宮崎県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 9 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 9.5 | 21.5 |
| 諫早市(長崎県) | 0 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 2 | 2 | | | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 16 |
| 岩国市(山口県) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料 2 2 2008年政策システムの機能性に関する調査結果（東海地方）

| | 組織運営規範 | | | | | | | | | | | | | 透明化政策 | | | | | | | | | | | | | 効率化政策 | | | | | | | | | | | | | 合計 |
|-----------|--------|-----|-----|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|----|------|-------|-----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|----|-----|-------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|------|------|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 小計 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 小計 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 小計 | | |
| 【東海地方】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多治見市(岐阜県) | 3 | 2.5 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0.5 | 0 | 2 | 21 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 2.5 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1.5 | 31 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 1.5 | 3 | 3 | 3 | 1 | 19.0 | 71 | |
| 小牧市(愛知県) | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 1 | 3 | 15.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 28.5 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 0.5 | 3 | 2 | 3 | 0 | 16.0 | 60 | |
| 刈谷市(愛知県) | 2 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 2 | 19.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0.5 | 21.5 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 3 | 1 | 3 | 3 | 3 | 0 | 16.5 | 57.5 | |
| 瀬戸市(愛知県) | 1 | 0 | 1.5 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 1 | 3 | 15 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 2.5 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 26 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 3 | 2.5 | 3 | 0 | 12.5 | 53.5 | |
| 稲沢市(愛知県) | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1.5 | 1.5 | 1 | 2 | 18 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 1.5 | 21.5 | 3 | 0.5 | 3 | 1.5 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 15.0 | 54.5 | |
| 各務原市(岐阜県) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 11 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 16.5 | 3 | 1.5 | 3 | 1.5 | 3 | 0.5 | 3 | 2.5 | 3 | 0 | 21.0 | 48.5 | |
| 桑名市(三重県) | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0.5 | 0 | 15 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1.5 | 21.5 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1 | 14.5 | 51 | |
| 三島市(静岡県) | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 0 | 13.5 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 19.5 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 0.5 | 3 | 2 | 3 | 0 | 16.0 | 49 | |
| 江南市(愛知県) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1.5 | 1.5 | 1 | 16 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 19.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0 | 9.0 | 44.5 | |
| 伊勢市(三重県) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0 | 3 | 12.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 20 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 12.0 | 44.5 | |
| 富士宮市(静岡県) | 1 | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 2 | 14 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 21.5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 0 | 10.0 | 45.5 | |
| 掛川市(静岡県) | 0 | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 1 | 3 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 | 16.5 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1.5 | 15.5 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 11.0 | 43 | |
| 東海市(愛知県) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 1 | 0 | 9.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 21.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 2 | 2 | 0 | 8.0 | 39 | |
| 焼津市(静岡県) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0 | 0 | 6.5 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 2 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 0 | 8.0 | 38.5 | |
| 西尾市(愛知県) | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0.5 | 0 | 12 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 23.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4.0 | 39.5 | |
| 半田市(愛知県) | 0 | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0.5 | 0 | 0 | 6 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.5 | 3 | 1.5 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 3 | 2 | 3 | 0 | 11.5 | 34.5 | |
| 島田市(静岡県) | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 18 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 8.0 | 31 | |
| 藤枝市(静岡県) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料 23 2008年政策システムの機能性に関する調査結果（近畿地方）

| | 組織運営規範 | | | | | | | | | | | | | 透明化政策 | | | | | | | | | | | 効率化政策 | | | | | | | | | | | 合計 | | | |
|------------|--------|-----|-----|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|----|------|-------|-----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-------|-----|------|----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|------|------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 小計 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 小計 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | | 34 | 35 | 小計 |
| 【近畿地方】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 箕面市(大阪府) | 3 | 0.5 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1.5 | 1 | 2 | 20.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 3 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 7.0 | 55.5 |
| 草津市(滋賀県) | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0.5 | 1.5 | 0 | 3 | 15 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 2.5 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 1.5 | 24 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 1 | 3 | 2 | 3 | 0 | 16.5 | 55.5 |
| 生駒市(奈良県) | 2 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0.5 | 1.5 | 0 | 0 | 16 | 3 | 1 | 1 | 3 | 3 | 2.5 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 1.5 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.5 | 3 | 2 | 3 | 0 | 11.5 | 54.5 |
| 池田市(大阪府) | 3 | 2.5 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1.5 | 1.5 | 1 | 0 | 15.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 3 | 25 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 8.0 | 48.5 |
| 長浜市(滋賀県) | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0.5 | 0 | 1 | 1 | 10.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 2.5 | 3 | 1 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 26 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0.5 | 3 | 0 | 3 | 0 | 11.5 | 48 |
| 大東市(大阪府) | 3 | 2.5 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 0.5 | 1.5 | 1 | 0 | 17.5 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 25.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 5.0 | 48 |
| 彦根市(滋賀県) | 1 | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0.5 | 0 | 10.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 23.5 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 1 | 13.5 | 47.5 |
| 三田市(兵庫県) | 1 | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0.5 | 0 | 9.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 2.5 | 3 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1.5 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 1 | 9.0 | 46.5 |
| 泉佐野市(大阪府) | 0 | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0.5 | 0.5 | 1 | 0 | 10.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 3 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 7.0 | 42.5 |
| 河内長野市(大阪府) | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0 | 0 | 11.5 | 3 | 0 | 1.5 | 3 | 3 | 2 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 3 | 25.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 6.0 | 43 |
| 松原市(大阪府) | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 1 | 0 | 12.5 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 3 | 23.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 6.0 | 42 |
| 橿原市(奈良県) | 0 | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1.5 | 0.5 | 0 | 7.5 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 3 | 2.5 | 3 | 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0.5 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 7.0 | 39.5 |
| 富田林市(大阪府) | 0 | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0 | 8 | 3 | 0 | 1.5 | 3 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 3 | 22.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 7.0 | 37.5 |
| 東近江市(滋賀県) | 0 | 0 | 1.5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1.5 | 0 | 0 | 0 | 8 | 3 | 1.5 | 1.5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1 | 22 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 7.0 | 37 |
| 門真市(大阪府) | 0 | 0 | 1.5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 1 | 0.5 | 0 | 0 | 8 | 3 | 1.5 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 18.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 5.0 | 31.5 |
| 羽曳野市(大阪府) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 1 | 1.5 | 0.5 | 0 | 8 | 3 | 0 | 1.5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 11.5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1.5 | 3 | 1 | 2 | 0 | 10.5 | 30 |
| 守口市(大阪府) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料 2 5 調査対象とする基礎自治体の政策システムの機能性（東海地方）

| 自治体名 | 2006 | 2006 | 2006 | 2006 素点 合計 | 2008 | 2008 | 2008 | 2008 素点 合計 | 組織運営規範 平均値 | 透明化政策 平均値 | 効率化政策 平均値 | 全体素点 平均値 |
|--------------|--------------|-------------|-------------|------------------|--------------|-------------|-------------|------------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| | 組織運営規範 得点 | 透明化政策 得点 | 効率化政策 得点 | | 組織運営規範 得点 | 透明化政策 得点 | 効率化政策 得点 | | | | | |
| 1 多治見市(岐阜県) | 19.5 | 28.5 | 19 | 67.00 | 21 | 31 | 19 | 71.00 | 20.25 | 29.75 | 19.00 | 69.00 |
| 2 刈谷市(愛知県) | 15.5 | 19.5 | 16.5 | 51.50 | 19.5 | 21.5 | 16.5 | 57.50 | 17.50 | 20.50 | 16.50 | 54.50 |
| 3 稲沢市(愛知県) | 16.5 | 20.5 | 15 | 52.00 | 18 | 21.5 | 15 | 54.50 | 17.25 | 21.00 | 15.00 | 53.25 |
| 4 桑名市(三重県) | 15.5 | 21 | 18.5 | 55.00 | 15 | 21.5 | 14.5 | 51.00 | 15.25 | 21.25 | 16.50 | 53.00 |
| 5 小牧市(愛知県) | 11 | 22.5 | 12 | 45.50 | 15.5 | 28.5 | 16 | 60.00 | 13.25 | 25.50 | 14.00 | 52.75 |
| 6 瀬戸市(愛知県) | 15 | 23.5 | 10 | 48.50 | 15 | 26 | 12.5 | 53.50 | 15.00 | 24.75 | 11.25 | 51.00 |
| 7 各務原市(岐阜県) | 11 | 16.5 | 19.5 | 47.00 | 11 | 16.5 | 21 | 48.50 | 11.00 | 16.50 | 20.25 | 47.75 |
| 8 江南市(愛知県) | 15 | 19.5 | 9 | 43.50 | 16 | 19.5 | 9 | 44.50 | 15.50 | 19.50 | 9.00 | 44.00 |
| 9 三島市(静岡県) | 9.5 | 17.5 | 11.5 | 38.50 | 13.5 | 19.5 | 16 | 49.00 | 11.50 | 18.50 | 13.75 | 43.75 |
| 10 富士宮市(静岡県) | 8.5 | 19.5 | 13 | 41.00 | 14 | 21.5 | 10 | 45.50 | 11.25 | 20.50 | 11.50 | 43.25 |
| 11 伊勢市(三重県) | 4 | 21 | 12 | 37.00 | 12.5 | 20 | 12 | 44.50 | 8.25 | 20.50 | 12.00 | 40.75 |
| 12 掛川市(静岡県) | 7 | 16 | 14.5 | 37.50 | 16.5 | 15.5 | 11 | 43.00 | 11.75 | 15.75 | 12.75 | 40.25 |
| 13 西尾市(愛知県) | 15 | 23.5 | 2 | 40.50 | 12 | 23.5 | 4 | 39.50 | 13.50 | 23.50 | 3.00 | 40.00 |
| 14 焼津市(静岡県) | 9 | 25 | 6 | 40.00 | 6.5 | 24 | 8 | 38.50 | 7.75 | 24.50 | 7.00 | 40.00 |
| 15 東海市(愛知県) | 14.5 | 22.5 | 3 | 40.00 | 9.5 | 21.5 | 8 | 39.00 | 12.00 | 22.00 | 5.50 | 39.50 |
| 16 藤枝市(静岡県) | 11.5 | 18.5 | 5 | 35.00 | | | | | 5.75 | 9.25 | 2.50 | 35.00 |
| 17 半田市(愛知県) | 7.5 | 16.5 | 9.5 | 33.50 | 6 | 17 | 11.5 | 34.50 | 6.75 | 16.75 | 10.50 | 34.00 |
| 18 島田市(静岡県) | 3 | 18 | 0 | 21.00 | 5 | 18 | 8 | 31.00 | 4.00 | 18.00 | 4.00 | 26.00 |

資料26 調査対象とする基礎自治体の政策システムの機能性（近畿地方）

| 自治体名 | 2006 組織運営規範 | 2006 透明化政策 | 2006 効率化政策 | 2006 素点 合計 | 2008 組織運営規範 | 2008 透明化政策 | 2008 効率化政策 | 2008 素点 合計 | 組織運営規範 平均値 | 透明化政策 平均値 | 効率化政策 平均値 | 全体素点 平均値 |
|--------------|----------------|---------------|---------------|------------------|----------------|---------------|---------------|------------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| | 得点 | 得点 | 得点 | | 得点 | 得点 | 得点 | | | | | |
| 1 箕面市(大阪府) | 19.5 | 25.5 | 8 | 53.00 | 20.5 | 28 | 7 | 55.50 | 20.00 | 26.75 | 7.50 | 54.25 |
| 2 草津市(滋賀県) | 13 | 22.5 | 10.5 | 46.00 | 15 | 24 | 16.5 | 55.50 | 14.00 | 23.25 | 13.50 | 50.75 |
| 3 池田市(大阪府) | 17.5 | 23.5 | 7.5 | 48.50 | 15.5 | 25 | 8 | 48.50 | 16.50 | 24.25 | 7.75 | 48.50 |
| 4 彦根市(滋賀県) | | | | | 10.5 | 23.5 | 13.5 | 47.50 | 5.25 | 11.75 | 6.75 | 47.50 |
| 5 三田市(兵庫県) | 13.5 | 25.5 | 9 | 48.00 | 9.5 | 28 | 9 | 46.50 | 11.50 | 26.75 | 9.00 | 47.25 |
| 6 大東市(大阪府) | 18 | 21 | 7 | 46.00 | 17.5 | 25.5 | 5 | 48.00 | 17.75 | 23.25 | 6.00 | 47.00 |
| 7 生駒市(奈良県) | 9 | 14.5 | 8.5 | 32.00 | 16 | 27 | 11.5 | 54.50 | 12.50 | 20.75 | 10.00 | 43.25 |
| 8 河内長野市(大阪府) | | | | | 11.5 | 25.5 | 6 | 43.00 | 5.75 | 12.75 | 3.00 | 43.00 |
| 9 富田林市(大阪府) | 13 | 22 | 6 | 41.00 | 8 | 22.5 | 7 | 37.50 | 10.50 | 22.25 | 6.50 | 39.25 |
| 10 長浜市(滋賀県) | 2 | 18 | 10 | 30.00 | 10.5 | 26 | 11.5 | 48.00 | 6.25 | 22.00 | 10.75 | 39.00 |
| 11 松原市(大阪府) | 9 | 22 | 5 | 36.00 | 12.5 | 23.5 | 6 | 42.00 | 10.75 | 22.75 | 5.50 | 39.00 |
| 12 泉佐野市(大阪府) | 9 | 19.5 | 6 | 34.50 | 10.5 | 25 | 7 | 42.50 | 9.75 | 22.25 | 6.50 | 38.50 |
| 13 東近江市(滋賀県) | 3 | 21 | 9.5 | 33.50 | 8 | 22 | 7 | 37.00 | 5.50 | 21.50 | 8.25 | 35.25 |
| 14 橿原市(奈良県) | 1 | 19 | 8 | 28.00 | 7.5 | 25 | 7 | 39.50 | 4.25 | 22.00 | 7.50 | 33.75 |
| 15 羽曳野市(大阪府) | 8 | 16.5 | 6.5 | 31.00 | 8 | 11.5 | 10.5 | 30.00 | 8.00 | 14.00 | 8.50 | 30.50 |
| 16 守口市(大阪府) | 6 | 15 | 9 | 30.00 | | | | | 3.00 | 7.50 | 4.50 | 30.00 |
| 17 門真市(大阪府) | 4 | 18 | 4 | 26.00 | 8 | 18.5 | 5 | 31.50 | 6.00 | 18.25 | 4.50 | 28.75 |

資料27 調査対象とする基礎自治体の政策システムの機能性（中国・四国・九州地方）

| 自治体名 | 2006 | 2006 | 2006 | 2006 素点 合計 | 2008 | 2008 | 2008 | 2008 素点 合計 | 組織運営規範 平均値 | 透明化政策 平均値 | 効率化政策 平均値 | 全体素点 平均値 |
|---------------|--------|-------|-------|------------------|--------|-------|-------|------------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| | 組織運営規範 | 透明化政策 | 効率化政策 | | 組織運営規範 | 透明化政策 | 効率化政策 | | | | | |
| | 得点 | 得点 | 得点 | | 得点 | 得点 | 得点 | | | | | |
| 1 新居浜市(愛媛県) | 13 | 21 | 10 | 44.00 | 16.5 | 28 | 11 | 55.50 | 14.75 | 24.50 | 10.50 | 49.75 |
| 2 米子市(鳥取県) | 10 | 21.5 | 11 | 42.50 | 14.5 | 21.5 | 14 | 50.00 | 12.25 | 21.50 | 12.50 | 46.25 |
| 3 大牟田市(福岡県) | 12.5 | 24.5 | 11.5 | 48.50 | 11 | 22.5 | 8.5 | 42.00 | 11.75 | 23.50 | 10.00 | 45.25 |
| 4 防府市(山口県) | 14 | 17 | 8 | 39.00 | 17 | 25 | 8 | 50.00 | 15.50 | 21.00 | 8.00 | 44.50 |
| 5 岩国市(山口県) | | | | | 9 | 21 | 12 | 42.00 | 4.50 | 10.50 | 6.00 | 42.00 |
| 6 春日市(福岡県) | 16 | 27.5 | 4 | 47.50 | 8.5 | 21.5 | 6.5 | 36.50 | 12.25 | 24.50 | 5.25 | 42.00 |
| 7 薩摩川内市(鹿児島県) | 8 | 12 | 10 | 30.00 | 16 | 19 | 13 | 48.00 | 12.00 | 15.50 | 11.50 | 39.00 |
| 8 津山市(岡山県) | 12 | 17 | 9.5 | 38.50 | | | | | 6.00 | 8.50 | 4.75 | 38.50 |
| 9 丸亀市(香川県) | 5.5 | 21.5 | 10 | 37.00 | | | | | 2.75 | 10.75 | 5.00 | 37.00 |
| 10 三原市(広島県) | 8 | 19.5 | 7 | 34.50 | 9 | 16.5 | 12 | 37.50 | 8.50 | 18.00 | 9.50 | 36.00 |
| 11 鹿屋市(鹿児島県) | 2.5 | 14 | 9.5 | 26.00 | 10.5 | 21.5 | 9.5 | 41.50 | 6.50 | 17.75 | 9.50 | 33.75 |
| 12 尾道市(広島県) | 3 | 20.5 | 7 | 30.50 | 4.5 | 23.5 | 8.5 | 36.50 | 3.75 | 22.00 | 7.75 | 33.50 |
| 13 出雲市(島根県) | 8 | 15 | 9 | 32.00 | 6 | 18 | 8.5 | 32.50 | 7.00 | 16.50 | 8.75 | 32.25 |
| 14 廿日市市(広島県) | 2 | 14.5 | 7 | 23.50 | 6.5 | 23 | 10.5 | 40.00 | 4.25 | 18.75 | 8.75 | 31.75 |
| 15 別府市(大分県) | 4 | 14 | 5 | 23.00 | 12.5 | 18 | 8 | 38.50 | 8.25 | 16.00 | 6.50 | 30.75 |
| 16 唐津市(佐賀県) | 7.5 | 18 | 2 | 27.50 | 11.5 | 17.5 | 5 | 34.00 | 9.50 | 17.75 | 3.50 | 30.75 |
| 17 八代市(熊本県) | 1 | 22 | 7.5 | 30.50 | | | | | 0.50 | 11.00 | 3.75 | 30.50 |
| 18 飯塚市(福岡県) | 5 | 20 | 5 | 30.00 | | | | | 2.50 | 10.00 | 2.50 | 30.00 |
| 19 霧島市(鹿児島県) | 1 | 24 | 5 | 30.00 | | | | | 0.50 | 12.00 | 2.50 | 30.00 |
| 20 延岡市(宮崎県) | 3 | 9 | 9.5 | 21.50 | 11 | 11 | 6.5 | 28.50 | 7.00 | 10.00 | 8.00 | 25.00 |
| 21 西条市(愛媛県) | 5.5 | 17 | 2 | 24.50 | 4 | 15 | 6 | 25.00 | 4.75 | 16.00 | 4.00 | 24.75 |
| 22 諫早市(長崎県) | 3 | 10 | 3 | 16.00 | 6 | 14 | 9 | 29.00 | 4.50 | 12.00 | 6.00 | 22.50 |

参考文献一覧

- ・秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉(2010)『公共政策額の基礎』有斐閣
- ・朝日新聞社世論調査室(1976)『～朝日新聞世論調査の30年～日本人の政治意識』
- ・有吉広介・浜口晴彦(1982)『日本の新中間層』早稲田大学出版部
- ・E.F.ボーゲル(1968)『日本の新中間階級』誠信書房
- ・伊藤祐一郎(2002)『～新時代の地方自治～住民主体の地方行政システム』ぎょうせい
- ・稲沢市(1979)『稲沢市総合計画(1978～1985)』稲沢市
- ・今田高俊(1989)『社会階層と政治』東京大学出版会
- ・岩崎美紀子(2000)『市町村の規模と能力』ぎょうせい
- ・海野道郎(2000)『日本の階層システム2 公平感と政治意識』東京大学出版会
- ・大矢野修(2007)「革新自治体時代の終焉 分権改革の礎の時代を振り返る」『都市問題第98巻・第6号』東京市政調査会,pp.100-102
- ・大矢野修(2007)『財政縮小時代の人材戦略 多治見モデル』公人の友社
- ・大山耕輔(2010)「自治体の信頼性を高める政策パフォーマンス要因」『地方自治職員研修2010.9』公職研
- ・加我宏之,小嶋英里,下村泰彦(2009)「公益信託みのお山麓保全ファンドにおける市民団体による山麓保全活動に関する研究」『ランドスケープ研究 72巻5号』日本造園学会, pp.601-604
- ・賀来健輔・丸山仁(2005)『政治変容のパースペクティブ～ニュー・ポリティクスの政治学Ⅱ～』ミネルヴァ書房
- ・賀来健輔・丸山仁(2000)『ニュー・ポリティクスの政治学』ミネルヴァ書房
- ・掛川市(1986)『掛川市総合計画』掛川市
- ・門真市(2006)『門真市史 第6巻』門真市
- ・門真市まちづくり研究会(2002)『地域住民団体ヒアリング報告書』門真市まちづくり研究会
- ・加茂利男(2001.8)『市町村合併と地方自治の未来～「構造改革」の時代の中で～』自治体研究社
- ・加茂利男(2002.6)『地方自治・未来への選択～平成市町村合併と地方構造改革のなかで～』自治体研究社
- ・加茂利男(2005.8)『新しい地方自治制度の設計～規模の利益か小さい自治の連合か～』自治体研究社
- ・北川洋一(2003)「地方分権がもたらす行政のマネジメント化とパートナーシップ化～NPMとパートナーシップ論の合流による「第三の道」型改革～」『包括的自治ガバナンス改革』東洋経済新報社,pp.191-236
- ・金宗郁(2006)「地方自治体の政策パフォーマンスと組織規範」『選挙研究 21号』日本選挙学会,p158-168
- ・金宗郁(2009)『地方分権時代の自治体官僚』木鐸社
- ・木佐茂男・逢坂誠二(2003)『わたしたちのまちの憲法』日本経済評論社
- ・倉田哲郎(2012)「まちの課題解決のための条例制定～箕面市条例三題断：名簿・カラス・災害時～」『市政 2012.11,全国市長会館, pp.25-28
- ・草野厚(1997)『政策過程分析入門』東京大学出版会
- ・久保田茂・樋口直人・矢部拓也・高木竜輔(2008)『再帰的近代の政治社会学～吉野川可動堰問題と民主主義の実験～』ミネルヴァ書房
- ・江南市(1981)『江南市総合計画(1981～1985)』江南市
- ・子ども情報研究センター(2000)「保育・ゆめ・未来 市民とともに歩む子育て支援～箕面市地域子育て支援センター～」『はらっぱ 195巻』子ども情報研究センター ,pp.18-21

- ・小牧市(1982)『第3次小牧市総合計画』小牧市
- ・斎藤友里子・三隅一人(2011)『現代の階層社会 3～流動化の中の社会意識～』東京大学出版会
- ・坂野光俊(1985)「高度成長期における松下電器と門真」『立命館大学人文科学研究所紀要(40号)』立命館大学人文科学研究所,pp.3-24
- ・坂本治也(2005)「地方政府を機能させるもの?～ソーシャル・キャピタルからシビック・パワーへ～」『公共政策研究 No.5』日本公共政策学会,p141-153
- ・財団法人社会経済生産性本部(1996)『労働関係白書 30年史～白書にみるわが国労使関係の軌跡～』
- ・佐々木信夫(1999)『地方分権と地方自治』勁草書房
- ・時事通信社(2003)「みのお市民活動センター(大阪府箕面市) 活動拠点の提供でNPO支援」『厚生福祉 5150 巻』時事通信社 ,p11
- ・芝村篤樹(2006)「高度経済成長化の都市化～ 門真市の場合～」『桃山学院大学総合研究所紀要第 31 巻第 3 号』桃山学院大学総合研究所,pp37-55
- ・島田市(1973)『島田市史 下巻』島田市史編纂委員会
- ・島田市(1984)『島田物語 島田市総合計画基礎調査』島田市
- ・島田市(1985)『島田市新総合計画しまだ未来 21 基本構想・基本計画 (前期)』島田市
- ・直田春夫(2000)「市民参加の新しい形を求めて 箕面市の市民参加型まちづくり～市民活動から市民参加条例そして市民参加のまちづくりへ～」『地方自治職員研修 2000.3』公職研, pp.60-63
- ・多治見市(1981)『第3次多治見市総合開発計画』多治見市
- ・多治見市(1987)『多治見市史 通史編下』多治見市
- ・田村政志・椎川忍(2001)『自治体経営と財政運営システム』ぎょうせい
- ・地方行財政調査会(1991)『全国知事・市町村長名簿』
- ・D.Easton, 片岡寛光訳(2002)『政治生活の体系分析 (上)』早稲田大学出版部
- ・D.Easton, 片岡寛光訳(1980)『政治生活の体系分析 (下)』早稲田大学出版部
- ・David Easton(1965) *A systems analysis of political life*, Princeton, New York : John Wiley
- ・D.Riesman, 加藤秀俊訳(1964)『孤独な群衆』みすず書房
- ・東海市(1986)『第3次東海市総合計画～昭和 61 年度～昭和 70 年度～』東海市
- ・Tony Bovaird, Elke Loffler, みえガバナンス研究会訳(2008)「変化する公共政策の背景」『公共経営入門～公共領域のマネジメントとガバナンス～』公人の友社, pp.17-33
- ・辻中豊・伊藤修一郎(2010)『ローカル・ガバナンス～地方政府と市民社会～』木鐸社
- ・直田春夫(2000)「市民参加の新しい形を求めて箕面市の市民参加型まちづくり～市民活動から市民参加条例そして市民参加のまちづくりへ～」『地方自治職員研修』第 33 巻 3 号, 公職研,pp.60-63
- ・鳴海正泰(1975)『戦後自治体改革史』日本評論社
- ・西寺雅也(2003)「選挙公約と総合計画 マニフェストを公表して～特集 リーダーの研究 自治体首長論～」『地方自治職員研修』第 36 巻 No.10,公職研,pp.21-24
- ・西寺雅也(2004)『多治見市の総合計画に基づく政策実行～首長政策の進め方～』公人の友社
- ・西寺雅也(2005)「多治見市/総合計画が進める自治体改革～改革派首長が考える自治体改革次なる自治体戦略をどう考えるか～」『地方自治職員研修』第 38 巻通巻 525 号, 公職研,pp.202-208
- ・西寺雅也(2006)「自治体トップインタビュー～変革の旗手たち 西寺雅也・多治見市長～」『日経グローバル』第 53 巻,日本経済新聞社・日経産業地域研究所,pp.32-34
- ・西寺雅也(2006)「陶磁器の魅力がけん引するまちづくり (岐阜県多治見市)」『市政 2006.3』, 全国市長会館, pp.106-109

- ・西寺雅也(2008)『自律自治体の形成～すべては財政危機との闘いからはじまった～』公人の友社
- ・西寺雅也(2008)「地域の持続可能性をめざして～特集 住宅都市の都市戦略～」『地方自治職員研修』第41巻 No.2,公職研,pp.28-30
- ・西寺雅也(2009)「首長から見た期待される管理職～新時代に求められる管理職像～」『地方自治職員研修』第42巻,公職研,pp.18-32
- ・西尾市(1979)『西尾市総合計画』西尾市
- ・日本経済新聞社・日経産業地域研究所(2005)『全国優良都市ランキング～サービス度・革新度で測る自治体の経営力～』日本経済新聞社
- ・日本経済新聞社・日経産業地域研究所(2006)『2006年(第5回)全国市区の行政比較調査データ集～行政革新度・行政サービス度～』日本経済新聞社
- ・日本経済新聞社・日経産業地域研究所(2009)『2008年(第6回)全国市区の行政比較調査データ集～行政革新度・行政サービス度～』日本経済新聞社
- ・日本経済新聞社・日経産業地域研究所(2006)「779市・23区の行政比較調査① 全国市区の行政革新度(上)」『日経グローバル』No.62,日本経済新聞社・日経産業地域研究所, pp.6-42
- ・日本経済新聞社・日経産業地域研究所(2006)「779市・23区の行政比較調査③ 全国市区の行政革新度(下)」『日経グローバル』No. 63,日本経済新聞社・日経産業地域研究所, pp.44-57
- ・日本経済新聞社・日経産業地域研究所(2008)「全国市区の行政サービス調査 行政革新度(上)」『日経グローバル』No.113,日本経済新聞社・日経産業地域研究所, pp.8-49
- ・日本経済新聞社・日経産業地域研究所(2008)「全国市区の行政サービス調査 行政革新度(下)」『日経グローバル』No.114,日本経済新聞社・日経産業地域研究所, pp.38-49
- ・日本生産性本部労使協議制常任委員会(1978)『昭和53年版労使関係白書～成熟経済社会の労使関係～』財団法人日本生産性本部
- ・日本都市センター(2008)『自治体における財政格差の諸相』日本都市センター
- ・日本図書館協会(2007)「箕面市立図書館協議会の活動～図書館と市民との協働～」『図書館雑誌 101巻2号』日本図書館協会, pp.69-73
- ・日本図書館研究会(2003)「市民にとって委託とは何か～シンポジウム現代の委託(アウトソーシング)を考える～」『図書館界 55巻2号』日本図書館研究会, pp.69-73
- ・橋本晃和(1995)『「新・無党派」の正体～支持政党なしをどう読むか～』東洋経済新報社
- ・橋本健二(1999)『現代日本の階級構造～理論・方法・計量分析～』東信堂
- ・橋本健二(2006)『階級社会～現代日本の格差を問う～』講談社
- ・橋本卓(2002)「箕面市「まちづくり理念条例」と「市民参加条例」」『地方自治職員研修』第35巻3号,公職研,pp.32-35
- ・濱西隆男(2010)「政策過程論序説～ポスト行政過程論として」『季刊行政管理研究 No.129』行政管理研究センター,p30-39
- ・林正義(2002)「地方自治体の最小効率規模～地方公共サービス供給における規模の経済と混雑効果～」『フィナンシャル・レビューNo.61』財務省財務総合政策研究所,pp59-89
- ・原純輔(2000)『日本の階層システム1 近代化と社会階層』東京大学出版会
- ・原純輔、盛山和夫(1999)『社会階層～豊かさの中の不平等～』東京大学出版会
- ・半田市(1981)『第3次半田市総合計画』半田市
- ・平野浩(2007)『変容する日本の社会と投票行動』木鐸社
- ・藤枝市(1982)『藤枝市総合計画～心豊かな人間性をはぐくむ文化の都市をめざして～』藤枝市
- ・牧田実(1997)「「地場産業都市」から「東濃圏域」における「住宅都市へ」～岐阜県多治見市～」『地方都市の再生』アカデミア出版会,pp.305-353
- ・町田光弘(2010)「大都市圏産業集積の軌跡と展望」『産開研論集』大阪府立産業開発研究所,pp.25-35
- ・松下圭一(1985)『市民文化は可能か』岩波書店

- ・ 松下圭一(1996)『日本の自治・分権』岩波書店
- ・ 丸山仁(2000)「静かなる革命の彼方に」『ニュー・ポリティクスの政治学』ミネルヴァ書房,pp2-6
- ・ 丸山仁(2005)「現代社会の変容と「新しい政治」の挑戦」『政治変容のパーспекティブ～ニュー・ポリティクスの政治学Ⅱ～』ミネルヴァ書房,pp.7-8
- ・ 三島市(1985)『新三島市総合計画』三島市
- ・ 三宅一郎(1998)『政党支持の構造』木鐸社
- ・ 三宅一郎(1985)『政党支持の分析』創文社
- ・ 宮野勝(2000)「階層と政治」『日本の階層とシステム 6 階層社会から新しい市民社会へ』東京大学出版会,pp53-71
- ・ 宮本憲一(2005)『日本の地方自治その歴史と未来』自治体研究社
- ・ 村上泰亮(1984)『新中間大衆の時代～戦後日本の解剖学～』中央公論社
- ・ 村松岐夫(1999)『行政学教科書～現代行政の政治分析～』有斐閣
- ・ 村松岐夫(2006)『テキストブック地方自治』東洋経済新報社
- ・ 村山皓(2009)『政策システムの公共性と政策文化～公民関係における民主性パラダイムから公共性パラダイムへの転換～』有斐閣
- ・ 森昌也(1988)『地方自治戯論』静岡新聞社
- ・ 森昌也(1998)『ちょっと言いにくいことですが・・・体験地方自治』静岡新聞社
- ・ 焼津市(1978)『昭和 60 年をめざして焼津市総合計画』焼津市
- ・ 横山桂次(1990)『地域政治と自治体革新』公人社
- ・ 横山麻季子(2006)「評価による行政サービスの向上」『日本評価研究』,p59-71
- ・ 歴代知事編纂会(1983)『日本の歴代市長 第一巻』歴代知事編纂会
- ・ 歴代知事編纂会(1984)『日本の歴代市長 第二巻』歴代知事編纂会
- ・ 歴代知事編纂会(1985)『日本の歴代市長 第三巻』歴代知事編纂会
- ・ Inglehart,Ronald, 三宅一郎・金丸輝男・富沢克訳(1978)『静かなる革命』東洋経済新報社
- ・ Robert D. Putnam , 河田潤一訳(2001)『哲学する民主主義～伝統と改革の市民的構造』NTT 出版社
- ・ Robert D. Putnam with Robert Leonardi and Raffaella Y. Nanetti(1993) *Making democracy work : civic traditions in modern Italy* , Princeton, N.J. : Princeton University Press , pp.177-181
- ・ 綿貫譲治(1986)「社会構造と価値対立」『日本人の選挙行動』東京大学出版会,pp17-37
- ・ 1975 年 SSM 全国調査委員会(1978)『社会階層と社会移動：1975 年 SSM 全国調査報告』日本図書センター

統計資料一覧

- ・経済産業省大臣官房調査統計グループ(2010)『平成 22 年工業統計表「市区町村編」』
経済産業省
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・岐阜県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・静岡県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・愛知県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・三重県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・滋賀県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・大阪府』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・兵庫県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・奈良県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・鳥取県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・島根県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・岡山県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・広島県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・山口県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・香川県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・愛媛県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・福岡県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・佐賀県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・長崎県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・熊本県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・大分県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・宮崎県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1986)『昭和 60 年国勢調査報告第 2 巻 第 1 次基本集計結果その 2 都道府県
市区町村編・鹿児島県』財団法人日本統計協会

- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・兵庫県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・奈良県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・鳥取県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・島根県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・岡山県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・広島県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・山口県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・香川県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・愛媛県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・福岡県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・佐賀県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・長崎県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・熊本県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・大分県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・宮崎県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1996)『平成7年国勢調査報告第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県市区町村編・鹿児島県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・岐阜県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・静岡県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・愛知県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・三重県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・滋賀県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・大阪府』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・兵庫県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・奈良県』財団法人日本統計協会

- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・鳥取県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・島根県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・岡山県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・広島県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・山口県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・香川県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・愛媛県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・福岡県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・佐賀県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・長崎県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・熊本県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・大分県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・宮崎県』財団法人日本統計協会
- ・総務庁統計局(1997)『平成7年国勢調査報告第4巻その2 都道府県・市区町村編・鹿児島県』財団法人日本統計協会